

令和2年香美市議会定例会

9月定例会議会議録

令和 2年 9月 1日 開 議
令和 2年 9月 18日 散 会

香 美 市 議 会

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 1 号)

令 和 2 年 9 月 1 日 火 曜 日

令和2年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和2年9月1日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月1日火曜日（審議期間第1日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 76号 令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 85号 令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86号 令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87号 令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 89号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 90号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 92号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 93号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 94号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 95号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 96号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 97号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 香美市まちづくり計画の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和2年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和2年9月1日(火) 午前9時開議

- 日程第1 審議期間の決定について
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 諸般の報告
 1. 議長の報告
 2. 市長の報告
 (1) 報告第14号 令和元年度香美市健全化判断比率の報告について
 報告第15号 令和元年度香美市資金不足比率の報告について
 (2) 行政の報告及び提案理由の説明
日程第4 議案第 76号 令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第5 議案第 77号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6 議案第 78号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7 議案第 79号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 議案第 80号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9 議案第 81号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第10 議案第 82号 令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第11 議案第 83号 令和元年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第12 議案第 84号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 議案第 85号 令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳

入歳出決算の認定について

- 日程第14 議案第 86号 令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 87号 令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第 88号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第 89号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第 90号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第 91号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第 92号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第 93号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第 94号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 95号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 96号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 97号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第 98号 香美市まちづくり計画の変更について

会議録署名議員

1 番、萩野義和君、2 番、山口 学君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時02分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和2年香美市議会定例会を再開し、9月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に加え、猛暑の中、熱中症にもその対策が求められる大変厳しい8月でしたが、早朝には気持ちよいそよ風を感じる気候となってまいりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、公私共に何かと御多忙の折、令和2年9月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本年の夏には、香美市の三大祭りなど、例年各地域におきまして盛大に開催されます夏の祭りが、感染症対策のため全て中止となりました。やむを得ないこととはいえ、非常に残念な思いでございます。また、お盆休みなど長期休暇を利用して計画されていた帰省を、断念された御家族も多数あったのではないかと推察するところでございます。

さて、本定例会議に市長から提出されています議案は、令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど、認定議案12件を含む23件でございます。ほかに報告2件が提出されています。議員各位におかれましては、慎重な審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、8月27日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、利根健二君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今定例会議の審議期間は、委員長報告のとおり、本日から9月18日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は本日から9月18日までの18日間と決定しました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お手元にお配りの予定表のとおりであります。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、1番、萩

野義和君、2番、山口 学君を指名します。両君はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による、報告第14号及び第15号の報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査報告書、令和元年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、令和元年度香美市水道事業会計決算審査意見書、令和元年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、令和元年度財政健全化判断比率の審査意見並びに令和元年度資金不足比率の審査意見が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

教育厚生常任委員会の協議の推移・進捗状況について、委員長から報告書が提出されています。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、協働・参画調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長から報告書が提出されています。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第76号、令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第26、議案第98号、香美市まちづくり計画の変更についてまで、以上23件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第76号から議案第98号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。それでは、行政報告並びに議案の提案理由について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、高知県では4月末から感染症の情報もなく、ほっとした気分も広がっておりましたが、7月13日に感染者が発生して以降、再び感染拡大の状況となり、中央東保健所管内においても感染者が発生しております。こうしたことから、感染予防について徹底を図るよう指示をしているところであります。

感染拡大により地域経済や市民生活は深く影響を受けております。感染予防とともに、地域経済や市民生活を支援するため、6月12日に新型コロナウイルス対策推進に係る国の第2次補正予算が成立しましたので、これを受け、既に予算化しております香美市持続化給付金制度など13事業に加えて9事業を取りまとめ、本議会に一般会計補正予算（第6号）として提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、コロナ対策について、事業計画の精査をただいまやっておりますので、これらの事業につきましてもできるだけ早く起動できるようにしたいと考えております。

それでは、各課関連の行政報告を行わせていただきます。

まず初めに、総務課。

1、特別定額給付金について、特別定額給付金につきましては、8月24日に申請の受付を終了し、1万3,057世帯に25億9,810万円の給付を行いました。全世帯に占める給付率は99.8%となっています。なお、給付を希望しない世帯は9世帯、連絡がつかなかった世帯が14世帯となりました。

定住推進課。

1、香美市ものづくり会議について、平成29年度に設立した香美市ものづくり会議は、8月31日に令和2年度第1回目の会議を開催しました。現在は、物部川ブランド、フラフ、土佐打刃物、ふるさと納税、第1次産業の分科会を開催しています。今後も香美市ものづくり産業の底上げを図り、香美市の産業発展を目指して開催してまいります。

2、姉妹都市交流について、本年度の全ての交流事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

3、ふるさと納税について、総務省告示第179号による寄附金額に占める返礼品を3割以下、募集に係る経費も返礼品を含め5割以下の基準に、全ての返礼品の見直しを令和2年7月に行い、完了しました。これにより、昨年度より全体的に返礼品や諸経費に対する寄附金額が上がりました。今後、寄附金額の見直しによる落ち込みが予想されますが、ポータルサイトの有効活用や広告媒体への掲載等により新規の寄附者獲得を図り、目標額である2億5,000万円の達成に向けて取組を強化していく予定です。

健康介護支援課。

1、香美市立大栃診療所・高齢者生活福祉センターこづみ改修工事について、完成期限が8月31日となっております、令和2年度香美市立大栃診療所・高齢者生活福祉センターこづみ空調給湯設備改修工事につきましては、各工程遅延することなく工程表どおり順調に進み、設置が完了した空調機器・給湯機器につきましては問題なく使用できております。

2、香美市医療救護所倉庫について、岩河整形外科に隣接の市所有地に建設する香美市医療救護所倉庫は、7月3日に起工式を執り行いました。工期は11月30日となっております、完成後は関係機関と連携した災害時医療救護訓練を行います。

農林課。

1、香美市持続化給付金について、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている農林業者を対象に、6月から受付を開始しました香美市持続化給付金につきましては、8月14日現在の申請者数は2件となっています。

商工観光課。

1、香美市持続化給付金について、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けて

いる事業者を対象に、6月から受付を開始しました香美市持続化給付金につきましては、8月14日現在の申請者数は28件となっています。

建設課。

1、がけくずれ住家防災対策事業について、繰越事業が4件あり、2件は完了、2件については施工中です。本年度になり4件の要望があり、急ぎ県への申請事務を行っています。農林業施設及び公共土木施設災害は、7月豪雨等により約80件あり、9月からの国の査定を受け、早急な復旧を計画しています。また、一昨年、昨年発生 of 災害については、未契約分の入札事務を進めています。交付金関係道路整備事業については、県からの交付決定もあり、順次、年度内完成に向け着手しています。

2、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線については、JR協定分も含め年度内完成に向けて事業を施工しています。都市計画マスタープラン策定業務については、策定委員会を経て計画案を公表しており、現在、住民説明会の準備を行っています。

3、国道195号改良促進期成会について、8月に総会書面決議を行い、高知県土木部に老朽化対策及び災害対応等の推進に必要な予算確保や、山田バイパス・大栃橋の早期完成を求める要望を11月に予定しています。

4、物部川改修期成同盟会及び高知県市町村道整備促進協議会について、物部川改修期成同盟会及び高知県市町村道整備促進協議会において、県下関係市町村と協力し、予算確保などの本年度1回目の要望活動を一部リモート及び郵送により、7月、8月に地元選出国會議員及び国土交通省、財務省、内務省（後に「総務省」と訂正あり）に行いました。2回目の要望については10月、11月に予定しています。

教育振興課。

1、新型コロナウイルス感染症に伴う小中学校の対応について、香美市内の小中学校では、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大により、3月から5月まで断続的に臨時休業を行った関係で、授業時間の確保等により、今年度は夏季休業を8月1日から23日までに短縮し、2学期を8月24日から開始しました。また、9月から12月の原則第2・第4土曜日7日間は午前中授業を行い、児童生徒になるべく負担がかからないように工夫をしながら授業を進めていく予定です。暑い日が続く中、各学校では、感染症対策に加え、熱中症対策も取りながらの学校運営となります。

消防課。

1、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して、火災件数は2件の減、救急出動は137件の減、救助出動は昨年と同じ件数となっています。詳しくは表を掲げておりますので、御参照ください。

2、消防防災施設等の整備事業について、耐震性貯水槽を土佐山田町加茂に整備しました。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第 14 号は、令和元年度香美市健全化判断比率の報告についての報告です。

報告第 15 号は、令和元年度香美市資金不足比率の報告についての報告です。

議案第 76 号は、令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 77 号は、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 78 号は、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 79 号は、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 80 号は、令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 81 号は、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 82 号は、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 83 号は、令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 84 号は、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 85 号は、令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 86 号は、令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 87 号は、令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第 88 号は、令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）です。

議案第 89 号は、令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）です。

議案第 90 号は、令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 91 号は、令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 92 号は、令和 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 93 号は、令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）です。

議案第 94 号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 95 号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 9 6 号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 9 7 号は、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 9 8 号は、香美市まちづくり計画の変更についてです。

以上、報告 2 件、議案 2 3 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照くださいますようお願いいたします。

4 ページ、建設課の 4 番目の中に、財務省、内務省とありましたけれども、これは「内務省」ではございません。「総務省」でございますので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ありません。

○議長（比与森光俊君） 以上で市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。これから、報告第 1 4 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。以上で報告第 1 4 号についての質疑を終わります。

次に、報告第 1 5 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。以上で報告第 1 5 号についての質疑を終わります。

お諮りします。議会運営委員会委員長の協議結果報告書のとおり、議案第 8 8 号は、本日他の案件と分離し、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、審議、採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 1 6、議案第 8 8 号、令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第 8 8 号、令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）について説明いたします。

令和 2 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度香美市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,690 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 219 億 2,335 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月1日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、鏡野中学校合築棟屋内プールの改修工事の追加のほか、地方債の補正を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書11ページから13ページまでと、款項目節の内訳14ページから15ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

次に、10ページの「第2表 地方債補正」につきましては、義務教育施設整備事業1件について変更し、限度額の総額を19億3,938万4,000円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書にお示ししているとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 補足説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） この補修費についてですが、残響音に対してこうして早く対策ができることになって、私も大変よかったなということを思います。しかしながら、1点お聞きしたいんですが、こういう反響音があって使えないという状況であれば、やはり受渡しの際の確認とかがきちっとできていなかったとか、いろんな点もあると思うんですが。そして、こういう使うに支障のある建物ができているということは、設計者にも問題があるというか、1点はあるのではないかと。それで、御相談し改善をするということはいいけれど、全部の金額を市が負担するということはどうかなと疑問に思うんです。

けど、早く対策をしなければいけないので、これは早くに対策を打ち、だけど、この負担については、ある一定設計業者さんと話して、結局、設計者が、やっぱりこういうドーム型にしたときに、反響音がどれぐらいとかも加味して設計するべきと思うんですが。それとか、受渡しの際に反響音とかも確認し、途中でもありますよね、中間検査というか。そういうときにきちっとやっていたら、手前にそういうことも分かったんではなかろうかと思います。その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回この補正予算を出させていただいたのには、子供たち、生徒のために安心・安全な施設として使えるようにという思いで、残響音が少なくなる、よりよい環境になるようにということで補正予算を出させていただいております。

この問題につきましては、慎重に対応しなければいけないということを、再三議会でもお話をさせていただいておりますが、この工事は工事として進めさせていただいて、先ほどおっしゃられたような問題につきましては、慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山本芳男君。

○8番（山本芳男君） ちょっと関連で質問させていただきたいと思います。

議案細部説明書におきまして、目的（趣旨）で施設等における不良箇所と指摘しておりますが、不良箇所となると、はっきり言うてちょっと設計ミスというような取り方もできます。それと関連しますが、卓球場の結露の問題ですが、あの施設を見ますと、外部、内部、全てコンクリートということで、それは当然結露が出る施設でございます。例えば、内部へ板を張るということでも結露の回避ができると思います。板というものは水を吸収しますので、改善できたんじゃないかなという思いがします。それで、ちょっとこれは設計ミスも指摘されてもしようがないような状況でございます。

また、この予算でございますが、合併特例債を使うということですが、本来なら合併特例債というものは地域振興に使って、地域を発展させるということであろうと思いますが、それをこういうものに予算として使うのはどうかなと思うところでございます。

それで、残響音につきましては、一定の軽減はできるであろうという臆測ですが、もしこれで後々残響音がまだあるということになれば、どういうふうに対応を、後へ後へいろんな問題ができるということは、どういうふうに対応部としては考えてやっているか。これは後の責任問題ということにかかってくると思うんですがね。その辺はどのように考えているか、答弁をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

結露につきましては、御説明もさせていただきましたとおりに解決しているということで、今は快適に使っていると学校のほうからも報告をいただいております。

設計ミスとおっしゃられましたけれども、この問題につきましては、慎重に確認をしないといけないことがたくさんありますので、今後も検討していきたいと思っております。

また、今回の対策につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたように、シミュレーションでもよい結果が出ておりますので、これで解決できるものと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 合併特例債の活用につきましても、教育行政の振興

という意味で、この改修工事を行うに当たって、できるだけ有利な財政運営ということで対応させていただいているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） プールの音の件ですが、以前、一般質問のとき、私、瑕疵の可能性もあるのではないかという意見を申し上げました。それで、瑕疵ということになりますと請求期限があるんですよ。対処すると今おっしゃられましたが、具体的に瑕疵かどうかの判断とか、それから、弁護士を立てていろいろ相談もしているのですが、具体的にどのように進捗してますか。御報告を求めます。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

まず、工事というか、先にこの対策をするというところを優先させていただいたということはあります。顧問弁護士等にも相談しながら進めてはいるところですが、今お答えできるような進捗状況というのはまだ出ておりませんので、判断につきましては、今後工事も始まりますので、並行して検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の会議は9月8日火曜日午前9時から開会いたします。

本日はこれで終了いたします。

（午前 9時39分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 2 号)

令 和 2 年 9 月 8 日 火 曜 日

令和2年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和2年9月1日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月8日火曜日（審議期間第8日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1 番	萩野義和	11 番	山崎晃子
2 番	山口学	12 番	濱田百合子
3 番	久保和昭	13 番	山崎龍太郎
4 番	甲藤邦廣	14 番	大岸眞弓
5 番	笹岡優	15 番	小松孝
6 番	森田雄介	16 番	依光美代子
7 番	利根健二	17 番	村田珠美
8 番	山本芳男	18 番	小松紀夫
9 番	爲近初男	19 番	島岡信彦
10 番	舟谷千幸	20 番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副 市 長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支 所 長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支 所 長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教 育 次 長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消 防 長	宮地義之
-------	------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 2 年香美市議会定例会 9 月定例会議議事日程

(審議期間第 8 日目 日程第 2 号)

令和 2 年 9 月 8 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 1 4 番 大 岸 眞 弓
- ② 1 7 番 村 田 珠 美
- ③ 1 番 萩 野 義 和
- ④ 6 番 森 田 雄 介
- ⑤ 1 0 番 舟 谷 千 幸
- ⑥ 7 番 利 根 健 二
- ⑦ 1 6 番 依 光 美代子
- ⑧ 1 1 番 山 崎 晃 子
- ⑨ 2 番 山 口 学
- ⑩ 1 3 番 山 崎 龍太郎
- ⑪ 1 2 番 濱 田 百合子
- ⑫ 3 番 久 保 和 昭
- ⑬ 5 番 笹 岡 優

会議録署名議員

1 番、萩野義和君、2 番、山口 学君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時01分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、日本共産党の大岸眞弓です。私は、住民こそが主人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。

議長の許可を頂きまして、この席からの質問で、そして座って失礼いたします。お許してください。

今、新型コロナウイルス蔓延により、私たちは生活様式の変容を余儀なくされていますが、ウイルスの特徴などもだんだん明らかになりつつある現在、冷静に、お互いが補い合って、難関を乗り越えなければならないと思うところです。

さて、今回、私はコロナ禍における教育の環境整備を中心にお聞きいたします。

まず、1点目からです。

日本教育学会が5月22日に、全国知事会長、市長会長、町村長会長の三者が連名で、5月25日に学校での感染症対策や、教育の環境整備について提言を行いました。

日本教育学会のほうは、一時、検討の声があった9月入学始業制についての考察を皮切りに、学習の遅れへの対応としての質の高い教育、少人数学級の必要性、教員の増などを求める内容となっております。

知事会なども、おおむね同じ内容です。いずれも子供たちの学びの保障、健全な成長発達保障のための注目すべき提言であると考え、質問に取り上げました。

順次お聞きいたします。

まず、①です。

本市の状況からですが、各小・中学校では新しい生活様式、つまり身体的距離の確保、人との間隔はできるだけ2メートル、最低でも1メートル空ける、これに適用していける状態でしょうか。

資料①に文部科学省の示した教室の図をつけてありますので、御覧になってください。

机の幅などからしまして、下の図のように40人定員の教室に40人だと、このように密になってしまいます。本市の学校別にどういう状況か、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） おはようございます。大岸議員の、市内の各小・中学校では、新しい様式に適用していける状況かという御質問にお答えいたします。

文部科学省からの、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」では、密集の回避のために人との間隔はできるだけ2メ

一メートル空けることを推奨しています。これはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能とされております。したがって、市内小・中学校では、これを基準として、できる限り密集を含む3密を回避するよう対応を行っています。

また、これ以外にも、学校の新しい生活様式にできる限り対応する学習環境を整えるため、国の補助金、学校保健特別対策事業補助金とか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、その充実に努めております。

しかし、規模の大きい学校においては、大岸議員の心配されている状況はあります。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） できる限り子供たちのことを考えて対応されているということですが、例えば、ソーシャルディスタンスに関しましては、スーパーマーケットなんかでも足の形を置いて1メートル以上とかいうふうに、社会全体がそういう中で、学校はできる限りのということでは、ひょっとして心配な状況があるのではないかと思ったりするところですよ。

補助金などを使ってということですが、例えば、どういうことに使われておりますか。

○議長（比与森光俊君） 質問の後がちょっと聞き取りにくかった。

○14番（大岸眞弓君） 教育長が今おっしゃった、補助金や臨時交付金を使って対応されているのは、どういうところに対応されているんですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

大づかみの話なのですけれども、例えば、消毒関係で必要なものであったり、それから、施設の改修とか備品等の必要なものであったり、各学校の実態に応じて整備しているところですよ。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは次の、②楠目小・山田小・鏡野中学校の教室の状況について、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 楠目小学校、山田小学校、鏡野中学校の教室の現状について、お答えいたします。

御指摘のありました3校の現状としては、後の（2）で御質問をしてくださるようになっております20人学級を基準といたしましたら、21人を上回る学級が、楠目小学校では9クラス中3クラス、それから最多が32人です。山田小学校では16クラス中16クラス、最多36人。鏡野中学校では12クラス中12クラス、最多32人という状況ですよ。

全ての学級で送風機等での空気循環を行ったり、冷房も行いながら、窓や入り口を開

けて換気をするなどして対応しているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 例えば、県外の学校ですけれども、急遽、プレハブを造って、あふれている子供たちを安全な人数にするためにやっているとか、そういう対策は今のところお考えにはなっていないですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

その3校につきましては、どの学校も余裕の教室がないものですから、密にできるだけならないように、子供たちに先生方が指導して、子供と一緒にそこを頑張っているところなんです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の③の質問に移ります。

日本教育学会は、長期の休校で生じた学習の遅れを取り戻すためには、様々な手厚い措置が必要だとしまして、政府や自治体に、常勤や任期付の任用職員、それから非常勤講師なんかも含むと思います。加配教員、そしてICT支援員、学習指導員、学校業務の補助員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどが必要であり、プランを立ててて予算を確保することを提言しています。

このような要員の確保につきましては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

国の第2次補正予算案にも盛り込まれた加配教員等の増員を利用し、手厚い教育の提供を目指し、本市ではスクールサポートスタッフ（事務補助員）を、新たに市内5小学校に順次配置するべく準備を進めています。

また、加配教員の配置に向けては、国が示す要件を満たす学校に対し、教員の配置に向けて県教育委員会と調整を図っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の④の質問に移ります。

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童・生徒の学びの保障のための学習指導について通知を行い、次学年、または次々学年に移して教育課程を編成すべきと述べています。

休校中の遅れを取り戻すことは切実な課題であるとしながら、無理なく取り戻せるように学習指導要領を一時的にでも精選し、柔軟に対応するとのスタンスであります。本市においてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 学びの保障についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症予防の措置として行った臨時休業に伴う欠時数の確保は、夏季休業の短縮や学校行事等の見直しにより、全市内小・中学校でほぼ時数回復は行えています。

しかし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、臨時休業措置を行わなくてはならない場合も考えられるため、その際には、御指摘のとおり、その後を見据えて学習指導要領の柔軟な運用も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 学習指導要領の柔軟な運用ということですが、ぜひ子供たちの状況が一番よく分かっている、学校の先生方を中心に行っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） そのとおりだと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の⑤の質問に移ります。

文部科学省の通知では、今年度最終学年を迎えている児童・生徒は、分散登校などで優先的に登校させること、今もうこの時期は過ぎておりますけれども。そして、日本教育学会の提起として、入学試験の際、上級学校に対して配慮を求めること。また、進学した先の学校あるいは就職先などで、個別の生徒の学習の遅れに配慮しながら、新入生の指導計画を検討するなどが挙げられております。

今、必要な事項が網羅的に提案されておまして、それを質問にしているわけですが、本市においてはどのように配慮できるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 最終学年への配慮ということで、お答えいたします。

最終学年を迎える小学校6年生、中学校3年生には、進学や受験等で不安を与えないよう、優先的に対応ができるように、今後も学校に指示、支援を行っていきたくと考えているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に、⑥の質問に移ります。

入念な感染防止策をとりましても感染不安がぬぐえないお子さんにつきましては、不安で登校できない期間を欠席扱いとせず、遠隔授業等で代替するなどは可能でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 感染不安で登校できない期間のことについて、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症予防のため登校できない期間は、これまでも出席停止扱い

とし、欠席にはしておりません。御指摘のありますように、授業ができない場合の代替案としては、遠隔授業などICTを活用した学習の在り方を今後も研究するとともに、環境整備を行っていきたいと考えています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ⑦の質問に移ります。

医療関係者などを御家族に持つ子供さんが、不当な偏見にさらされないようにすることが大変重要です。学校では、どのような措置及び対策をされているでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

学校では、児童・生徒の発達段階に応じて、教科学習や特別活動を通して、新型コロナウイルスに関する正しい理解につながる学習を行うとともに、それに伴う差別や偏見等につながらないよう学習を行っています。

また、文部科学大臣からのメッセージ、ちょうど非常にコンパクトにまとまったものがありますけれども、そのメッセージを活用し、保護者や地域にも啓発を行っているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 周りの雰囲気、大人の方の行動とか、例えば、電車の中でマスクをしない人がいたら糾弾するとか、そんな雰囲気をずっと子供は感じ取って、心配なものだから周りに対してそういうふうになってしまう。医療関係者の子供さんだったら、心配でそういうふうになってしまうということがありますので、十分に対策をいただいているということで安心いたしましたけれども、これは社会全体で考えましても、医療関係者ということだけでなく、介護施設、障害者施設、そして保育、その方々が仕事をしてくれないと社会が回っていかないので、その方々が、感染のリスクに立ち向かいながら仕事を継続してくれているという基本意識を、学校だけでなく周囲の大人も持つことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） まさしくそのとおりだと思います。差別とか偏見とかいうだけではなくて、その方たちが大変な思いをして、大変な努力をしてやってくださることに対する感謝の気持ち等、本当にみんなで大事にしていきたいと思っています。

ちょうど先ほどのメッセージが、児童・生徒や、学生の皆さんへというのと、それから教職員を初め学校関係者の皆様へというのと、保護者や地域の皆様へということで、先ほど言われた内容がきちっと盛り込まれてできていますので、子供たちは学校で学習もしますけれども、地域とか保護者の方にもこれが回っていくようになりますので、ぜひそういう雰囲気をつくっていきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑧です。ページをめくって、資料の2枚目、②

を御覧になってください。

これは、国立成育医療研究センターが、「コロナ×こどもアンケート」第2回調査報告書を発表しました。調査期間は6月15日から7月26日までで、長期臨時休校が明けて、学校が再開された時期での実施となっております。子供981人、保護者5,791人が回答を寄せました。

結果が、グラフで示されております。6歳～8歳、9歳～11歳では、一番多いのが「コロナのことを考えると嫌な気持ちになる」。これは、さきの調査でもそうでした。そして、12歳～14歳は「どれもあてはまらない」が一番多いのですけれども、2番目には「コロナのことを考えると嫌な気持ちになる」「最近、集中できない」となっております。15歳～17歳で突出しておりますのが「最近、集中できない」で、「すぐにイライラする」が次に多くなっております。

自由記述欄にも、子供の気持ちが表れていますが、「子供をばい菌扱いしないでほしい。」「学校の先生に、頑張っていることを知ってほしい。」という記述があります。

子供はこんなふうを感じ取っている。大人が見過ごしがちな、子供の気持ちがあることを知らなければいけないと思わせてくれる調査だと思います。

このアンケートは、第1回目が5月12日に発表されました。そして、今回の第2回目と経年的に調査をすることで、問題の早期発見や予防につなげたいというのが目的です。子供はストレスを自覚していないことも多いため、自分の気持ちを自由に言える場所を作り、きちんと受け止めることが重要だという国立成育研究センターの指摘は、そのとおりではないでしょうか。

そこでお聞きします。子供たちのストレスケアに、子供の今の思いや不安を語れる場が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 子供のストレスに対しての御質問にお答えいたします。

先ほど御紹介いただきましたアンケート調査は、大変参考になりますので、今後もこれを大事に活用させていただきたいと思っております。

コロナ禍において、子供たちが計り知れないストレスを抱え、学校生活を送っていることには心を痛めています。

香美市では、臨時休校からの再開以来、児童・生徒に対してアンケートや面談を行い、児童・生徒の心身の状況把握やケアに努めてまいりました。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な方々のお力もお借りして対応してまいりました。これからも国の補助事業も活用し、できる限り児童・生徒に寄り添った体制がとれるよう、支援を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いろいろな子供の関わる行事なんかも次々中止になりまして、子供たちは思い切り体を動かすというか、気持ちを発散させる場が、随分これまで少なくなってきたと思うんですね。

アンケートとか面談とか、スクールソーシャルワーカーの方々がアドバイスをされて対応ということですが、子供が思いっきり気持ちを発散できる場が要るんじゃないかと思うんですね。その辺りは、例えば学校の中で1日に15分でも時間をとってとかいうことは可能ですか、多分、いろいろなことで学校は大変だと思うんですけども。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） コロナの関係で、1学期の最初のほうは休みも続いたりしまして、一番子供の変化を先生方が感じたのは体力不足です。やっぱり体を動かしていないので、子供たちは非常に体が硬くなっているというか、弱くなっているということが大きな課題でして、学校としては体力の回復に随分力を入れました。けれども、そうはいっても、体育の授業そのものが最初ちょっと難しかったので、いろいろ工夫しながら、2学期の今頃になっては、そこに力点を置いてやっているところです。

一つ、これは感想的なところですけど御紹介しますと、当初1学期の辺りは、大人が子供に教えるとか、してあげるとかということが割に多かったです。子供たちも、新しく作り出すということが子供そのものですので、だんだん多分我慢できなくなった子供が、例えば、中学生なんかの部活動だったら、その中で何かできないかという発想を逆に子供から先生に出してきたりとか、それから、小学校なんかでも、授業の中でこういう活動をしたいというものが出てきたりということがあるので、大人もそうですけど、子供たちも自分から動き出すというのは、もともと持っている力ですので、そこを大事に出しながら、これからの教育を進めていきたいと思っています。

2学期の特に10月ぐらいからは、行事が多分リズムカルにできてくると思うんですけども、3密に気をつけながらやっていくようにいたします。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の（2）今こそ、20人学級の実現をということで、お聞きいたします。

①からです。

日本教育学会は、生徒の学びの保障のために組まれた補正予算に加え、再開後の学校の大変さを支える制度として、小規模学習集団の編成や複数担任制、学力補充教室や個別指導によって、子供たちの学力を保障し、ストレスや悩みに応える学校づくりを進めるためには、少なくとも1校当たり、小学校で3人、中学校で3人、高校で2人の教員増で約10万人。これに加えて、ICT支援員、学習指導員を小・中学校に4人、高校に2人の配置を予算的な根拠も示しながら提案しています。全国で20人規模の少人数学級を実現可能となる増員であり、感染防止のためにも必要です。

資料③を見ていただきましたら、全国知事会会長、市長会会長、町村長会会長が、新

しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を出し、政府に要望しています。全地方からの画期的な要望であると思いますので、こうした要望も力にしまして、国会のほうの答弁もだんだんと前向きな答弁になってきているようでありますので、重ねて地方からとして強く要望してはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

教職員配置の改善、それから、1学級当たりの児童・生徒数の引下げにつきましては、市町村教育長からも長年提言を行っているところです。したがって、これからも今回の新型コロナウイルス感染防止の観点からだけではなく、今ある様々な教育課題を解決するためにも、引き続き要望を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教育長、1学級20人ぐらいの数って理想的だと思うんですけども、市内の小・中学校にはそれに近い人数の学校もありますけれども、大人数のクラスの状態を見たときに、20人学級が実現できたら本当にいいなというふうに、やっぱりお感じになりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） いいなと思います。今、国のほうが小学校の1・2年生が35人学級、あとは40人学級です。高知県は、それをちょっと下げてくれて、加配の形で小学校の1・2年生が30人学級、今年、3・4・5年生が35人学級、中学校の1年生が30人学級ということで、あとは40人学級にしてくれています。やっぱり30人ぐらいになると本当にいいのですけれども、今の子供のいろんなストレスをためやすい状況からいっても、先ほど言われた20人学級というのは本当に素晴らしいと思います。できるだけその方向で要望していきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に②です。

人材確保をする上で、10年に1回資格がなくなる教員免許更新制度がネックになっているという指摘があります。教員の雇用につきましては県のほうになりますが、一つの案として、教員免許失効者に対する臨時免許の要件を緩和する対策とともに、教員免許更新制度の凍結も検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

この臨時免許といいますのは、普通免許ですと全国どこでもいける。ただ、臨時免許のほうは、それを授与された都道府県でしか使えないとかいうことがありまして、先生方の不足の中で、こういうことも検討していかないかんのではないかという提案でございます。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 教員免許更新制度についてお答えいたします。

教員免許更新制度に関しては、教育職員免許法に定められているものであり、教員として必要な資質能力の保持や、身分を保証するために必要な制度として組み立てられたものです。

免許更新をしていない方、しようと思っていない方ともおいでまして、臨時教員不足につながる課題にもなっているところです。様々な会の中では、時々意見は述べさせていただいたりはしますが、ただ、この制度がサイクル化していて、その制度で動いているので、なかなか難しいところがあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 現場の先生方からとってみたときに、更新するときに一定講習のようなものがあるわけですね。それで、大変忙しい中で時間を割かれるということもありますし、今の厳しい学校の労働環境の中で、この際辞めてしまおうかという早期退職の先生方も随分いられるわけですが、この免許更新制度につきましても、課題はあるので検討されていくということによろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 課題はあると思っていますので、またできるところでやっていきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、（3）の質問に移ります。

第2波の感染が広がっております。次への備えとして、お聞きいたします。

まず、①です。

首相の唐突な要請で、全国で一斉の休校が行われました。本市でも休校いたしました。その振り返りを今行っておられますか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 振り返りの件について、お答えいたします。

各学校でも、学習の進め方や児童・生徒の心身状況の把握など、職員会議で振り返りを行っており、そこで出された意見を市の校長会で教育委員会と話し合いを持ち、振り返りを行っております。今後の学校運営上の問題点や、学校行事等についても意見交換したところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 学校のほうでということですが、教育委員会サイドとしては、どういうふうな振り返りを行っておられますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 教育委員会も学校も、テーマは同じにして検討していってお互いに突き合わせをしていくわけですので、方向性は同じです。

いろいろありますけれども、振り返りの主なものとしましては、休業している期間の子供たちの生活と、それから、学習状況が大変難しかったものですから、自学力を高める授業の必要性。その中には、ICTの活用もあるし、新しい学習方法のこともあるというようなこと。それから、先ほど申しました体力面での指導、助言をどのようにするかということ。それから、保護者との連携、これは急な休みだったものですから、おうちの方も随分戸惑われたと思いますけれども、そこの辺りが、ちょっと時間も今回はなかった面もあったのですけれども、保護者との連携をどのようにしていけばいいかということ。それと、心のケア等、いろいろ多くありますけれども、校長会で学校の先生方の意見も出していただいて、共通確認しながら進めていくところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、②です。

突然の休校は大変混乱を招きました。担当課も大変であったことと思いますが、子供に依じて仕事を休まなければならなくなって収入減になった人、給食がなくて困った人、児童クラブも登録児童だけに限られておりましたので行き場がなくなったこと、これは児童クラブ側も慌てたと思います。自治体によりましては、希望者には給食を提供したり、お弁当を配ったりしているところもありました。また、校庭を開放している学校もあったわけです。

一斉休校は、最初は要請でしたので、どのようにするか自治体に任された面があったと思います。決定の過程で、各方面への影響を考慮して、保護者や関係機関への十分な説明と合意を得ることが必要だったのではないのでしょうか。お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 説明とか合意の必要性があったのではないかという御質問にお答えいたします。

2月28日に出された新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業要請は、国や県から一斉に出されたものでした。この要請には法的根拠はなく、対応は各自治体の判断に委ねられたものでした。現状においても、全容が不透明な新型コロナウイルス感染拡大防止に対して、何より子供たちの健康、安全を第一に考えた判断でありました。

保護者や関係機関への説明が十分であったかといえば、十分ではなかったとお聞き、今後はこの反省を生かして取り組んでいきたいと考えています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、そういうふうに教育長おっしゃっていただきました。今後は、また秋冬にかけてインフルエンザの流行もありますし、ひょっとしてこういう状態がまたあるかもしれませんので、今回のことをやはり反省材料として進めていかれると同時に、こうしたことの子供や保護者の方への影響を最小限にする方策というのが、細かいことでも要ったと思うんです。その点はいかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 振り返りの反省から言うと、もうそのとおりでございます。

先ほどのアンケートの中にもありましたように、学校給食がなくなったことで、本当に困っているおうちの例が幾つもここへ述べられています。学校給食は再開したときも非常に難しかった。やっぱり子供たちの安全面とかいうときに、どうすればいいかと一番悩んだところです。ただ、そのことについても、今後はまた検討もしていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それも踏まえまして、次の③に移ります。

待たれていた学校の再開ですが、子供たちも先生方も、今までとは違う学校生活となっております。保護者の方々も、学校が始まってほっとすると同時に、学校での子供たちの様子が気になっているのではないのでしょうか。

富山市では、新型コロナウイルスへの感染リスクを減らしながら、授業や給食、行事をどう進めていくのか模索をする中で、地元の小児科医と校長先生たちが、最新の医学的なデータを基に話し合う検討会議を作っております。子供の日常を、これで取り戻していこうとしているわけですが、資料の④を御覧ください。

これは、一番最初の検討会議の結果を報告するためのチラシといたしますか、お知らせの文書ですが、座長に富山大学小児科講師、副座長が富山市医師会理事、富山市学校保健会理事、あと、小学校の校長会、中学校の校長会、保育の園長会、そして教育委員会がメンバーとなっております。5月26日に会議を発足させ、検討内容については、ホームページでも見ることはできますが、こうしたものを市内の保護者全員に配っております。会が開かれるたびに、現在の状況についてお知らせを受け取ることができるわけです。検討会議だよりでは、QA方式で、子供が新型コロナウイルスにかかるとどういった症状が出るか、学校でどういう感染対策を行っているか、まだ収束していないのになぜ学校を再開するのかとか、家庭で注意すべき点、それから、その時々で保護者の方が不安に思っていることを答える形で情報提供を行っています。

消毒や掃除など、先生方が一生懸命やっておられるのをテレビなどでも見るわけですが、専門家のアドバイスを得られることで過剰な対策をしなくて済む。そして、今後は、リコーダーなどの音楽、部活動、修学旅行などの行事について、このメンバーで検討されるようです。

学校だけの判断では大変迷うところを、専門家の意見が聞けることで判断基準が明確になり安心ではないのでしょうか。周囲が安心すると、子供たちも安心して学校に行ける、ぴりぴりしないで済むと思うのですが、今後のことも考慮すれば参考になる取組ではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 富山市の取組を参考にとということで答弁させていただきます。

御紹介いただきました富山市の検討会議は、本市のコロナ禍における今後の対応を考える上でも参考になる取組だと思えました。御紹介ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お医者さんとか保健関係の方が入られるということで、にわかにはいけないかもしれませんが、「withコロナ」という言葉があって、今まさにそういう状態なんですけど、やっぱり安心のためには科学的な知見というのが欠かせないと思うのですね。その意味では、こういうものを立ち上げて、学校の先生方も安心していける、子供たちもゆったりと受け止めることができるというわけですので、ぜひこういうものがないか検討いただけないでしょうか。香美市だけでは無理があるようでしたら、香南市、南国市と3市が一緒になって、香南市、南国市は小児科医がごいますので、医大もありますし、何とかそういうグループができないかと思うところですが、教育長、すぐには難しいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

香美市の場合は、中央東保健所のほうに全面相談というか、それでずっと力を貸していただいてやってきた経過がございます。ここの富山市のように、専門の医師とか医療関係の方が入って、直接話がすぐできるということはとても素晴らしいと思って、これを参考にさせていただこうと思ったところです。

香美市の場合、香南市などと一緒に医師会との話合いもあったりしますので、コロナのことは大きなことですので、その中でもまた一緒に考えられたらいいなと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 多分、長い付き合いになりますので、やはり科学的な知見をもって、不用意に、あんまりいたずらに恐れ過ぎないということが大事かと思っておりますので、ぜひ御検討をいただいたらと思います。

それでは、次に2点目の質問に移ります。

教員の多忙化解消についてです。

この件に関しましては、これまでの質問も踏まえまして、進捗状況や提案も含め、展望をお聞きいたします。

①です。

教職員の働き方改革に関するアンケートをとられたと思います。今、資料も提出していただいておりますが、この直近のアンケートの結果、そして教育長の所見をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） それでは、アンケート結果について答弁いたします。

本年7月に実施しました教職員の働き方改革に関するアンケート、資料の2-①ですけれども、大変細かい数字で申し訳ございませんが、勤務状況について質問した項目で、日々の業務の充実感を得ているかという、1の1番の数字ですが、この設問では5点中ですけれども、平均3.4ポイント。例えば、2番の日々の業務の中で忙しいと感じているかの設問では3.8ポイントなどの結果が出ています。また、その下のほうにいきまして、業務改善の取組について質問した項目で、これまでの働き方改革の取組の定着を尋ねた質問では2.6ポイント、自身が時間外勤務を減らす工夫をしているかという設問では3.2ポイントの結果が出ています。

これらを含め結果から思うことは、日々の業務を行う中で、多忙感を抱きながらも充実感を感じながら日々の業務に当たっている職員が多くいること。また、以前よりも業務改善に関する意識は向上しつつも、具体的な取組には今後も工夫が必要であるというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） やはりアンケートをとることによって、改善が少しずつ進んでいるという状況は見受けられました。

さきの御答弁の中で、この頂いております資料の3番目ですが、仕事と生活の両立を推進するために、時間外勤務の縮減や業務負担の軽減に効果があると思われることで、大体過去2回、平成30年6月と平成31年3月にも同じ設問に対しまして、1位、2位、3位が固まっているんですね。やはり1位が「会議や研修の見直し」、2位が「交代ができるようにするための担当者の複数化」、そして3位が「定時退校日・学校閉庁日・最終退勤時間の設定」（後日「行事の削減や精選」と訂正あり）という区分になっております。大体もうこれで固まっていると考えていいですかね、今もう課題がここに、現場の先生方の声がこれだというふうになっているんですね、よろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） そうです。大体、意見としては固まってきていまして、このことが、今度検討協議会で検討していくときの大きな柱になっています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に②の小・中学校の時間外勤務の状況をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 国が示す学校教職員の在校等の時間から、正規の勤務時間を除いた時間の上限である月45時間以上の超過勤務を行った教職員の割合を、ちょっとゆっくり言います。6月が63.8%、7月が64.2%です。内訳を言いますと、小

学校の6月が63.2%、7月も同じく63.2%です。中学校の6月が62.7%、7月は66.1%となっています。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 大変高い率で45時間以上働いておられる。そして、過労死ラインといわれる80時間を超えている先生方もおられますね、それにつきましても把握しておられますか。
- 議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。
- 教育長（時久恵子君） 把握できています。小・中学校合わせたときの80時間以上が、6月は25.2%、7月は23.7%になっています。大変多いです。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 多分、管理職の先生方が、大変超過勤務をしておられる状況かと思えます。

それでは、それを受けまして、次の③の質問に移ります。

なぜ先生方がこんなに忙しいのか、多忙化の主な要因ですが、1958年に教員定数が初めて法制化されました。この法律の制定に当たりましては、一教員当たりの標準指導時数が、1週間で24時限をもって標準として1日平均4時限。そして、1日の勤務時間8時間のうちに、休憩時間を含む4時間を正規の教科指導、授業に充てる。残り4時間を教科外指導のほか、指導準備、その他校務一般に充てるという考え方がとられておりました。この標準時数で教員の定数が決められたということです。長い間、1日4時限の標準時数が守られてきましたが、1990年以降、学校週5日制の実施、これは2002年です。これによりまして、教員1日当たりの授業負担が増しました。このとき教員を増やさずに、学習指導要領を上回る授業時数の確保を求める通知が2003年に出され、2011年には標準自体もゆとりの見直しで増えることとなりました。この経過を見ますと、人が増えないで仕事だけがが増えていったということになりますでしょうか。その結果、小学校の多くの先生方は1日5こま、6こまの授業をこなし、今大体平均6こまとお聞きしておりますが、これであれば、法定どおりの休み時間をとるとしたら、残る時間が25分しかありません。長時間の残業は免れません。中学校では1日5こまですが、部活の指導、その他で、さらに小学校以上に長時間労働となっているのは調査の結果のとおりであると思えます。

加えて、不登校の増加、いじめの問題、家庭的な要因による子供の困難への対応による負担、同時期に全国学力テストや自治体独自のテスト、研修、教員免許更新制、人事評価、学校評価などの事務の増大が、先生方の多忙化に拍車をかけました。中央教育審議会も反省を表明しております。

もう1点、1971年に施行されました公立学校教職員給与特別措置法、いわゆる給特法によりまして、一律給与4%の上乗せ支給があります。このため、残業時間をカウ

ントすることがありませんから、先生方の長時間労働が把握をされず野放し状態にされてきた現状ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 多忙化の要因ということで、お答えいたします。

御指摘のとおり、多忙化の原因としては、様々な要因による社会情勢の変化と、それに伴う教育課題等の増加にあると考えております。

また、御指摘の教員独自の給与体系、いわゆる先ほどの給特法の関係に関しましては、多忙化との因果関係を判断するための資料等があまりなくて、言及することはできないところではあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうですね。でも、だんだんと学校の姿が変わってきたということ、それには法律が変わってきた。一緒に規制緩和もされてきたとか、そういうことがあるんだろうとは思いますが。

そしたら、④の質問に移りますけれども、再開後の学校で、登校してくる子供の健康チェック、また消毒、清掃など、さらに忙しくなっていると思いますが、感染症対策で増えた業務の把握はできておりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） コロナ対策で増えた業務の把握ということで、お答えいたします。

学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、児童・生徒の検温や、健康観察、記録、日に2回の消毒作業など、これまでにない業務が増えており、業務量だけでなく精神的にも大きな負担をかけているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 8月22日付の地元の新聞で、コロナ対策で学校の先生方がどういう状況にあるかという、NPO法人の行ったアンケートが載っておりましたが、業務がこれまでとても多忙な中、子供たちの学習の遅れを取り戻すための対策とかの上に、まだこういう消毒とかいう作業があって、33.7%の先生方が、疲労やストレスを感じたとき、子供の話をしっかり聞けなくなった、子供にゆったりと対応できなくなったと答えておられる。そして、必要以上に子供を叱ってしまうと感じたのが23.7%、それから、いい加減な授業をしてしまうも18.1%というアンケート結果も示されているわけですが、これにはやはり消毒なんか、学校の先生じゃなくてもいい部分をどなたかにお願いするという対策もとられておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） スクールサポートスタッフがとても役に立つということを

聞いています。早く配置をしたいところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑤の質問に移ります。

今、香美市内の残業時間のことも発言をいたしました。そして、教育長からも答弁がございましたけど、これやっぱり80時間以上なんて異常な長時間労働なわけですので、これがある以上、見直すことが国とか県、そして地方行政に求められているのではないかと思います。学校の先生方の労働時間の恒常的な把握と、健康管理を行う体制を整備してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 勤務管理、健康管理について、お答えいたします。

教職員の労働時間の恒常的な把握は、昨年9月から県が進めております校務支援システムを利用し、出退勤の時間や時間外の職務内容について管理を行っています。

また、健康管理を行う体制としては、体制づくりも含めて、今後の検討課題として香美市教職員の働き方検討協議会で協議する計画となっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのときに、働き方というと、何か先生方が自分で全部やろうとしないで、大事なところだけやったら、そんなに長い時間働かないで済むんじゃないのみたいなことではなくて、働かせ方の問題が多いと思うんですね、業務の増大なんかまさにそれですので、そこらの見直しをするようにしなさいと。そういう仕事をたくさんかぶせないことが大事だと思いますし、学校にもやっぱり労働安全衛生法が適用されていかないといけないと思います。その観点が要ると思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） そのとおりだと思います。本当に全体を見直していくという形をとらないといけないので、今だんだん検討課題が絞られてきているところで、丁寧に検討していきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑥に移ります。

そのように制度上、国とか自治体に取り組んでいかないと進まない問題もありますけれども、当面、各学校の先生方が話し合うことで業務改善を行うことが可能ではないでしょうか。これは大変実効性があると思いますが、いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

業務改善に関しましては、先ほど申しました、香美市教職員の働き方検討協議会でも

今後も話し合いを行っていくとともに、その中で校長会を通じて教職員の意見も反映できるようにと考えています。また、各学校現場でもそれぞれの組織で教職員の意見を反映できるよう、取組を進めていきたいと考えています。

それで、そういうボトムアップと、今、実は部活動の在り方とか、その指導の在り方、先生の土日の働き方ということで、また動きがどんどん国とか県のほうから出てきていますので、ちょっと大きな改革をしないと、部活動であったり、この80時間とかいう辺りについては、そのままでは解決しにくいところがあると思いますので、教職員の声も聞くし、それから国の制度なんかの変化に敏感に対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先生方のワークライフバランスがきちんと保たれるというのは、全部子供に返っていくことですので、ぜひ今日提案しましたことも含めまして、検討・協議をいただきたいと思います。

それでは、次に⑦です。

2001年4月に標準法（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）が改定されまして、それまで正規職員に与えられていた半分の額の国庫補助が、非正規職員にも適用されるようになりました。そして、その上で2006年には、この半分の国庫補助が3分の1に引き下げられました。これは記憶に新しいところで、地方議会から意見書も上げたりしたことでしたけれども、財源の乏しい地方行政にあって、こういう改定で非正規職員が増えることになったのではないかと考えております。

本市の場合、正規・非正規の割合はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 正規・非正規の割合について、お答えいたします。

資料2-⑦を見ていただいたらと思いますけれども、本市の小・中学校における正規・非正規の教員の人数は、全体で正規が158人、非正規が13人となっており、学校別では、そこに示したとおりですので御覧ください。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 全国的には、小・中学校で6人に1人が非正規とかいう状態もありますけれども、本市の場合はそれほどでもないということになりますかね。

それでは、次に⑧です。

コロナ禍で休校や授業のシフトが変わったりということもあったかと思いますが、非正規雇用者の給与の保障はできているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 給与の保障についてお答えいたします。

コロナ禍におきましても、非正規雇用者は通常の勤務を行っており、給与の保障はできていると思っています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に3点目の児童・生徒の健康管理をというこ
とでお聞きをいたします。

①です。

子供の口腔崩壊について、2008年から調査をしております歯科衛生士は、様々な事例を通して、子供の口腔崩壊が親の貧困や喫煙、ネグレクトなど、家庭環境に起因をしているのではないかと報告しております。この報告をされたのは、昨年東京都内で開かれました新日本医師協会主催の「子どもたちの命を守る」とした全国研究集会、様々な観点から子供の健康に関わって行われた全国研究集会でありますけれども、こういう状況というのは香美市でもあるのではないのでしょうか。

以前、私は子供たちへのフッ素洗口に係る質問を行いましたときに、経済的に困難な家庭にある子供たちの口腔衛生状態が、保てていない状況があるというお話をお聞きしたことでした。本市における現状と対応について、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

子供の歯科保健についての香美市の現状としましては、3歳児健診における虫歯のない児の割合で見ますと、合併当初の平成19年度は72.1%でしたが、年々改良され、令和元年度は90.7%にまで上昇いたしました。1歳6か月健診、3歳児健診へのフッ素塗布の導入による保護者への啓発や、平成30年度までは2歳児歯科健診などの取組もやっておりまして、その効果が出てきたものと思われま。虫歯のない子供が増える一方で、虫歯のある子供の一人当たりの虫歯本数が多いケースは今も見られておりまして、生活習慣や子供の特性、養育環境などを含めた見守りや支援が必要な場合もあり、必要に応じて児童福祉部門等との連携を図っております。

ポピュレーションアプローチとしては、妊婦さんや乳幼児健診を通じた虫歯予防の啓発は現在も継続して行っております。また、保育所や小・中学校では、歯磨き教室や、先ほど議員がおっしゃられましたフッ素洗口といった取組も行われており、保育所や学校など集団で取り組む機会があるということは、家庭環境の違いによる健康格差が生じることへの対策にもつながっていると考えております。

虫歯が10本以上、それから、また歯の根っこしか残っていないような、未処置の歯が何本もある状態を指して口腔崩壊と言いますが、そういった状態を作らないために、ライフステージに応じた取組を今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 虫歯が10本以上あるお子さん、歯を磨きましょうねというふうな指導ももちろん大事ではありますが、今課長おっしゃいました、周辺にある家庭的な環境とかは、福祉部門と連携してやっているということですけど、やはり

その御家庭の生活を丸ごと見てケアしないとなかなか、多分、お口の中がこういう状態であれば、ほかの健康状態や衛生状態も心配ですし、虫歯を通じて、そういう丸ごとケアをするという対策が必要ではないでしょうか。口腔衛生と言いましたら、実は虫歯だけではなくて、今、歯周病が本当に心配な状況なんですね。歯周病につきましては遺伝もありますけど、そういうこともやはり生活の仕方、ライフスタイル、そして口の中を衛生的に保つこと、歯磨きであったり、生活習慣にも踏み込んでいかないと、本当に将来もう歯がほとんどなくなってしまうとかいうふうな、それはそのまま子供の健康に関わっていきますので、丸ごとケアをするという辺りでは、そういう観点にあるとおっしゃいましたけど、どういうふうに福祉部門と関わってやっておられるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 丸ごとということですのでけれども、歯科保健をきっかけに、家庭の状況が厳しいのではないかと把握できるパターンもあると思います。その場合は、やはり子供の歯というのは家庭での状況を丸ごと映しているという反映はありますので、一定その厳しい家庭環境の子供さんについては、子供さんそのものというよりは家庭に対する支援、そういう丸ごとの支援を福祉事務所と、ケースに応じいろいろな策を練りまして、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この家庭環境、そういう御家庭はやはり親が孤立化する、保健師さんが訪ねていってもなかなか会えないとかも背景にあるかと思っておりますので、ぜひ連携してケアをしていていただきたいと思っております。

それでは、次に②の質問です。

デジタル機器の普及による総利用時間の延長と視力低下の相互関係は明らかとされながらも、因果関係の科学的根拠は乏しく、本格的な対策が取られてきておりませんでした。しかし、昨年夏に慶応大学の坪田教授らの研究グループが、小・中学生を対象に行った研究で、資料④－Ⅱを御覧になってください。グラフが出ております。これによりますと、小学生の近視が平均で76.5%、そのうち強度の近視が4%、中学生の近視が94.9%、強度の近視が11.3%に上るとの驚きの結果が出ております。グラフにも表れておりますように、高学年になるほど近視の率が高くなってきており、そして強度の近視有病率も、10歳の小学校5年生からうんと増えてきているということだと思いますが、強度の近視というのは、将来失明する可能性が10%ある。そして、ほかの疾患も誘発する病的近視手前の症状であるとの専門家の意見でございます。

近視には遺伝性と環境性があって、読書など目と物が近い作業や、外遊びの少ない子供に発症していることが明らかになっております。また、スマホは目との距離が平均20センチ前後で、タブレットも30センチ前後で使用していることや、利用時間が延びていることなどを考えますと、端末の長時間利用は目にとって軽視できない問題です。ほ

かにも、目以外の健康被害として、脳の発達障害、睡眠不足による心と体の不調、ネット・ゲーム依存症などがあり、事態は深刻です。

そこでお聞きします。コロナ対策でギガスクール構想が一気に進み、ネット環境が整備されていきますが、機器を与えると同時に、またその機器を使って授業をするわけですので、こうした健康被害を及ぼさない対策を進めていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

私の手元にある令和元年度学校保健統計調査、速報値ですけれども、それにも議員がおっしゃると同じような結果が出ておりまして、小・中学生、高校生、いずれも裸眼視力1.0未満の割合が過去最高、また矯正が必要な裸眼視力0.3未満の割合も、小・中学生で過去最高となっております。スマホなどの画面を近くで見る時間が増えるなど、生活習慣が影響していると思われる。また、体力低下、今議員もおっしゃいましたけれども、コミュニケーション能力、社会性の低下といったことにも影響していると言われております。

一方、デジタル機器が普及した現代社会では、子供たちにとってはこれらがある生活が当たり前の環境になっております。またその使用は必要不可欠となっております、本当に上手な付き合い方が大切だと考えております。スマホ等を使用するときのルール、画面から30センチ以上離すとか、30分したら目を休めるとか、1日の使用時間を決めるなど、家庭や学校でも生活習慣として定着するようにしていくことが重要ではないかと考えております。

健康介護支援課としましては、1歳6か月児、3歳児健診等で、このようなチラシ（資料を示しながら説明）が医師会から出ておりますので、小さいときから啓発していったらどうかと考えて、チラシの配布とかで保護者の方には啓発をしているところです。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 本市でもやはり大変心配な状況ということで、これは啓発をして、子供たちに気をつけなさいよというだけでは無理と思うんですね。どうしても長時間やってしまうわけですので、本当に新たな対策が、私はこれから学校にも家庭にも要と思います。こういう結果を見て、やはり視力の検査を今までよりも頻回にやるとか、それから、眼科や小児科の医師と一緒に見ながら研究を進めて対策を練って、その情報をまた保護者にも学校にも返していくということはできませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） また専門の先生方とは相談していく機会があると思いますので、その機会にはぜひそういう御意見も頂いて、家庭や学校のほうに還元できたらなというふうに考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に4点目の質問に移ります。

①です。

新聞報道によれば、今月5日に小学校4年生の女兒を誘拐したとして、38歳の男性容疑者が逮捕されました。少女は無事保護されましたが、2人はスマホのオンラインゲームで知り合ったとのこと。9歳の少女は言葉巧みに連れ出されたものでしょうか。ほかにもSNSでつながっての犯罪とか、同様の事件が本当に後を絶たないし、この頃余計聞くようになったような気がします。

端末機は便利な反面、幼い子供らが簡単に犯罪のターゲットになってしまうツールであることを、保護者もよく知り、子供にも伝えなくてはなりません。これから教材としても使われるのですが、学校ではどのように指導されているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） スマホやネットのトラブルについてお答えいたします。

スマホやネット犯罪に関しては、近年、インターネットの広がりとともに児童・生徒が巻き込まれる事案が増加しています。この現状を踏まえ、各学校現場では、児童・生徒の発達段階に応じて、道徳や技術・家庭、保健体育といった教科や、学級活動といった教科以外の時間において、県が作成した事例集等を利用し、指導を行っています。

また、PTAにも啓発を図っているところです。ちょうどここに「香美・香南ネット宣言」というリーフレットがありますけれども、これは香美・香南地区小・中学校PTA連絡協議会で作成したものです。契約者としての保護者の責任を明示してありまして、家庭での教育をPTA自体が促していています。いい取組だと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に②の質問に移ります。

インターネットには本人の意思に反して、ネット上から映像が消せなくなるデジタルタトゥー、ネットやSNSへの依存、架空請求、いじめの被害だけでなく、加害の当事者になることもあるなど、闇の部分があります。東京電機大学の山本宏樹准教授によれば、子供や若者がネットに依存する背景には、現実生活のつらさや承認の不足があると言われています。各国の調査で、日本の子供は自己肯定感が低く、自分に長所があるとの設問では、アメリカ・ドイツ・フランスでは9割なのに日本では6割。親から愛されていると思うでは日本は3割と、他者から認めてもらうために、承認ですね、必死になる姿が透けて見えるとのこと。自己の評価をネットの反応に求めるのでしょうか。自分の中にリテラシー力を養うことが、安全にネットを使いこなす上で大事になると感じました。

一方で、オンラインでなら他者と関わられる若者もいて、一概に闇ばかりではありません。危険と決めつけても駄目で、親としてもなかなか難しい問題ですが、ネット社会の

闇から子供を守るのは大人の責任です。本市において、専門家などを交え、学習の機会を設けてはどうでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ネット依存に関しての学習機会ということで、お答えいたします。

御指摘のとおり、ネット依存の問題は子供たちだけの問題ではなく、大人の世代においても大きな問題となっています。今回進めているGIGAスクール構想では、タブレット等のハード面での整備とともに、御指摘のあります情報リテラシーや情報モラルといったソフト面の予算も同時に計上しており、整備後は各種専門家からの学習機会を設けるよう計画しているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に5点目の質問に移ります。

資料⑤の出典が抜けておりますので、すみませんが、出典は「日本共産党香美市委員会」と御記入いただきますようお願いいたします。

私たち日本共産党香美市委員会では、7月にコロナ禍で市民の皆さんがどのようなことで困っておられるか、そして、その声を届けるために緊急のアンケートを行いました。執行部の皆様には詳しい内容を集計ができた時点でお届けしましたので、御覧いただいていると思います。アンケートは、商店街を中心に約6,000通配布しまして、112通の回答が寄せられました。この後にも数通返ってきたものもあるようですが、この集計表は112通の回答でございます。

それで、コロナの影響があった・大いにあったと答えた方が合わせて67%、それぐらいの方がコロナの影響があったと感じておられる。そして、具体的な影響の内容ですが、仕事・アルバイトの減、収入の激減、家族や友人と会えない、感染が怖い、外部と遮断される、マスクをしての生活がストレスなどなどの記述がありました。国・県に望むこととしては、GoToトラベルキャンペーンは時期が早過ぎる、やめてもらいたい、それからワクチンの開発など感染対策に力を入れてもらいたいなどがあり、市に対しては、国保税が高いという記述がたくさんありました。こうした声を市政にぜひ反映させてほしいと思うところです。

以上を述べて、お聞きします。①です。

どの方も切実であります。中でも母子世帯の方より大変切実な声をお聞きしました。少し紹介しますと、マスク・消毒液をください。私の勤務する事業所は配布してくれません。母子家庭で二人の子供を養いながら、一箱2,000円のマスクを購入して仕事に行くのはつらいです。母子家庭で介護職の私たちの声を国に伝えてください。そしてもう一つ、学校の休校で毎日昼食を作らなくてはいけなくなり、食費が大変でした。派遣で働いているため、コロナで契約期間が延長にならず終了。何とか次の仕事が短期間

だが決まり、今働いているが、土ぼこりがすごく、毎日ほこりを吸い込んで体調が悪い。足もむくみ、ぱんぱんになり、休日は半日体を休めないと動けない。今の収入は残業がないので、以前より収入が減って本当に大変で困っている。そしてもう一方、学校が休校になり食費がかさみ、3月、4月は本当に子供に食べさせるのがやっとなので、雑費を食費に回してやっとなのい状態でした。暑くてもエアコンもつけない、極力家族が一つの部屋で過ごすなどして電気代の節約、お風呂もガス代がかかるので休校中は2日に1回にするなど、子供たちに耐え難い我慢をさせてしまい、親としてふがいない毎日でした。コロナが落ち着いた後も子供が学校に行けなくなるなどして大変でした。

こうした生活困窮を訴える記述が多くございました。今御紹介しました声に、市としてどう向き合っていくか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、社会に潜在していた問題が表出している今、どんな家庭に生まれても安心して学べる環境と、普通に働きながら子育てができる社会が望まれていると、アンケート結果から読み取れました。

国民生活基礎調査では、1985年以降、児童のいる世帯の平均年間所得は500万円から700万円台で推移しておりますが、母子世帯に限っては200万円台のままとなっております。子育て中で年収200万円に届かない世帯が、所得が減少する事態に直面したらどうなるのか。その親子が置かれた状況に思いをさせ、適切な支援策を講じていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。このアンケートの今御紹介しました声、ほかにもたくさん重要記述がありまして、市長にもお届けしていますので御覧いただいていると思いますが、お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

このコロナの感染が広がったことによって、多くの方が大変困られたわけでありましてけれども、とりわけ非常に厳しい暮らしをしている方にとりましては、本当に切り詰めた生活をしないでならない状況になったんだということを、アンケートで教えていただいたわけでありまして。

学校に行けなくなって、給食がなくなったことで家計を圧迫したというお話も今ありました。私どもも、大変厳しい御家庭については、その給食費の負担をなくそうという取組をしてきたわけですがけれども、そのことが返って落差を大きくさせてしまったというようなところがあるのではないかと思います。これはこれで、給食の問題については、しっかり負担を軽減していくような取組をしていかななくてはなりませんけれども、

かといって、その代わりをどのように補填していくのかということは、なかなか出てきていないわけでありまして、国の特定給付以外に、特に直接的に応援ができたというところは今ないわけでありまして。

しかし、そうした声を聞きながら、知恵を絞っていかなければならないのが今だと思いますので、しっかりと御質問を聞かせていただきながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 担当課におきましても、市長におきましても、この実態を深く受け止めていただきましたので、ぜひ今後の市政の中でそれが生きてくることを願うものです。また、10月には補正予算の臨時会議もあると聞いておりますので、何らかの制度になって対策していかれることを要望したいと思います。

それでは、次に②です。

私たちのとったアンケートでは、母子家庭のほかにフリーランスや自営業者の方々、また家から仕送りがなく、学費以外はアルバイトで生活している大学生、こんなに多いと思わなくて私も大変びっくりしました。コロナでアルバイトなんかがなくなって困窮しました学生さんたちに、食料や日用品の支援を民間ボランティアの方々と取り組まれておりまして、香美市でもあったのですが、学生さんがたくさんいらっしゃったことに、まず私は大変びっくりしました。仕送りなしでやっている学生さんも多いことにも驚いたわけです。そして、ちょうど昨日の地元紙にも、コロナで仕事を失い、コロナ禍での母子家庭の深刻な状況が紹介されておりました。調査をしましたNPO法人は、今福祉事務所長もおっしゃいましたように、ぎりぎりの生活だったところにコロナが追い打ちをかけた。格差を固定化しないための日頃からの支援が大事と述べておりました。

政府のほうでは、持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援等々、そして税の減免など、いろいろな制度を設けてくれてはおります。しかし、例えば年収500万円だった方と200万円だった方の支援策が、同じルールでは行き届かないのではないだろうかと思ったところでもあります。

そこでお聞きしますが、コロナ感染症拡大以前から生活困窮者であった方々への支援が、地方創生臨時交付金事業の工夫で何か対象になるものはないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱では、その交付対象について、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業で、令和2年4月1日以降に実施される事業であることが適合基準として示されております。

対象者の生活困窮に陥った時期が、新型コロナウイルス感染症が広がる以前ということであれば、この基準を充足しないものと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 地方創生臨時交付金事業の対象は、今所長がおっしゃったとおりなんです、後々これもいけるよというような柔軟策も出てきまして、例えば、これで学校に臨時の先生を雇っていいとかいうのも出てきておりまして、一定、市町村の裁量に係る部分があると思います。そこで何か、こうした方々への支援が拡充してできないかと思ったところでもありますけれども、自治体によっては、国の制度に上乘せするやり方をしているところがあるのですが、もう今考えられる範囲では、今までの様々な独り親世帯の対策でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が経済に甚大な影響を及ぼしている中、これに起因して収入が減少した家計を支援し、市民生活、地域経済へのダメージを最小にする。その取組の必要性、重要性は、大岸議員御指摘のとおりであると考えます。

財源の確保が可能であれば、住居確保給付金の受給者や、生活福祉資金、これは緊急小口資金・総合支援資金を含みます、の借受け者を対象とした生活支援金の支給など、今後検討してまいりたいと考えます。

なお、従前からの潜在的な困窮者への対策といたしましては、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度をもって適切に対応していくことが求められているものと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いずれにしましても、今回コロナで立ち現れた貧困の姿の深刻さが市内にあるわけですので、放置しておくわけにはいかないと思います。適宜に対策していただくようお願いしておきたいと思います。

それでは、最後の③の質問を行います。

実例をひいてお聞きします。余命1か月から3か月と医師から告知された末期がんの方が、病院から在宅に移るとき、介護保険の申請をして要支援1の認定を受けました。その申請をしたときも、ケアマネジャーさんが来てくれたときも、御本人はまだ元気でした。そして、落ち着いていたところ、8月の初めに体調が急変しまして、介護度変更の相談をしたくて電話をしたときの市の対応につきまして、余命宣告を受けている自分の状況や気持ちが理解されていなかったという訴えがございました。

そこでお聞きします。こうした方々に対し、担当課ではどのような配慮をされるでしょうか。どのような配慮が可能でしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

そのような事例の場合、特に末期がんの方は余命宣告されている場合が多いですので、

まず申請があった場合には、窓口だけではなく地域包括支援センターの職員にもつながりまして、個々に応じた対応をするようになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 申請後のフォローですね、こういう余命幾ばくもないという方にとっては、その中の1週間とか3日とかが大変長い時間なわけですね。そういうことも踏まえまして、常々気にかけていてくれる。介護度の変更申請をしたというのはよほどのことだと思っていただいて、素早い対応をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

そのような場合には、市としましても、できるだけ迅速な対応を心がけでいきたいと思っております。また、個々の方の状況に応じては、病院との連携も行っておりますし、御家族の方とかのお気持ちや御本人のお気持ちも考えますと、やはり迅速な対応は必ず必要なものだと考えております。丁寧な対応を心がけておりますけれども、そういう現状も踏まえながら、また、なお適切で御本人や御家族の方に寄り添った支援ができるように、努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 暫時、10時55分まで休憩します。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可を頂きましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

1つ目、ごみ出し支援と環境について。

7月1日からレジ袋の有料化がスタートしました。様々なマイバックを持ち、買物に行くようになった姿を見かけます。お菓子の包装等、食品においても過剰包装のものもあり、まだまだ取り組むべきことがたくさんあります。地球温暖化防止対策は、一人一人の環境に対する心がけが重要です。ごみの削減に少しでもつながるように期待しているところです。また、高齢者や障害のある方々のごみ出し困難者、粗大ごみ等について、以下の質問をさせていただきます。

①です。

現在のごみステーションの数を3町別にお伺いたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

香美市内のステーション数ですが、土佐山田地区が724か所、香北地区が280か所、物部地区が247か所、合計で1,251か所あります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 平成28年度に一般質問をさせていただいたときは1,235か所ということでした。令和2年になりまして、合計1,251か所ということで、土佐山田町と物部町が増えたということがございます。場所によりましては、二、三メートルおきぐらいにもステーションがあつて、本当に市民の方々は助かっているという声を聞きます。ありがとうございます。

ごみ出しのルールが守れていなくて、時々、収集残しで赤い紙を貼られているのを見かけます。

②の質問です。

可燃と不燃ごみの違反があると思いますが、どんなものがあり、どのように対応しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

違反の内容ですが、排出日や時間が守られていないもの、使用する袋が誤っているもの、袋に入り切っていないもの、また、指定袋以外の袋で排出しているものや分別のできていないもの、そして、収集不可物、粗大ごみに該当するようなもの等があります。

また、対応ですが、実際先ほどの赤紙の話が出ましたが、生ごみ等の腐敗するものを除き、基本的に赤い違反シールに違反の内容等を書いて貼り、1週間程度ステーションに置いて、当該排出者に正しい排出を促すようにしております。ただ、排出者が回収しない場合は、やむを得ず回収を行い、内容等を確認し、排出者が特定できるものがあれば注意改善文書を直接送付して、注意を促しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 様々な理由で回収できないものがあるということはよく分かりました。

特定できるものがある場合とおっしゃいましたが、それは中を開けてではなくて、袋の外から見られてということなのではないでしょうか。そういった方は、注意喚起することによって、次回からはそういったことが少なくなると思うんですが、なかなか周知が難しいと思うんですけど、これの答弁はいいです。分かりました。

③の質問です。

以前、移住してきた方が転入届を出した際に、説明も何も資料もなかったのも、ごみ出し曜日や場所が分かりにくくて、引っ越ししてきたばかりで知らない人ばかりだったし、心細かった。そして、ごみ袋はスーパーで売っていたから買いましたが、転入してきたときにごみ袋を頂けたらうれしい等のお話を聞きました。可燃指定袋の今あるサイズを1枚または2枚ずつぐらいセットにして、資料と一緒にプレゼントしてくれたら、移住を歓迎されたと思うと笑いながらお話ししてくださいました。

自治体によって、ごみの分別方法が違っていると聞きます。転入者の方が住民票を出すときに、住まわれる地域のごみステーションのことや、分別についての説明資料を渡していますか。また、転入者の方に指定ごみ袋を見本としてプレゼントすることはできないでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現在、転入者には、転入届出時に市民保険課の窓口で、暮らしのガイドブックやその他手続等の案内と一緒に、ごみの手引と分別で分かりやすくしたカレンダーみたいにくくやつ、これを同封して配布させていただいております。ただ、ちょっと内容が分かりにくい等もあります。

先ほどおっしゃられましたごみ袋見本の提供につきましてですが、ちょっと現時点では考えておりません。その代わりとして、配布を行っている手引の中に、分かれては書いておりますが、実際おっしゃるように、転入者の方が分かりにくいという点がありますので、分かりやすい香美市の分別ごみ収集方法やごみ袋の写真、ステーションの間合せ等など、転入者がとにかく分かりやすいように、何ページにありますよとかいう形のパンフレットを同封して、これは環境上下水道課が輪転機で作っているの、なかなか中が見にくいという欠点もありますが、そこら辺はカラーでごみ袋の写真等載せて、また転入者の方に重点的にお知らせできるようなものを同封しようかと、現在考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 様々なところで改善していただけるということで、ぜひそのようにしていただけたらと思います。その方は何も頂かなかったということでしたが、多分渡し忘れなのかもしれないです。

先ほどおっしゃったような、様々な香美市の御案内パンフレットをお配りしてくださっているようですので、それと一緒にごみ袋、可燃の中でしたら1巻が200円かかるので、結構高いコストになるかなとは思いますが、こういうのがごみ袋として香美市はありますよということで、転入してきた方にちょっとお心遣いと申しますか、香美市へようこそみたいなシールを貼って、セットでお渡しするという方法もあると思

うのですが、今年度はないでしょうけど、今後、先のことではいかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 実施できるかはちょっとコストの関係等もありますけど、それも課題として取り入れて考えていきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ちょっとした思いやりで、すごく香美市の印象がよくなりますので、御配慮いただけたらと思います。

先ほど、初めに質問もさせていただきましたが、ごみ出しルールが守れていないということがございました。転入者は、地域によって違ったりということもありまして、大学生もたくさんの方が転入されてきていると思います。大学生にも親切に対応して下さっているとは思いますが、大学生に対してはどんな説明というか、多分同じような内容だと思うんですが、特に別に何かされているようなことがあったら教えてください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 工科大生につきましては、4月の時点でオリエンテーションという形の中で、担当がごみの出し方等の説明をしに行かせていただいております。それと、内容等によっては事務局でメール等を回して周知していただくというような形で、実際、大学生向けの啓発とお願いは、そういう形でしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 対応はしてくださっているということで、分かりました。

大学生の場合は、4年いたら引っ越しをされるということで、その引っ越しの前に、もう部屋にあるもの全てを1つのごみ袋に入れて出す場合もあると思うので、事前に分別を徐々にしていただけるようなことも、ちょっと入れていただくといいのではないのでしょうか。

それでは、次の質問に参ります。④です。

現在、南海トラフ等の地震や災害に備えて、家庭内の粗大ごみ等を元気なうちに少しずつ処分している方が増えてきていると聞きます。相談等はありませんか。お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 相談等の件ですが、現在、粗大ごみ等の相談が特に増えているという現状ではありません。ただ、粗大ごみの受付件数自体は、年々増加しております。今年度一月当たりの受入れ件数は、10年前と比べて1.9倍、2倍ほどになっているのが現状であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） やはり増えているというところですね。

それでは、粗大ごみのことで質問をいたします。

⑤です。

毎月第3日曜日及び翌日月曜日の粗大ごみ持込み業務時間の始まりが、9時半からとなっています。できましたら8時半または9時からの開始にはならないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ちょっと申し訳ありませんが、現状、受入れ時間を早めることは考えておりません。現在、9時半から12時、13時から16時で受入れを行っております。さきに述べましたように、件数は年々増えておりますが、今の時間帯で全て受入れが完了できていますので、時間内で対応ができないくらい多くなるまでは、現状の時間でいきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 時間の変更につきましては、早い時間から、今4時までなんですけど、5時までというふうな声もありまして、受付時間がちょっと9時半は遅いので、午前中に全てを片づけたい方が2回とか3回行くのに、なかなか次の仕事の段取りもできにくいので、できたら早くしてほしいという声がございます。今までそういった問合せ等はなかったですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ちょっとその件についてのデータとかはないのですが、僕が直接聞いたことはないのですが、9時半からになっておりますが、実際は道路等で先に来て待っている方もおいでますので、運営上、先に入ってもらって受付だけ済ますような形で、現状に合わせて対応しているところはあります。厳密に9時半からという形ではなく、状況に合わせて現場で対応しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 早くから来ている方もいらっしゃるでしょうし、そういったところは分かりました。

その担当の方は、職員さんと、あと土佐山田町の場合でしたら、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

昔は一人で受付を担当しておりましたが、先ほど言いましたように、増えてきている関係で2人体制で職員が出て行って受付して、あと、シルバー人材センターの方に委託で持込みごみの確認と、あと分別して下ろすところの指示と手伝い等をお願いしていま

す。職員は2人、シルバーは3人で対応しております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そうでしたら、現在5人体制ということですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ちょっとそここのところは、また確認させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かに分別も様々になっていると思いますので大変だと思うんですけども、5人ぐらいいらっしゃったら、本当にスムーズに行っていると解釈してよろしいですか。

時間のことなんですけれども、できましたら今後増えるであろうという懸念も含めて、また何かのときにぜひ検討していただけたらと思いますので、そういった声があるということは確実ですので、よろしくをお願いします。

その廃品回収の場所なんですけど、物部町の方は香北町のほうまで持ってきていらっしゃるということですが、間違いはないですか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） そうですね、香北・物部地区は香北町永野で集めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 物部町の方から、特に遠いといったことはお聞きしていませんので、現在の方法でいいのではないかと思いますけど、土佐山田町の収集場所は鏡野中学校の上でございまして、場所が分かりにくいという声も聞いたりします。私も何回か行きましたけど、道路の幅も狭くて、そして途中で道を間違えたのかなという感じがします。どこかに看板とかがありましたら途中で不安にならないのですが、何か分かりやすい方法とかはないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 村田議員、場所の設置については通告にありませんので。環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 御指摘のとおり、自分自身そこについてはちょっと検討の必要があると考えておりました。入り口に鏡野中学校がありますので、中学校と協議して、その日だけ看板を出してもらおうとか、何時からという受付時間の表示とか、場所はここから何メートルとかいう形でできたら一番いいと思いますので、そこら辺も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 御答弁ありがとうございました。

⑥の質問です。

高齢者の中には、免許の返納をしたので車もなくて粗大ごみを出すのがますます困難になった。以前のように、年末に1回でも回収できないものかという声を聞きます。場所によっては町内会で協力しているところもあるようですが、私の町内会では高齢化でそんなことは難しい、また、知り合いの方にはいろいろと気を使うといった心配があります。行政がしてくれたら本当に安心ですが、何とかならないでしょうかという声を聞きます。

粗大ごみを年に一、二回ぐらい、以前のように年末に回収していただけないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

ちょっと年末は昔やっていた方式なのですが、旧町村で二十数年前までは粗大ごみの回収を、集積場所を定めて無料で行っていた経緯はあります。現在は、先ほど申しましたように、土佐山田町は楠目、香北町は永野にてごみの受入れを行い、処理費の一部を持込み手数料としていただいで実施しております。

さきに申しましたように、粗大ごみ自体が増加傾向にあることや、集積場所を定めての場合、業者による回収がすぐにできない。あと、場所の確保等の問題や、法律が変わりまして、家電リサイクル法やその他、市が受入れできないごみ等も出ております。その確認と分別等の管理を厳格に行えることが必要であることを考えて、以前のような場所を決めての収集は難しいと考えますが、他市町村が回収に実際回っている事例もありますので、そこら辺は課題として今後ちょっと考えていきたいかなと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 町内会の高齢化もありまして、現状ではなかなか対応し切れない部分も出てくると思いますので、先ほど検討の中に入れておっしゃっていただきましたので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思いますので、お願いいたします。

では、次にごみ袋について質問させていただきます。

暮らしやすい環境と地球温暖化防止に少しでも協力をと心がけている方々が、現在ある可燃の小ではごみ袋が大きいので、ごみ出しにはもったいないと言います。できましたら、あと少し小さい袋を作ってくださいると、持っても軽いし、ごみが出しやすいので、ぜひとも小より少し小さいサイズを作ってほしいということです。これがごみの削減にもつながり、家庭でも地道に努力している方々のお声でございます。

⑦の質問です。

現在の可燃ごみ袋は、大・中・小の3種類となっています。独り住まいではごみの量も少ないので、可燃小の袋に入れると袋が大き過ぎてもったいない、不経済だと聞きます。現在の小は必要ですけれども、その2分の1と書きましたが、2分の1はちょっと

小さいかなと。3分の2ぐらいの袋、小より小さい袋ができないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） なかなかできると言えないのが申し訳ないところなんです、ちょっとサンプルで（資料を示しながら説明）、これが実際の小であります。それでこれが旧土佐山田町時代の多分一番こまい資源ごみの小、今このサイズはありません。多分このぐらいのサイズのことかと思われませんが、小さい袋を作成することは可能ですが、需要がどれくらいあるのか、また袋を作成する場合の大きさ等で、調査や検証がっちり必要であると考えます。

この中で問題と思われるのは、毎日発生する台所から出てくる生ごみ等ではないかと、ちょっとほかにもあるかもしれませんが、考えています。課題として今後取り組んでいかななくてはならないごみ削減で重要なものとして、昔から言っておりますが水分を多く含むごみの削減で、現在生ごみ処理機の補助を実施して削減できるように取り組んでおります。その中では、家の中で使用できる電気式の小型処理機等の普及啓発に、補助率の見直し等も含め積極的に取り組んで、今後、袋の検討とも合わせて、代替策として取り組んでいければと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） その電気処理機の小型のものを検討中とおっしゃっていましたが、大体どれぐらいの価格か分かりましたら教えてください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ちょっと価格は押さえておりませんが、補助としては、3分の1で上限3万円という形で現在は出しております。ただ、安い製品とか、多分3年ぐらい前に力を入れてやっていた経緯があると思いますが、そこら辺ちょっと価格帯も調査して、市内の販売店等と協力して何かできたらなどは考えております。価格がどれくらいというのはちょっと押さえておりません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。先ほど課長に見せていただきましたのは、昔ありました水銀とかを入れる袋でしたかね。小さい袋は、不燃ごみの小をとという方もいらっしゃいますが、現在はちょっと難しいということで、可燃ごみ袋の小よりまだ少し小さいサイズなんですけど、何かのときにごみについてのアンケートとかをぜひまたしていただきまして、市民の声も聞いて検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、⑧の質問です。

平成28年3月に高齢の方々のごみ出し支援についての質問をいたしました。その後も数人の同僚議員からも、ごみ出し困難者に対する質問がございました。本市のごみ回

収事業は民間委託であり、なかなか難しいのでしょうか。

今年3月の同僚議員の質問の答弁では、今年度施行に向けて取り組んできたが、現在のところ当課の準備不足等もあり、関係各課との最終調査がまだついておらず、実施には至っておりません。従来からの介護保険制度における訪問介護サービスの利用者で、ごみ出しが困難な方のごみの介護事業者による直接持込みは、担当が現在受入れをしてくださっているという状況です。また、調整がつかなかったところについては、申請の受付等はどうするのか、審査はどうしていくのかという面で詰め切れていなかったという答弁でした。そして近隣の市にならい、早期に進めたいとおっしゃっていただきました。

先日も数人の方から相談がございました。その方々もヘルパーさんが来ていないから、そういう仕組みは知らなかったこともお話しされていきました。生ごみはやはり水分を切っても重たいということで、その方たちもできるだけ畑に埋めていたそうです。しかし、最近動物が来て畑を掘り荒らし、臭いがしたり、ちらかって畑が汚くなるので、もう埋めていないということです。また、魚のあらは夏場特に臭いもありますので、冷凍してごみに出すように自分たちも工夫しているとお話ししていただきました。

高齢者や障害のある方々等のごみ出しが困難な方への対策と支援について、関係機関と協議したのでしょうか。その後の経過をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

正直なところ進んでおりません。先ほど申し上げましたように、制度上、ごみ出し困難者で、介護保険等で特に必要と認めた者としてサービスを受けられる方等については、直接環境上下水道課の前まで持ち込んでいただいております。

今までは高知市、南国市と同様に、個別に家まで取りに行く形の考え方を主にしておりましたが、今回ヘルパーさん等の持込みでの対応という形も含めて、今グレーなところでありますので、環境上下水道課の前をステーションにして持ち込むという形の申請等をとって、対象を定めて持ち込んでいただく形で、改めてかっちりやっていきたいと思えます。

また、おっしゃいますように、確かにごみ出し困難者の方の対応ではありますが、高知市、南国市は、見守りとか、ふれあいとか、声かけという付加価値のサービスも含めた上で個別に行っています。そこら辺で、そういう面の声が上がってくれば、確かにうちらも協力して行っていきたいと思えますが、最初に地域ケアとか地区の取組とかで対応できるものであれば、そちらを優先にお願いしたいと。僕たちが取りに行くという形は最終手段だと考えておりますので、そういう形で今後進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） なかなか進めない事情もお伺いいたしました。そういう仕

組みができて、取りに伺うことは最終手段というお話でしたので、令和2年度中に準備を整えるということは、ちょっと今現在では無理かなと解釈いたしました。

課長もおっしゃいましたが、高知市のふれあい収集事業というのは、訪問により玄関先からごみを収集してくださって、あと安否確認もできるということで、なかなか温かい事業ではないかなと思います。現在は、やはり香美市、高知市、南国市とか近隣の市だけのことでなくて、全体にどこも高齢化ですので、同じようなことがうかがえると思います。

それで、まだ制度自体がきちんとできていないし、そこまで行っていないという印象受けましたが、それでしたら、もう少し香美市独特のプラスをして、調布市のほうでは妊娠中や病気、けがの方も一時的に対象としているような取組をしております。そういったことも含めまして、しっかりした香美市独特のものを早期に検討していただきまして、日々困っていますので、何とか香美市もぜひ前向きに検討していただけないでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

確かにそういう面での付加価値があれば、僕らの力も出していけると考えておりますので、そこら辺は関係課とまた協議しながら進めていくようにしたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも僕らの力を市民の方に貸してください。お願いいたします。

それでは、⑨の質問に移ります。

7月からレジ袋有料化の取組が始まったばかりですが、香美市が次の地球温暖化防止対策として取り組むことは検討しているのでしょうか。お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

昨年から言っていました、今年度は香美市オリジナルマイバックを作成し、イベントやアンケート、先ほどアンケートの話がありましたが、そういう形でいろいろなアンケートをとらせていただいて、その中で景品等として配布、もしくは、それにパンフレット等を付けて啓発を促すとかいうような形で配布を予定しておりましたが、今年、各種のイベント等が中止になっていることにより、再検討の必要があつてきております。レジ袋有料化によるプラスチックの削減や、環境問題の提起について、今後主として啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かにコロナ禍ということで、いろいろなイベントができ

にくい、しにくいということは重々分かります。その中でもできるようなことがあると思いますので、ぜひ検討してください。

続けて質問いたします。

一人一人が確実に仕分などのルールを守ることを定着させていくために、昨年、香美市が取り組んだクールチョイスを継続していくことは大変重要だと思います。香長小学校の子供たちが環境を中心にすごく頑張ってくさっています。そのクールチョイスのときにも、たくさんの身近にできるアイデアを出していただいたと思います。子供たちを初め、市民を巻き込んだクールチョイスを、継続して広報していただきたいと思いたす。

⑩の質問です。

地球温暖化がますます心配されます。担当課から温暖化防止を初め環境についてのメッセージを、広報香美で定期的に発信してはどうでしょうか。お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今回の提案を受けて、すぐにできることを考えまして、広報に市民カレンダー等がついておりますが、ここに粗大ごみの持込み日を出しております。ただ、毎月ではありませんが、紙面に余裕があるときは自由にできますよということを広報に伺っておりますので、ここでの何か利用方法。あと、広報紙面につきましては、なかなか紙面確保等でちょっと広報担当と協議する必要がありますが、できる限り広報で、例えば、ちょうど今10月、来月については、3R推進月間と食品ロスの削減月間でありますので、それについての広報への掲載はちょっと考えております。ただ、言われたクールチョイス等、その他テーマを決めて、継続的に何かできれば一番いいのかなと考えますので、そこから辺もちょっと広報担当と協議しながら、いろいろな問題の提起、またお知らせ等の掲載ができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 市民カレンダーは、多分皆さん既に御覧になっていると思います。

10月に食品ロス、エシカル消費のことだと思うんですけども、そういったことで発信をされていくというふうにお伺いしました。紙面の問題はあると思いますが、環境につきましては本当に大事なことでございますので、積極的に広報していただけたらと思います。

そして、国道沿いのごみのポイ捨てなんですけど、目立つところもあったりして、市民の方からも、香美市はごみがあると思われたくないから、何とかならんろうかということも聞きます。見かけた方は拾ってくださったりしているんですけども、ポイ捨ては結構罰金も高いと思いますので、そういった啓発をまた検討していただけたらと思

ます。いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

確かに、最終的に行き着くところはそこだと僕も考えます。道路とか河川にごみがなくなるのが、今回のレジ袋有料化を入り口としての、最終的な目標だと僕は考えております。実際、おっしゃるように、そういう形でできるように対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ありがとうございます。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。避難訓練についてです。

自分の命は自分で守ることが、交通安全だけではなくて、現在は災害等全般にわたり言われるようになりました。より安全に、また少しでも安心した避難所生活ができるように、最近では学校施設・公民館・その他の施設、避難所以外に分散避難を考える方がいます。そこで以下の質問をいたします。

①の質問です。

現在までの自主防災組織の設置は何%でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 令和2年9月1日現在で97.81%です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 97.81%ということで、すごい設置率だと思います。

その残りの地域は町名で言いますとどちらになりますか、町名で構いません。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 3町の組織率でいいますと、土佐山田町が97.23%、香北町が100%、物部町が98.70%となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 御丁寧な答弁、ありがとうございます。100%に近いということで、すごく担当課の努力がうかがわれると思います。引き続き働きかけをお願いいたします。

②の質問です。

広報香美7月号で、こちらになりますが（資料を示しながら説明）、防災特集が自らの命は自らが守るで、6ポイントに分けて出ていました。市民の方々も一人一人の防災に対する意識が高くなったのではないかと思います。

ポイント1の「家具や家電製品の固定をしましょう！」を見て、家具転倒防止金具等の購入費補助金の申請は増えたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今年7月の広報紙発行以降ですけれども、電話での問合せは多数頂いております。ただ、補助金の交付申請につきましては、現在のところ2人でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 続けて質問をいたします。

飛散防止フィルムの補助金は、令和2年度版の香美市の補助金には記載がございませんでした。6月24日に株式会社フタガミさんと香美市の防災対策活動への協力に関する協定書の調印式が行われています。このことにより、各地の要望に応じてフタガミさんが家具転倒防止金具の取付けや窓ガラス飛散防止フィルムの貼付の実演を行われ、防災教室も開催して下さるとホームページにございました。とても心強く思ったことです。

最近の住宅は強化ガラスも使用されていて、窓ガラスが割れても飛散しにくい構造になっているようですが、そうでない住宅も多いです。まだまだ多いと思いますので、すごくいい取組だと思います。災害時には割れた窓ガラスで手足をけがして歩けなくなり、私も本当にこれ怖いなと思ったことです。

そこで、③の質問をいたします。

飛散防止フィルムの希望者は今回載せていただきまして、どうだったでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） こちらにつきましても、設置に関してのお問合せは頂いておりますけれども、まだ申請は上がってきておりません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今のところ、両方ともあまり申請がないということで、これからまた需要が増えるとは思いますが。

窓ガラスは、家庭では大きいガラスのお宅が多いと思いますので、飛散防止フィルムを貼る枚数がきっと多くなると思います。48センチメートル掛ける180センチメートルで大体1,276円で、96センチメートル掛ける180センチメートルで2,064円と4,176円のもの、香美市内の量販店にあると聞いています。フィルムの厚みによって価格が違うようでございますが、大体どの家にも窓ガラスは結構な枚数があるのではないかと思います。全てになると金額が高いものになりますが、こちらのほうを見てみますと、この補助金を決めるときにも検討はされたと思いますが、飛散防止フィルムの補助金が上限1万円となっていると思います。これでいいとお考えになられての金額だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今までの実績を見ましたところ、ちょっと議員がお

っしゃった金額とは違いますけれども、90センチメートル掛ける92センチメートルで約2,000円となっております、今まで申請上がった件数見ますと、大体それを10枚貼られて2万円、その半額の1万円というのが今の実績でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 試算はされたということでしょうし、今後また需要が増えて、金額的にということが出ましたら、またそのときに対応していただけるようお願いいたします。

この家具転倒防止金具の取付けは、取付け作業員の代行もしてくださるという記載がございましたが、この飛散防止フィルムのほうも同じくそうなのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 家具転倒防止につきましては、シルバー人材センターが無料で装着にお伺いしておりますけれども、飛散防止フィルムにつきましては、装着が技術的に高度なものであるため、シルバー人材センターには委託しておりません。ガラスの販売店さんやホームセンターさんなどをお願いしていただければと思います。以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 初めにも申しましたが、飛散防止フィルムのほうは、フタガミさんが貼り方の講習会をしていただけると書いてございましたので、またそういったことが分かりましたら、広報等でもお知らせいただけたらと思います。

このフィルムも水貼りができて貼り直しが何回かはできるようですので、昔みたいに粘着でべたっと貼るものではないということでしたから、それでもなかなか技術を要するといった面で進まないというところもあるのかもしれませんが、またぜひプロの方の講習を受けられて教えていただけたらと思いますので、お願いいたします。

それでは、次の質問に参ります。

あるデータによりますと、新型コロナウイルスの影響で家庭の防災食の備蓄が増えた方は約30%でした。しかし、それを災害時、避難が必要になったときにすぐに持ち出せるようにしてない方は62%ということです。防災グッズの中に用意しているものでは、マスクの備蓄は68.5%、除菌シート58.8%、アルコール消毒液49.7%、あとハンドソープ、スリッパに至るまで、結構高いパーセントでございました。食事については、初めに申しましたように少ないように思います。

④です。

各家庭で非常食の備蓄は必要ですが、何日分用意したらいいのか知らないというふうなことを聞きます。被災状況にもよりますが、様々な災害等が心配されます。いま一度、目安として周知が必要ではないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今までは3日間でございましたけれども、今般改定

いたしました香美市地域防災計画で、7日間の家庭での備蓄を求めています。改めまして、広報等で周知していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 3日から1週間になったということで、全国的にも7日ぐらいは用意が必要ということは、以前から広報的なことで見たりはしてはしておりましたが、しっかり改めて7日間と明記をしてくださることなので、お願いいたします。

香美市のエリアメールとかでは、避難の際には食料を持参し、マスクを着用して避難をしてくださいと書いてくださっているし、放送もされているときもあるかなと思っております。しかし、なかなか徹底できないというところもございますので、広報でまたぜひ啓発をお願いいたします。

それでは、次の質問です。

最近ではコロナ禍の防災対策、分散避難が新聞・テレビ等で目に入ります。災害時、感染症の拡大リスクを抑えるため、指定の避難所以外に在宅避難、親戚・知人宅等、家族を災害から守るために様々な避難が考えられています。

⑤です。

分散避難についての種類と見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 種類につきましては、近所の知人宅や親戚宅、ホテル、車中泊などがあります。また、感染症対策として有効であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 次の質問です。

現在の指定避難所では3密となることが考えられます。そうすると、受入れ人数も大体どのくらいの人数になる予定でしょう。例えば、山田小学校の体育館には何人の受入れで、これまでに受入れ可能としていた人数の大体何分の1というふうなことが、もう既に試算できていると思います。これは通告していませんでしたので、答弁は大丈夫です。また、現在の避難所では、様々な感染症を防ぐために、3密が心配されて、受入れ不可能になってしまうということがあると思います。

⑥です。

避難場所について、地域の公民館等に避難して、その後3密を避けるためにも分散避難する方が増えると思います。地域での分散避難等についての周知はどうしていますか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 広報香美7月号の防災特集「自らの命を自らが守る」の「避難－知っているべき5つのポイント－」で、感染症が心配される中でも、命を守るための適切な避難行動を周知するため、お願いを掲載し、周知しております。

なお、地域での周知につきましては、例年出水期前に香美市自主防災連絡協議会を開催し、市・県からの防災関連情報を提供する機会がございますけれども、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、書面決議での実施となりました。今後につきましては、また改めまして広報、ホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かに、コロナ禍ということで、感染拡大防止のため、また、即戦力とならなくてはいけない方々でございますので、慎重になるということはいく分かります。

この分散避難なんですけれども、コロナ禍によって出てきたものですので、まだ余り知られていないかなと思うんですけれども、関心の高い方なんかは、やはりいろいろなことをおっしゃっております。今後、周知していく中でも、分散避難を希望される方の集計をしていくことが必要と思います。また、分散避難のことを知っていたら、それも考えたという方も今後出てくると思います。

⑦です。

安否確認のために、事前に分散避難の方の希望を聞いて把握しておく、担当課、または地域防災責任者の方々の心配等が少なくなるのではないかと思います。地域の自主防災組織には、どのように周知を、先ほどこれからとおっしゃっていましたが、それ以外にどのような方法で周知をしていくでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 実際の風水害のときに、自宅以外で避難する際に、避難先を自主防災組織に連絡して避難しているケースもございます。災害時の安否確認は重要な事項であることから、今後、自主防災会議内での相互連絡や情報の伝達について、各組織での避難訓練や研修時に改めて再確認をお願いしたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それでは、次に、分散避難の1つとして考えられる車中泊避難について質問いたします。

6月8日に新型コロナウイルス感染拡大が続く中で、災害が発生した場合に備え、避難所での車中泊を想定して、民間の防災団体が、避難所を管理する村の職員の方々のために計画した訓練を日高村社会福祉センターで約30人の参加で開催されております。この企画は、防災啓発団体の高知防災プロジェクト、山崎水紀夫先生の企画によるものだと思います。車中泊は、避難所での3密を防ぐ分散避難の1つとして注目されています。訓練は、車中泊と一般車両のエリアを分け、3密を避けるために1台分ずつスペースを空けて12台分を確保し、職員らが避難者となり、車中泊の受付手順、エコノミー症候群のリスクを減らすため、車中泊における注意点の声かけなどが行われたそうです。

今まで車中泊避難では、エコノミークラス症候群などの危険性が言われ、決して推奨

されるものではなかったと思います。現在、分散避難が検討される中では、避難行動意識調査でも、約38%の方が車中泊避難を選択している傾向があるようです。車中泊避難を決して推奨するわけではございませんが、避難所状況や被災状況によっては、車中泊避難をせざるを得ないことも推定し、事前告知や検討を進めていく必要があると考え、このエコノミークラス症候群の予防を周知した支援が必要となると思います。

⑧です。

最近では、新型コロナウイルス感染を防ぐために、車中泊避難を考える方が増加していると聞きます。リスクもありますが、車中泊避難について、担当課として、住民の方々と一緒になった学習と訓練が必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 避難所におかれまして感染症拡大防止対策として、分散避難は1つの手法であります。しかしながら、車中泊は、狭い空間に同じ姿勢で座り続けることで発症するエコノミークラス症候群や、車両火災などのリスクがあることが想定されます。

担当課としましては、車中泊を実施する場合に、安全に避難できるよう車外での過ごし方を学習し、情報を発信してまいりたいと考えております。また、訓練につきましては、本年6月8日に、先ほど議員がおっしゃられました、防災団体高知防災プロジェクト主催で、日高村で実施されていることから、訓練の有効性などを検証してまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） リスクが高いからこそ、自己責任ではなくて、放置せずに研修等をされて、支援を行っていただけたらと思います。

課長もおっしゃってくださいました、実際訓練をされている日高村を参考にして、また検討していくということで、よろしく申し上げます。

車中泊避難には、先ほど課長もおっしゃいましたが、メリットとデメリットがあると思います。メリットといたしましては、プライバシーが守られる、感染防止、音が気にならない、ペットと一緒に避難ができる、揺れが建物ほど気にならない、場所を選ばないなどがあります。また、デメリットは、エコノミー症候群のリスクがある。これは、医療用などの着圧ストッキングというのがございまして、そちらを着用することで、かなり予防できるようです。また、タオルやエアマット等で、椅子を倒した場合にフラットな場所を作ることがすごく重要だといえます。

そして、ガソリンです。災害時にガソリンスタンドが閉鎖されて困った例もあるようです。ガソリンは平常から、もしものときの対策として半分以下にしない、半分以上入れておくということを最近報道もされておりました。ぜひとも、ふだんから心がけていくことが大切ではないかと思っておりますので、お勧めします。

そして、重要なのが脱水とか熱中症が心配されるということと、あとトイレなんです

けれども、事前の準備や、場所によっては、これもクリアができるというふうなことも考えられます。

また、車種によって、先ほども申しましたが、椅子を倒したときに、自分の車がどれぐらいフラットになるのか等がしっかり自分で分かっていると、また準備するものも変わってきます。

それと、必要なものといたしまして、ポータブル電源というのが絶対必要だというふうに書いておりました。そういったものがありますと、車中泊避難を最悪しなくてはいけないときに、少しでも快適に送ることができるかなというふうに思います。それにはやはり何度も申しますが、避難訓練はとても重要になると思います。

現在の駐車場は、小学校・中学校の校庭やグラウンドですね。市民グラウンド、鏡野公園等が対象になるのでしょうか。推奨するわけではないのですが、車中泊避難を希望される、考える方が増えてきています。

⑨の質問です。車中泊避難ができる場所等も周知していく必要があるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在、小学校などの大規模避難所におきまして、避難所運営マニュアルを策定しております。マニュアルでは、施設内のゾーニングを行い、運動場などに車中泊スペースを区分けしております。訓練等を通じまして、地域への周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 様々な検討をしてくださっていると思います。ぜひ、前向きに進めていただけたらと思います。災害の状況や地域によっては、分散避難も1つの選択肢になると思います。

それでは、最後の質問です。

南海トラフ地震等に備え、個人への補助金として、耐震診断、耐震改修設計、工事費の補助金が毎年計上されております。耐震強化をまだされていない方への啓発を引き続きしていただき、いざというときに在宅避難ができれば、それが一番いい避難場所だと私は思います。しかし、地震の規模等により、どこまで対応できるかは分かりません。絶対大丈夫ということはないからです。だからこそ、避難訓練等の体験の中で、かけがえのない大切な体と命を守ることを知ることが大切です。11月に実施される一斉避難訓練は、コロナ禍の中にはなりますが、できることを検討し、ぜひ実施して、たくさんの自治体から参加していただけるようにしていただきたいと思います。

⑩です。

防災・減災と市民の命を守るために、様々な取組をしてきたと思います。いざというときに、一人一人の命と体を守るために、市民に日頃から考えて、協力してほしいと思われることをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 被災することは、いつ自分の身に降りかかるかもしれません。自然災害が発生した際に、最初に頼りになるのは、各個人、各家庭での日頃からの備えです。自助意識の徹底が被害を軽減し、結果的に地域全体の防災力向上につながることから、市民の皆様には御協力と御理解を賜りたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 1番、萩野義和、市民クラブです。

議長の御許可を頂きましたので、通告書どおり一問一答方式で質問させていただきます。

まず、最初に、訂正を3点お願いいたします。

1の①、2行目でございますが、「令和5年」となっているところを「令和4年」に訂正をお願いいたします。それから、次の③、3行目でございますが、真ん中付近の「特任制度」となっているところを「特認校制度」と訂正をお願いいたします。それから、3つ目でございますが、2の①、2行目で、中間辺りに「（約800戸）」となっておりますところを「（980戸）」と訂正をお願いいたします。訂正が多くて申し訳ありません。

それでは、まず、1の少数学校教育に関して質問させていただきます。

児童・生徒数が減少している大栃小・中学校に関して対策を検討しておられますが、このこと等に関して、以下質問させていただきます。

まず、①。

小・中学校を一貫校にすることが時代の趨勢であるようですが、大栃小・中学校の生徒数は、移住等がなければ令和4年には40人となる予定です。現在の令和2年で申しますと59人でございます。2年間の間に19人減少。これを保育園までまとめますと、令和2年は保育園、小学校、中学校で70人。ところが、令和4年ですと45人になります。特に大きいのは、保育園がゼロ歳児から5歳児まで5人しかいないという状況です。この数字を見ると、令和4年4月、節目は年度の初めの4月ということになると思っていますので、その4月に何らかの対策を講じなければならないのではないかと思います。

す。それから、生徒数が少なくなり、父兄の中には人数が減少している状況に不安感を感じている方もおられます。減少していることに不安を感じ、他の場所へ移住し始めると連鎖が起きることも考えられます。

ただ一方で、運動会を小・中学校一緒、保育園も含んでおりますが、一緒に行ったり、実質的には小中一貫校へ進んでいるようですが、本格的に小中一貫校とする時期をいつと考えておられるか。その時期を決め、それに向けて逆算方式で進める必要があるのではないかと思います。教育長初め関係者のお考え、進捗の仕方に関して、高く評価はしております。ただ、時間がなくなってきたと。再来年の4月は、先ほど言いました小・中学校で40人、保育園は5人しかいないということで、非常に急ぐ必要があると思います。お考えを教育長に求めます。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 本格的に小中一貫校とする時期は、いつと考えていますかという御質問にお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、ここ数年研究を重ね、本年度から本格的に具体的な取組を進めていますので、できるだけ早く仕組みを整えたいと考えています。子供の人数が増える方向を早急に考えないといけないと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 早急をお願いしたいということで、一生懸命やられていることは認識しておりますので、ひとつお願いいたします。

それでは、②の質問に移ります。

9月16日に保育園、小学校、中学校の建物調査をされるようです。その結果を踏まえて、多分結論を出すというお考えかもしれませんが、現時点で一貫校の場所はどこにする予定でしょうか。新たに一貫校を建設するのか、あるいは大栃中学校、大栃小学校を増改築して利用する予定か、あるいは旧大栃高校との意見も現地ではあります。自治体によっては、一貫校にする場合、新築の本格的なばんとした学校を造るケースもあるようですし、例として書いてございますが、大豊町は小中一貫校義務教育校を予定ということで、中学校敷地の一角に小学生用部分を新築すると。こういうやり方が一般的には多いようですが、この点、いかがお考えか問います。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 一貫校にする場合の場所はどこにする予定かという御質問いただきましたので、お答えいたします。

まず、検討委員会が9月に保育園と小学校と中学校を視察いたしますけれども、これ建物の調査というよりは、子供たちの今の保育や教育がどうなっているかということが、主とした調査というか視察になっています。現時点では、一貫校の形態をどのようにするかということについては、まだお答えできる段階ではないのです。

小中一貫教育を進める形態は主に3つありまして、1つは、萩野議員が言われたように施設一体型、これは義務教育学校というふうと呼ぶんですけども、要は土佐山学舎のように、本当に小・中学校の施設が一緒になった形が1つあります。これは、連携がとてとりやすいものです。2つ目に隣接型、小学校と中学校がすぐ壁を隔てて隣り合っているとか、道を隔てて隣り合っているような建物の場合に、隣接型として一貫校にするというのはあります。これは、多分、夜須小・中学校が運動場を隔ててというようなことがあって、ここが隣接型と言えらると思います。3つ目に施設分離型というのがあります。これがとても多いです。何かというと、小・中学校が離れた場所にあつて、一貫教育として連携を強くしていくという形です。この3つがあります。

大柘小・中学校の場合は、現在は先ほど申しました3つ目の施設分離型で行っています。今後については、どういう形がいいかということ、この活性化検討委員会と教育委員会なんかも含めて、検討していただくような計画を持っています。子供の数が、とにかく少しでも増えるということを考えないといけないので、そこを優先にしながら、これからどんな形の小中一貫教育を進めればいいのかを検討していただくというふうに思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 一般的に4・3・2制度の編成なら、確かに、現在の大柘小学校、大柘中学校、小学校が4年までにすると、先生方の負担もそんなに大きくはないんじゃないかと。ただ、ある程度離れていますから、先生は、多分歩いてはいけなから車で移動になつて、通常の先生は4・3・2制度だったらそんなに移動はないかも分からない。まあ、校長先生はあつち行つたりこつち行つたりになるかも分かりませんが、私もそういう状況はやむを得ないかなと。大きな工事費をかけて学校を造るわけには、なかなか香美市の財政内容ではいけな面もございますから、取りあえず急ぎたいと思つておりますので、ひとつお願いします。

③の質問をさせていただきます。

大柘小・中学校は生徒数減少により廃校になる。その対策は、守りの対策でなく、児童・生徒数が少ないことをチャンスと捉え、攻めの考えをしていただけないか。

今教育長がおっしゃられた土佐山学舎ですが、平成28年に義務教育校となり、特認校制度を活用し、学校外から多くの児童・生徒が転入学し、複式学級は解消され、全て単式学級となっている。開校前は57人だった児童・生徒が現在では141人に増えて、子育て向け住宅10組で41人です。そのうち子供さんが23人おられるということですが、定住していると。さらに、定住者増を図るため、子育て世帯向け市営住宅6戸を建設する予算も確保、確か1億7,000万円ぐらいだったと思いますが、予算確保しているはずで。

結果として、児童・生徒を含め、30代前後の若いお父さん方の人口増も図られてい

る。土佐山学舎が評価されている理由は、英語教育やキャリア教育と銘打った、特徴的なプログラムが評価されたためであるとのこと。大栃小・中学校もそのようにできないか。特に、大栃小・中学校で一気に生徒数を増やすためには、やはりこの特認校制度、校区を外して楠目小学校とか山田小学校辺りから入学させないと、なかなか県外からの移住というのは考えにくいと思いますので、取りあえずそういう対応も必要ではなからうかと思えます。いかがでございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大栃小・中学校を高知市の土佐山学舎のようにできないかということをごさいますので、お答えいたします。

児童数が少ないことは、大きなメリットであり特徴です。大栃小・中学校では、既に生活科、総合的な学習の時間を核にした特色ある教育課程の実践、ICT教育のモデル的な取組、起業家教育、保小中一貫教育での創意工夫ある取組が行われており、多分、本年度後半からは、これらの特色ある取組をたくさんいろんなところで公開できると思っています。

土佐山学舎は、土佐山村が高知市に合併をするときに、平成23年3月と聞いていますけれど、高知市が土佐山100年構想という構想を立てて、その中身は、起業とか創業とか、教育、交流、定住という幅広いところをテーマに、土佐山を活性化させるために組み立てたものです。教育はそのうちの1つで、土佐山社学一体教育というふうにテーマを置いて、中身に、学校では小中一貫教育、コミュニティスクール、ICT教育、外国語教育、それから、土佐山のことを子供たちがしっかり学んで、そこから子供がことを起こしていくという土佐山学を同時にスタートして、今に至っているところです。

大栃保小中一貫教育の構想については、今後、多様な角度から検討していきたいと思っています。香美市の中の子供を大栃へというようなこともありますけれど、どちらかというところ、県外とか、もっと幅を広げて人を呼ぶということが一緒にないかなと思っているところです。そのためには、教育委員会の呼びかけで、こういうふうにしたのでやりましょうみたいなことだけではいけないので、結局、移住してくるときの受入れの文化だったり、気持ちだったり、かなりいろんなことが幅広く検討されないといけないと思いますので、どうやったら一番早く子供たちも増えて活性化につなげていけるかというようなことを、私たちは教育のところを考えながら、また進めていきたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 私も特認校で、楠目小学校とか山田小学校の児童をスクールバスで、まあ土佐山学舎は、はりまや橋付近から30分ぐらいかけてスクールバスで移動しているようですが、そういう方法で取りあえず一定の数にしたらと。それで、私、基本的には教育長のお考えに賛成なんですよ、要は県外から、そのために次の質問をい

たしますけれども、そういうふうには思っていますけど、取りあえず令和4年から令和5年、特に保育園も5人とかになるわけですね、ゼロ歳児から5歳児まで。そうすると、最初に申しましたように、お子さんを育て中のお母さん、お父さんがね、やっぱり不安感を持つ人も出ると思いますよ、そういうこともございますので。ただまあ、一生懸命御検討していただいて、私も完全には教育長のお考えについて今分かっていませんけれども、おおむね私の思っているとおりで、ぜひ進めていただきたいんですが、時間だけ何とか急いでいただきたいということで、これ、市長にもちょっとお伺いいたします。

教育長以下、こうして推進されているわけですけど、コロナの問題があつてかなり遅れたんです。そういうこともございますけど、若干こういう状況というのは前々から分かっていたことだし、それに対して、なぜ、市長として速やかな手を打たれなかったのか。それから、今後、どのように進められるか。教育長のお考えは教育長のお考えとして、市長はどのようなお考えをされておりますか、お答えください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

コロナで、なぜ手を打たなかったかというところについての御質問でありますけれども、そこのところは、ちょっと私にはよく分かりかねるんで、議員には、もっと、少し詳しくお話をいただきたいと思うんですけれども、この問題が教育分野だけの問題というふうに私どもは捉えてはいないわけで、もう従前から申し上げているように、今、市全体が教育を通じてのまちおこしということでやっておりますので、行政、そして、教育の分野も一体となって進めているんだということを申し上げたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 今、コロナ云々ということがございましたが、コロナで遅れたというのは、活性化検討委員会を立ち上げた後、会議を開かっただけですよね、そのことを指しておりますので。大栃小・中学校が、ずっと何年かの間に生徒数が減ってくるということは、もうかなり前から分かっていたわけなんです。それに対して、速やかな手を打てなかったのかということです。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 行政としましては、これまでも全体計画の中で進めてまいっておりますので、そのことで効果が上がってきたか、上がってなかったかということについての厳しい御判断はあろうかと思いますが、行政としては、現状の厳しい中で、活性化を果たすための取組を鋭意進めてきたというふうに考えているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、次の④の質問に移らせていただきます。

ここは、教育長も県外からの移住者が来ていただけるような教育をしたいとおっしゃられましたけど、それに基づいての質問ですが、大栃小・中学校がよい教育をされ高い

水準になれば、子供を大栃小・中学校に入れるために、土佐山学舎のように親子で移住してくることが考えられます。そのとき、移住者を受け入れるために、住宅の整備が必要と思われます。幸い物部町には、市営住宅の空き、教員住宅の空きがある。特に、教員住宅は長く空き家になったままです。移住者が入居できるように条例の改正等をしてあげば、10室程度は住居が確保できます。子供教育のための移住者が、速やかに使用できるようにできないか。市営住宅は、ほかに住宅がある人は不可、例えば、年収制限もあります。また、教員住宅は、教員でなければ入居できません。管轄は物部支所、教育委員会と違います。条例改正をしておいて、急場対応を可能としてほしいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

教員住宅につきましては、議員御指摘のとおり、香美市教員住宅の設置及び管理に関する条例により、入居者資格が、市の機関に在職中の教員等と限られており、今までの同様の御質問に対して、ほかの用途には使用しない旨、答弁されてきた経緯もございませうが、今現在行われております、物部町保育園及び小学校・中学校等活性化検討委員会の中でも、委員の方から移住者の住まいのことなどの意見も出ておりますので、教員住宅は今4室なのですけれども、その活用をするために障害となることが、どういうことがあるかなどについては、研究していきたいと考えております。

また、市営住宅につきましては、条件に合えば移住者の方も入居できるものと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 現状が、今教員住宅のある場所というのは、大栃の市営バスターミナルのところから側道なんですけど、あそこって結構通行量が多いんですよ。支所へ行く人、それから農協へ行く人、小学校へ行く人、恐らくその3つへ行く人が7割ぐらいは通っているんじゃないですかね、私も大体そこへ行くときはあそこを通過していきますから。そうすると、坂の上に教員住宅がぼん見える。これで、皆さんも御存じのとおり、空き家にしておくと、やっぱり使用しなくても傷んでいくんです。そういう状況で、だんだんだんだん寂れていく。私もここ2年ばかり見ているわけなんですけど、そんな状況でもございませうし、それから、やっぱり住民も、市営住宅の場合は、空き家があっても、そこに住んでいる人は空き家があるというのは割合把握できるんですけども、教員住宅の把握というのは、先ほども言ったように、通行量の多い場所によく見えていますから、ああ空き家だからもったいないということもございませうので、前向きにひとつ考えていただいて、学校の問題と一緒に、大栃小・中学校がすばらしい学校だから移住したいと思ったときは、教員でなくても住めるような工夫をしておくとか、そういうことを考えていただきたいと思います。ひとつお願いします。

次の2番、中山間地活性化のためにということで、以下何件か質問させていただきます。

①です。

超高速ブロードバンド整備を2022年4月供用開始予定で進めるが、岡ノ内以遠は難しいかもしれないとのことでした。ただ、私の立場としては、やはりどの村はいいとか、どの村はやってくださいとか言える立場ではございませんので、やはり、現在980戸が敷設されていないということなら、980戸をやっていただきたいんです。それで、この岡ノ内以遠というのも、すごく私気になるところがございまして、岡ノ内以遠は別府が入らないということだろうと思うんですが、別府は環境がいいですね、水もいいし、空気もいいし、それから温泉もある。そして、もう一つは結構空き家があるんですよ。次の質問ではサテライトオフィスということを質問させていただきますが、別府は、インフラが整備されたらサテライトオフィスを誘致して、極端に言えば、アメリカのシリコンバレーみたいなのところにできないかと、5年、10年かかるかも分かりませんが、そういうことのために、これも急いでいただきたいんですが、別府まで。それから、影のほうはまだ十分私も調査はできていませんけれども、同じようなことが言えるかもしれませんので、岡ノ内以降は難しいということではなく、さらに奥のほうまで伸ばせるように、ひとつ御努力していただくわけにはいきませんかでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

9月1日の全員協議会でも説明いたしましたとおり、本市といたしましては、NTTと電話契約のあるエリアにつきましては、全域を整備する方向で考えております。現在、プロポーザルを行っております。香美市超高速ブロードバンド整備事業に係る実施候補者の選定に関する募集を実施しており、通信事業者からの参加意向及び事業提案をお待ちしている状況でございます。

なお、事前に見積りを提出していただいている通信事業者の中には、岡ノ内以遠も整備可能な事業者もございますので、現在実施しておりますプロポーザルで事業提案が出てきましたら、慎重に審査することとなると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ②番に移ります。

インフラ設備も整ってきます。定住推進課のほうで、ぜひやっていただけたらということでございますけれども、インフラ設備も整えば、時代に合わせて、サテライトオフィス、テレワーク等で東京等の企業を誘致できないか。コロナが原因で社員を分散することは多くの企業が考えています。政府も後押ししております。現在、その対策はどのように多くなっているかを問います。また、今後、どのように行おうとしているか。やはり大企業で、コロナのような問題が出ると社員を分散しておくというのは企業を守る、

企業の危機管理ということで非常に重要に現在なっていますので、このサテライトオフィス等を誘致するには、非常にチャンスだろうと思いますので、具体的に手を打っていないようでしたら今後どのように進められるか、その辺を御説明ください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） オフィス誘致の進捗はということで、お答えいたします。

現在、サテライトオフィス誘致に適した物件調査や、立地されたときの補助制度について検討を始めたところであります。物件につきましては、中心商店街付近の空き店舗だけではなく、香北町、物部町の空き家等の活用も視野に入れて、高知県にノウハウを頂きながら、誘致につながる取組を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ある調査を東京でやってみたいんですが、東京の人に地方移住に関心を持っているかということの調査なんです。調査によると、東京の人は40%ぐらいが地方移住に関心を持っているみたいです。この中山間部というのはコロナの患者さん出てないでしょう、全国でどうかは私知りませんが、おおむね人の多い東京だとか大阪だとか名古屋とか、高知県でも高知市内が多いようですから。そういうことで、中山間部というのは、こういう危機に関しては非常に無難な土地、そして、東京みたいな多数の人間がいるところでも、地方移住に関心を持っている人もいう背景もございますので、ひとつ前向きに頑張っていただきたい。

③の質問に移ります。

旧大柵高校、これは県所有なんですが、非常に人気がございますして、例えば、あそこを養老院にしたらどうかとか、大柵小中一貫校にしたらどうかとか、集落活動センターで利用できないか、あるいはサテライトオフィス等々、利用の考えが地元でもいろいろあるようです。そこで、今回の質問としては、そのうち一部、高いところに家なんかもあるわけですので、そういうところをサテライトオフィスにできないか。県に働きかけてもいいし、何が何でも市がやらなくても県がやってくださってもいいわけですし、そこら辺で大柵高校の活用を考えていただけませんか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

旧大柵高等学校は、現在、公文書や蔵書、民俗資料の保管場所として活用しているほか、一部で避難場所として管理されております。当該施設は高知県が所有する建物でありますので、民間への貸出しは可能かどうかを含め、協議が必要となります。

御質問のとおり、集落活動センターなどの利活用案があると伺っておりますが、現在のところ、サテライトオフィスとしての利活用まで考えてございません。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 現在、県のほうもコロナの問題が出て、今は4次の産業振興計画が進んでいるはずですが、地方の中山間部はコロナの影響もあまりないようですから、こういうところへ産業を誘致するように、市として精いっぱい頑張っていただけだと思いますが、お答えしなくて結構です。

それでは、次に、大栃分団屯所の建設現場の④です。

香美市公共施設個別施設計画では、マネジメント第1期、2020年から2022年となっており、もし現時点で決まっていなかったら、間に合うかどうかということもあるんですが、大栃分団屯所の建設場所というのは、巷のいろいろなうわさでは市営バスターミナル、これ市の所有ということになったので、ここという考えもあるようですが、正確には案として進んでおられるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えいたします。

本年6月に開催をされました、物部町自治会長会においても類似の質問がございました。大栃分団屯所については、おっしゃるとおり、大栃市営バスターミナル敷地内を候補地として現在進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 誰しも、あの場所が最も適した場所だというふうに私も思いますし、それでいいんですが、現在、昔四国バスの方が宿舎として使っていた2階の部分も活用される予定でございますか、それとも新規に全く建てられる御予定か、いかがでございますか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 新しく建て替えるか、もしくはいわゆる改築をするかについては、現在検討中の段階でございます。現在ある建物につきましては、改築する場合であっても、2階も団員さんが利用できる場所として考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） その2階の部分というのは多分耐震もされていないみたいだし、私も中に入ったことはないんですが、現地の人からお聞きしますと水漏れしているとか、かなり傷んでいるみたいなんです。そうすると、それなりのお金をかけて改築しても、新築にしたほど持たないと。だから、収支のバランスを見て、新築にすれば、恐らく分団だったら法的耐用年数45年ぐらいになるかと思うんです。そうすると、公共の建物というのは、大体法定が45年ぐらいだったらプラス15年ぐらい使いますから、60年ぐらい使うことになります。ところが、現在のものに耐震をやっても、その屋根は雨漏りもしていると。そういうことにお金をかけても恐らく20年だとか、まあ、あくまで推測ですよ、そんなものになるかと思えます。そうした場合、トータルに考

えたときどっちが得か。

それと、あの土地は、約600坪弱ぐらいありそうなんです、それを有効利用するためには、奥のほうに建てていただければいいのではなかろうかと。1つの意見でございますので参考にさせていただいて、次の質問に移ります。

⑤です。

集落活動センターが、今物部町で建ち上がりつつあるんですが、大栃のバス待合所の裏に昔のレストラン部分があるんですが、その辺を集落活動センターで利用したいという考えがかなり進んでおります。そのとき一番気になるのは、もうここは市営バスターミナルにはなる。それから、大栃分団は2つ案があるわけですが、どちらかになろうとしても、緊急事態にはすっ飛んでいくこともあるものですし、その辺を集落活動センターとして安全対策も取りながらと考えておりますが、今のお話だったら、⑤は急ぎ計画をびしっと決められないかという質問ですが、今の時点ではちょっと決めかねる状況とらざるを得ないですかね。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 他の事業とのバランスもありますので、確約はできませんけれども、来年度に実施したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 集落活動センターのほうもいろいろ考えまして、それなりの安全対策。消防分団ということになると消防署とは違いますから、救急車の出動とかがあるわけじゃないし、月に1回ぐらいの作動を確認したり、2台ぐらい連ねて出られることもあったり、訓練をすとかいう利用になろうかと思っておりますので、そんなに集落活動センターが待合室裏のレストラン部分を使っている、出合頭に何かあるということは考えにくいと思っておりますので、今の消防長のお考えを基にして、集落活動センターのほうは、また利用等を考えていくことになろうかと思っております。集落活動センターのほうには、また私のほうからもそのように伝えておきます。

それでは、⑥の質問に移ります。

次に、岡ノ内公会堂隣の学校の解体を急ぎ実施できないかと。公会堂は緊急時避難場所となっている。公会堂側に倒れてくることを地元では心配しておられます。公共施設個別施設計画では、管財課で出された毎年の維持管理とか、更新費用が15億円かかるということですから、そういう中で対応していくというのもなかなか難しいとは思いますが、岡ノ内公会堂に関しては、かなり以前から地元の方からも要望が上がっておりますので、急ぎ前向きな対応はできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えいたします。

他の取壊しが必要とされる施設も老朽化や損傷が激しい物件がございますので、予算が確保でき次第ということにはなりますが、計画では、令和3年度に解体工事設計、令

和4年度に解体工事を予定しております。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） よろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 萩野義和君の質問が終わりました。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして、順次、一問一答方式で質問させていただきたいと思ひます。

まず、1点目の質問であります。

マイナンバーカードについて質問させていただきます。9月からマイナポイントの還元が始まりました。利用に当たっては、マイキーIDの設定と決済サービスとの連携が必要になり、7月から受付されております。

国は4,000万人の利用を想定した予算を組んでいますが、報道によりますと、8月25日現在で、全国で424万人の利用登録とのこと。前提となるマイナンバーカードの取得も、8月23日現在で、2,424万8,000枚にとどまっているということでした。あまり利用が進んでいないようですけれども、それでも、来年3月までの期間内に最大限ポイント還元を利用しようとするれば、早めに使える準備をしたのではないかとと思ひます。

そこで、①です。

本市のマイナポイント利用手続の申込み状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

全国のマイナポイント申込み状況は公表されておりますけれども、申込者の住所情報がないため、自治体ごとの申込者数は分かりかねます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 情報がないということですが、申込みの手続は、本市の住民の方であれば、本市の窓口のほうに来たと大体考えてよろしいでしょうか、それともオンラインでやったので分からないということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） マイナポイントは、個々の方がそれぞれ申請なさいます。窓口にはお越しになりませんので分かりません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、②の質問に移ります。

次に、カード自体の更新手続について、お伺ひいたします。

マイナンバーカードは2016年から取得されており、20歳以上であればカード自体の有効期限は10回目の誕生日まで、電子署名並びに電子証明書として利用する場合

は、5回目の誕生日までになっております。2016年度に所得された方は、電子証明書として引き続き利用するためには、更新手続きが必要になっております。該当者には誕生日前に通知が来ているということです。

この手続について、先日高知新聞に、高齢者にとって更新時に必要な暗証番号の把握や、5年に1度の更新自体が負担であるという声が出ておりました。そこで本市の実態を知りたいと思います。交付数を各年度、それから、更新時に暗証番号を忘れて再設定した件数、また、更新せずに返納した件数をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お手元にお配りしております資料のとおりとなっております。なお、返納が令和元年1件とありますけれども、更新時の返納とは限りません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 事前に自席のほうに資料も配っていただいておりますので、自分も目を通させていただきました。これによりますと、平成29年度1,220枚、平成30年度1,409枚、令和元年度1,576枚、そして令和2年度の8月1日現在ですけれども2,403枚と、本年度に発行した枚数が、それ以前より比べたら1,000枚程度多いということも読み取れます。そして、1問目での数が分からなかったんですけれども、推測するに、マイナポイントを使いたいということで、交付した方がおったんじゃないかなということです。そしてまた、合計をいたしましたら6,608枚となりまして、そういう理解だとここからは読めますけれども、そういう読み取り方でよろしいでしょうか、1回課長お答えいただけますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） これは、この時点で何枚発行されたというものであって、積み上げる数字ではございません。今年8月1日現在では、香美市の全体として2,403枚が交付されているということです。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですか。逆に、僕は積み上げたものかと思いましたが、発行枚数の人口割合が高いなと思ったんですけど、今の時点で2,403枚ということでありましたら、香美市の人口を約2万6,000人としまして、1割弱、1割に満たないパーセントであると。これは、今全国平均が11%ほどだとお聞きしておりますので、それに準じた数なのかなという気がいたします。

それから、更新された186件のうち、暗証番号の変更が53件ということでありますので、これは186分の53でいうと3割弱、28.5%。その更新時ではないけれども変更された方が、これはかぶらずに45件ということでありましたら24.2%ですけれども、この両方合わせましたら98件の方、パーセントで言うると52.7%の方が暗証番号の変更をされたというふうに読めますけれども、この読み方で間違いのないで

しょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 更新とは関係なく、暗証番号を変更されたということであれば、98件ということになります。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本当に、半分以上の方が変更になったということが確認できました。それで、次の質問に移りたいと思います。

③です。

カードを持つ人全てが、一定の期間ごとにカード更新をする手間が増えるとなれば、普及の向上は行政窓口負担の増大になると思います。先ほどの投稿例のように、更新時に暗証番号を忘れていて、そして、また今確認しましたように、そうじゃないときでも暗証番号変更があるんだということですので、この窓口負担の増大に対する対策はされているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） カードの普及拡大により事務は増大しておりますが、現在のところ時間外勤務などで対応しております。今後も事務量は増す一方と見られますので、関係課に相談しながら対応策を探っていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 何とか現状のままで対応しているけれども、今後さらに増えることになったら、それも追いつかないことも予想されると受け取ったりもしております。現在、国の事務を市町村が受けているという状況だと思いますので、いろんな事務負担が増大ということになりましたら、また国のほうにも対応をお願いすることになるかとは思いますが、そんな対応もあり得るのか、また、現在考えているのか、今の見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） マイナンバーカードに関しましては、国から補助金か交付金か忘れましたが、来ておりますので、人が増えれば、その部分は頂ける制度がございますが、詳細は覚えておりませんので、どれだけ雇えるかというところは、ここではお答えできません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 市町村としては当然義務でやらなければならないけれども、それに対する対策が取れないということになったら、本当に負担感は増すなということですので、国に対しても声を上げていってもらえたらと思います。

次、④に移ります。

今回の定額給付金オンライン確認に、マイナンバーカードが用いられたときのことをお聞きいたします。新聞報道によりますと、政府与党が現金給付の検討を始めたのは3

月中旬、3月31日に自民党が安倍晋三首相に提言した緊急経済対策には、マイナンバーカードを利用した迅速かつ簡易な現金給付が盛り込まれたと、これ新聞の文言です。給付方針が定まらなかったことで、約1か月あったはずのシステム開発期間は僅か10日間に。通常10日間くらいかけて行う本番稼働の予行演習の時間がなく、システムトラブルにつながるような最低限の欠陥確認をただけで、後は実際に動かしながら不具合を修正していくしかなかった。申請者が誤って入力しても、そのまま自治体に届く状態であり、7月30日までに111自治体がオンライン申請をやめたという新聞報道がありました。マイナンバーカードを現金給付に用いても、利便性は向上しないという教訓を得たのだと思います。作業に当たった現場の受け止めをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） すみません。作業に当たった現場への御質問と思わずに用意したもので取りあえずお答えさせていただきます。

課題が見つければ対策も講じられます。定額給付金に限らず申し上げましたならば、マイナンバー制度の情報連携で各種事務手続に必要な書類が省略されている点だけを見ても、便利にはなっております。今後、様々な用途での活用が始まりますと、さらに利便性は増していくのではないかとおもわれます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 記入が省略されるだけでも、住民の方からとったら利便性が向上しているんじゃないかというところでありました。利便性は向上しないんじゃないかということでの質問通告をさせてもらっているんですけども、実際、カードで申請された方を受け付けた行政の立場としての利便性向上はあったのかなど。実際に利用した方にとっても、カードで申請すれば、電子的な手続で素早く定額給付金が支給されると思った方は、多いんじゃないかと思っております。実際は、この新聞記事にもありますように混乱がありまして、迅速な給付にはつながっていなかったところがありました。そのことも踏まえまして、利便性が本当にあったのかというところで、ひょっと見解がありましたらお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

今回の特別定額給付に関して言いますと、利便性は特になかったかと思えます。というのも、住民基本台帳との連携がされていないので、確認が別途必要だったというところだと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そしたら、そういうことだとお聞きいたしました。

次に、⑤の質問に移ります。

マイナンバーカードをめぐるここ最近の動きをお聞きしてきました。いろいろな不具

合の解消や条件整備を進めるには、相当な費用と時間が必要になるだろうなど感じております。それほどのことをして進める必要があるのかというのが個人的な思いであります。人員や時間を多く割かれるマイナンバーカードの普及は、かえって地方行政にマイナスとなっているように思います。地方自治体の本旨である住民福祉の向上になっているのか、現在の受け止めをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

④の御質問への答弁で申し上げましたけれども、書類の削減であるとか、今、マイナポータル等で薬剤、特定健診情報を閲覧できるように準備が進められております。これらの情報活用などは、住民福祉の増進につながるものだと認識しております。また、今後拡大される用途は、いずれも住民サービスの向上が図られるものだと思います。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 薬情報との連携も来年4月からだったと思いますし、1問目でお聞きしましたマイナポイントについても、カードの普及を進めたいので政府が進めておるということは、今後、こういった対策をすれば利用者にとって利便性の向上だというふうに、私たちはある意味思わされていくというか、実際それが利便性ということであれば、進んでいくことになるんだと思うんですけども、それに対して、地方行政は結構大きなコストを払っていくんだと。それは、国が本当に全額負担してくれるのかというところもありますけれども、国が負担したとしても、それを負担するのは国民である住民であります。本当に理解を得て進んでいくのか、そしてまた、どうしても全体のシステムが、まだまだ本当の意味でブラッシュアップできていないんだなというところも、今、非常にあります。こういった状況がありますので、余りにも早急なカードの普及というのは、住民福祉の向上と本当に言えるのかなというのが、個人的な見解であります。この点は以上でとどめて、次の質問に進みたいと思います。

大きな2点目で、コロナ対策への住民要望ということでお聞きいたします。こちらの質問は、同僚議員で同じ共産党会派のほうから、同じようにアンケートを用いての質問もされておりましたけれども、重ならないところでお聞きしていきます。

まず、実際にアンケート中では経済対策を求める声が多くありました。国の支援策を得ても、なお困窮しているところへの支援が要るのではという思いがいたしまして、①でお聞きいたします。

全員協議会の中で、観光業に特化したプレミアムチケットの説明を受けました。県境をまたぐ移動にためらいもある中で、宿泊、交通を初めとした、観光関連の減収は大きくなっています。減収補填でなく、利用を促す政策が求められた中でのプレミアムチケットだと受け止めております。そこで思うのは、参加する店舗のメリットとともに、本市の市民に喜ばれるものであってほしいということでもあります。具体的に、各事業者と担当課、観光協会との知恵出しなのだと思いますけれども、率直に思うのは、感染症対

策とともに、参加店舗の確保や期間中のお勧めポイントなどを充実させて、お知らせすることかなと思ったりしております。対応はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

観光プレミアムチケット事業につきましては、100%のプレミアムによる誘客効果と、参加店舗、消費者にもメリットがあると考えております。また、参加店舗には感染症対策をしていただくことで、新しい生活様式への対応を促し、安全な店舗情報を発信することで、利用者に安心感と香美市のイメージアップを図ってまいります。事業実施主体となります香美市観光協会には、事業のメリットやチケットの利用方法を発信してもらい、参加店舗の確保と事業の充実を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 参加店舗の安全性アピールにもつながるということでありましたけれども、この制度を使うのに、本市の市民に、一番そのメリットが届きやすくてできるような仕組みというんですかね、何か取組、その点については何か考えられておりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

詳細については、現在も詰めておるところではございますけれども、まずは、この事業の情報発信が重要というふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） プレミアムチケットを購入するのが、できるだけ本市の市民優先であつたらいいのかなということも思いました。情報発信で、実際、市内の人が目にする機会が一番多いんだとは思いますが、できれば優先的に市民の方だけが先行して買えるとかつていう期間が、またあつたりしてもいいのかなと思ったことです。また、個人的には、感染症対策は万全であるアピールになるということであるならば、例えばなんですけれども、自粛生活を強いられている施設利用者、また職員の方を優先に、このチケットの配付ということも考えられるんじゃないかなと思います。そんなところも思うんですけれども、検討の課題に入れていただければでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 御意見としていただきまして、また協議させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） では、②に移ります。

感染症対策の中で、仕事のためのマスク購入が自己負担になっておりつらいとの声があります。これは同僚議員も同じことを取り上げておりました。そして、また別で私が

聞いたところでも、マスクや消毒液の確保に苦勞している施設があるということであり
ます。感染拡大の当初、これらの部品が手に入りやすく、医療福祉施設などには市の備
品を提供したとも聞いたところでもあります。現在、手に入らないわけではないものの、
つらいとか苦勞するという声がある中で、事業所にも遠慮があるのか、相談や要望の声
が届いていないのだなと感じたところでもあります。社会全体で、今のコロナ感染症に向
かい合っていかなければならない中で、できるだけ助け合える仕組みがあってほしいと
思ったところです。そこで、今後も継続して医療福祉施設等へ必要数が供給される仕組
みがあれば、事業所の負担は軽減するのではないかと考えるわけですが、そうい
った仕組みづくりはできないもののでしょうか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

今の現状は、マスクとかはちょっと割高ではありますが、店頭で十分な量が並んでい
まして、ネットでも手に入る状況であります。基本的には各事業所で対応していただい
ている状態です。品薄のため思うように手に入らない状況下では、前回の定例会議でも
お答えさせていただきましたが、事業所のほうに3回聞き取り等を行いまして、マスク
や消毒薬の配付を行いました。直近でも市のほうで聞き取りを事業所に行いまして、今
は中央東福祉保健所の備蓄から消毒薬の配付があります。今後どうしても手に入らない
とか、相談があった場合は、今は県の備蓄で対応ということがありますので、そちらの
ほうを紹介しながら、事業所の方が困らないように対応していきたいと考えております。
また、医療機関のほうにも国とか県から何度か配給がありまして、特に困ったというお
声をお聞きしておりませんが、状況を詳しくは把握しておりませんが、今のところ
大丈夫なのではないかと市のほうでは捉えておりました。今後ですね、また感染拡大
の状況によりましては、前回同様、市の備蓄も配付しなければいけないときもあること
は考えておりますし、声を出していただければ対応できる仕組みは県とも整っておりま
すので、ぜひ、そういうお声がありましたら市のほうに届けていただけたらと思います。
以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 仕組みはあるけれども、自分が聞いたときには苦勞している
と。けれども、支援を受けるほどではないということだったのかもしれないけれども、
そこが逆に言うと、どんどん支援を遠慮なく受けられるっていうのは、支援するほうか
らの働きかけが積極的であればという気もいたします。負担が軽減すれば、感染対策と
いうのは、先ほどの学校の取組もありましたけれども、対策をされるという労務は当然
増えておるわけでありまして、備品の確保で少しでも負担軽減になればということであ
ります。これは、今の仕組みも積極的に使うことも含めましての周知を、ぜひとも願
いしたいと思います。

では次の質問に移ります。③です。

外出を控えることに伴いまして、直ちに問題がなくても、ストレスや運動不足を感じる声が上がっております。既にいろいろ対策はされておりますけれども、アンケートの中で聞こえてきた声としてお聞きいたします。感染の心配が少ない活動事例などを、引き続き、医師会や保健所などと連携して発信してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防とか、見守り等の取組は、感染リスクに気をつけながら健康の維持に向けた取組として、大変重要なことだと認識しております。

香美市といたしましては、香美はつらつ体操っていう20分版の体操があるんですけども、そちらのチラシを高知新聞の折り込みとして、4月30日と9月1日に配布しております。それから、5月25日の高知新聞の紙面にも、その旨をPRした文書を掲載しております。この事業は社会福祉協議会に委託しておる事業でございます。そちらと相談しながら事業を進めているところです。健康介護支援課としましても、この時期に、やはりコロナに負けて、運動が足りなくなっているという可能性もありますし、各施設が使えないとか、いろんな問題もありましたが、自宅でできるような体操をということで、工夫して職員が作っていったところです。特典として、継続して香美はつらつ体操を実施された方には、高知県健康パスポートのシール進呈等も行うようにしております。また、6月の広報にも体操を掲載しております。動画をYouTubeにもアップしています。それは香美市のホームページと、香美市の社会福祉協議会のホームページからも行けるようになっております。それから、希望者の方にはDVDを1枚100円でお渡ししております。8月末時点で、市民の方に71枚お渡ししております。また、このDVDは、現在、本庁とか、香北支所、物部支所のロビーにて放映中でございます。また、高知県のほうとも連携しております。高知県が作成した、いきいき100歳体操のチラシも窓口で配布しておりますので、これからも関係機関と連携しながら取組を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も、この新聞折り込みは見させていただきましたし、このYouTubeも見させていただきました。ちょっと自分自身は続けてなくて、かえって申し訳ないですけども、はつらつ体操だけではなくて、ほかの体操も結構YouTubeで関連して見られましたので、そういうところから言うと、ある意味楽しんで、自分に合うものを探しながらできるのかなと、合わせて思ったことであります。もう既にこういった取組をされていますので、引き続き利用されるように願っておるところであります。

それでは、大きな3点目に移りたいと思います。

キャッシュレス化の推進ということで、お伺いいたします。キャッシュレス化推進についても、全員協議会によって説明を受けました。また、本定例会議にもQRコード読み取り端末の整備補助金が計上されております。全体像をもう少し明らかにするとともに、詳細にお聞きしたい部分もあるため質問させていただきます。賛否のいずれかからの質問ではございません。

①でございます。

電子マネーは、現在磁気カードの読み取り、非接触型タッチ決済、QRコードの読み取りと、大きく3形式に別れております。現在、電子マネーの利用者は、自分の生活スタイルにとって最も適した方法を選択し、利用しております。今後のトレンドも、どれか1つに集約されていくなどの見立てというのは、これからではないかと思えます。現在での需要の取り込みからすれば、全ての電子決済が利用できる端末の導入が望ましいのではと、率直に感じたところであります。今回、QRコード式の地域電子マネーカードを発行するのに先行して、タブレット端末の導入を補助するとしております。その時点では、クレジットカードや非接触型タッチ決済は利用できません。この決済方法に行き着いた経緯をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

クレジットカード、接触型ICカード決済ですとか、SuicaやEdy、非接触型IC決済を導入する場合におきましては、決済システムを導入するタブレット端末のほかに、カードリーダー端末を設置する必要があります。その点、QRコード決済におきましては、タブレット端末のカメラ機能でQRコードを読み取り、決済処理ができますので、導入経費が安く抑えられ、設置場所をシンプル、コンパクトにすることができるということで、今回、QRコード決済を軸にして、システム導入を検討したということです。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 費用対効果を含めて検討すれば、このQRコードに絞ったほうが効果も得られるし、導入経費が抑えられるという認識であることを確認させていただきました。1点、利便性で言いますと、全員協議会の中でも出ておりましたけども、多少の端末機操作では慣れが必要と。クレジットカードでも暗証番号は要るんですけども、このタッチ式のICカードでありましたら、その取得の手続は要りませんが、実際に使うときはもうタッチだけだということで、一番簡単だということもあります。その点については、特に協議の中で優先的ではなかったということでもよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

事業所の中には、もう既にキャッシュレスを取り込んでいる方もございましょうし、

今回の件につきましては、先ほど申しましたとおりの費用対効果を考えたところであり
ます。さらに言いましたら、各事業者のニーズに合わせて、将来的に遷移もできるとい
うふうに考えておりました、今回についてはQR決裁で考えました。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、了解いたしましたので、②の質問に移りたいと思
います。

自治体ポイントの選考事例の中で、クレジットカードのポイントや航空機のマイレ
ージなどを、自治体ポイントに交換できるというのを見たところであり、本市での取
組においては、そういったポイントの互換性というのはいかがでしょうか。お聞きいた
します。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この御質問の趣旨を考えたときに、マイナンバーカードを利用した自治体ポイントと
捉えましたが、そちらにつきましては香美市では行ってございません。今後、香美市と
して発行する予定のマネーカードで考えましたところ、現在は、クレジットカードとの
連携までは考えてございませんけれども、こちらにつきましても、将来的に地域電子マ
ネーカードとの利便性を高める施策の一つとして、検討もできるのかなというふうに考
えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も、今回自治体ポイントでネット検索しましたら、連携と
いうことにもなっておったので、お聞きをしたところであり、実際、マイナンバー
カードとの連携ならできるということで、今回の電子マネーではそこまでは考えていな
いことも確認できましたので、次の質問に移りたいと思います。

③です。

ポイント決済手数料支払いの詳しい説明を求めます。この説明資料は、全員協議会で
配っていただきました、電子マネーを活用したキャッシュレス化の推進ということであ
りますけれども、これを見て、7ページ、8ページに全体のフロー図が出ておるところ
です。これを見ますと、100円ごとに1.5円が、手数料として店舗負担になるとい
うふうに見て取れます。店側にメリットがないと、普及は難しいのではないかなと感じ
たところなんですけれども、その点に絞って、ちょっと見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

仮に、100円で1ポイントを付与するとした場合には、1.5円の決済手数料を負
担していただく予定でございますが、キャッシュレス決済による利便性の向上と、ポイ
ント付与ということ、そして、また新たな顧客の来訪が見込めますので売上げアップに
つながるものと考えております。また、非接触決済導入により衛生的な取引が可能にな

りますので、新型コロナウイルス感染症の感染予防になるなど、店側のメリットは十分あると考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 図によりましたら、飲食店での支払いで、このカードに多分電子マネーが入っております、その電子マネーでお買い物した場合には、決済するときには1ポイント1.5円を事務局へ収めるとなっておりますが、一方で、同じように、お店でポイント支払いをした場合は、1ポイントはそのまま1円として換算されて、事業所の負担は全くないとなっております。そういったしましたら、ポイントを付与するときには店にはちょっと手数料が発生しまして、ポイントでの買物には発生しませんから、単純に考えると、ポイントはどんどん大いに使ってもらいたいけれども、電子マネーでの買物は、ちょっとある程度手数料をとられるという感覚じゃないかなと思ったところです。ほかの事例がどうなっているのか自分も調べましたけれども、このポイント決済手数料をどこが負担するのかまではなかなか調べ尽くせなかったものですから、これがスタンダードなのか、今回が特徴的なのかが分からないところです。単純に、この手数料部分を行政が負担するような仕組みとかですね、また、実際にメリットが大きいということで普及するのに、利用者負担になるとマイナスになるのかもしれないけれども、仕組みとしては利用者負担という形もとれるんじゃないかと考えたりもするところなんですけれども、こういった仕組みの検討というか、現在ではこういうふうになっておることなんですけれども、これは何かもう少し精査できる余地はあるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この1ポイント1.5円というのも、今、仮定で進めております。こちらにつきましても、もっと少ない事例もございましょうし、その辺りは柔軟な考え方が取れると思います。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本当に、いろんな形が可能じゃないかなと思いますので、また検討していただけたらと思います。

それでは、次の質問事項に移ります。④です。

このポイントに使用期限があるのか、ちょっと資料の中では読み取れなかったのですが、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

使用期限につきましては、今、決定までは至ってございませんが、ほかの例を見ますと、2年ですとか、4年ですとか、年度で区切っているようなことが多いようでございました。また、マイナンバーカードに係る自治体ポイントのほうでは、300日というようなどころだったと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 検討中ということですので、分からない部分とは思いますが。

でも、使用期限があれば、使用しなかったポイント分は運営事務局の取り分というか、経費に回せることも考えられるんじゃないかなと思ったところなんです。ずっと使用期限がなければ、延々とその部分が運営経費として使えないことになるんじゃないかなと思うので、検討中ではあるということですけど、どこかで年度を区切るほうが現実的ではないかなと思ったところなんです。それだけを申し上げて、次に移ります。

⑤です。

当初、カードに付与された1万円の消費が行き着きまして、今度、電子マネーカードの普及に当たっては、それに1万円分のポイントが付いておるんだというふうに説明を受けました。その消費が行き着きまして、あえてチャージして電子マネーを使わないということになってきましたら、運営会社への管理手数料に充て込んでいた、先ほどの図のやりとりの0.5ポイント分還元が、十分でなくなるのではないかと考えたところなんです。その分を埋めるためには、4,000ポイントの付与が一定数ないと払えないのではと考えたわけなんですけれども、付与されたポイントを使うだけでは運営事務局のポイントにはたまりません。そうすると、行政負担として、最悪、一般会計からの支出となるのかなとも思ったところなんです。それに対する対策はおおよそどれくらいを、逆にそうならないために、どれくらいの利用があれば管理手数料を賄えるのか、シミュレーションがあるのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

地域電子マネーとキャッシュレス決済が導入された暁には、加盟事業者から入る決済手数料、先ほど言いました1ポイントについての手数料的な部分ですが、のみでも、運営事業者は香美市商工会のほうで運営していく予定となっております。ポイント付与回数が増えることで、決済手数料も増加をしてまいりますので、商工会としましては、加盟店及び利用客を増やしていく必要がございます。また、行政ポイントの付与につきましては、自治体の事業や、地域活動への住民参加の促進と、付与したポイントを香美市内で消費することで、地域経済の活性化が図られることなどを目的としております。しかしながら、現時点でシミュレーションまでは至っておりません。今後、役所内で行政ポイントが付与できる事業等を検討しながら、年間の行政ポイント数が判明した時点で、商工会と行政ポイント決済手数料について協議していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も説明を聞いたときに、そもそもの電子マネーには、1枚、1人当たり、1万円分のポイントがついていると。このポイントが、当面は経済効果も含め、また運営手数料として当然当てはまるんだろうと思うところです。その後引き続

いての利用をどう促すかが、逆に言うと腕の見せ所になろうかと思ったところです。当然、やりながら、いろんな時期に合わせた対策をしていただくことによって、一過性のものにならず、本当に地域で使われて、また、活性化とか、循環とかいったものにつながっていく、また、行政参加も促していけるといったものができるとなれば、これは非常に自分としては、賛否を表すものではないと言いながらも大いにわくわくするというか、そんなところであります。同様のことをネットで見ましたら、いろいろな機能を電子マネーと合わせていくことによって、今回はカード配付ですけれども、それをアプリ化して端末にアプリ機能が付き、さらにそのアプリ機能には行政連絡が届く仕組みであるとか、また、行政の事業に対する寄附ができる機能とか、いろいろな機能をアプリにも追加していくということで、その一つの基幹になっているのは電子マネーとしての機能であると。こんなことを実際に行っている事例も見ましたので、本当に大いに、この施行はまだ来年4月とお聞きしておりますので、検討、シミュレーションをまたどんどん進めていただけたらなと思っております。

以上、申し述べて、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。

14時45分まで休憩します。

（午後 2時31分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 10番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可を頂きましたので、一問一答形式で、3点について質問させていただきます。

初めに、マイナンバーカードの普及促進です。先ほど、同僚議員からも質問がありましたが、私は、カード普及促進のほうにポイントを置いて質問させていただきます。

議員がおっしゃいましたように、この1日からマイナンバーカード保有者に、ポイント還元する消費生活策として、マイナポイント事業が始まりました。マイナンバーカード普及促進の大きなチャンスと捉えます。マイナンバーカードは、住民票を有する全ての方に、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が、同一の情報であることを確認するために活用されます。期待される効果は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平、公正な社会実現が挙げられていますが、普及や利活用が進んでいない状況が課題となっております。

そこで、①の質問でございます。

本市におけるマイナンバーカードの交付状況は、全国平均から比べてどれくらいでしょうか。先ほど交付枚数につきましてはお聞きしましたので、全国に対しての交付率を

お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 舟谷議員の御質問にお答えします。

先ほど森田議員にお答えした交付枚数ですが、これは同じような時期を比較しようと思って、8月1日現在の数をお示ししておりますが、最新バージョンをお伝えいたしません。令和2年8月31日現在の香美市の交付枚数は2,566枚、交付率は9.8%です。全国の交付枚数が2,481万3,662枚、交付率が19.5%となっております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 分かりました。確かに、8月1日から言いますと、この1か月間でぐっと100枚ほど増えておりますので、9.8%ということで、全国19.5%から言いますと、その半分という低調な、なかなか伸び悩んでおるという状況が見えて取れました。

②の質問です。

平成29年に、内閣府より「マイナンバーカードの取得促進について（依頼）」という通知が来ておりますけれども、それを受けて、本市においてどのような取得促進の取組が行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

用途ごとに担当する部署が異なるため、全てを把握しているわけではありませんが、例えば、市民保険課では、窓口マイナンバーカード関係のポスターを掲示し、リーフレットを置くほか、成人式での配布物にパンフレットや啓発グッズを入れたりしておりますし、令和3年3月、国保の被保険者証を送付する際に、健康保険証として利用ができる旨のお知らせをする予定でございます。また、総務課では、広報香美5月号と9月号にマイナポイントの記事を掲載したり、1階掲示板にポスターを貼り、総合案内にチラシを置くほか、職員向けにマイナンバーカードの交付申請書を配付したりしております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それぞれ、成人式にもそういったものを置いたりとか、また、来年の国保のほうにもマイナンバーカード促進パンフレットを入れる予定だそうですねけれども、私のことを言ってあれなんですけれども、実は私、先月、このマイナンバーカードでポイントをもらおうと思ひまして、申請をいたしました。先ほどおっしゃられました5月の広報を見て、申請方法には4つありまして、スマホ、パソコン、郵便、そして証明写真ということが5月の広報にありましたので、この4つの方法があるけれども一番簡単な方法としてはスマホだということで、実際私もやってみましたけれども、残念ながら、私のやり方が悪いのか、何かの不具合で途中までで申請ができませんでした。それで、どうせ写真も撮らなければならないので、証明用写真機でもできるとあり

ましたので、香美市内量販店の証明用写真機へ行きまして、マイナンバーカード用と書いてありますので、これこれと思ったところが、残念ながら、マイナンバーカード用の写真は撮れますけれども、申請まで行き着くような機械ではなかったということで、結局は市役所に問い合わせた郵便での申請となりました。窓口で交付申請書と、それから、封筒にそのまま貼ったら切手代の要らない、料金受取人払い郵便の用紙を頂きまして、後で何とか申請をしたところですが、証明用写真機はどうなっちゃうんやろうと後で調べましたところ、マイナンバーカードが申請できるような機械は、香美市の私が知っているところではなかったということです。このように、私のような思いをしないように、やっぱり香美市民に分かりやすい申請の方法というか、もうちょっと丁寧なことを考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。関連しまして、申請に関してのことですけれども、普及がスムーズにいくような方法を考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 今のところ、窓口に来られたお客様に対しては、いろんな方法があるということの御説明をさせていただくことも可能ですけれども、窓口では申請書をお渡ししたりしておりますが、今はそれ以上のことはできておりません。スマホで申請するときのサービスのお手伝いであるとか、そういったところまではしておりません。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そこで、③の質問です。

周知された申請方法で、スムーズに行く方ばかりではないと思われまます。いの町や香南市などでは、申請時に必要な顔写真を無料で撮影して、オンライン申請を職員が補助するサービスを行っております。とても親切なサービスで、カードの普及促進につながると思っておりますけれども、今、職員さんはなかなか対応が忙しいということもお聞きしましたけれども、こういった市民サービス面での見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

庁舎内で、住民が使用できる端末は総務課に設置しておりますが、現在のところ、カード取得時のオンライン申請の補助はしておりません。カード取得後に行うマイナポイントの申請や、用途を拡大する際の申込み等につきましては、総務課にてサポートはしております。なお、マイナンバーカードに関係する部署は複数課にわたりますので、オンライン申請に係る手続等の補助につきましては、関係課で検討してまいりたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） このマイナポイント自体が、税とか福祉のこととか、いろんなことがその中に入っており、部署がそれぞれ別れているということで、今回なかなか

か写真のサービスまではいけないけれども、マイナポイント申請の補助を総務課でやっ
てくださるといことですね。

④の質問です。

普及促進には、マイナンバーカードを取得したメリットが実感できるサービスの提供
が重要と考えます。やっぱり今回マイナポイントということで、私なんかは申請したわ
けですけども、何かメリットが実感できるサービス、本市におけるマイナンバーカー
ドを利用した行政サービスには、どのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

本市では、現在マイナンバーカードを利用した行政サービスはございません。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 行政サービスがないということです、次の質問にもな
りますけれども、カードによってコンビニで行政サービスが受けられるとか、いろんな
ワンストップサービスというようなこととか、マイナンバーカード利用が実感できる行
政サービスについて、また御検討願いたいものです。

⑤に移ります。

利活用の推進、先ほど申しましたコンビニでの交付ですね。コンビニ行くと印鑑証明
とか住民票、それがマイナンバーカードでできるということを国も勧められております
けれども、現在香美市はやっていないということですけど、県内の導入状況をお伺い
いたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 高知県内では、今年2月または3月から、2市3町
で住民票と印鑑証明のコンビニ交付が行われております。ちなみに2市3町とは、南国
市、香南市、大豊町、土佐町、仁淀川町です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 県内でもなかなか進んでいないけれども、ちょうど近隣町
村の南国市、香南市が始められたということです、やはり普及率促進のためにも、
まだまだうちは1割程度ということです、こういったコンビニサービスはどのなの
かなということも、住民の方からもお聞きするところです。このコンビニでの交付サー
ビスは、市役所の開庁時間を気にせずに、自分のタイミングで取得できるということ、
市民にとっては便利になって、マイナンバーカード普及促進にもつながるといことな
んですけども、それがどうして導入ができていないのか、お考えをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在のところ、費用対効果の面で導入に踏み切れて
おりません。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 費用対効果ということで、なかなか本市の財政状況があり踏み切れていないということをございますけれども、分かりました。今回のマイナポイント事業で、ある程度はこういったことが進む、マイナンバーカードがマイナポイントを機に一定ある程度進むかと思われまますけれども、まだまだ本市のマイナンバーカード普及が進んでいない状況に対して、市長、マイナポイント、マイナンバーカード促進についてのお考えをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） マイナンバーカードに関してお答えしたいと思います。

マイナンバーカードにつきましては、高知県全体が大変低い状況で、何とか伸ばそうと取組をしているわけでありまますけれども、今申し上げたような香美市での普及率であります。このカードに付与されるポイントがあつてですね、様子がだんだん変わっていくんだらうというふうに思つておりました、行政としても、このカードの持つ便利さというものを実感していただくために、今言つたようなサービスは、今後広げていく必要があるというふうに思つています。

一番やっぱりマイナンバーのそもそものサービスといいますか、大変問題のポイントというのは、これはやっぱり税と福祉の一体改革ということで進めてきたわけでありまますので、やはりこの制度が賛成、反対もありましたけれども、今、この制度はカードの段階まできているわけでありまますから、しっかりとこれを推進していくことによって、税の公平感、税を逃れるような形でやらないようにしていただいて、そして、みんながやがていろいろとお世話になる福祉についても、その財源として使われるということが非常に大事でありまますので、そもそもの考え方を忘れないように進めていく、ポイントも大事、行政サービスも大事でありまますけれども、もともとの税と福祉の一体改革、社会福祉の一体改革を進めていくわけでありまますので、そこを揺るがせにしないように、そして、その効果を確認ができるようなほど推進していかなければならないんだらうと。そのためには、今言つたような行政サービスの一つのやり方だというふうに思ひまますので、今後推進してまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 市長のほうから税と福祉の一体改革ということで、力強い推進に対してのお考えを頂きました。まだまだこのマイナンバーカードについては、いろんな不安というか、相談したいことをお持ちの方がたくさんおられると思ひまますので、今後の検討課題の中に、やっぱりカードについての疑問点とかを、いろんな機会に相談しやすい体制なんかも考えていただき、それで、やっぱり利活用のさらなる推進、行政サービスの向上を望んでおひまますので、よろしくお願ひいたします。

大きな2の質問に移らせていただきます。

高額療養費支給申請の簡素化についてでございます。今回もまた市民保険課の課長に答弁をいただきますけれども、高額療養費制度っていうのは、医療機関や薬局の窓口で

支払った医療費が、一月で上限を超えた場合に、その超えた金額が支給されるということで、年齢とか所得によって違ってくるといことですが、この高額療養費支給対象の70歳から74歳、この限定された5年間の年齢の高齢者については、その都度、この市役所に出向いて申請手続を行わなければなりません。

それで、①の質問です。

昨年度70歳から74歳までの高額療養費支給対象者で、支給申請を何らかの理由で行わなかった方の人数、そして、その金額をお伺いたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

まずお断りさせていただくのが、台帳を1件1件手作業で確認する必要がありまして、年間の件数を拾うのは作業量が大いいため、平成31年4月診療分にものみ限定してお答えさせていただきます。また、議員が思われるところの、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第52号）が対象としておりますのは、世帯内に70歳から74歳までの被保険者しかおらず、かつ世帯主も70歳以上である場合に限られておりますので、資料でお示ししておりますが、この資料は年齢で区分しただけの被保険者数でありまして、改正省令の対象者数とは異なりますことをお断りしておきます。

では、別途配付しております資料を御覧ください。

高額療養費の支給に係る通知対象者は248人、うち70歳から74歳の方が209人、8割強おられます。通知から1年以上経過しておりますが、通知した248人のうち申請していない方が49人、2割弱おられまして、そのうち70歳から74歳の方が41人です。なお、通知の2年後までであれば申請できるため、期限までには未申請の人数は若干減る可能性がございます。また、通知は支給予定額が100円以上の被保険者がいる世帯に送っておりますので、支給額が100円未満の方も含めれば248人以上が支給対象となります。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 資料ありがとうございました。これ2年間の猶予があり、平成30年度の1か月分ということで提示いただきました。70歳から74歳の対象者のうち209人中41人が未申請であって、その金額というのが1か月分で18万1,889円ということで、年間に大ざっぱに計算したら、1年間にずっとこれであったとしたら、200万円ぐらいあるかなというような計算になりますけど、こういった高齢で病院にかかっている方について、やっぱり未申請の方が、様々な理由であれでしょうけれども、おられるということが分かりました。

次に、②の質問です。

先ほど課長が言われましたように、平成29年3月に国民健康保険法施行規則の一部が改正されまして、70歳から74歳までの高額療養費支給申請について、市町村の判

断で手続を簡素化することが可能となっております。この制度が導入されますと、一度申請しますと2回目以降の申請からは自動的に指定の口座に振り込まれ、申請のための高齢者負担が軽減されるわけですが、この高額療養費支給簡素化についての見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 手続の簡素化は、被保険者の負担や市の事務負担軽減につながるものですが、一方で、幾つか欠点もあることから、香美市では現在のところ実施しておりません。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ③の質問になります。

そういった何らかの理由があるということで、その導入していない理由をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 実施を見送っている理由として、一つには、申請手続が簡素化されている世帯に70歳未満の被保険者が加入すると、世帯全体が簡素化の対象から外れて、高額療養費支給申請に医療機関の領収書を添付していただかなければなりません。その際、今まで必要がなかったため領収書を残しておらず、申請できないこともございます。また、現在のやり方ですとレセプトを突合しておりますので、レセプトの記載誤りを発見できることもありますが、簡素化でその機会が失われます。さらに、一部負担金等を支払っていない場合にも、高額療養費を支給してしまう可能性があります。今、申し上げた以外にもデメリットがあり、現在県内で簡素化しているのは高知市のみとなっております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） いろんなデメリットがあるので導入されていないということですがけれども、この導入をしている市町村は県内高知市だけとおっしゃいましたけれども、導入している市町村は、県外を見ますと愛媛県今治市とか西予市とか、大阪市とかで、適用要件とか同意事項、先ほどのような一部負担金を払っている方というふうには、理由についてはきちんとその適用要件を入れて、自動振り込みができなくなるようなことも全部入れて導入しているということですがけれども、私に相談があったある対象者ですけれども、毎月高額療養費を市役所に申請に行くのは、本当に身体的な負担があって毎月もなかなかよう行かないと、だから3か月まとめて行っているというふうな、身体的な負担がある方がやっぱりおいでになられるということでした。こういった高齢者の申請に関する負担を軽減するために、この簡素化を導入すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） デメリットに係る何らかの対応策が見つかり、被保

険者に不利益にならないような手だてを講じることができれば実施に踏み切れますので、今しばらく検討させていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 不利益にならないような、デメリットを考えてくださるということですので、ぜひ前向きに考えていただいて、やはり本市は中山間地域も多くて、交通手段の確保や、やっぱり先ほど言いました高齢者の身体的な負担も考慮して、そして、支給されるべき高額療養費未申請の方がおられないようにするためにも、この高額療養費の簡素化導入を望むものです。

それでは、次に、大きな3つ目の質問に移らせていただきます。

介護予防にもものづくり（木育）をについて質問させていただきます。木育というのは、2004年に北海道林業木材課が、子供をはじめとする全ての人々が、木とふれ合い、木に学び、木と生きるという取組を行うことで、林野庁では、木材利用に関する教育活動を木育として推進しております。先月、熊本県長洲町の木育推進講座に参加した香美市民の方から、長洲町の介護予防に木育を取り入れ、要介護認定率が低下し、給付額も抑制されているという、この木育の成果があったこととお聞きいたしまして、その資料の一部ですけれども、①はものづくり（木育）に関連した事業展開です。いろんな教育、子育て、またものづくり教室等をやってきた中に、この介護予防活動が入れられております。この長洲町というのは熊本県の小さな町で、約1万5,000人の金魚の町とか、それからまた造船業とか、そういった小さな町ですけれども、この木育を通じてどんどんと子供たちとか、それから市民全体にこのものづくりの木育がずっと広まっていったということでございます。

そして、次の資料②は、介護予防拠点の整備推移と活動実績ということで、ちょっと色が黑白ですので分かりにくいですが、介護予防拠点ということで当市もやっておりますが、平成27年からずっと介護予防にこの木育を取り入れたということですが、まずは拠点に小さな町で4つぐらいしかなかった公民館を、それぞれ歩いて行ける地区の公民館として、このときは32施設になっていきますけど33施設整備して、それでずっとこのものづくりの木育に対して、平成27年から機運が高まっていったときに、参加者がどんどん増えてきた。

そして、資料③では、この長洲町における介護保険給付費と認定率の推移がございませう。これは、資料を頂いてはいますが香美市よりも高齢化率がやや低い38%ぐらい、香美市は39%ぐらい今年ありますけれども、だんだんと認定率が下がって、給付率も抑えられてきているという、こういった木育ものづくりの成果資料でございます。

それで、①の質問でございます。

本市の介護予防事業は、長洲町には劣らない多彩な事業を行っております。物部・香北・土佐山田圏域別の介護予防事業の内容をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

介護予防事業の内容は、介護予防講座、運動習慣づくり、生きがいづくり、自主グループ支援の4つの柱に基づいた事業展開を行っております。介護予防講座は、上手に老いるということと一緒に考え、自分のためとか家族のために老後の備えや健康管理について、様々な視点からの講座を実施して、好評を得ております。また、2つ目の運動習慣づくりでは、各圏域で体操教室やポールウォーキング教室等を実施しております。3つ目の生きがいづくりでは、畑作業を主とする菜園クラブ、それから認知症予防のための農活クラブ等を実施しております。4つ目の自主グループ支援では、土佐山田圏域25か所、香北、物部圏域20か所ありますが、それぞれの集いの場で、香美はつらつ体操や歌、レクリエーション、それから茶話会など、地域の方の要望に応じた内容で活動を行っており、社会福祉協議会に委託して見守り訪問等を行っているという状況にあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 資料ありがとうございます。この資料を見ますと、本当に介護予防講座もずっと800人ぐらい来ていますし、運動づくりはやや下がってきています。生きがいづくり、畑とか脳トレとかとおっしゃっていましたが、ここがもうぐっと平成30年度から言いますと4倍ぐらい上がってきていますけれども、この原因というか、こう増えたということは、何かこんなことをやったからぐっと増えてきたということ、御存じでしたら教えていただけたらいいんですけども。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 申し訳ありません。細かいことを今、把握しておりませんので、ちょっと決定的にこれがついていう原因は存じ上げてないです。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 分かりました。

②の質問です。

平成28年度から令和元年度までの介護予防事業の延べ参加人数の推移をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お手元の資料を御覧になっていただけたらと思います。先ほど議員ももう目を通されたと思いますが、平成28年度以降1,000人ぐらいはだんだん増えてきているという状況で、結構少なくなるというよりは参加者が増えていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 徐々に増えてきているという状況が、本当に長洲町に劣ら

ないような自主グループの立ち上げとかで、ずっと長年取り組んできたことが人数を増やしてきているのかなと思われまます。

それで、次の③の質問です。

平成28年度から令和元年度までの介護保険給付費と、認定率の推移についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護給付費のほうは、先ほどの資料の中ほどの表にあります、平成28年度から4年分ですが、令和元年度は32億5,384万318円となっております。それで1億1,000万円ぐらい4年間で上がってきていると捉えております。

認定率のほうにつきましても、18.7%だったものが令和元年度では19.4%と、ちょっと増えてきている状況にあります。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 本当に高齢化が進んできているなど実感いたします。長洲町と本当に単純には比較をすることはできませんけれども、長洲町の高齢化は2020年の予測で36.7%でしたし、本市は今年2020年ですけど39.1%ということで、長洲町よりも香美市のほうが高齢化率が進んでいるわけですので、本当は単純に比較することはできないけれども、やっぱり長洲町の認定率が下がってきているものづくりに関して、何か参考にできるものがないかなということでお伺いいたします。

④の質問でございます。

長洲町の取組の中に、各地域の拠点に年1回は出向いて、木を使った木育、ものづくりを提供して、集いの場を後押ししています。木のおもちゃとかいうのは高いですけども、ここに持ってきています（資料を示しながら説明）中にビー玉が入ってしまして、動かしたらこんな音がするものですけども、こういう場を提供して、長洲町はこれを無料で提供するということでしたけれども、本市においても出向いて、こういうものづくりではないかもしれませんが、地域の集いの場を後押ししている状況をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 香美市では自主グループ支援として、先ほど申しましたが、土佐山田圏域25か所、それから香北・物部圏域20か所ある集いの場を、活動の見守りは社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいております。その方々に集いの場所へ見守り訪問とかを行っていただいております。集いの場への出前教室とかも実施してしまして、正しい運動方法を確認したり、レクリエーションの提供や熱中症予防等の健康教育等を行っております。また、物部町のほうでは、生きがいくりの一環で木工教室を実施してございまして、平成28年度は23人、平成29年度は21人、平成30年度は40人、平成31年度は55人の参加がありました。いずれも県

の森林研修センター情報交流館のほうで、森林ボランティアリーダー育成講座というのがあったようで、そちらの森林ボランティアリーダー修了生の方を講師に迎えて実施したと聞いております。今後も木育については、希望があればぜひ取り組んでいきたい内容だと思いますので、積極的にやっていけたらと思います。

また、香美市でも赤ちゃんに対する木育の取組とかも行っておりますし、そういういろんな事業と連動してできるような形が、また今後関係課と考えていけたらいいのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。物部町のほうで木工教室をやられているということで、やっぱりそういったものを取り入れるのはすごくいいことじゃないかと、それから、男性の参加者も女性ほどではないけど、木工教室なんかには参加が多いということもお聞きしております。

⑤の質問です。

介護予防に資する木育活動の検証と支援スタッフ養成カリキュラムの開発、ちょっと長いですがけれども、これは長洲町の取組を研究した熊本大学の田口浩継教授が、こう題しまして研究した結果で、もう一回確認になりますけれども、高齢者にとって木はなじみがあり、その加工も豊かな経験を持っている。木育活動は、体操や脳トレと同程度に生きがいややりがいを認識していて、気分・感情の状態が好転しており、介護予防に効果的であることが明らかとなったとありまして、物部町でもそういったことを取り入れてやっているということですので、今後さらに介護予防に香美市の木材を使ったものづくりを、ぜひ取り組んでみていただきたいと思いますが、先ほど答弁がありましたけど、もう一度、これに対しての質問にお答え願います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 議員の御紹介がありまして、私も関係部署のほうから情報提供いただきまして、田口教授の研究結果にちょっと目を通させていただいております。かなり木材を使うことで効果があるということですので、介護予防にはもってこいの内容ではないかというふうに考えますので、今後も積極的に広げていけるような環境づくりに努めたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ぜひよろしく願いいたします。私も自分がこの講座に参加してないものですから、長洲町に直接問合せをしてみますと、やっぱり町全体がこの木育に取り組んでいるってというような状況が感じ取れまして、一般の若い人も対象に、平成24年からものづくり教室を開催して、先ほど言いました熊本大学の教授と連携して木育養成講座、先ほど香美市の知人がここに参加したと言いましたけど、そういった

支援スタッフ、課長が森林研修センター情報交流館で指導を受けた方が講師に来てくださったと言いましたけれども、まさにここはそういった支援するスタッフを養成しているという、そこが大きなところかなと感じたものですが、やっぱりものづくりを通じた新たな地域活動を展開してきたということで、この長洲町は木育を推進する木育推進委員を養成する講座を核として、人をつくっていることが事業に大きく影響しているということです、本市においても、やはりこういった核となる人をつくっていくこともまた検討いただき、介護予防に木育を取り入れた、そして健康長寿に香美市を進めていただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 7番、市民クラブの利根です。一問一答方式で質問を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、ホームページの管理についてです。いろいろな市町村のホームページと比べてみましても、香美市のホームページは、トップページの設計とか配列が非常にシンプルで、欲しい情報に早く行き着けるように思います。デザインやビジュアル重視だけではなく、機能的・実務的な部分を中心にバランスよく作られており、自分としてはかなりよくできたホームページと思っております。ちなみに他市町村のホームページにいきますと、なかなか検索部分からじゃないと欲しい情報へ行き着けることは少ないですが、その点、香美市では一定トップページからでも十分追って、欲しい情報までたどり着くことができるような感じがいたします。しかし、市民からの指摘も何点かありますので、幾つかの改善点も含めて質問していきたいと思ひます。

①です。

ホームページ訪問者数のカウントは詳しく行っていますか。各ページごとのカウントを取ることは、市民の関心があるページを階層の浅いところへ持っていくとか、トップページにリンクを貼るとか、より利用しやすいホームページを目指すのに必要ではないかと思ひます。また、訪問者の多いページはもちろん、検索でよく探されるページなどは、できるだけ探しやすくすべきです。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

ホームページの各ページへの訪問者数につきましては、年度ごとに集計し、毎年4月にトップ100を各課にお知らせしています。今後こうした訪問者の集計数など、アクセス状況を分析し、改善できるところは改善し、より利用しやすいホームページを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） トップページによく利用される情報という項目が、ほかと別

段で幾つかあります。ちなみに住民票・戸籍、税金、保険・年金、ごみ・環境・動物、水道という通常と別枠の、多分ここが一番利用率が高いものをピックアップしちゅうと思うのですが、こういったところへ十分反映させていただきたいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

続きまして、②へ行きます。

リンク切れがあり放置されているとの声をよく聞きます。管理を徹底するとよいのではないかと思います。そこで、どこが管理しているのかがまず問題になろうかと思いません。一定中身は各課が管理していると聞いていますが、トップページとのリンク関係、トップページを管理するところと中身を管理するところの両方の関係があると思いますが、トップページとのリンク関係も各課が管理しているのか、確認をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） トップページなどの全体的なページにつきましては、各課ではなく総務課が管理しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、一つここで提案みたいな質問になりゆうがですけども、リンク切れをチェックするソフトも今、有料、無料あります。これは、一つ一つリンクをクリックして確認しなくても、一定起動させて走らせると、自動的にリンク切れを探してくれるようなソフトです。香美市のホームページがどういう作り込みになっているのか、ちょっと自分も詳しくは知りませんが、こういったことが作り込み的に可能であれば、それを利用する方法もあるんじゃないかと思います。各課でいろんなところのチェック漏れがあっても、自動でチェックしてくれるものがあれば、定期的に総務課でチェックをして、確認していけばいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 総務課では、これまで不定期にリンク切れチェックを行い、各課に修正を依頼しておりましたが、今回の御質問をいただいたことで、改めてリンク切れチェック機能について確認しましたところ、ホームページを作るところで、各課でも簡単にリンク切れチェックができることが分かりましたので、各課にもチェックを促すとともに、総務課でも定期的なチェックを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） リンクについては、記事を上げるときは間違いなく大体がチェックして確認すると思いますが、移動、削除したときに確認漏れが発生するのではないかと思います。幾ら気を付けても、リンク切れの可能性が100%なくなることはありません。そこで、リンク切れのときに飛んでいくページがあります。平成25年の改

修をいまだにリンク切れの理由としております。ちょっと紹介をいたしますと、「お探しのページは見つけることができませんでした。」ということがありまして「香美市のホームページでは従来のページから問題点を改善するように、サイト構成や分類の見直しを行い、平成25年3月1日に大幅にリニューアルいたしました。」ここですね、平成25年3月1日。「それに伴いページアドレスが変更されております。誠に申し訳ありませんが前のページに戻っていただくか、下記の香美市ホームページへのリンクから、香美市ホームページのトップページにアクセスしていただき、再度情報をお探しくさいますよう、お願いいたします。」と書いてあります。

一点気になるのが、平成25年3月の理由がそのまま残っているということと、そもそもこれトップページからのリンクが切れているので、そこへ行き着かないというようなことです。今回指摘しているようなリンク切れを対象にしたことを、このページにちゃんと記述し直すようなことをしていけばいいんじゃないかと思います。それとともに、トップページのその右下に御意見・お問合せとか、あと、一番下のところに「このホームページについて」とかいうような項目がありますので、そこにもし市民からの情報があったときに、ホームページについての意見を聞ける場所も作っておけばいいんじゃないかなと思いますが、その辺をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 利根議員の御指摘のとおり、リンク切れのときに飛んでいくページの記述内容があまりよくないと認識しましたので、修正するようにいたします。また、御意見・お問合せからリンク切れの情報を書き込んでいただけるようにするなど、検討したいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、③へ行きます。

以前、記事の並びについて質問したことがありまして、そのときは、記事の並びは新着情報優先ではなくて、実は各課が重要度を決めて、重要なものほど上位に来るということを知ったような気がします。現在もそのような運用になっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 基本的には変わっておりません。重要度は、各課から重要と言われた場合には総務課と協議して、上位に貼り付けるというような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、④へ行きます。

以前は、新着情報が全く新着情報ではなかったです。現在、改善した気はなくてもな

ぜか改善されていまして、かなり見やすい状態になっています。ちなみに現在、入札関係と防災行政無線の二つのみが、新着情報に新着じゃないものが割り込んでいる状況です。入札関係は中身に更新がありまして、実質、中の記事が新着記事になっておりますので、ここはちゃんと上げるときに日付を適切に打ち込むだけで、多分管理されたら中身的には問題ないと思います。そこで、ここに通告しておりますように、民間の販売系ホームページでは、商品とかいろんところで、安い順とか、新発売順とか、コメントの多い順とか、星の数の多い順とか、そういった複数にわたる利用者側からの並び替え表示が当たり前になっています。現在ほとんど問題ないレベルで新着情報となっておりますが、以前の状態を考えると、対策として、重要順とか、新着順とか、その他いろいろ今後出てくるかもしれませんけれども、並び替え表示機能の導入をしておくことも考えられるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 香美市ホームページのバンダーに確認したところ、現在香美市の利用しているパッケージでは、新着情報の並び替え機能は導入できないということでした。ただし、他市町村からも同様の問合せがあるようでして、今後のバージョンアップの際に改修される可能性はあるということをお伺いしました。ということですので、今のところは今のやり方で、今後その新着情報をより分かりやすくできないか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そしたら、バージョンアップ時に一定コストというか、もちろん料金もかかってくると思いますので、そこで問題なければそのようにやっていただきたいなということを言いまして、ホームページの管理についての質問を終わります。

続きまして、2の高速ブロードバンド整備は抜かりなくという通告のほうへ移ってまいります。

①へ行きます。

回線を敷設できる事業者は限られています。実質的な競争がなくなると、エリア拡大等の条件が厳しくなる恐れがあります。プロポーザルの参加者数をどう見ているか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 利根議員の御質問にお答えいたします。

民設民営方式という条件や採算性の問題から、民間事業者の参入が見込めないエリアが多いことなどから、プロポーザル参加者数は少数と考えておりますが、事前に見積りや提案を提出していただいております通信事業者は複数ございます。その通信事業者については、プロポーザルに参加していただけるものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ここは、実態から見て1業者になるんじゃないかと心配していましたが、少しは安心いたしました。

続きまして、②へ行きます。

前回同様の事業のときも、今後は回線事業者による延伸が見込まれるという感じで、実は事業当初聞いておりましたが、結局思っていたような延伸はありませんでした。その心配がありまして、この質問の通告を行いました。先と同僚議員の答弁で一応全戸対象というようなこととお伺いいたしまして、若干安心しておりますが、一点、その全戸を目指すということは、先の答弁でありました岡ノ内以遠は、当然プロポーザルの最重要項目になるんじゃないかと思いますが、提案があったですからね、その辺の確認をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） プロポーザルのエリアでございますが、どこまで拡大できるかについても審査項目で重要ということで、点数のほうも大きめにはとっておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 通告に書いてあるように、国の支援というがは、もう多分最後になると思いますので、この期に本当に全エリアをやっておかないと、もう先の延伸はないなという感覚を自分も持っておりますので、ぜひ最重要で加点中の加点というかで、よろしく願いいたします。

③へ行きます。

現在、従来のメタル線がつながっているところは全戸対象という先ほどの答弁がありました。その対象となっても、希望がなければ光ケーブルの延伸がないかもしれないという、これは単なるうわさですが、聞いてちょっと心配したところもあります。つまり、現時点での光の需要がなければ、対象とならないんじゃないかという懸念です。そうであると、希望の取り方がすごい重要になってくると思います。できるだけ広く厚くこの事業について周知をする必要があると思いますが、どのような手法を考えているのか、お答えください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

9月1日の全員協議会でも説明しましたし、また、萩野議員の質問でも御説明させていただきましたが、本市といたしましては、NTTとの電話契約のあるエリアについては、希望する、しないにかかわらず、全域を整備する方向で考えております。民設民営方式であり、通信事業者が決定いたしましたら、サービス加入者の獲得に向けて、通信事業者が説明会を行うこととなります。その場合、説明会場所の確保や広報・周知等に

については市が協力しますが、基本的には通信事業者が積極的に説明会を開催し、希望者の加入獲得に向けて動いてくれることになると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 今後、福祉医療とか災害対策の分野で活用の可能性が考えられまして、ブロードバンドの利用形態が変わる可能性もあります。現在アナログしか必要ないところで、お年寄りやからもうつながんよというところも、実はお年寄りやから要るといような形態に変わる可能性も十分ありますので、現在の必要とか需要でなく、今後の高速回線の必要性を十分勘案して、本当にメタル線のあるところは全部、端の端まで行くように。そういうような御答弁をいただきましたので、そのように進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 利根健二君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は9月9日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時49分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 3 号)

令 和 2 年 9 月 9 日 水 曜 日

令和2年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和2年9月1日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月9日水曜日（審議期間第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	萩 野 義 和	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	山 口 学	1 2 番	濱 田 百合子
3 番	久 保 和 昭	1 3 番	山 崎 龍太郎
4 番	甲 藤 邦 廣	1 4 番	大 岸 眞 弓
5 番	笹 岡 優	1 5 番	小 松 孝
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	依 光 美代子
7 番	利 根 健 二	1 7 番	村 田 珠 美
8 番	山 本 芳 男	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	爲 近 初 男	1 9 番	島 岡 信 彦
1 0 番	舟 谷 千 幸	2 0 番	比与森 光 俊

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	横 山 和 彦
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	中 山 泰 仁
総 務 課 長	川 田 学	農 林 課 長	川 島 進
企画財政課長	佐 竹 教 人	農 林 課 参 事	澤 田 修 一
会計管理者兼会計課長	萩 野 貴 子	商工観光課長	竹 崎 澄 人
管 財 課 長	和 田 雅 充	建 設 課 長	井 上 雅 之
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	明 石 満 雄
防災対策課長	一 圓 幹 生	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	前 田 哲 夫
健康介護支援課長	宗 石 こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明 石 清 美	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	公 文 薫
教 育 次 長	秋 月 建 樹	生涯学習振興課長	黍 原 美 貴子

【消防部局】

消 防 長	宮 地 義 之
-------	---------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和2年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第9日目 日程第3号)

令和2年9月9日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 16番 依 光 美代子
- ② 11番 山 崎 晃 子
- ③ 2番 山 口 学
- ④ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑤ 12番 濱 田 百合子
- ⑥ 3番 久 保 和 昭
- ⑦ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） おはようございます。16番、依光美代子でございます。一問一答方式で、児童クラブについてと鏡野中学校の合築棟の地下水についての2項目について、お尋ねいたします。

最初に、(1)児童クラブの利用料金についてお聞きいたします。

昨年度より児童クラブの委託先は保護者会からかみっこベースとなりました。保護者の負担もなくなり、大変保護者からは喜ばれております。各児童クラブでは、利用料金を初め、開設日や利用時間、体制など、多くのことでばらつきがありました。かみっこベースが時間をかけて調整を行い、来年度からは統一できるように努めております。

今回は、特に利用料金の減免についてお聞きいたします。

委託先の変更前は、利用料金については3,000円から6,000円とばらつきがありました。特に、兄弟割というか、同一世帯から2人以上利用している場合の利用料金について、半額の減免措置は2つの児童クラブのみでした。今年度は全ての児童クラブで減免措置を試行的に行い、保護者からは大変喜ばれておりました。しかしながら、来年度からこの減免措置がなくなることを聞きました。コロナ禍により、世帯収入が減った家庭も多く、仕事がなくなったりとか、いろんな大変な状況を抱える家庭が増えております。保護者の方もこのことを知り、この制度がなくなると困るという声があがっております。

そこで、最初に①です。

この減免措置の対象となる、同一世帯から2人以上の利用者は何人ですか。お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） おはようございます。依光議員の御質問にお答えいたします。

議員が御質問されている減免措置、いわゆる兄弟割の対象者は62家庭、64人です。うち2家庭、4人が3人兄弟の利用でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ありがとうございます。64人、3人家庭もいらっしゃるんですね、よく分かりました。

そうしたら、②の質問に移ります。

この利用料金の減免については、香美市児童クラブ設置条例施行規則第7条の2に、2人目以降の児童については利用料金を50%の範囲において減額すると定めています。来年度も全ての児童クラブで、この規則に沿った減免措置が継続できるように財政支援ができないものでしょうか。県の制度もあると聞いております。また、実施するとなればどれだけの財源が必要なのかも併せてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

兄弟割引の減免は、子育て支援の面からも有効なものと考えておりますので、令和3年度に向けて、県の補助金等の活用も検討しまして、継続できるように考えていきたいと思っております。

なお、兄弟割減免措置に係る財政負担額は、令和3年度新たに発足予定の楠目小学校新児童クラブも含めての試算で、基本月額利用料6,000円と考えて、その2分の1を減免した場合、241万2,000円となります。そのあたりが財政的に必要になるかと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 早速に検討いただきまして、ありがとうございます。本当に子育て支援が、このコロナ禍で大変な御家庭が結構増えているということをお聞きしました。お仕事を安心して続けていくためにも、児童クラブの存在というのはすごく大きいと思っております。

それでは、③の質問に移らせていただきます。

児童クラブの利用料金を3人目から、今、3人の御家庭がいらっしゃるということでしたが、私が通告文に例として保育料の多子世帯軽減措置を挙げております。この保育料の軽減措置というのは、18歳に満たない児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の3歳児未満の児童が対象ということですが、私は、児童クラブの料金については、第3子以降の児童について年齢に関係なく無料にできないかという意味で、ここに例に挙げたところがございます。先ほど課長も言われたように、やっぱり子育て支援として、子育てするなら香美市だよ、子育てが安心してできるまちとして、それから、教育においても保育からずっと一貫して大学まであり、子供を産み育てる環境というのが香美市は最高だと思います。そのときに、やっぱり多子世帯の子育ての経済的負担を少しでも軽減して、香美市で安心して子育てができるようにできないか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

同一世帯での利用児童3人目以降の無料化につきましても、先ほど申しましたように、

県の補助金の活用等での対応を令和3年度に向けて検討していきたいと考えております。
以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうしたら、次の（2）施設建設についてお尋ねいたします。

①です

この児童クラブ施設建設のスケジュールについては、2月20日に全員協議会で説明を受けました。その後、順調に進んでおりますか。今、山田小学校のほうは建設に取りかかって動いていることは分かっています。それ以外の、今後建設を予定している楠目小学校、舟入小学校、香長小学校、説明があったときの予定では、8月に工事発注、そして9月から建設工事というような予定にはなっておりますが、3つの児童クラブ建設スケジュールの現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

2月20日のときから若干後ろにずれている部分もありますが、楠目小学校児童クラブは、8月26日に指名競争入札で建設事業者が決定し、9月1日に請負契約を締結いたしました。今後は関係者と協議しながら、2月28日までの完成を目指して建設を進めてまいります。舟入小学校児童クラブは、6月末に設計を完成しております。現在、入札のための設計図書最終確認を進めております。10月には契約し、年度内の完成に向けて作業を進めてまいります。香長小学校児童クラブは、9月3日に設計管理業務の入札を行い、設計監理の業者が決定いたしました。今後、本年度内に設計、令和3年度工事着工、同年度中に完成を予定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 着々と進んでいる様子がよく理解できました。

そこで、②の質問に移らせていただきます。

香長小学校児童クラブの建設予定地が校庭内と聞いております。この校庭内で建設ということは、私、山田小学校のときにも心配したんですが、やはり児童の安全性、そしてまた運動場が狭くなる、そんなことをとても心配するところですが、山田小学校のように学校敷地の隣接地購入を検討することはできないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

児童クラブの建設地につきましては、香美市子ども・子育て支援事業計画において、学校敷地内への整備を基準とされていることから、建設候補地としては現在校庭内としております。今後、学校、保護者等の関係者と協議をする中で、建設地についての御意見もお聞きして、実行可能な計画を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 今後、その建設地については、皆さんの意見を聞きながら実行可能ということで、今の状況を見たときに少し心配するものですから、それで、隣接地だったら少し時間がかかるか分からないけど、購入して学校敷地とすれば可能ではないかと思しますので、ぜひ引き続いて皆さんの御意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

それでは、次の2の質問に移りたいと思います。

最初に、この合築棟の地下水の経過について、少し状況を説明いたします。

私たち、同僚議員4人で、6月定例会議閉会後に、結露のその後の状況を観察に現地に行きました。そのときに、昨年この機械室に地下水がたまっておりましたので、そこを見らせてもらおうと、やはり昨年と同じように排水ますより水があふれておりました。その後、状況を観察していかなければという思いで、雨が2日以上続いた後に、その状況変化を見たくて7月8日に現場に行きました。機械室には水が全体に深さ2センチメートルから5センチメートル、深いところは5センチメートルぐらいたまっておりました。昨年は出ている部分から少し水を見たけど、もう既に全体が沈没するというか、水が2センチメートルから5センチメートルぐらいたまっておるような状況でした。

また、当初には水がなかった教官室、お手元の資料②の位置が教官室になります。そして、Aに侵入口のハッチがあるので、その蓋を開けて中をのぞくと、何と水が30センチメートルぐらいたまっておりました。大変驚きました。どこからこんなにたくさんの水が入ってくるのか、とても不思議でした。その地下室には配管も何もない、本当に箱だけの地下室という状況でした。だから、私が何とかこの原因究明が必要ではないかという思いで設計図を見せてもらおうと、点検口がありました。その隣にも地下室ピットがあるということが分かりましたので、そちらからの水がこちらへきているのではないかと。結局、状況からいうたらこうですよ、Aの侵入口があつてBが並んでいると、そこに点検口があるから、これをのぞくことで、当初は、この水がいっぱいになってきて押しつけているかなと、こっちの状況も見ないと判断できないのではないかなと思ったことでした。教官室のほうはこういう状況でした。

それで、Bのピットの水の状況を調査しなければということで、学校の都合も聞いてみなければいけないと思って8月7日に学校に伺うと、ぜひ早く見てくださいということで、すぐに現地へ案内してくださいました。そうしたら、②のAの教官室の地下の水が、40センチメートルぐらいに以前より増加しておりました。しかし、機械室のほうには路面の水がなくなって、水は機械を稼働することでぼたぼた絶えずお水が発生していて、そのお水のみを毎日バケツ2杯分くみ出さなければならぬ状況でした。この件は最後に質問しますが、この間、1か月ぐらいありましたが、雨が降った日というのは二、三日ぐらいで、それほど大雨でなかったと記憶しております。同時に、あとの②以外

のピットも調査してみたいという思いで行きましたが、全ての侵入口は施錠してありましたので入ることができませんでした。その施錠している場所への調査を、学校の先生方の夏季休暇明けの8月18日に予定しておりましたが、担当職員が一人で地下に調査に入り、教官室の水深はさらに増していることが判明しました。なぜ地下にこのように水がたまるのか、どこから水が浸入しているのかなど、原因究明と対策が急がれると考えます。

そこで、お尋ねいたします。最初に①です。

地下には、お手元の資料にあるように、機械室と多くのピットがあります。全てのピットに水がたまっているのかどうか、全体の状況把握はできておりますか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

施設全てのピットは確認できておりませんが、施設内に複数ある点検口の真下及びその周辺のピットについてはそれぞれ状況を確認しており、確認した全てのピットにおいて水がたまっている状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうしたら、8月18日に職員さんがお一人で入られた5か所というか、侵入口がある全てに入ったところ、水があるという状況ですか、分かりました。

そうしたら②になりますが、その水の状況はどこも同じぐらいということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えします。

確認できているピットにおいては、地面からの深さで見ると、全てほぼ同じ水位まで水がたまっております。

なお、プール側のピットについては、ピット自体の深さがほかと比べて浅いため、ピット内にたまっている水は少ない状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 分かりました。

そうしたら、③の質問に移りたいと思います。

この水の状況、当初からいうたら日に日に増えているという現状把握を、課内全体で共有できておりますか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

課内担当部署の担当及び上司に当たる者は、全て共有を行っております。

なお、業者や関係者等との協議内容や現場を確認した際の写真等については、記録として学校教育班内で回覧もしており、共有を行っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 関係部署の中では共有できて、現場の写真も撮り回覧しているということですね、そういうことができておるといことで少し安心しましたが、私が今回このことをちょっとお聞きしたのは、担当職員さんが、きっと私が入ることを聞いて、これはいかんという判断をされたのではないかと思うんです。地下へ調査に行かれて、本当に担当職員さんには頭が下がります。結露のときの対応以来、ずっと本当に何事に対しても一生懸命取り組んでおられる、その姿勢には本当に頭が下がるんですが、今回、これをなぜ聞いたかというのは、地下室へ一人で入ったことを心配してお聞きしたところです。ただ、きっと課内の皆さんが忙しいこともあったのではないか、だから御自分が一人でという思いで行かれたと思いますが、危険を伴うときはやっぱり必ず2人で行動することが大事じゃないかと。地下というのは炭酸ガスがたまることもあって、命にも関わることがあるかも分かりません。私も自分が入るといことで、分からないから専門家の人とか、息子も現場をやっているのでいろいろ聞いたときにも、すごく注意を受けてしたことでした。それで、学校の先生が入口におってくださったんだけど、やはり今後これ以外のことでも、少し危険を伴うというときには、忙しいと思いますが2人で行動ということ、ぜひ気をつけてほしいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

この合築棟の地下に設けているピットは何のためのピットですか。また、水がたまることを想定しての設計でしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

まず、先ほどおっしゃられた、担当が一人で行動をとるところにつきましては、場面によって重要なところは、必ず2人体制で行くようにしておりますが、先ほどの件につきましては、見てくださいということもありましたので、まず、一人で行ったときに確認してきたことにはなりますが、学校側も一緒についてくれていましたので、その安全性については、一人で行ってというよりは、学校職員も一緒におってくれたと聞いております。

それでは、御質問にお答えいたします。

ピットは地下の配管点検のために設けております。結露等による多少の水の発生は想定していたために、ポンプで水をくみ上げることができるように、かま場を設けております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） たまることを想定して、ポンプのかま場を設けているということですが、そうしたら、水がたまったらポンプを設置して抜くということ想定していたということですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

常設はしてありませんが、万が一水が上がってきたときにポンプで抜けるようにということで、そういう設計になっていると聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 分かりました。

そうしたら、⑤の質問に移らせていただきます。

今回のようにピットに長期に水がたまった状態が続けば、常に湿気が多くなり、昨年から続いている結露は今年ぐんとよくなりました。この結露にも大きく関係していたのではないかと思ったことでした。また、今回、これが分かったから入って調査するようになったけれど、こういうことが長期間続けば、地下の配管、また、コンクリート内にも鉄筋があるので、それも打継ぎ面から入っていて、外側は確かに防水しているけど、内側にはそれが全然できていないから、そこから浸透して鉄筋が腐食していくことで、強度にも影響が出てくると思うがです。そういったことをもろもろ考えたときに、やっぱりこのような状況が続けば、建物や生徒にも悪影響が発生するのではないかということをお心配して、今回、お尋ねするわけですが、どのようにお考えか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

常に人が立ち入る場所ではないために、生徒に悪影響があるものではないとは考えております。また、今すぐに施設の構造上、悪影響があるとは思えませんが、今の状況について決していい状況ではないと考えておりますので、原因を究明して、本来あるべき状態にしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 直接生徒が触れるところではないから、悪影響はないということでしたが、これに関しては決していい状況じゃないから、この対策に取り組まれるということで、ぜひその辺よろしく願いいたします。

そこで、⑥の質問に移りたいと思います。

1年目の点検はいつ頃実施しましたか、その点検時にピット内の水はどのような状況でしたか、また、先ほども現場の状況写真を撮って、皆さんに回して共有しているというお話もございましたが、そのときの現場写真はありますか、併せてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

1年点検につきましては、今年に入って調整するようにはしておりましたが、いろいろな理由がありまして現在実施できておりません。この件も含めて、近日中に全体的な点検を行うため、現在、日程等の調整を行っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 現在調整しているということで、本当に課長には気の毒だと思います。次から次へこの建物に問題が発生して、それを対応せないかんで、本当に御苦労さまです。本来だったら、工事の引渡し、その都度、都度、いろいろな点検がある。それをきちっと、建つまでもそうです、引渡しのときもそうです。今後、建っても定期的な点検は、もう非常に大事なことであると思います。また、点検の御報告も議会へ頂きたいと思いますが、その点検時に立ち会う者として、学校も大事ですが、やっぱり現場のいろんなことに詳しい、建設課と一緒に立ち会ってもらうことは御無理でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

専門的な技術職の意見は大変重要と考えておりますので、建設課等にも御協力をお願いするようにお話ししております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） もう過ぎてからのことになるけれども、建設課も折々に入っていたら、やっぱり1年目の点検も早めに、何か月後に1年点検があるけど、どうするということもできていくと思います。御相談されて、やっぱり横の連携というのはすごく大事かと思っておりますので、その辺、建設課長もよろしく願います。

それでは、⑦の質問に移りたいと思います。

この水を抜く対策として、ポンプでくみ出す、先ほど業者さんとも話ししているということでしたが、素人の私がこういう質問をするべきではないかも分かりませんが、この水を抜く対策として、私が一度、早く何とかせんといかんよと言ったときに、ポンプでくみ出す見積りを業者にお願いしておりますということは、確かに聞いておりました。それも大事なことです、なぜここにこんなにたくさんの水がたまるのか、その原因究明が先に必要だと思います。この水がたまる原因として、配管からの漏水、または外部からの浸水、そしてプールからの漏水が考えられるのではないかと思います。この水がたまる状況を私が発見して、約2か月が経過しております。少し厳しい言い方になるかもしれませんが、仮に皆さんの自宅を新築したときに、地下に常時水がたまって、その水が少しずつ増えているとなったら、このように置くでしょうか。私はその現場を見た

き、何とかせないかん、この解決策はどんなにしたらいいろう、何かいい知恵はないかなということで、専門家などにお話を聞いたりして走り回ったところでした。水が増えたときも、その後行くまでに、ああ、誰も来ていないと、ちょっと不思議だったんですよ。本当に教育委員会がもういろんな課題があって忙しい、今年の春から大変な思いをしているのも十分理解しております。やはりその水がなぜたまるのかの原因究明も、水を抜くことと併せて進めていくべきではないでしょうか、原因調査はどこまで進んでおりますか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

現在、原因究明のため、施工業者により、地下ピット内の水を抜くように準備を進めております。水を抜いた後、点検を行い、原因究明と対策を講じることとしております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 早速に話をして、前に進めるようになっていそうですね、良かったです。水を抜いてから原因調査するとき、少し私が気になることが2点あります。というのも、資料を御覧になってもらったらいけど、①のところに水色の線があります。これは機械室の、昨年ここから水が出てきているのを私が見たんです。それで、担当課へもお話させてもらって、業者さんが来て調査してくれたけど、どうもないということで、いや、そんなことない、確かに出ていたけどと、今度行くと、この水は止まっていたんです。だけど後日行くと、またますは以前より増えている。配管からのコーキングが甘くて、そこは補修して直りました、2か所が想定されるということで。だけど、片一方のもう1か所の原因が、そのとき分からなかったんですよ。けれど、今回、もう既に私が見に行ったときは、この部分は全体がもうつかっていたから、どこから水というのが分からない。その後に見に行ったとき、お天気が続いたら引いていまず。それで、資材をぬらしたらいかんから台を作ってやっているんやけど、そのときに、少し隣の①のAとBのピットの状況、このピットは中がずっとつながっていて排出するようになっていっているということですが、ここが少し気になります。図面の①の左端のほうに用務員室が、このピットの上にあるんですよ。昨年の結露のとき、この用務員室の結露がすごかったんです。ドアは水滴が滝のように流れていました。それで、中も見てくださいということで、畳の上はもう大げさに言ったら5ミリメートルぐらい、二、三ミリメートル以上のかびがぼわっと立っている。毎日拭いても拭いてもなくなるという状況がありました。それを思うと、ここにも雨降りの後に常時、外からの雨は考えられないと言うけど、何かここに水がたまった状態が起こっているのではないかと一つ思います。

もう一つは、この図面の端に運動場と書いている部分があります。この印から言うとこの部分です。雨の後に行ってください。べったり水がこの辺までたまっているがです。

去年すごくひどかったのは、雨の後に、運動場の水はけをよくする何か入れていましたよね、それがほとんど浮き上がってこっちへ固まっているという。またのけるけど、次あったらまたという感じで、先日、台風の後もちよっと見に行っただんですが、ここには常時水がたまっている。それも決して泥水とかじゃない、きれいな透明の水です。それを思ったときに、素人考えやけど、外にたまって、それがずっと入って、止水板しているけど何かそこが甘いところがあって、そんなところから浸透してるがやないかなと思って、この一帯部分の状況というのもすごい大事じゃないかなと思うがです。併せて、ぜひ調査をするときにはその調査もお願いしたいと思います。

なお、その調査をするまでも、雨の後に現地をぜひ確認してみてください。その運動場部分と建物北東の角が、雨のときに行ったらすごく角っこに雨が落ちているんですよ。グレーチングもしているけど、あの辺一帯、落ち葉がすごいからたまっている。その後もしばらくは水がたまっているというような状況です。だけど、お水は私が見に行ったときはきれい、泥水ということはないです。それで、終わった後にもきれいな水がたまっているという状況がありますので、そういった部分も併せて調査をお願いしたいと思います。再度お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

議員がおっしゃっていただいたことも、重々確認をこれからしていきたいと思います。機械室につきましては、今年7月の雨のときには私も見に行って、写真も撮ったところ。多分北東角というところも、学校とか業者の方と一緒に見に行って確認はしてまいりました。機械室につきましては、水があった分がなくなっているということにつきましては、漏水箇所があるのじゃないかということを経営業者にももう一度確認してもらって、その補修についてはさせていただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ⑧の質問に移ります。

このことを現課長の公文さんに聞くのは本当に申し訳ないんですけど、建てるときからの問題があったのではないかと。今回、いろんな聞き取りをすればするほどそこへ行き着いたものですから、ちょっとお聞きいたします。

この合築棟の立地場所、今回、聞き取り調査で分かったことですが、元はこのところは谷間で湿気も大変多くて、東と北側には山があり、降雨時には雨水がたまる場所だったということです。それも承知の上でやられたと思うのですが、今回も先ほど言ったように、雨の後に現地へ行くと、周辺一帯にやっぱり水がたまっているような状況があります。建てるときには地質調査をやりましたよね、その地質調査の後で軟弱地盤があることが分かって、地盤改良の設計変更を行いました。そのときに、なぜ建物への水の侵入防止方法を検討しなかったのでしょうか。工事の人の話を聞いたのには、掘ったと

きにがばっともう水が出てきていたというようなお話も聞いておりますが、以前のことで状況がなかなか厳しいかも分かりませんが、ちょっとその辺の過程が分かったらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、地盤改良の変更につきましては、掘削時に想定した土質ではなかったため、強度を高めるために行ったというものです。地質調査後の地盤改良による検討ではありませんが、建物への水の侵入防止対策につきましては止水板を周囲に設置しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 建物の周りに止水板をしているということですので、それを思うとやっぱり外からの侵入は考えられんのかな、設計図にあってもきちっと施工されていたのかな、どこか施工が甘かったのかなとか、いろんなことを考えられるがですよ。今さら言っても遅いんですが、設計業者さんが初めての経験だった、プールのことでもいろんな問題が起きてこうしたんやけど、やっぱりそこに防水対策は十分にとれていたのかな、それと工事の定期的な点検、確認がとれていたかなということ、今回調べれば調べるほどちょっと疑問にも思いました。

次の質問に移ります。⑨です。

この状況を設計業者に見てもらいましたか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

現状の推移については、設計業者も施工業者とともに現地を確認し、状況は見てもらっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 見てもらったということですが、見てもらったのはいつですか。次の質問と併せて結構です。⑩の質問に移ります。

この地下水のくみ出しと、新たに水が流入しない対策が大変急がれると思います。設計業者さんにも見てもらったということで、今後どのような対策をするのかも併せて、いつそういう業者さんに見てもらい、今後の対策をどうするのか、併せてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

設計業者の方に確認をしていただいたのは、水を抜く調整もして、この原因を追及しないといけないということで、9月3日に現地確認する調整をして、現在の状況を確認

しております。そこで、先ほども申しましたように、地下ピット内の水を抜くように準備を進めております。それをまずしてから、原因を調査して、漏水箇所等の確認をして対策を講じたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 早速に次々と手配をしてくださいまして安心しております。

それで、業者さんが検査をしてくださっているからあれですけど、改善策のときに併せて運動場の水はけ改善が必要と思うがです。いつも西側合築棟のほうへたまっているがです。運動場というのは両方へ水がはけるようになって、きっと下には暗渠で配水管を通してはいると思うんですが、ああいうような状況で、いつも合築棟のほうへ水がたまっているのはよくないと思うがですよね。何らか別系統の対策を考えなければ、その辺も同じ工事をするんだったら一緒にしたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺も一緒に考えていただきたいと思っております。

それと、なかなか止水するため、設計業者さんも施工業者さんも来てくれて、そうやってお話ししているがやから、素人が余分なことを言う必要ないかも分からんけど、私が専門家に聞いたときに、外からの新たな防水工事というのはすごく費用負担もかかるから、中から防水工事、止水するための注入工法もあるから、いろいろと検討されたほうがいい、提示されることをすぐせずに、そういう検討が必要じゃないかなということをお聞きしました。早めに対策をしてくださりゆうということですので、この対応策が決まったときには、抜いた後に調査、原因を究明して対応策となりますよね、そのときにはぜひ議会のほうへも説明をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

経緯についても御説明はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） よろしくお願ひします。

そうしたら、最後の⑩の質問に移らせていただきたいと思っております。

最初に説明したように、機械室は、ポンプを稼働することで排出される水が毎日バケツに2杯たまり、その排出先がないものだから、毎日人力によって外へくみ出しております。先ほど何か対策をしたみたいで、もう既にされているかも分かりませんが、この水のくみ出しが大変で、学校が休みの日も誰かが来て水のくみ出しをしなければならぬ状況です。だから、対策は非常に急がれるというように思うわけですが、この対策と併せまして、先ほども言うたように、ちょうど機械室の東側が敷地の角っこになって、雨のときにすごいそこに外へ水がたまる状況がありますから、その辺も併せて調査、検

討をしていただけたらいいかなと思いますが、この機械室の対策は今後どのように考えておられますか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

機械室のろ過装置から排出されている水について、配管につなぎ、機械室内の手洗い機の配水管に接続する方法を現在検討しております。そこには設計業者、施工業者等とも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そういうことができるように、早くお願いしたいと思っております。早速にいろいろと手だてをしてくださいますと良かったと思っております。まだまだこれから雨が降ったときは、雨水ではないかも分らんけど、本当に異常な状況、地下にこのように水がたまるということは本当に大変な状況だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁を頂きますよう求めまして、通告に従い、質問いたします。

本日の質問は、新型コロナウイルス感染症に関して、介護保険制度について、物部町の振興策についての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関してお伺いいたします。

①です。

テレビや新聞などでは、連日新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況が報道されており、いつになったら収束するのかと不安な日々が続いています。そんな状況の中で、生活上の支援や介護が必要な人たちが利用している施設において、クラスターと呼ばれる集団感染が相次いで発生しています。厚生労働省は、全国の福祉施設でのクラスター発生は100件を超えていると発表しています。本県でも障害者支援施設でクラスターが発生したように、集団で生活する施設などでは幾ら気をつけていても密になりやすく、感染が広がりやすい状況にあります。そのような環境の中では、コロナウイルスの侵入を想定した事前対策が最も重要です。施設入所者に発熱やせき、味覚障害など、明らかに異常な症状が確認された場合は、医師や保健所の判断で検査することになるでしょうが、それより早い段階で少しでも疑わしい症状が現れたとき、積極的にPCR検査等を行う体制づくりが必要ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

高知県内でのPCR検査は、県の衛生環境研究所で1日最大216件が可能な状況になっております。県では検査体制の強化として、検査協力医療機関から民間検査会社でPCR検査の実施という流れを今、整備しているところと聞いております。

先日の濱田知事の定例記者会見では、PCR検査で検体を採って、直接検査機関に送ることができるように、検査協力医療機関の参加希望が9月3日までに89施設に増えたと発表がありました。今週に発表があるようにお聞きしていますが、まだ病院名の発表はありません。施設関係だけでなく、感染が心配される場合にはすぐに検査が受けられる体制が必要と考えますが、現状では保健所の受診調整というか、判断、どの方が濃厚接触者であるかとか、そういうことは保健所のほうで判断されておりますので、それによるものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） PCR検査の協力機関が増えてきたということで、大変良かったと思います。検査を受けたくても受けられない体制だと心配が多いわけですので。それで、保健所の判断で主には検査するということになるでしょうけれども、少しでも早い段階で、疑わしい状況が現れたときには受けられる体制というものも、保健所の判断だけではなくて必要かと思うんですけれども、そうした体制についてはどういうふうになっていくのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 先ほどお答えさせていただきましたが、やはりこれは県とか国のほうで体制を急ピッチで進められていると考えておりますので、市町村のほうで何かできる状況にはないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 県とか国とかでということですが、また市町村のほうでもそういう状況ができた場合に、すぐ検査を受けられる体制というのを、国とか県へ要望していくということも大事かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、②の質問に移ります。

保育所や児童クラブでも密になりやすく、感染が広がりやすい状況にあると思っておりますが、PCR検査実施の必要性についての見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 保育所や児童クラブでは、子供の年齢が低く、職員と子供の距離が近い環境です。状況に応じたマスクの着用や手洗い、消毒といった感染防止対策を行い、職員の体調管理にも留意して、感染が心配される場合には速やかな相談、受診が必要と考えます。症状がない方についての検査は、今後の高知県内PCR

R検査体制の整備状況にもよると思いますが、現状でやはり保健所の受診調整がありますので、検査対象者の優先順位の考え方と併せて、やはり県のほうで判断されるようになると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 保育所や児童クラブもやっぱり密になりやすいので、感染の危険性というのは高いと思います。保育所とか児童クラブでのそういう状況の相談、受診ということですかね、それはもう直接保健所にとということになりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 必要があれば保健所のほうで判断されて、PCR検査が受けられるというふうになりますので、市のほうでこの人が心配やき、受けらせてくださいと要請するような状況ではないですし、また、クラスターとかが起きたときには、一人出ればそういう施設ですので、何人かすごく近くにおった人とか、先生方とかいろいろ選ばれて、検査をほぼ全員するような形になるとか、そういう判断は県のほうでされると思います。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、③の質問に移ります。

施設でクラスターが発生した場合、入所者だけでなく職員も感染したり、濃厚接触ということで自宅待機になることがあります。職員の感染者や自宅待機者数が増えてくると、施設は人手不足に陥ってしまい、様々なことに影響を及ぼすケースが全国の施設で発生しています。そのため、応援態勢の仕組みを構築する動きが広がっていると聞きました。しかし、福祉現場は日常的に人手不足の状況であり、緊急時に他の施設への応援に職員を派遣できるのかという点と、派遣した職員も感染のリスクを負うことになるなど、乗り越えなければいけない課題が多くあります。多くの人が集まる介護や福祉の施設などでは、クラスターがいつ発生するか予見できませんので、早急な検討と体制づくりが必要ではないでしょうか。緊急時の応援態勢整備について、どのような考えの下、対応されるのか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 先ほど議員もおっしゃられたように、厚生労働省によると、全国の福祉施設で100件のクラスターが発生していると聞いております。この状況はどこで誰が感染してもおかしくない、また、それに伴い、密になってしまう家庭内とか施設内では、クラスターはなかなか避けるのが難しい状況と考えられます。香美市内の介護施設等でも、感染拡大防止に配慮した対応が継続されていると考えております。

万一、クラスターが発生した場合の応援態勢につきましては、現在、県の地域福祉政

策課になりますけれども、8月14日の高知新聞にも出ておりましたが、そちらが中心となって検討されております。応援した職員が感染した場合の補償を初め、今後は介護施設におけるBCPの検討とか、各法人内での助け合い、それから、外部支援を受けるための受援体制の明確化なども課題になってくるものと認識しております。

市としましては、県や施設の情報を収集しながら、適切に協力とか連携とか支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課発出の令和2年5月4日付事務連絡、障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応については、人員体制の確保について、都道府県等の福祉部局においては、施設の職員が多数感染し、当該施設の職員及び当該施設を運営する法人内の職員だけでは、生活支援のための最低限の体制も確保できないと見込まれる場合には、当該法人からの応援要請を踏まえ、当該法人の外部からの応援体制の構築について、関係団体等と相談し、支援を要請することと示されております。

また、7月3日付事務連絡、障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等についてでも、都道府県は令和2年度第2次補正予算に計上した緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用も活用し、平時より関係団体と連携、調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、感染者等が発生した場合の人材確保を講じることと留意事項が整理されております。

一部の都道府県ではこうした事態に備えて、あらかじめ応援可能な職員のリストアップを行うなど、サービス提供者を確保、派遣するスキームを構築しており、高知県でも現在、課題を洗い出し、仕組みづくりを検討しているとの報道がございました。

本市におきましては、今後、示される県の取組に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 県が中心に取りまとめをしていっているということですが、これはいつ頃にそういうことが示されるのでしょうか。できるだけ早いほうが、これは今後冬になっていきます、どういう状況になるか分かりませんが、その施設側も不安だと思うんです。ですので、できるだけ早い段階でこの体制を構築することが必要かと思うんです。ただ、その中にはいろいろな問題点や課題もあろうかと思うんですけれども、大体これはいつ頃に出されるということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） そちらのほうは市としても情報収集を今して

いるところですが、いつ頃出るということは一切聞いておりません。県のほうでもまだいつ頃とは発表がございません。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できるだけ早い構築をお願いしたいと思います。

それでは、大きな2番の質問に移ります。介護保険制度についてお伺いいたします。

介護保険制度は、家族で介護を抱え込まずに社会全体で支える介護の社会化を目指してスタートし、今年で20年を迎えました。介護が必要な度合いを、軽いほうから要支援1、2、要介護1から5と7段階に分類して、調理や掃除、入浴などの生活全般を支える訪問介護を受けたり、入浴や食事、人との交流を楽しめる通所介護やリハビリに通ったり、24時間介護を受けながら生活する特別養護老人ホームなど、在宅や施設に入所することも選択できるようになりました。

しかし、3年に1度の制度見直しのたびに制度維持を最優先し、利用者には大きな負担増とサービス切捨てを押し付けてきました。当初は所得水準に関係なく1割だった自己負担は、2015年8月から一定の収入がある人は2割負担になり、さらにその3年後、現役並み所得の人は3割負担になりました。特別養護老人ホームの新規入所者は2015年から原則要介護3以上の人に限定され、要支援1、2の訪問介護と通所介護が全国一律の介護保険から切り離し、市区町村事業に移行されました。このように、今後制度維持のためのサービス抑制が検討される方向です。このことを申し上げ、質問に移ります。

①です。

介護保険制度の20年を振り返ってみたとき、スタート当初からの目的だった、家族で介護を抱え込まず社会全体で支える介護の社会化に近づいたと言えるでしょうか。私は、長年介護の現場に従事して感じていたことですが、当初の理念から遠ざかっているように思います。介護保険制度が高齢者を支える制度として機能を果たすため、担い手、受皿の確保対策なども含めた総合的な認識と、克服しなければならない課題等について見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

介護保険制度も20年となって、制度の周知も大分されてきたと感じております。介護保険事業計画では5期の計画から高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、地域において医療、介護予防、生活支援、住まいが連携して包括的な支援を行う地域包括ケアシステムの構築が推進されております。近年は高齢者住宅や有料老人ホームが整備されることにより、施設で在宅サービスを受けながら家族の介護負担を軽減して、その中で家族との関係を保ちつつ生活するという選択をされる方も増えてきています。施設が充実してきたこともあり、給付率は徐々に増加傾向にあります。介護の担い手や受皿の確保は介護サービスの根幹となるところで

すので、今後も事業所や介護家庭の状況を随時把握し、事業者に対しても人員確保等に関する国や県からの情報提供を行うとともに、共通認識を持って進めてまいりたいと考えております。いずれにしても、本年度、見直しの時期と重なっている介護保険事業計画の中で分析を行い、議員の意見も加味しながら検討を重ねて、安定した介護保険制度の運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 安定した運営をとということですがけれども、この介護保険制度の維持ですよね、確かに介護保険制度があるということは大分周知されてきました。それはあると思います。しかし、新聞なんかでも介護による虐待という事件が出てきたり、殺人とかいう言葉も出たり、あとまだ老老介護の状況もあつたりしますので、この介護保険制度が十分に社会化が図られてきたというには、私はまだまだだと思っています。

それと、この介護保険制度の維持に関してですけれども、共同通信が実施した調査では、介護保険制度の維持、存続について懸念をしている答えた自治体が多かったと報道されています。安定した運営と先ほど言われましたけれども、慢性的な人手不足ということもありますので、安定した運営というのはやっぱり何かを削って、要するに、介護保険制度を維持、存続していくためには、サービスを削りながらというところが出てくると思うんですけれども、この安定した運営ということに関して、課長はどういうふうにお考えでしょうか、介護保険制度の維持、存続についても併せて見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護保険制度というのは、介護が必要になったときにみんなで助け合うという仕組みで、介護保険料も納めていただいて、充実した施設や在宅サービスを展開しなければならないと考えております。

また、施設のサービスを削るということは、今のところ私は考えておりませんが、一つ、介護保険制度の中には地域支援事業がありまして、介護予防事業も介護保険制度の中で今は行われている事業になりますので、現在、圏域ごとで香美市の中でも取組を行っている部分で、いろんな地域づくりですね、やっぱり地域包括ケアシステムが成り立っていくような仕掛けづくりを課としても行っているところですので、そこのあたりで安定した介護保険制度の運営というふうに言わせていただきました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 国のほうでも介護保険制度に関しての毎回見直しのたびにですけれども、今度要介護1、2を外して地域支援事業に移すとか、それから、ケアマネジメンの自己負担をしてもらおうとか、いろいろ制度を維持するために負担を押し付

けるような、あるいは、そのサービスを切り捨てるようなやり方でずっとやっているというふうに私は思うんです。そうではなくて、言われましたように、やっぱり必要なときにちゃんとサービスが利用できるように、それがだんだん介護度が要介護3以上じゃないと介護保険のいろんなサービスが使えないとかいうようなことも、ひょっとしてこれ今後出てくるかと思うんですけれども、そうしたことを考えてサービスの維持、存続について課長としてはどういうふうにお考えですか。これを維持していくために、高齢者の生活を支えるのはこの制度だけではないんですよね、ほかにも福祉サービスがありますので、そういったことを全て含めて高齢者の生活を支援するという形にはなるんですけれども、この介護保険制度は保険あって介護なしということも言われたときもありましたが、そういう状況に近づいていっているのではないかというふうに危惧するわけなんです。そのあたり、どういうふうにお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） サービス維持の存続は、もう本当に住民の生活にとって欠かせないものだと考えておりますので、市としても事業所の方とも連携をとりながら、そういうことがなくなるというようなことがないようにしていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ市民の生活を守るという立場で声をあげていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

第7期介護保険事業計画は、本年度が最終年度となります。計画の実行状況と課題についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 計画の実行状況については、おおむね計画どおりに進んでおりますが、課題もありまして、課題については定期巡回随時対応型訪問介護看護の事業所の新設について、令和元年度に公募を行いました手が挙がらず、本年度も6月から公募を行っていますが、今のところ問合せ等がない状況です。

また、特別養護老人ホーム葦生郷について新設当初より人員不足等のため、ワンユニットが稼働できない状況が依然と続いておりますので、その部分については現在も稼働に至っておりませんので課題と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうですね、定期巡回のほうもまだ手が挙がっていないということですね。それから、葦生郷も職員が不足してということで、これはもう始まってからずっとなんですね。もう本当に職員不足というのが大きいと思いますし、やはり労働条件なんかが大きく影響してきているんじゃないかと思うんです。やっぱりそうい

ったことについても市として何か考える手だてがないのか、また、検討していただけたらというふうに思います。

それでは、③の質問に移ります。

介護保険事業計画について、国は防災対策や感染症対策を盛り込むよう基本指針を改正したと聞きました。また、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年を控え、地域包括ケアシステムの一層の機能強化や自立支援、重度化防止の取組などが求められるのではないかと思います。本市の第8期介護保険事業計画の構想について、新たな取組や強化する内容などをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 第8期計画の新たな取組としましては、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備が盛り込まれています。そのほか、地域共生社会の実現に向けた取組、在宅医療、介護連携の推進について、みとりの対応強化、有料老人ホームとサービス付高齢者向け住宅に係る都道府県、市町村間の情報連携、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化や認知症施策推進大綱等を踏まえ、権利擁護を含む認知症施策の推進などを基本項目として盛り込むようにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 引き続きということも中にはあると思いますが、やっぱり課題となる介護人材についても取り組むと言われたかと思うんですけども、これについては何か具体的に計画等が、何か支援できる取組があるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今のところ、市としてはまだ策がないというのがお答えになると思いますが、策定委員会の中でまた委員さん方から御意見を頂きまして、何かできることがあれば検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これは大変大きな課題ですので、やっぱりいろんな情報を集めながら、市として支援できることに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、④の質問に移ります。

来年度は介護保険料が見直されることとなりますが、見直しのたびに値上げされているため、保険料負担は既に限界にきているのではないかと案じています。そんな状況でも来年以降も増額されるのか疑問です。第8期の介護保険料の見通しについてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 保険料の算定につきましては、国の地域包括ケア見える化システムにより、第7期の実績値から要介護認定者数とサービス利用者数の将来推計を行い、第8期以内での介護報酬改定率等の影響率などによる補正を行って、3年間の給付費将来推計を出し、基金繰入金での調整を行って、3年間の所得段階別加入割合補正後、被保険者数と保険料収納率により基準額を導き出します。今回、まだ第1回目の策定委員会が行われておりませんで、今の状態で、現時点では作業中ですので、まだ見通しについてはお答えできる段階にはございません。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） まだ答えられないということですがけれども、値上げされる方向かどうか分かりませんか。これ以上、値上げされると大変厳しいわけですので、そのあたりはぜひ値上げのない形で計画をつくっていただきたいと思うわけです。言えないということですので、私の思いとしては値上げしない方向でお願いしたいというふうに思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

先ほども出ましたけれども、これまで介護保険事業運営基金を活用することで、利用者の負担が急激に増大しないように努めてこられたと思いますが、結構基金を活用するといいながら、基金を使わないで終わったというケース、確か第6期もそうですね、今回、第7期は5,200万円でしたかを取り崩すようにして、それで、第6期の4,000万円は取り崩すようにしていましたが、結局取り崩さなかったかと思うんですが、そのあたりの基金活用について見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今、作業中と申しましたけれども、もしすごく保険料が高くなるという可能性があれば、もちろん基金を投入することは考えております。大まかな基金活用の方向性としましては、今後、給付費が劇的に上がる可能性がある、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降への備え、また、医療療養病床から介護医療院への転換が行われた場合、介護保険料への影響がかなり大きくなることを想定しておりますので、そこへ備えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できるだけ基金を活用して保険料が値上がりしないようにということで、そうしますと、来年度も一応基金の活用というのは考えながら、保険料は検討していくということでもよろしいですかね。私は第6期、第7期も取り崩していないと思うので、やっぱりきちんと取り崩した形で保険料を抑える形をとっていただきたいと思います。これで見たら保険料を多くとっておいて基金は使わなかったと、後で考えたらそういうふうに見えますので、やっぱり基金をちゃんと使って保険料を抑えると

いう形をとっていただきたいと思いますが、その点についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 保険料を決めるときには基金も一応入れて考えていっていますが、結果、使わなくて済んだという状況が過去にはあったと思います。全く基金を使わないということは考えておりませんが、必要が生じれば使っていくと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。⑥です。

県は、日本一の健康長寿県構想（第4期）に地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワーク化の強化を挙げました。知事は、在宅での療養を希望される方が重度の要介護状態になったとしても、できる限り入院治療や施設での入所サービスに依存することなく、住み慣れた地域で在宅サービスを受けながら暮らし続けられる環境を整えることが重要であるとしています。また、支援サービス利用者の平均要介護度は、令和元年度は、2.09であったが、令和5年度には2.2となることを目指すと、支援を充実、強化させて平均要介護度の引き上げ目標を打ち出しました。このことについて、本市の認識と併せて今後の市の取組についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 平成28年度より、香美市でも在宅医療介護連携事業により中央東圏域の医療機関との勉強会や情報交換会を定期的に行って、医療と介護の連携に向けての取組を行っています。在宅看護とか介護が充実するためには医療との連携が欠かせないということで、この事業をずっと行っているところですが、現在の香美市の在宅介護平均要介護度をちょっと調べてみましたら、令和元年の調査で2.055となっております。これはちょっと年度によって変動がありますけれども、県の実態よりは若干介護度が低い方が在宅に多いというふうな結果になっております。

今後香美市のほうでは、現在の状況を捉えますと、居宅管理指導での医師や薬剤師、それから訪問看護の利用者も増加傾向にありまして、在宅での生活をかなり支えてくれていると考えております。香美市のどの地域でも必要な介護サービスが行き渡るように、今後も医療との連携、介護事業所との連携は継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 医療と介護の連携ということで、これは以前から取り組まれておるわけですが、なかなか私も10年余り自宅で在宅介護してきましたけれども、医療というところがなかなか厳しいところもあって、家で介護している中で、ちょっと病状が変わったときにすぐ来てくれるところがあるかということも、すごく心

配しながら在宅で見たわけですからけれども、本当に医療というのは、在宅生活、在宅介護においては切り離せない部門ですので、これが物部町の山間地地域であっても受けられるという体制を、ぜひつくっていただきたいと申し上げたいと思います。

それでは、⑦の質問に移ります。

今年6月、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについてという通知を出しました。この通知内容は、コロナ感染症の影響で利用者が減り、減収となった事業所や感染症防止対策に取り組んでいる事業者は、利用者の同意があれば、実際の利用料に上乗せして介護報酬を算定して構わないというものでした。例えば、デイサービス利用者に対しては、実際の設定利用時間より2段階上の設定利用時間の介護報酬を算定しても問題ないというものです。

このことに関して、私が一部の事業者、それから利用者の方から聞いた中では、戸惑いと怒りの声がありました。事業所の対応方法にも違いが生まれ、利用料を上乗せして算定するところと、利用者負担で穴埋めすることについて、理解が得られるか疑問だということから上乗せしないところがあるなど、対応に開きがありました。また、利用者からは、実際に利用していないのに上乗負担をさせられるのはおかしいという声や、施設では家族がお世話になっているから同意するしか仕方がなかった、同意した人と同意しなかった人の間で利用料の差が生まれるのはおかしいという声も聞きました。中には、利用限度額内で何とかやりくりをしていたが、今回の変更で利用限度額を大きく超えてしまったという方もおいでました。

このように、事業所にも利用者にも不公平が生じるような措置であることについて、どのような認識をお持ちでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 市としましても、香美市内の通所系サービス事業所に確認を行ったところ、25事業所のうち10事業者がこの制度を利用しておりました。実施しているいずれの事業所も、利用者の方に説明の上、書面での同意を得ておりました。利用者からも一定の理解を得ているとお聞きしております。実施していない施設もありまして、実際に市のほうに相談に来られた事業所の方もおいでました。施設によっては戸惑いもあったと認識しております。国からの制度ですので、事業者の考えによるところ、それと、御本人さんの同意、理解が得られた上で行われるのであります。特に問題はないと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 課長は特に問題ではないと言われましたけれども、私は問題だと思います。こうした不公平が生じるような措置ですね、また、この新型コロナウイルス感染症というのは、もう事業者の責任でも利用者の家族の責任でもないわけですよ。それなのに、こういう減収とかいうものに補填をさせられなければならない利用者、家族の方、お世話になっているから同意しないといけないというのは本音だと思うんです。

こういう不公平が生じるような措置について、私は問題だと思いますので、そのあたり、もう一回課長の見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 特に問題はないとはちょっと言い過ぎだったと思います。本当に国の制度の中でやられていることですので、事業者の方の考え方もありますし、それから、ケアマネさんも入って調整を御本人さんとはされているところもありますので、御理解が得られて、利用者の方が構わんと言うた方は、その制度にのっとってやられているということですので、その中で理解された上でやられているというこの認識でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 構んと言った人、いかんと言った人、ここでまた差があるわけなんですね。それから、確かにケアマネは計画を立てますので調整するわけですが、ケアマネのほうも説明するのは非常に心が痛むという声を聞いています。やっぱりこういう不公平な措置というのは、私は問題があると思いますので。

⑧の質問に移ります。

介護事業所が運営上、大きな困難に直面せざるを得なかったのは、ひとえに新型コロナウイルス感染症の蔓延によるものであり、事業所の責任でも利用者家族の責任でもありません。このような不可抗力による事態を利用者負担で解決しようとする措置は直ちに撤回し、介護事業所の減収や感染対策に係る経費等については、国の責任において公費で補填するように本市として要望してはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護事業所の減収や感染対策の経費等については、県が国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、介護サービス事業所施設等が行う4つの取組に対して交付金があります。

1つ目は、感染症対策に必要な物資の確保や感染症対策を徹底しつつ、介護サービスを継続的に提供するための支援、それから、2つ目は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めた職員に対する慰労金の支給、それから、3つ目はサービス利用中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけ、それから、4つ目は、感染症防止のための環境整備の取組、この4つに対して直接交付金を交付することになっているため、現在、市として要望する予定は今のところありません。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 国とか県とかの交付金があるということでお聞きしたわけですが、それでもなおかつ利用者に補填する形ですよ、今回の措置は利用者に乗せ、利用者も負担してくださいねという制度ですので、やはり私はこういうことはしないで、この感染症による減額、2段階上の介護報酬設定理由で利用者に負担をさせ

るのではなくて、こういうことも公費で補填するよとということ。市として要望するつもりはないということですが、やはり利用者の立場に立ったときには、これは公費で賄うことが妥当だと思わうんですが、県を通じてとか、県と一緒にでもいいですけれども、国に要望するという形がとれないのか。また、県と連携して協議をするとかいう形にもならないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 先ほど私が申しました交付金の関係は、直接県と国から事業所に対してある交付金として、先ほどの2段階上がるとか、そういう保険料に関係する個人の利用者の方からお金をとる補助金ではなくて、直接、国・県から交付金が来るといふ制度ですので、それがありますので市としては要望する予定はないというお答えです。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、利用者の負担に関してはどういふお考えですか。もう仕方がないというお考えなのか、やっぱりこういふ直接国から県に来る補助金もあるけれども、利用者に負担させる部分についても、やはり国できちっと補填するということに対して、どういふふうにご考えていますか。やはり私は、これは市として要望していいことではないかと思わうんですが、再度お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 国のほうも新型コロナウイルス感染症に関して、急遽制度をいろいろ考えてやっているとこで、にわかには国もこれをご考えたと思わうんですが、市のほうではなかなかそういふ情報がうまく入っていない部分もありますので、情報収集はしていきたいと思わうしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ利用者の声もお聞きいただきまして、情報収集していただきたいと思わうし、また、機会があれば国とか県へもそういふ声を伝えていただきたいというふうにご思います。

○議長（比与森光俊君） 暫時、11時まで休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、引き続き質問をさせていただきます。

大きな3番です。物部町の振興策についてお伺いいたします。

①です。

本市は平成18年3月1日、土佐山田町、香北町、物部村が合併し14年が経過しました。面積も約530平方キロメートルとなり、県下で3番目に大きい面積を保有する自治体になりました。しかし、合併時点で約3万人だった人口が、現在は2万6,000人を割り込んでいます。3町別では特に物部町の人口減少が著しく、香美市人口ビジョンの将来推計でも、40年後の物部町の人口は367人程度になると厳しい数字が提示されています。また、2020年の総人口は、物部町ですけれども1,778人と推計されていましたが、今年8月1日現在1,652人となっており、人口減少は予測よりも早いスピードで進んでいます。地域を訪問するたび空き家が増え、このままでは集落の維持が困難な地域も増えてくると案じています。この現状に対する認識をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

前もってちょっと自分の説明する数字ですが、少々集計日がいろいろありますけど、大体近いところの数字を探して説明させていただきます。

物部町の人口は、平成18年2月28日現在では2,895人でした。令和2年4月1日現在では1,675人となっています。14年間で人口は1,220人の減少となっております。平成18年3月1日現在で保育園の児童が46人、そして5月1日現在で小学校84人、中学校40人、児童・生徒数合計は170人でした。令和2年5月10日現在で保育園11人、小学校31人、中学校28人、児童・生徒数70人となっております。100人の減となっております。

このまま何の対策もせずに14歳までの人口が減少した場合、保育園、教育施設の維持が難しくなる可能性もあります。さらに、基盤産業の林業、農業も衰退していくこととなるのではないかと考えております。今後、後継者の確保、育成がますます重要になってくると考えています。就業者数の維持、保育園、小・中学校の維持には一定の人口が不可欠であり、居住環境、子育て環境、基盤産業等、総合的な取組が必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） このまま何もしなければ本当に厳しい状態ということで、分かりました。

次の②の質問に移ります。

物部町の地域が果たしている役割、市としての物部町の位置づけ等についてどのような御見解でしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

物部地域は豊かな自然環境に恵まれ、森林が豊かに水をたたえています。長い時間をかけて水源となり、下流に恵みを運んでいます。香長平野を豊かな穀倉地帯としているのも、この森林であると言っても過言ではないと考えております。そのような水源を守り、育む役割の一端を物部地域が担っていると考えております。市として基盤産業と位置づけている林業、農業等にもなくてはならない水資源で、重要な位置づけにあると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 人口も減ってきてはいますけれども、やはりこの恵まれた自然、森林ですね、それがあって水源の里ということだと思えるんですけども、重要な地域だというふうに位置づけを考えておられるということなんです。

今、水源の里として重要とお聞きしたわけですけども、今後物部町があり続けるためには、将来構想としてどういうイメージを持っていくかが大事になってくるかと思えます。水源の里もすごく大事なことですけども、私は今、物部町は高齢者が多いわけですけども、これをうまくつかんで、高齢者が安心して暮らせる、安らぎのまちづくりとして位置づけることも考えてはどうかなと思うわけですね。老後の安心拠点として考えた場合に、やっぱり支える人の仕事づくりにもつながっていきますし、それから、先ほど言った森林に関してもそうですけれども、そういった仕事づくりにもつながっていきますので、将来構想としてどういったイメージを持たれるのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

将来構想ということですが、やはり物部町で働く環境等を整理していかなくてはならないかなと思っております。また、子育て環境、居住環境なども重要な課題と考えておりますので、今後、地域と協働でそういう課題について、何かの委員会等でお話もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 支所だけでは当然いきません、地域と協働でこの地域づくりを進めていくということになろうかと思えます。

それでは、③の質問に移ります。

教育委員会の資料によりますと、市内の小・中学校の児童・生徒数は、令和2年度から令和8年度までの推計では学校により増加するところもありますが、全体的に見ると減少すると見込まれています。特に、大栃小・中学校の児童・生徒数の減少は、学校の存続にも関わる危機的な状況になっています。大栃保育園、小学校、中学校の現状と将来構想についてお聞かせください。

昨日、同僚議員から質問がありまして、小中一貫校とする場合、施設一体型だと校舎

をどこにするのかということも出ておりました。私は個人的には施設一体型にしたらどうかと、小学校、中学校のどちらにするか、また、今の校舎でそういうことができるのか、そうなった場合に旧大栃高校を利用したらというふうに様々意見があると思います。昨日の教育長の御答弁では、子供の人数が増える仕組み、市内からより市外、県外からという御答弁があったかと思えます。そうした場合に、空いた校舎で山村留学も一つの方法だと、それを寮にするとかということも考えられるかとは思いますが、今現在、活性化検討委員会でも検討中ですので、具体的な御答弁は頂けないかとは思いますが、今、教育長がお考えのところで将来構想についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 山崎晃子議員の大栃保育園、小学校、中学校の現状と将来構想について聞くという御質問にお答えいたします。

大栃保・小・中学校の児童・生徒数の現状は資料にお示ししたとおりでございます。学校は子供たちや地域の方々の学習や活動の拠点であり、心のよりどころでもありますので、学校教育や地域の活性化については最重点に力を入れていきます。

現在、昨日もお話をさせていただきましたように、物部町保・小・中学校等活性化検討委員会で検討中ですので、特色ある教育の創造、一貫教育の在り方、山村留学制度や移住定住策との関わり、特認校制度の活用など、他方面から検討し、物部町の振興を図っていきたいと考えています。

先ほど議員がおっしゃられましたように、施設一体型の学校にしたほうがいいのではないかということにつきましては、この一貫教育構想は、長年、物部町のほうで、いろいろな形で研究をしたり、実践をしてみたりしてきた経過があります。学校が離れているところにつきましては、やはりそこは一つの課題がありまして、どうしても先生方がお互いに授業をしていくときの行き来に、近いですけどやはり廊下を隔ててすぐというわけにはいかないもので、ここについてはやはり課題となっているところです。子供たちにとっても、人数がだんだん減ってくると寂しくなってきますので、いろんな豊かな想像がわき出てくるのには、人数が少し多く欲しいというところも思ったりはしています。

教育委員会としては、この一貫構想を、ほかの中学校区は小学校1年生から中学校3年生までの一貫で考えていますけれども、物部町の場合は5歳児から中学校3年生までの一貫、「教育」と保育は言いませんけれど、そこを一貫で通して考えていきたいという気持ちも持っていたりするところです。いずれにしても、課題はたくさんありますので、ただ今、学校教育の動きは非常に活発になっていますので、また頑張ってやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 様々検討されてきていると思いますので、私が何かということとは言えませんが、やはり子供の人数が増える仕組みをどうしていくのかとい

ったときに、やっぱり外部から来てもらうということになってくるかと思うんです。そのときにやっぱり先ほど言われましたように、地域の受入れ体制というのが出てくると思いますし、それから、寮とか、山村留学とか漁村留学でされているところ、子供さんだけを受入れしているところもあれば、家族を受入れして、そして、家族が来た中で仕事おこしというか、仕事も一緒に情報提供してというふうな形で、丸ごと受入れをしているところもあつたりします。地域との連携というのもすごく大事になってくるので、活性化等検討委員会で協議はされていますので、一緒に学校を支える仕組みというのができればいいと思います。何かそのあたりで、具体的に何か取組の中で進んでいるようなところがあればお聞きしたいですけれども。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

教育のほうからいきますと、大柘小・中学校の取組は、ちょっと積み上げてきているのが、地域を学び、そこに思いを込めているので、そこから子供たちが地域を何とか活性化させたいという流れができています。子供たちは物部町が大好きで何とかしたいと思っています。物部っ子祭りが出てきたのもそういう経過の中だったりします。今年、子供たちは物部町を外に向けて発信したいということで、7月の終わりに小学校の5、6年生が別府でキャンプをしています。それは自分たちが体験をして、自分たちが思ったことでないと発信しにくいということもあって、そういう取組が今、始まったところです。中学校3年生は別の視点で、物部町へ人にたくさん来てもらいたい、そのためには今の時期を考えるとキャンプを思いついて、キャンプができるところがたくさんある。その一つに別府を選んで、別府峡温泉と一緒にあって、そこでキャンプをしたら、自分たちとしてはどうということになるか、人に来てもらえるキャンプ場をつくるにはどうやったらいいかというようなことで今、動き始めています。この台風でちょっとキャンプが延びたのですけれども、すぐにまたそのキャンプをして、物部町の活性化というか、売出し方を子供たちも考えているという、これが昨日お話しした土佐山学のように、物部学とは名前はつけていませんけれども、本当に物部町を大事にしながら、物部町を外へ発信していくということが、子供たちから起こり始めているところです。

教育委員会が長年物部町のほうへ力を入れてきたのは、ICT教育と起業家教育と外国語教育です。これはそういう愛着を持った子供たちが物部町で生きる、物部町でいろんなことを住んでやっていくには、やはり仕事の関係も子供たちがこれならできるというものをつくりたくて、その3つには力を入れてきました。これは町に住んでいなくても、物部町でできる仕事につながっていくと思うので、ほかの学校でやっている学力向上とか、体力の向上とか、そういうのはもちろんずっと築いていますけれども、それに加えて物部町に力を入れていったのはそういうところです。ですから、どれもほかの学校にモデルを示すことができるような実践になっていますので、例えばそういうことを教育の中では積み上げてきているところです。

あと、子供たちの数を増やすときに、少人数の中でやったら非常に落ち着くのでという子供たちが、物部町のほうで何人か一緒に学んでいます。本当にうまくいっていますけれども、あともうちょっと子供を増やしたいというのがあるので、その方法を検討委員会で何とか早く検討して、何かできることがあれば取り組んでいきたいと思っていますところでは。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。子供さんの数が令和4年、5年あたりぐら
いからぐっと減ってきますので、それまでの間に何か対策、方策を見出していただけ
ばというふうに思います。

それでは、④の質問に移ります。

近年は生活の各場面でインターネットが不可欠な状況となっています。学校でもICT教育の導入が進められ、これから社会を支える層にはネット環境は大前提だと言われている。今回の新型コロナ禍では感染拡大防止のため、三密を避けて勉強や会議、様々な集まりなどがオンライン形式で行われ、これまでの生活状況が大きく変化してきました。言い換えれば、どこに住んでいてもネット環境さえ整備されていれば、自宅にいながらネット会議に参加したり、仕事をこなしていくことが可能となります。このような環境が整備されれば、自然豊かな地域で利便性を維持した田舎暮らしが快適にできるのではないかと考えます。

物部町は大栃周辺では光ファイバーでの通信が可能ですが、それ以外は通信できません。そのため物部町に移住された方からは、光ファイバーの整備を待ち望んでいる声をこれまで聞いています。新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、地方回帰の機運が高まっているとも聞きます。それで、今議会には未整備地域の超高速ブロードバンド整備をする予算が計上され、物部町でも光ファイバーによる通信が拡大される方向です。この光ファイバーによる通信拡大を最大限生かし、産業興しや企業誘致、移住の促進など、今後の取組についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、暮らし方や働き方が変化する中で、都市から地方へと移住に対する機運は高まりを見せつつあります。移住を検討されている方にとって、インターネット通信環境は非常に重要な要素の一つとなっております。今後、光通信網の整備拡大を見据えながら、移住希望者へのアピールや相談対応に生かしていきたいと考えております。

また、都市部から地方への企業の移転が見られ、多くの企業でリモートワークを導入するなど、働き方のスタイルが変化しております。今後、光通信網の整備拡大後におきましては、企業誘致等において、物部町の豊かな自然環境を生かせる取組ができないか、

検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 本当に、この光ファイバーが通ることで、今までは物部地域が閉鎖されたような通信格差があったわけですが、それが広がって、本当にどこに住んでいても仕事ができるというような状況になってきますので、ぜひ移住も促進をしていただいて、企業誘致もするというような取組を進めていただきたいと思いますけれども、これまでアクションプランがありましたよね、アクションプランでは物部を重点に取り組むということも中にあったかと思うんですが、やはり光ファイバーがあるかないでは、全然移住相談があった中でもかなり違ってくと私は思っていますが、相談の中でやっぱり光ファイバーがあるなしは大きく影響がありますか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

アクションプランの中でも、物部町のほうに重点を置いて移住促進は今、つないでおるところでございます。NPO法人いなかみにも委託をしておりますが、そちらとも連携をして、物部町のほうにも移住促進をしておるところでございます。現在、物部町のほうにも3人、3世帯ほど、ユズ農家や大西に御夫婦で移住された方、また、別府、セトル成矢のお試し住宅にも東京から来られまして、1年間ぐらいお試し住宅でおりまして香北町で定住されることになっております。また、セトル成矢にも11月からお試しに入る方もいらっしゃいますし、新型コロナの交付金を活用して、また2部屋ほどお試し住宅も準備を進めたいなというふうには考えておりますので、今後、物部町にも若い世代に来ていただいて、子供たちが多く集まるような形で促進を進めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ促進をお願いしたいと思います。

また、先ほど教育長からも子供さんが情報発信しているというようなお話もありましたので、それと連携も取りながら、うまく外に情報発信していただいて、できるだけ多くの方に物部地域へ来ていただけるよう連携していただきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。最後の質問です。

昨年から協議を開始した物部町保育園及び小学校・中学校等活性化検討委員会は、今後の学校の在り方だけでなく、物部地域の活性化と一体的に検討する方向も示されています。小・中学校の存続は、まちづくり政策と一体で進めることが重要ではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

現在、保育園、小学校、中学校と地域が協力しながら物部地域学校協働本部を立ち上

げ、その中の4支援部会で地域の学校の応援を行っております。それぞれの事業で子供たちと一緒に地域を盛り上げています。今後、子育て環境や居住環境、基盤産業と一体となって物部町の振興を進めていくことは重要と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 子育て環境、居住環境、もう一つ言われたかと思うんですけども、そういったことに関して、定住推進課とか関係課と協議、連携する場というのはありますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

協議をする場というのは、各マスタープランとか、いろいろ事業計画等がありますので、その中で分科会といいますか、作業部会といいますか、にも参加していますので、そのときにいろいろ協議したこともあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 協議したことはあるということでお聞きいたしましたが、今回、私がこの質問を取り上げましたのは、やはり物部地域が大変厳しい状況にきているわけなんです。学校も何とかしなければというところで検討委員会を立ち上げて協議をしていっていると、子供たちも何とか学校を盛り上げようと、残そうということでの発信を考えていっているということですので、やはりここはそういったことが別々に行われるんじゃなくて、一つのテーブルの中でどこもが一緒に取り組んでいくことが重要ではないかと思うんです。支所の役割も私、すごく大きいと思うんです。支所が一番現状をよく分かっているわけですので、支所から提案をするとか、発信をするということも必要ではないかと思うんですが、その点について再度お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

物部支所からの発信等もということですので、各協議の場では発信もさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、最後に市長にお聞きいたします。

先ほどからずっと物部町の振興策ということで質問をさせていただきました。市長も町全体、教育を通じての町おこしを一体となって進めているというお話も昨日お伺いいたしましたけれども、連携とか、それから、市長の物部町に対するまちづくりのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

今、いろいろとるる行政のほうから答弁をさせていただいたんですけれども、この間ずっと合併から以降、どちらかという物部町の振興については行政から働きかけるという状況であって来たというふうに思っています。今回の学校に関する活性化委員会につきましても、教育委員会が主導的に進めて来たというところだと思うんです。何か行政の望むことであれば大丈夫だというような信頼もあるのかもしれませんが、時代がだんだん変わって行って、住民の皆さんが主体的に考えて、やりたいこと、危機感を感じていることを出し合って、自分たちの地域とか町をつくっていく時代になって、それを応援する行政というふうな状況になってきています。

しかしながら、非常に深刻な状況になってきているということは、皆さん共通して思っておられるところでありまして、教育委員会のほうも教育を通じてのまちづくりということで進めております。行政との関係については、常に教育長からも御報告を頂きますし、状況は十分把握しております。総合教育会議は私が主催をする会議でありますけれども、そこでもさきの会議では、物部町の教育をどうするのかにテーマを絞って、それだけに絞って会議を開きました。今、進めていることの状況報告とか様々な意見交換をした中で、最後に一定検討委員会がまとまった段階で、市長にも出てもらいたいというお話を宮地委員長のほうからも頂きました。もちろん喜んで出席しますというお話をさせていただいています。

行政のほうとしては、今、定住推進課長からも報告がありましたけれども、定住の取組もしてまいりましたが、なかなか物部町に定着される人が増えないというところが大きな課題で、これもテーマにしているところであります。

そうした中で、今、インターネットのお話もありました。昨年、総務省の長谷川 岳副大臣にお会いをしまして、中谷先生にも同席していただきましたけれども、長谷川さんからは、お会いしたら、ああ、市長、光でしょうってもう向こうが分かっている、前にもお願いしていましたので、どうしてもこれはやり上げたいんだということでお話をさせてもらっております。そして、年が明けてこのコロナになりまして、コロナがこれほど大変な状況になるとは誰も想像しなかったわけですが、そういう中で、この光についてもコロナの中から出て来たということがありまして、長谷川さんにもお願いして後押しをしていただいて、大変な大きなお金がかかる報告もありました、12億円、13億円という総額のお金がかかりますけれども、その事業をぜひともやり上げて、皆さんに、物部町に来ていただけるような地域づくりをしていかなければならないと思っていますところなんです。

濱田知事にも今年になって2回お会いしました。来ていただきましたし、意見交換ということで、このお話もさせていただきました。コロナを通じて、やはり地方ヘリスクヘッジをすることが大事だということ、そして、地方にサテライトオフィスを立ち上げることが大事なんだとお話を差し上げて、御協力を頂くということになりました。そし

て、今、県のほうには担当の商工観光課がお伺いして、今、状況調査、使える場所がないかと、物部町にはリバティハウスといういいものがあるじゃないか、教員住宅も使えるじゃないかと、その他の公共施設も使えるんだったら最大使おうじゃないかと。しかしながら、定住につきましても、サテライトオフィスについても、これは市全体の中でやっていく仕事でありますので、土佐山田町にも香北町にもそういう優れたところがありますので、全体で伸ばしていく、定住も全体で伸ばしていくという中で、物部町もこぼれないようにやっていく。そして、今まで弱点だったところについては、光をつけるという大事な大事なインフラを整備してやっていこうとしておりますので、なかなか時間はかかると思いますが、既に議員さん方には検討委員会にも、そして、集落活動センターの立ち上げのいずれについても参加いただいて、御意見も頂いておりますけれども、なお一層、ここが本当に踏ん張りどころでありますので、主体的に御意見を頂いて、そして動いていただいて、もう必死になってこの地域を立て直すということで一緒に頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長からの答弁を頂きました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 2番、市民クラブ、山口 学です。議長の許可を得て一問一答方式で質問します。

まずは、高知新聞の切り抜きですが、参考資料を御覧ください。

今、各地で注目されているドローンスクールの記事です。関連する質問をさせていただきます。

①の質問です。

6月に指定管理施設のほっと平山が、ドローンスクール開校を目的とする県外企業から施設使用許可を求められ、相談に来たが、生涯学習振興課の判断により許可しなかったと聞きました。相談の経緯と断った理由をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

平山体育館の指定管理者から、ドローンの講習会で体育館を使用したいという申出があったので、許可してよいかという問合せがありました。香美市体育施設条例第1条の2において、施設設置の目的が体育の普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、本市に体育施設を設置するとありますので、今回のドローン講習での使用は目的外使用に該当すると判断し、使用をお断りしました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 社会体育施設ということですが、ほんと平山とかは、もう指定管理施設でありますよね、休校、廃校になったところがまだそこに含まれるということですか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 平山の体育館は体育施設ですので、設置目的もちゃんとある施設になっておいて、今、使っていない施設では決してありませんので。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ②の質問に移ります。

生涯学習振興課に対して、今までにこういった類いの問合せはありましたか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 県外の業者から、ドローンの講習会として使用できる体育館がないかという問合せは過去に1件ありました。電話でありまして、高知空港から近い市町村に問合せをしているということでした。その際も同じ理由でお断りした経緯がございます。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ③の質問に移ります。

ほんと平山の方から、話の必要性自体は生涯学習振興課も理解しているが、条例の見直しを含め、段階を踏まないと社会体育施設内ではできないのが現状と言われたとのことでした。今後のためにも、条例見直しを含めた検討をしていくのかどうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） ドローンの高まる需要や、宿泊とか、観光、起業などにつながる可能性があるメリットと、騒音問題などの懸念事項も勘案しながら、今後、許可するかどうかについて総合的に検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 先ほど、ほかにも問合せがあったということで、またこういった機会が訪れるかもしれません。そのときのために前向きに検討して、準備を進めていただきたいと願います。

今回の相談相手のホームページを拝見させていただいたところ、全国に現在20校開設しており、高知県は開設準備中のことでした。ほかにも多くの企業がドローンを使った事業を展開しております。ほんと平山には先ほども言ってくれたように、宿泊施設もあり、県外企業の方もドローンの研修等には3日間ぐらい時間がかかるため、拠点として使い、仕事ができるのも強みになると思います。地域活性化のために様々な取組を積極的に行っているほんと平山を応援する意味でも、話題性、実用性、収入面を考えても大きなチャンスだったのではないかと思います。

④の質問に移ります。

今回のような相談は企業誘致にもつながる話であるので、生涯学習振興課のみの判断ではなく、企業誘致に取り組んでいる商工観光課との協議も必要ではなかったのでしょうか。商工観光課としてのお考えを聞かせてください。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

当課では企業誘致に係る相談があった場合には、立地を検討されている規模に応じて商店街の空き店舗や高知テクノパークを紹介しております。どのような形で企業誘致につながるかは分かりませんので、チャンスと捉えて情報共有していければと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 一つ一つの課では確かに難しいとか、今回のような判断でしかなかったかとも思いますが、複数の課で取り組めばまたできることもあるのではないかと感じます。私の短い議員活動の中でさえ、ほかの話でも感じるものが多少ありました。

それを踏まえて、⑤の質問に移ります。

香美市の未来のためにも、今後このような機会をどう生かしていくかが重要な課題になるのではないかと感じます。課長会等で各課の連携を強め、柔軟かつ迅速な対応をしていただきたいと望みます。市長の見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ドローンの許可の問題についてお答えしたいと思います。

担当課は、今説明したような事情でやったということでございますので、それは条例主義ですから、条例に基づいてやるというのが立場だというふうに思います。ただ、私の感想からすると、少し堅いのかなという思いもしますので、もう一度そのあたりを今議員のおっしゃられたことも踏まえて、時代が変わってきた中で市民の皆さんが主体的にやっっていこうとすると、行政が今まで慣れ親しんできたことだけにこだわっていたら、進まないこともあるということもしっかり踏まえて、再度、いろんなケースを考えてやっていただいて、皆さんが元気にいろんなことができるまちになっていくことが大事なんじゃないかと思っておりますので、私としては、答弁にはなりませんけれども、少しだけ感じた感想みたいになりますけれども、少しソフトに物事を一緒に考えていくということやっていきたいなと思っております。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 私としては望みどおりの答えを頂いたと思っております。ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 山口 学君の質問が終わりました。

昼食のため、暫時午後1時まで休憩します。

(午前 11時49分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い一般質問いたします。一問一答であります。

最初に、ふるさと納税についてであります。

総務省は、東京都と奈半利町を除く1,786自治体が、ふるさと納税制度への10月以降の参加継続を申請したとの発表を過日行いました。市長の諸般の報告において、寄附金額に占める返礼品を3割以下、募集に係る経費も返礼品含め5割以下の基準に、全ての返礼品の見直しを7月に行ったとのこととあります。これにより返礼品等に対する寄附金額が上がったとのことと、寄附額の落ち込みも予想されております。

そこで伺います。①です。

総務省がまとめた地場産品の基準では、自治体で生産されたもの、自治体で原材料の主要な部分が生産されたものなど、9項目ほどにまとめられており、いずれかに該当すれば返礼品に認めるとしてあります。本市では、金額の基準見直しは7月に行ったとのこととありますが、基準の遵守は確実にされたのか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えいたします。

総務省の定める基準返礼品割合30%以下につきましては、令和元年6月に全品目遵守しております。また、募集に要した費用50%以下につきましては、返礼品ごとではなく、全体で当初見込みを立てておりましたが、一部の安価な返礼品に集中したため、返礼品等の送付にかかる費用が予想以上に多くなり、昨年度は57.5%となりました。令和2年7月に全品目ごとに見直しを行いまして現在は遵守できております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この遵守によって、売上げが大幅にダウンしたような返礼品についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

主に1万円以下の安価な返礼品が大幅に影響を受けております。特に、寄附金額が3,000円から5,000円の返礼品でスイーツ、例えばロールケーキとか野菜、まきなどが大幅に減少しております。スイーツのロールケーキにつきましては、1か月で約

1,000件の寄附があったものが20件となったり、野菜が300件あったものが11件、また、シイタケも1か月で400件あったものが20件など、大幅に減少しておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 非常に寄附者の方は金額に対して敏感であるということが見てとれますが、実際、やはり1万円以下、3,000円から5,000円ということで、全体で5割以下にするための苦労は、先ほどの答弁での送料等も踏まえてあると思うんですが、やはりそこについては確認の意味で聞きますけど、間違いないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） やはり安価な返礼品が影響を受けておりまして、このところを5割以下にするのに苦労がございました。返礼品の提供価格を寄附金額の3割にしたいところでございますが、固定費であります掲載や委託の手数料、また、返礼品配送料が募集に係る経費の5割以下に全て含まれておるため、提供価格を寄附金額の2割ぐらいいまでに下げて、それによって寄付金額を上げざるを得ない状況でございました。特に配送料が高く、野菜とかケーキなどはクール便となり、関東の基準で1,200円から1,900円と送料がなかなか高かったので、そこが苦労したところがございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちなみに、3,000円のものも5,000円、6,000円、どれぐらいに上がったんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 3,000円のもものが6,500円になっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し関連して、基準という点でいえば、補助金を活用した返礼品を増量したということで、過日、地元紙にも載っていたんですけど、ふるさと納税に国が抜け道みたいな見出しで、補助金活用し返礼品増量ということで、実際、九州地方のある自治体では、1万円の寄附に対する返礼品の牛肉を通常の300グラムから600グラムに増量したところ、前後で寄附件数が10倍以上に跳ね上がったと。担当者は、寄附額が伸びたのはありがたいが、国が返礼率を操作するような施策が本当に良いのかということで書いておりますけど、実際農水省の補助事業をふるさと納税で利用したということになるんですけど、現実的には農水省の担当者は、目的は生産者の支援で法的には問題ないと、総務省にも確認していると、参加する事業者や仲介サイトの運営会社にも過度にお得さを強調しないように指導しているというふうな話が、記事として載っておりました。

本市においては、実際こちら辺の部分で対象なんかがあるのか、それに対する対応

はどうなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

土佐赤牛が、多分これの対象になるような形ではないかと考えております。さとふるのほうは、今ちょっとこれをやるかどうか前向きに検討していただいておりますので、ちょっと今様子を見ておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） やれ、やるなど、私が見解を示せるわけではございませんけど、実際のところ今はそういうふうな見解が出ていますので。ただ、自治体ごとの格差という点でいったときに、どこかで規制がかかってくるのかなとか思ったりもします。ただ、これもコロナの関係で、やっぱり品物を売らねばならないという悲鳴みたいなものが聞こえてきますので、そこは適切な判断をいただきたいというふうに思います。次に移ります。②です。

返礼品によっては納期等をお示ししているものもあろうかと思いますが、納期、品質などにおいて寄附者からクレームなどはどうなのか、そこについてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

クレームにつきましては、野菜が凍っている、また、ビンが割れている、蜂蜜とかのびんでございます。また、納期になっても商品が来ないなどのクレームはありました。クレームがあった場合につきましては、管理委託業者でありますさとふるやレッドホースが、商品や配送管理、事業者との連絡を通して返礼品の納入事業者、また配送事業者のほうへ指導し、適切に対応しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん寄附者等へのおわびがあった上で委託業者がやるということで、委託契約に含まれているという認識でしょうが、担当課としてやっぱりそれに付随して業者への指導とかいうことはあるのかなのか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

寄附者へのおわびや返礼品の再送、手配等につきましては、クレーム対応等も含めて委託業者の業務の中に含まれておりますので、基本的には委託業者のほうにお任せをしております。また、直接本市へ苦情があった場合につきましては、本市からも寄附者へおわびをしたりもしております。また、事後に委託事業者からクレームについて連絡があった場合につきましては、事業所にも確認を行いまして、こちらから指導も行っておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

本市の返礼品数は他市と比べてどうでしょう。新規の寄附者獲得には返礼品の充実、拡充は必要とも考えます。本市の1次、2次産業の生産品の魅力、可能性はまだまだあると考えております。アイテム充実等にいかなる検討がなされているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

9月1日現在の香美市の返礼品登録事業者につきましては、44事業者で返礼品は236品となっております。他市町村の返礼品も研究いたしまして、また、ポータルサイトであります、楽天、ふるさとチョイス、さとふるから助言、アイデアをもらいながら充実、拡充を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ある部分、生産者、販売者からいろいろ提案もあると思います。業者サイドのさとふるとかから提案もあるかと思えますけど、実際、せんだって韭菜の里の美良布直販店が、ふるさと納税の返礼品にということで、ここは直販店サイドから言うてきたというふうに思いますが、こういう企画について、あくまでも業者任せなのか、課として何か会議等でそういう企画、提案をしたりしているのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

本市や委託事業者、さとふるなどからも、返礼品の登録事業者を訪問して提案なども行っております。例えば、返礼品の詰合せとか、定期便をしないかとか、他業種とのコラボとか、いろんなことを提案しております。また、返礼品に対する審査につきましては、地場産品であるかどうか、返礼品の金額は3割以下であるか、また、誤解を招いたり、禁止されている文言や表現でないかを審査して、出品許可を市が出しておるところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 地場産品であるのかとか、30%以下であるのかということですが、返礼品に対する全体的な審査等はどのようなふうな手法をとられているのか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

委託事業者であります、さとふるとか楽天のほうでも審査をいたしますが、最終的に

は香美市のほうで、全部基準に沿っているかどうかを審査しているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 返礼品の充実、拡充について、聞くところによると9月10日に事業者の説明会もやるということですが、その場所ではどういうふうな話合いがなされるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

9月10日、明日でございますが、新システムの導入に伴いまして、配送業者の変更などについて説明をするようになっております。システム運営会社に、返礼品の見せ方とかいろいろ御指導もお願いしてはいたんですけど、時間的なこととか、いろいろなことがございまして、今後またさとふるなどの委託事業者も招いて、いろんな勉強会も今後やっていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1点関連して聞きます。

配送業者の変更ということですが、実際、従来の業者から変えるということで料金的にかなり安くなるというふうな発想なのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。現在、佐川急便にしているところですが、それをまた別会社のヤマト運輸にということで、安くなるので変更することになっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

地場産品の基準では、関連ある複数の返礼品をセットで送る場合、主要なものが自治体の特産品など基準に該当すればオーケーです。また、地域的につながりのある市町村同士が、共通の返礼品とするのもオーケーであります。一概に市外業者の参入は否定しておりません。本市において市外業者の参入はあるのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

市外業者のことでございますが、例えば香美市内の雪ヶ峰牧場とかで生産された牛乳を使って、区域外の南国市で製造されたケーキなど、こういうことが共同返礼品になっておりますが、共同返礼品として香美市が認めた返礼品以外には市外参入はございません。ちなみに全体44事業者のうちの5事業者が市外業者になっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 5事業者ということですが、数的には少ないほうと思いますが、品数としてはいかがでしょうか、何品ぐらいあるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 商品といたしましては5点か6点ぐらいになるうか
と思います。少ない感じでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1業者1点ないし2点ということになるとは思います。
次に移ります。⑤です。

室戸市では奈半利町の事件等を教訓に、ふるさと室戸応援寄附金返礼品協力事業者募
集要領案を示し、事業者説明会等を行っていると聞いております。協力事業者の要件、
返礼品の要件、返礼品の金額設定等から始まって、事業者の責務まで明確に規定してお
ります。本市においてはこのような要領についての検討は必要ではないでしょうか、お
尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市にも現在、簡単でございますが登録事業者向けの説明書、簡単な募集要領はご
ざいます。今後、総務省の基準を確認しながら、適正運用のための要領を作成してい
きたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 簡単なものがあるということですが、具体的に1業者ど
れだけの品数を扱えるのかをちょっとお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 応募の要件といたしまして、謝礼品の提供品目が1
5種類以内であることとか、事業所、工場等が香美市内にある企業、また、個人事業者
であることなどが応募の要件というふうになっております。あと目的とか、謝礼品につ
いてとか、提供価格、また、募集期間とかを簡単に募集要領にまとめております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 室戸市の要領案では、何かあったときの登録取消しとか
も記載しております。今後、精査していく上で、やはり寄附者に対しても信頼も勝ち取
らんといかんし、香美市のイメージアップにつながる商品ばかりと思っていますけど、
やっぱりこういうことも踏まえて検討はなされていくのか、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

今後、登録の取消しなどについても要領に記載していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑥です。

本市においては、寄附に対してかがやき、やすらぎ、にぎわい、市長おまかせの4つ

のコースを用意し、寄附者の意向も大切にしているところではありますが、現在までの主立った活用例をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市のホームページにも掲載しておりますが、令和元年度の実績で申しますと、かがやきコースが192万4,556円で、桑田真澄氏による野球教室、また、手塚治虫の雨降り小僧の講演開催。やすらぎコースは残念ながらございませんでした。にぎわいコースが177万1,032円で、あじさいロードの補植、轟の滝遊歩道修繕、また、香美市の観光案内板設置。市長おまかせコースが417万9,395円で、地域活性化総合補助金、また、移住促進事業で香北町、物部町のパンフレットを1万部つくっております。また、婚活事業などの活用がございます。

令和2年度につきましては、音楽祭とかいろいろあったんですけど、コロナの関係で中止になりまして、新図書館の蔵書購入や香美市の国際バカロレア教育の推進事業、オリジナルエコバッグ製作、片地保育園の防災倉庫の設置、物部川の案内看板設置、インタビューパネルの購入、それから、子育て世帯の住宅支援事業の補助金や住宅リフォームの補助金とか、高知工科大学への補助金などもございます。また、姉妹都市交流の香美市PR用のはっぴ、のぼり製作なども今年度の事業で予算がついておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 各課の提案に基づいて様々な事業に採用しているところですが、市民ニーズということについて、やっぱりそれに対して市民からの御意見、そういう部分を書き込むところはないんですけど、そういうことは今後の課題とならないのか、それを取り上げてやるとかということについてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

各課からの提案に基づいて香美市まちづくり応援基金等庁内検討委員会のほうで審査をして採用もしておりますが、2年前は、まちづくり委員会の委員さんからもいろいろ御意見を頂いたり、また、ポータルサイトから申し込んだ寄附者からのアンケートを基に、各課からも提案をしていただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑦です。

近年、クラウドファンディング等によって資金を集め、事業展開している例もよく見聞きします。ふるさと納税寄附者の中には、本市のより具体的な施策に寄附したい方もおられるのではないかと考えるところです。先ほど申されました、バカロレア教育に寄附したいとか、様々寄附者の意向もあろうかと思うんですが、香美市まち・ひと・しご

と創生総合戦略から取り組んでいる主要施策をリストアップし、寄附を募るなどの方法もあると考えますが、いかがでしょうか。より具体化した寄附の募り方ということについて見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在もポータルサイト上のコメントで、香美市の発展、また、未来の子供たちのために使ってほしいなどの意見を参考にしながら、先ほど申しました各課から提案した基金の活用方法を、香美市まちづくり応援基金等庁内検討委員会で審査して予算化しておるところでございます。

今後、ポータルサイトに記載された活用意見などを積極的に取り入れ、また、可能であれば、寄附者意見を積極的に聞けるようなポータルサイトを今後つくっていきたくとも考えておりますので、それも活用していきたくと思います。

また、企画案に対して賛同者の寄附金を募るクラウドファンディングも、今後前向きに検討していきたくと考えております。この企画案につきましては、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標や主要施策に沿った内容で、各課と連携しながら進めていきたくと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2の質問に移ります。持続化給付金についてお尋ねします。

香美市持続化給付金の申請は、当初の見込みどおりに推移していない状況であります。私どもも、新型コロナの事業への影響はどうか、売上げに影響があれば国や市の持続化給付金を受けられるかもしれませんよと、農業者も問わずお勧めしているところです。そのような中、計算をしてみると、ほぼほぼ国の給付金の対象となる方が多く、現在も申請している方がたくさん見受けられます。

令和2年度第1次補正予算事業として、5月1日から開始された国の持続化給付金事業は、経済産業省によれば6月22日までに約165万件、2兆2,000億円の給付が完了したとのことであります。中小・小規模事業者約357万社の約半分が恩恵を受けているとのことであります。現在まだまだ申請が続いており、国は予備費で対応しているところです。また、農業者の申請も増加しております。

①です。

本市事業者の国の持続化給付金申請数は把握しているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

国の持続化給付金申請数につきましては把握できておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 農林業者につきましても、国の持続化給付金への申請者数は把握できておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際把握できるルートがないということでしょうか、国は全体をつかんでいるけれども、個々の自治体においては無いということ。ただ、個人で申請される方もおりましたが、商工会とか、ほかの他団体とかのサポートを受けて、それから、サポートセンター自体もありますよね。私がつかんだところでは、商工会で農業者をちょっと含みますけれども47件というふうな情報が入っています。それで、民主商工会という組織に私どもも参画していますが、香美市の分で50件あります。あと、サポートセンターへ行かれた方、個人でやられた方でいったら、100件は必ず超しているというふうに思うんですが、これは後の質問につながりますので確認したいんですが、そういう認識について課としてはつかんでいないんですが、商工観光課のほうにも聞きますけど、それぐらいの数はあるであろうと。他市町の状況とも知らないかもしれませんが、100件ぐらいはあるんじゃないかならうかというところはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市の制度をつくったときの見込みから言いますと件数が伸びておりませんので、そういった意味では、やはり国のほうへ動いたというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その認識を持っていただいたら結構だと思います。

次に移ります。②です。

香美市持続化給付金の申請数を伺います。諸般の報告でも報告を受けましたが、改めてお願いします。また、申請に至らなかったケースでの事業者からの意見、要望はあったのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

9月3日時点での商工者版の申請者数は31件です。また、事業者の方々からの問合せの多くは、国の持続化給付金を受けているが対象にならないかといった内容があり、香美市の制度では対象にならないことについて説明して、御理解いただいたということでもあります。

また、申請に至らなかったケースとしましては、先ほどの国の制度との重複申請部分と、あと売上げの減少幅が条件に至らなかったというケースがございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 農林業者版につきましては、本日現在で農業者に4件の給付決定を行っています。林業関係につきましては、申請、相談ともにありません。

申請に至っていない方の意見としましては、年末まで売上げの動向を見極めて、市の持続化給付金申請を検討するといった意見が多くありました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 商工業者と農林業者では、理由として若干違う部分がありましたけど、確かに農林業者は年末までちょっと動向を見たいという部分はあろうかと思えます。

商工の部分で、本人はいけると思って、2割以上減っていると思って来たけれども、やはりそこは3か月分で売上げ減少が当てはまらなかったという認識でいいのか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） そのとおりでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

皆さんも御承知のとおり、特別定額給付金の10万円については課税対象とはされておられません。しかしながら、持続化給付金については税法上は課税の対象として現状、雑収入として算入しなければなりません。事業継続のため給付金等を受け踏ん張っている事業者は、来年度、そのことにより課税所得があれば新たな税負担を強いられることとなります。せつかくの国・県・市等の支援効果が半減しかねません。コロナ禍という緊急事態に対し、このような救済策に対しては課税対象とすべきではないと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えします。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない給付金となります。議員御存じのとおり、国税庁のリーフレットによりますと、当該給付金は税務上では益金に算出されるものになりますが、損金のほうが多ければ課税所得は生じず、結果的には課税にならない形となっております。本市におきましても同じ取扱いとさせていただいたところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん国税庁のキュー・アンド・エーではそのとおりだと思います。現状はキュー・アンド・エーに沿って扱いをするのが当然であります。そうしないと逆に言ったら違法になりますので。聞きたいのは、先ほど私が述べた事業者の声なんです。コロナ自体は事業者のせいでも何でもありません。ただ、緊急事態とい

うことで国が施策を打ったことに対して、例えば、休業協力金30万円頂いたと、これは国・県の要請に応じて休業して入ったとなるけど、結局のところはこういうものに対して、東北での震災のときもそうなんですけど、やはり翌年に課税、もちろんプラスになればですけど、マイナスやったらそれは関係ないと言うかもしれませんが、事業をやはり継続していくためには、これってすごく大事なことだと思うんですわ。私どもも今回国に対しての意見書を上げさせてもらっていますけれども、実際、国に対して事業者の悲痛な声というか、現場をあずかる課長としてどういうふうにお考えなのかという、その課長の声を聞かせていただきたいということなんです。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

議員がおっしゃられましたとおり、事業者の声としまして、課税になるということであれば次年度に負担になるといったところにつきましては、そのとおりと受け止めております。しかしながら、繰り返しになりますけれども、税務上の課税対象ということで、国に準じた取扱いであると認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 山崎議員、質問に徹してください。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、議長の指摘がありましたので、質問に徹して次に移ります。④です。

事業者、農業者の中には、12月までの今年の売上げ推移を慎重に判断しながら、持続化給付金の国への申請、市への申請をどうするのかを考えている方もいます。先ほど農林課長が言われた部分も当てはまると思います。また、対象であるにもかかわらず、申請しないという方もいます。香美市持続化給付金も年末に向けて増加していくことでしょう。私どもは、申請は令和3年1月29日で終わりますが、事業者支援として来年度も必要な施策と考えてもおります。臨時交付金は、目的を明確にして基金として財源確保が可能と伺っております。本制度の継続、発展をさせることを望みますが、見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 本市の持続化給付金申請締切りは来年1月29日ということで、一定期間があることから、申請実績を見ていきたいと考えております。基本的に今年度事業として策定したところではありますけれども、今後のコロナの状況や他自治体の動向も見ていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今後のコロナ禍の状況、他市の動向も見てということですが、実際、本年度は国の持続化給付金があって助かったという事業者の声があります。先ほど私が、国の持続化給付金申請に当たっては100件以上はあるであろう

と。来年度、これが期待できるかというたらなかなか難しいと思うんです。そのときに市がどういう役割を果たすのかとなったときには、やっぱり事業者の方はまだまだ私は大変だと思うんです。同じような営業形態でできるわけではないですので、やっぱりソーシャルディスタンスを保ちながら営業している飲食業者もごさいます。そういう中で、この制度はやはり何か施策を継続するような形で、国・市の今年の実績を見ながら、お金を基金として置いておくことが大事と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この持続化給付金の同じ施策として考える一方、ほかの部分でコロナ全体と考えた場合に、いずれにしましても、コロナの影響に応じた支援策を検討、実施していくというところは変わらないと思っております。現在の状況では明確にお答えすることは難しいですが、関係者の声を聞いて検討の余地はあろうかと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと企画財政課長に聞きたいんですが、全体的に予算でも様々なコロナ対策事業者支援もやっていることはすごく評価するところですが、私が先ほど述べたような見解ですわね、さすがに国もあった、市もあったけれども、なかなか本来の市の求めた部分は使われていない。国と併用できないという部分もあって、やはり申込みのときにはどうかというふうなこともありました。ただ、来年国がどうなるか分からないような状況の中で、企画財政課サイドとして、この制度の来年度に対しての事業効果等についていかに考えるのか、お尋ねしたいです。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 先ほど担当課長のほうからも説明がありましたように、来年1月29日まで申請期限があるということでございます。それまでの実績に鑑みまして議員がおっしゃるような基金の設定であるとか、そういうことについても必要であれば検討していきたいと思っております。

ただ、現時点では、内閣府の事務連絡によりますと、基金ということの運用はできませんが、要件がありまして、国が念頭に置いているのは基本的に、利子補給事業、信用保証料の補助事業等に当たるもの、それから、事業内容が明確であるもの、例えば交付対象者や充当する経費について明らかになっておる事業などが、この基金事業の要件と定められてございます。

いずれにしましても、基金事業に該当するかどうかというのは事前に県等を通じて内閣府と協議し、仮に基金ということであれば、条例で基金条例をあげて、こちらに決を頂くというような手続が従前必要になるというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ハードルは高ければ高いほどやりがいがあると思っておりますので、よろしく願います。

3の質問に移ります。香美市事業者応援補助金についてであります。

全員協議会において説明を受け、制度の骨格は伺いました。要綱等も順次整備していくと思われませんが、提案、確認したい点があり質問をいたします。

①です。

金額的に県の補助対象にならない、小規模事業者等のコロナ対策費用負担を対象に考えられており、大変評価するところでもあります。申込みも多いのではないかと推察されます。その中、申請に際し、密を避けるためにも事務の簡素化が必要ではないかと思われれます。売上げの減少率により、補助率が4分の3、5分の4、10分の10と異なります。市や国の持続化給付金を受けられた方は、入金状況の確認等にて対象者として確定できると思います。今回の売上げ比較は1か月でありますので、市給付金の対象にならなかった方でも補助率5分の4になる方もおられるかもしれませんが、おおむねそのような手続でスムーズに事務ができるのではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

補助金を投入する事業でございますので、一定の決まりの中で制度を固める必要があると考えております。当事業は県の制度を基に要綱を精査しておりますが、事務の簡素化ができるところは調整をしたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 簡素化はしていく方向ということではありますが、市民に同じことを何度もさせないことは大切だと思います。結果が示されているものは、その資料があれば尊重すべきと思いますが、その点、よろしくお願いします。

次に移ります。②です。

申請については1回のみとのことでありましたが、一つ確認したいのは、本年4月7日からの遡及分と、今後、消耗品等の購入や対策も考えられている事業者は、合算しての申請が可能であるのか。また、対象経費の中にはマスクや消毒液等の消耗品も含まれており、今後、購入される方も多いと思われれます。一度申請して補助金を仮に30万円受け取ったとしても、上限40万円の利用まで何度も申請を可能にすることはできないのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

1点目の、遡及分と今後の対策に係る分との合算申請につきましてはできる方向です。2点目の限度額までにつきましては、多くの事業者に申請いただけるように今のところ1回限りで検討しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1回限りとなると、結局、来年1月29日締切りですけ

ど3月末までの分で、マスクとか消毒液なんかも今後その期間を見込んで購入した部分、購入するという計画に基づいて申請するというふうになりますか、ちょっと確認です。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

おっしゃられましたとおり、当該補助金は事業計画を作成していただきまして、要は突発的に必要になったようなものに対する補助ではなくて、計画に基づいた取組に対して補助金を交付すると考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 再度確認ですけど、結局、計画の時点では見積り等、極端に言うたら、こういう空気清浄機を買うので見積りが出ましたではお金は出ませんわね。実際一旦買いますというて申請してオーケーになって、今後のことですよ、申請がオーケーになって買いましたと、その買ったときの4分の3なり5分の4が後から振り込まれるということですよ。計画に基づいてお金が出るわけじゃないですよ、もちろんその結果に対して出るということだと思いますね。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 申請のときには事業計画も出しますけれども、それに併せて後追いで実績を出していただいて決定するということになります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと関連して伺いますけど、県の補助も受けましたと、それ以外の経費に対してちょっと市の補助も受けたいという事業者がおられた場合、県と市の併用というのはどういう取扱いにする予定でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 基本的に国・県との重複はできませんので、できないというところは変わりません。ただ、県で申請した以外の経費であれば対象として取り扱います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私、そのことを聞いているんです。実際、県以外でどうかというときには、その方々も計画に基づいて申請されたら、対象になるものはなるということですよ。

次に移ります。③です。

申請については先着順で受付というふうにお聞きしております。予算に達したら補助を受けられなくて終わってしまうケースが懸念されます。補助額上限の40万円を利用される小規模事業者は少ないかもしれませんが、そうなれば、対象事業者は増加します。そのことは多くの事業者に喜ばれると思いますが、県の同趣旨の補助金も補正対応で増額しております。本市においても想定される予算3,000万円ではありますが、これを

超す申請があった場合、補正対応も考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 事業開始後の申請状況と必要度合いを勘案しまして、関係課と協議したいと思います。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

準備のため、少し休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 1時51分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、日本共産党の濱田百合子です。

質問の前に訂正をお願いしたいと思います。3か所ございます。まず、1項目めの平和行政の推進をの②ですが、戦没者追悼式は中止となったと私が書いていますけれども、「中止」を「延期」に訂正をお願いいたします。それと、3項目めの新型コロナウイルス感染症による保険税（料）減免についての質問中②と⑥に後期高齢者医療保険税と書いてありますけれども、「後期高齢者医療保険税」ではなくて「後期高齢者医療保険料」に訂正をお願いします。

それでは、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、1番、平和行政の推進をについて質問をいたします。

1945年8月6日に広島市、9日長崎市に原子爆弾が投下され、その日のうちに約21万人が亡くなりました。以後、人々に甚大な苦しみをもたらしています。核兵器が私たちの世界に初めて登場してから75年が経過しました。被爆者の核兵器廃絶への思いは絶えることはありません。8月15日終戦記念日の政府主催全国戦没者追悼式で、遺族代表の82歳の方は、戦争の悲惨さや理不尽さ、平和のありがたさは100年たっても伝えなければならない。自分のような遺児を二度と出してはいけない、二度と戦争をやってはいけないと発言されていました。また、12歳の中学生は、私は戦争を知らない世代だけど、平和の願いを引き継いでいけるよう努力したい。もっと戦争について勉強したいと話されました。私たちは戦争の実相を正しく知らせ、命の尊さ、平和の大切さを伝えていく必要があります。そして、日本が戦争の歴史から未来への知恵を学ぼうとする姿勢が大事だと思います。

本市は、戦没者追悼式で中学生が平和への思いをつづった作文の朗読を行い、毎年8

月には原爆ポスター展を本庁と各支所で開催しています。本庁1階ロビーでは3年前から市内で絵手紙をされている方々の平和の絵手紙展も開催され、昨年は市内で朗読をされている方々による原爆史の朗読もありました。

スクリーンを御覧ください。

これは、本庁1階のロビーで8月1日から1か月されています。これもそうです。折り鶴は少し飾っているんですけども、目立つようにと思って飾っている状況です。これは香北支所です。支所もこのように展示されています。これは物部支所の1階ですね。ちょっと向こう側とこちら側と両方にポスターを貼られて、折り鶴も少し展示しています。これが3年前から市内の絵手紙をされているグループがきれいに展示をしてくれています。絵手紙は普通はがきサイズであることが多いと思うんですけども、夏でもありますし、うちわに描かれたりとかして、本当に工夫を凝らして毎年展示をしてくれているようです。

スクリーンを御覧いただきました。

それで、これをするときに、写真のほうにもありましたけれども、感想文を入れる箱も用意されていまして、毎年、数件寄せられております。また、今年は核兵器廃絶署名も行われました。続けていくことが大事だと実感しているところです。今回、さらなる平和行政の推進を願ひまして質問させていただきます。

①です。

本市に戦没者遺族会の方は何人いらっしゃいますか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市遺族会の会員名簿につきましては、本市で管理をしておりませんので、遺族会へ支出した補助金の実績報告書の記載事項からお答えいたします。

令和元年度におきまして、香美市遺族会の会費を納入した人数は400人となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 400人ということで、多くの方が遺族会の会員でいらっしゃるということが分かりました。

次の②にいけます。

今年はコロナ感染拡大予防のため、毎年5月に開催していましたが戦没者追悼式は延期となりました。広報香美8月号には、毎年終戦記念特集の紙面が掲載されていますが、戦後75年の今年、その紙面がありませんでした。その理由を伺います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田学君。

○総務課長（川田学君） お答えします。

近年は、戦没者追悼式の記事と終戦記念特集とを併せて掲載することで平和行政を推

進していますが、今年は戦没者追悼式が10月16日に開催されるということから、平和行政に関する記事は12月号の紙面に掲載する予定としております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 戦没者追悼式が延期になったからという理由でございませぬが、コロナの感染予防のために追悼式が延期になるというのは、これはもう仕方ないこととは思いますが、やはり画面でも見ていただきましたように、8月には原爆ポスター展はずっとやっておりますし、毎年8月号の広報の中には、原爆ポスター展もやられているということとか、それから、8月は終戦記念日、そして、6日と9日が原爆投下された日だというようなこともいつも書かれておまして、やっぱりそういったことは8月だから香美市として紙面で、ふだん2ページ使っていると思いたすけれども1ページでも、昔のことではなくて戦後75年でまだまだ100年はたっておりませぬ。本当に皆さんが心にしていなとやっぱり心配かなということもありますので、ぜひそういった意味では、今年はコロナで延期になりましたけれども、8月には何らかの形で終戦記念特集記事の掲載をお願いしたいところですが、これからどうでしょうか。コロナの関係でちょっと分かりませぬけれども、それに関係なく8月は記事にしたいと思いたすところですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今年につきましては、もう少し慎重に検討すればよかったというふうに現在は思っているところであります。議員の言われるように、8月は全国的にもそういった機運がありますので、今後、そういう形でやっていきたいと思いたす。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 10月16日に延期して戦没者追悼式を行うということでしたが、内容的には従来と同じようなことを考えているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

追悼式の内容につきましては従来どおり（後に「中学生の平和作文朗読を今年度は割愛する」と訂正あり）の行事になりますけれども、人数、それから、お招きする御来賓の方につきましては、数を絞ってという実施形態を考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 広報の掲載内容につきましては、従来の特集までいくかどうか分かりませぬが、紙面はできるだけ使える範囲で使って掲載しようと思いたす。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 先ほどの答弁内容を少し訂正させていただきます。

議員が御質問の中でおっしゃっておられました、中学生の平和作文の朗読につきましては、今年度は割愛させていただくことにしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

広報で平和行政を推進する本市の姿勢をアピールすることは大変重要だと思います。非人道的な戦争の実相を知らせることの意義について、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 広報などで戦争の実相を知らせることにつきましては、戦争体験者も少なくなる中で、戦争の悲惨さと命の尊さを継承し、世界の恒久的な平和を実現していくためにも大変意味があるものだと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私もそのように思うところです。ぜひ続けていってほしいと思っています。

④に移ります。

戦没者への黙禱についてです。8月6日午前8時15分、9日午前11時2分、15日正午の時間帯に防災行政無線等で市民に周知することはできないでしょうか。また、職員が率先して実施をしてはどうでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 防災行政無線では流せる情報が限定されていることから、防災行政無線を使つての周知は現在のところ考えておりませんが、広報誌やホームページを通じて市民の方には周知していきたいと考えているところです。

また、職員へは庁内グループウェアのインフォメーションを通して、原爆死没者の慰霊及び平和記念の黙禱については周知しており、勤務時間内であれば庁内放送を行い、可能な職員で黙禱を実施しているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そうしたら、庁内においては8月15日だけでしょうか、6日とか9日、15日と3回そういったインフォメーションを庁内に流して、できる職員はされているということなんでしょうか。ちょっと私の認識不足で、いつ頃からそのようにされていたのかも含めてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） ちょっといつ頃からかというのは、記憶が定かでないの

でお答えできませんが、6日は午前8時15分という時間帯で、まだ開庁していない段階ですので、各自が自主的にもうやっていただくと。9日は午前11時2分ということで、それは庁内放送で流す形をとっていますが、今年については休日でしたのでやれていないと。実際6日と9日については広島市、長崎市のほうから要請というか、依頼もあって実施しているところで、15日については今のところやっていないというような状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） できましたら8月15日のお昼、ちょうどお昼のチャイムが鳴りますわね、そのときにこれも自主的なものなのであれなんですけれども、そうしたら、もし庁舎内で御用時でこられている市民の方も、ああ、8月15日のお昼だと、一言放送があればその場でその思いをね、黙禱までいかななくても思い出してくれると思いますか、8月15日が終戦記念日やということが分かると思うんです。だから、そういうこともありますので、ぜひ私としては8月15日のお昼は放送していただきたいと思うんですが、御検討願えませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 検討してみたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の質問に行きます。⑤です。

今年、長崎平和式典での田上富久市長が発言した平和宣言の一部を抜粋してお伝えします。平和のために私たちが参加する方法は無数にあります。中略しますが、折り鶴を折るという小さな行為で平和への思いを伝えることもできます。確信を持ってたゆむことなく平和の文化を市民社会に根づかせていきたいと思いますと呼びかけました。文化は誰かが何らかの方法で伝えなければ伝わりません。平和行政のさらなる推進のために本市でも折り鶴を折り、それを庁舎や中央公民館等につるしてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

先ほど議員も言われましたように、長崎市長は長崎平和宣言の中で、平和のために私たちが参加する方法は無数にあるということをおっしゃっています。ですので、その参加する方法は平和への思いを伝えるためにそれぞれが考え、より良い方法をとっていただけたらと思っておりますので、市が主導して折り鶴を折り、庁舎につるすことまでは今のところ考えておりません。

なお、折り鶴を持ち寄ってこられた場合には、原爆ポスター展に併せて展示したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 確かにやり方は無数にあるということで、それぞれが平和への思いを何かに託して、何かしようみたいなことを思ってくれば非常にうれしいかなとは思っています。ただ、市内に小・中学校、保育園、そして、いろんな絵手紙をされているグループだとかがございいますので、その方たちが折り鶴を折るようなことがあれば、先ほど課長もおっしゃっていましたように、それをこの時期に庁舎に飾るのは可能であるということでございますよね。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） そういったことになれば、原爆ポスター展に併せて飾りたいと思いますし、また、おかまいなければ、その折り鶴を広島市、長崎市のほうに送るといような形も考えたいと思います。

以上です。

○12番（濱田百合子君） 非常にうれしいお話をお聞きしました。それを広島市や長崎市にお送りできたら本当にいいと思います。

それでは、⑥に移ります。

アンパンマンを産んだ地元出身のやなせたかさんの平和への思いを、教材として生かす取組ができないでしょうか。

お手元に資料をお配りしていると思います。私の資料の1です。これは、やなせたかさんが2013年10月に94歳でお亡くなりになりましたが、「ぼくは戦争は大きい やなせたかしの平和への思い」ということで、先生が著書で書かれたのが12月に小学館から発行されました。その中の140ページと141ページをコピーしたものをお配りしております。

この中に、「ぼくは、戦争の原因は「飢え」と「欲」ではないか、と考えています。」「ぼくが『アンパンマン』の中で描こうとしたのは、分け与えることで飢えはなくせるということと、嫌な相手とでも一緒に暮らすことはできるということです。」と書かれています。やなせたかさん自身も戦争体験がもちろんあります。そして、弟の柳瀬千尋さんは海軍特攻隊に行かれまして戦死されています。そのときの思いを「やなせたかし おとうものがたり」で先生が詩をずっと書かれて、非常に感動するものになっているんですけども、これも詩とメルヘン絵本館にありましたので、私、持っておりますけれども。それでまた、「やなせたかし みんなの夢をまもるため」という本があるんですけども、この中で漫画家のちばてつやさんが「アンパンマンのマーチがやなせさんの憲法だった」「生きるとは何か、正義とは何か、を隠れたテーマにするアンパンマンは、やなせさんの人生の集大成のような作品です。」と書かれています。

私の私見になるんですけども、この中にやなせ先生の写真がありまして、アンパンマンマーチが4ページに書かれているんですけども、皆さんも御存じのように「いけ！みんなの夢まもるため」という歌詞がありますね。この歌詞を見たときに、先生の平和への思い、その中から人間誰も夢をかなえなかった、若くして戦地に行って命を失

った自分の弟のことも思いながら、夢をかなえたかったけれども、それが実現しなかったたくさんの若い人がいらっしやったわけですね。アンパンマンは、みんなのその夢がかなえられるように、平和を守っていかなければならないと思って活躍しているのではないかと、これは私の思いなんですけど、アンパンマンマーチを何回か読みながら、そういうふうに思いました。こういった地元出身のやなせたかしさんの著書を、8月の原爆ポスター展の開催の時期に、ポスターと一緒にテーブルに置いて展示していただいて、来た人がそれを、やなせ先生は香美市香北町出身のアンパンマンミュージアムをつくった人やなというふうな、市外から来られる方も市役所にはいるので、展示してもらうことによってちょっと見ていただけるかなというような思いもあります。そんなところを考えたの質問になっているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 市立図書館でも毎年、平和のコーナーを設けておりますので、議員のおっしゃられたように、原爆の平和ポスター展に合わせて市民図書館の出前展示などを計画したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 出前でできるということで、大変うれしく思います。

それで、課長が先ほど少しおっしゃってくれました、8月に平和の著書コーナーみたいなのが、香美市立図書館本館のほうでしているということなのではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） はい、そのとおりです。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の2の質問に移ります。

香美市立図書館香北分館の移設等の計画はについて質問いたします。

まず、①昨年度から今年8月までの利用状況をお聞きたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 平成31年4月から令和2年8月までの17か月の利用状況は、開館日数は388日で合計来館者数は1万344人、来館者の月平均は約608人、1日平均は約27人となっています。

貸出し冊数においては、同期間の合計貸出し冊数は2万1,569冊で、月平均は約1,269冊、1日平均は約56冊となっております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 香北町の人口が今4,300人ぐらいだと思うんですけども、その中で月にしたら608人とか、毎日大体平均で27人来ているということは、非常にうれしいことだと思います。恐らく、子供から高齢者まで多世代にわたり利用されていることだと思います。やはり図書館は、市民のいろんな要求ですよね、調べたいもの、ちょっと図書館へ行ってゆっくりしたい、本も閲覧したい、こんな本があるだろう

かと、いろんな思いを持って来館すると思うんです。本当に気兼ねなく、いつでもどこでも誰でも、どこでもというのはないですね、いつでも行ける場所として地域にいつも開かれている、そういう場所として図書館機能を維持するということは、本当に大事なことだと思っています。

それで、②にいきます。

館内が狭いと思いますけれど、新型コロナウイルス感染拡大の予防策についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 予防策として、閲覧座席の減数、カウンターの飛沫飛散防止シートの設置、1階、2階とも可能な限りの換気、閲覧テーブルなどの除菌、入口に手指用アルコール消毒の設置、香美市公式ホームページや館内掲示で来館者へマスク着用の呼びかけを行っております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に新型コロナウイルスの影響で、様々な感染防止策をしてくれていると思いました。やはり館内が狭いので、閲覧する座席自体がもう一つの大きなテーブルの横に五、六脚座席があるぐらいで、本当にゆっくり本を読めるスペースはなくて、書架と書架の間も本当に狭いので、入る人が一度に10人ぐらい来ると、もうすぐ密になるのかなという感じの状況がありますので、香北分館の移設を考えるに当たりましては、やはり新しいコロナの時代といいますか、迎えているわけですので、そういったことも踏まえて移設のことも考えていただきたいなと思うところです。

③に移ります。

今年3月発行の公共施設個別施設計画を頂いておりますけれども、この中に香北分館のことが書かれているんですけれども、既施設での長期運営は厳しいため、移設等の検討が必要である。なお、既施設については民間活用を含め利用を検討していくと掲載されておりました。確認ですけれども、新設はせず移設ということでしょうか。また、今の施設は築90年たつんですけれども、民間活用を含め利用検討していくとありますが、そういう余地があるのでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 移転先については現在まだ決まっておりません。ただ、この間もちょっと軒が崩落したとかいうことがありますので、ちょっと安全な建物へ避難したいなと思って、今、いろんな施設を探している状況です。新築、または既存物件を使うのかということは現在のところ未定です。

それと、今の施設については計画のとおり、民間の活用を含めていきたいと考えております。大変すてきな建物ですので、いきなりこれを壊すということは、ちょっともったいないのではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の④に移ります。

第3期マネジメント期、2026年度から2028年度になっていますが、先ほども課長がおっしゃいましたように、5月10日に屋根の一部が老朽化により欠損し、隣接する民家に落下しております。そのようなこともありますし、雨漏り等についてはその都度修繕をしながら今日までできていますけれども、やはり見たところ本当に民家に隣接しているので、非常に危ないかなと思っております。それと、北側もすぐ市道で、子供たちや一般市民が往来する生活道ですので、何か事故もあつたら大変だと日々ちょっと心配をしているところなんです。やはり課長も先ほどおっしゃいましたが、取りあえずどこかに移すというような、早急な対応が必要ではないかと思いますが、見解とその見直しをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在も懸命に移転先を探しております。いいなと思ったところをお願いしにあげたら、もう貸している、もう決まりましたとかいうことばかりで、なかなか思うようにことが進んでいないのが現状で、申し訳ないですけど見直しは今のところ立っておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この移転先を探しているのは、いつ頃からこれを考えられたのか、多分5月10日の老朽化した屋根がちょっと落下した時点から考えられたのか。それと、大体早急に探している状況ということは分かりましたけれども、もうこの日までにはめどを立てたいみたいのところも、まだないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 今ある建物を利用しないといけないと思いますので、なかなかいつまでにとすることは無理かと思えます。探しています。それとあと、既存の行政財産とか教育財産で、今誰かが使っているんだけど、そこをちょっとお願いしてとなることも想定しないといけないのではないかなと思っております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私、この間、新美良布保育園の開園に向けて建設検討委員会があつたときに傍聴させてもらったのですが、そのときに2026年4月、令和8年4月に新美良布保育園開園の見込みということの説明がありました。第3期のマネジメント期を見ますと、令和8年から令和10年になっているんですね。これを見たときに、ひょっとしたら美良布保育園が一段落ついたらといいますか、移転が終わってから図書館を本格的に移設、または新築を考えようかみたいになるとすれば遅い、遅いというか危ない、今の建物の中にそれまでいるということはどうかなと思っておりまして、香北町も中心地はやはり美良布なので、アンケートの中でも今のところに新しい保育園を建てるのか、また、小学校の近くの新田あたりをとというアンケート結果も多いことをお見受けしたわけですが、香北分館もやはりその辺りの地域になるのではないか

など。小学生が下校後、バスを待つのに図書館に来て本を読んでいると聞きましたので、そういう居場所にもちょっとなっていたりするんですよね。美良布から余り外に行くことは考えられないような気がしますし、美良布保育園も小学校の近くがいいという保育園の先生、また、保護者の方にもそういう意見が多かったというのを見ると、私は同時進行ぐらいで検討を、動線を考えたときにも香北町のまちづくりにつながっていきますので、香北町のまちづくりを考えていく上で、保育園の移転にしる、図書館の香北分館移設や新築にしる、両方をともにどこにするか考えていってほしいなという思いがするんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） いろいろ検討させていただきたいと思います。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） それでは、3番に移ります。
- 議長（比与森光俊君） 14時45分まで休憩します。
(午後 2時29分 休憩)
(午後 2時43分 再開)
- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。
一般質問を続けます。
12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 3番の質問をさせていただきます。
新型コロナウイルス感染症による保険税（料）減免についてを質問いたします。
新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことで国民健康保険税（以下「国保税」）や後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免制度ができました。減免対象税額は2月1日から来年3月31日までが納付期限の保険税（料）です。申請期限は来年3月31日までです。
減免の基準等は、まず1点目が、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、この場合は国保税の全額免除となります。2点目として、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入、これを事業収入等と言います。の減少が見込まれ、なおかつ、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入額の10分の3以上であることや、前年合計所得額が1,000万円以下であること、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であることとされています。主たる生計維持者の前年の合計所得金額が300万円以下の場合は全部免除となります。今年はコロナ禍において、国保加入者の多くが仕事がなくなくなった、途切れ途切れで収入が安定しない、タクシーの運転手をしているが利用者が少なく収入が減った、店をしているが客足がほとんどなく売上げが激減したなどのお話をお聞きしました。国や市の持続化給付金を受けている方もいらっしゃいます。

しかし、給付金を受けてもなお客足は戻っていないのが現状ではないでしょうか。事業を続けていくには収入減の中で支出を減らし、暮らしを守っていき、事業の継続を何とかしていくしか道はありません。各種の減免については、できる限り市民に寄り添う柔軟な対応を望むところです。

以上述べまして、質問をいたします。

①です。

厚生労働省は各保険税（料）の減免について、各保険者が条例に基づき行うものとしています。本市も条例に基づき実施しており、保険税（料）の減額分は国の財政措置があるとの認識だと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響による香美市の国民健康保険税及び高知県の後期高齢者医療保険料の減免は、国の財政措置の範囲内を対象として行っております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護保険料のほうでお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料の減免に関する財政支援という、国の基準範囲内で対象としております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の各減免について、被保険者世帯数と減免申請を受理した件数をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 国保の加入世帯は6,578世帯、うちコロナ関連の減免が27件、従来の減免が1件です。後期高齢者医療は世帯で扱っておりませんので、被保険者数でお答えしますと5,846人、うちコロナ関連の減免が3件、従来の減免が1件です。

なお、世帯及び被保険者数は7月末時点の、減免申請の件数は8月末時点の数字となっております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護保険料のほうでお答えいたします。

個人賦課のために世帯数は不明となりますが、令和2年9月1日現在での第1号被保険者数は1万326人です。本日午前中の時点までの集計で、減免申請受理件数は16件となっております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 国保が27件ですね、後期高齢者が3件ということで、介護が今日までで16件。この数を見まして、担当課の課長としてはどのような見解を

お持ちでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 減免対象者の範囲からすると、もう少し来るのではないかなと思っておりましたけれども、現在のところ、このような状況になっております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 9月1日現在では8件ぐらいだったんですけども、もうこの何週間かで16件まで伸びておりますので、まだこれから伸びてくるのではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 先ほどの同僚議員の質問の中で、香美市の持続化給付金の話があったと思うんですけども、そのときの担当課の御答弁では、その持続化給付金、これは3か月平均20%以上50%未満ということなんですけれども、商工関係で9月3日現在31件あったと、そして農業者が4件あったというふうに先ほどの答弁でお聞きしたところなんですけれども、この数字から見て、私も国保税が今27件、もう少し増えてもいいのかなという見解を私は持ちました。

それと、後期高齢者については国保との関連、そして、介護保険料についても国保との関連もあるかなと思いますけれども、今後、申請者が増える見込みをお持ちだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） まだ申請者数は増えるものかと思っております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今後も増える見通しです。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

この件の市民への周知方法についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 国保及び後期高齢者医療では、広報香美やホームページへの掲載、それと納付書送付時にお知らせ文書を同封するほか、窓口チラシを貼り出すなどしております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 本年度の当初納入通知書を7月1日付で発送しておりますが、その案内文書に同封いたしました。それと、7月広報には案内文書と同様の内容について記事を掲載しております。また、随時賦課通知時にも案内文書を同封しております。来庁者にも分かるように窓口チラシを置き、受付カウンターにポスターを掲示しております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今年の7月広報に、課長がおっしゃいましたようにまとめてといいますか、介護と後期高齢と国保の部分とを、まとめて7月号には書かれておりました。ただ、若干字ばかり、もちろんそうだと思いますけれども、ほかの文言もいろいろありますので、その中で減免や軽減ができますというようなところが、なかなかちょっと写らないかなという心配もしているわけでございます。

それと、納付書に添えて一緒にお知らせもしているということでございますけれども、介護は様々な通常の内容と、それに少し黒枠で書いているということになりますかね、後期高齢については厚生労働省が出している分でしょうか、この中に保険料の減免額についてということで、カラーでは書かれておりますけれども、非常に計算例なんかをちょっと見ますと字が細かいという状況ではあります。その中でこれぐらいの申請があったということは理解できます。

それでは、④に行きます。

生業の収入減で生活に困っている市民からの電話相談や窓口対応時には、丁寧な対応ができていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） できる限り丁寧な対応に努めております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 電話相談を受けた際には必要書類等の案内をし、窓口ではその場で該当するか確認して、該当する場合には必要書類の案内をしてスムーズに手続ができるよう、心がけて対応しております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この広報にも、そして、納付書と一緒に添えられている文面を見ましても、できるだけ電話の問合せといいますか、申請書はお送りもできますというふうな形で書かれているんですけども、実際、分からないから直接窓口に来るといった窓口対応が、電話相談よりやっぱり多いのではないかなと思います。そのあたりはどうでしょうか、半々ぐらいでしょうか。電話対応されるときに、これこれの書類を用意して、また来てくださいみたいな対応をされているのかなとは思いますが、ちょっとそのあたりをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 問合せに関しましては、窓口で何件、電話で何件というような記録をとっておりませんので、どちらがどう多いかというようなお答えはできかねます。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 私が感じているところでお答えさせていただきますと、やはり手書きの帳簿とかを見たりもしていますので、大体電話の後、窓口

おいでている方が多いのではないかと思います。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 窓口に来たときに、何度も同じ方がちょっと不備だとかいうことで一旦帰ってまた書類を持ってくるといった、足を何度か運ばないといけないようなことはありませんか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 細かな一件一件の事務の問合せであるとかは聞いておりませんが、窓口申請書なりを持ってこられて、そこで審査するわけなんですけれども、大体は皆さん、収入見込みをどのように出すかということでお持ちだとは思っております。ただ、一旦受け取った後で審査している間に、もうちょっと具体的な内容が必要というような場合には、こちらからお電話しまして、内容を聞き取るなどして、そのヒアリングによって審査をするようにしております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 窓口の対応につきましては、私もすごく詳しく知っているわけではありませんが、今のところ、窓口は何回も来ていただいたとかいう報告は受けておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） では、⑤に移ります。

手続において、見込みで3割以上減少すると判断して減免したものの、結果としては3割以上減収にはならなかったという、見込みと結果が違っている場合があるかと思いますが、そのような場合も減免を取り消さない。

また、既に納付している場合でも申請すれば遡って減免申請できることについては、そのように対応されていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 6月の全員協議会で御説明した内容から変わりはありません。後期高齢者医療も同様です。虚偽の申告でない限り、申請時の見込みと実際の収入が異なっても減免を取り消すことはありません。

また、減免の対象となっていれば遡って減免申請できますし、既に納付している国保税または後期高齢者医療保険料はお返しします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 収入見込みでの減免のため、結果的に減免にならない場合であっても、不正に収入を過小に見込んでいる場合を除いては国の財政支援の対象となるため、減免を取り消すことはありません。

また、減免となる保険料が令和2年2月1日からですので、既に徴収している場合には還付を行う等の対応をいたします。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、⑥に移ります。

この3つの保険税、保険料は関連があると思いますが、市民保険課と健康介護支援課の横の連携はできていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 国保と後期高齢者医療はもちろんのこと、介護保険担当とも連携を取って事務に当たっております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 健康介護支援課の窓口で減免申請を受理する際、国保とか後期医療についても減免申請がある旨等を伝えるなどしております。

また、2課共通のチラシも窓口で作成しております、それぞれの窓口に掲示しているところがございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 連携ができているということで、次の⑦にいきます。

各減免制度について、減免が必要な人を誰一人取り残さない手だてが要るのではないのでしょうか。申請受付が始まってから約2か月が経過しております。初めに周知のことをちょっとお聞きしましたけれども、再周知をすべきではないかと思うところですが、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 再周知する際、時期等をどの時期にするのが一番効果的かというようなことも考えた上で、広報香美12月号への掲載を予定しております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護保険料につきましても12月広報へ再掲載の予定をしております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私のほうに、喫茶店をされている方が減免を知らなくて1回目納付したと言っていましたけど、その方も本当に減収になっている方なんです。だから、その方にも遡ってはできるからということでお伝えはしたところなんですけれども、やはり納付書と一緒にいろいろ注意書きを送ってきてくれていても、もう納付書が来たということだけは頭に入っているけれども、なかなか一緒に同封されているものを見抜かっていたりとか、それから、先ほど言いましたけれども広報も7月号に、そして今度12月号に介護も国保と後期高齢者も掲載するということを伺いましたけれども、その面だけをカラーにするとか、7月に掲載したのとはまたちょっと違うやり方で、字を太くするとかいうふうな何か工夫を、ちょっとプラスしてもらいたいなと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） どれだけの紙面を割いていただけるかは分かりかね

ますけれども、その限られた枠内でできる限りの工夫はしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 2回目の掲載になりますので、工夫できるところはしていきたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、4の質問に移ります。

レジ袋有料化と温暖化対策の推進についてです。

7月1日よりプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋が有料となりました。価格は販売事業者の判断です。有料化でレジ袋を使う人が減れば、海に浮かぶレジ袋も少なくなります。今回の有料化はプラスチック全体を減らしていくことへの入口ではないでしょうか。

スクリーンを御覧ください。お手元の私の資料にも最後に同じ内容のものをつけております。

日本の10地点での漂着ごみモニタリング調査の結果です。これは平成30年9月の環境省資料から出しております。円グラフを見れば分かるように、容積、個数ともにプラスチックが大半を占めています。種類を見るとポリ袋の割合は少なく、圧倒的に飲料用ボトルの個数が多いことにびっくりいたしました。軽くて安くて手軽に入手できる商品は私たちの暮らしを便利にしてくれましたが、反対に自然界はとても苦しんでいるように思います。レジ袋1枚で175万個ものマイクロプラスチックになると言われています。小さな魚や貝なども体内に取り込みます。それを大きな魚が食べ、私たち人間の体内にも入ってきています。大変な状況です。動物への被害は増え続けています。焼却炉の性能も良くなり、プラスチック製品も焼却できるようになりましたが、二酸化炭素の排出により温暖化は進んでいます。ごみ問題は住民みんなが関わることであり、行政の政策いかんで市民の意識も変わっていくのではないのでしょうか。

そこで、以下質問をいたします。①です。

有料化制度への見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

レジ袋有料化は、海洋プラスチックごみの削減や地球温暖化対策の意識づけと、それに伴う脱プラスチック社会に向けた生活様式の変化を促すことへのきっかけとしての小さな入口だと考えております。今回、想定外のコロナ禍真ただ中、そして、制度自体は賛否両論の意見がある中での出発でしたが、今後の取組が最も重要であり、国においても、有識者を交えた法改正を視野に入れたプラスチック資源循環施策の検討会が行われております。今回それを注視しながら、自分たちにできる取組、協力を今後していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この制度は国が先行しているわけで、各自治体がそれについて実効性のあることを、インパクトのあることをしていかないと、なかなかこの推進にはつながらないというふうには思います。

②に移ります。

レジ袋有料化への市民の反応をどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現在、市としてアンケートや聞き取り調査を実施していないので、直接の反応等は押さえておりません。ただ、ニュースやネットのアンケート調査等で、レジ袋有料化は、以前に比べてマイバッグ持参やレジ袋削減については、ある程度の効果があったと認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次に、③に移ります。

市民の方から、持ち手があるプラスチック製買物袋の需要があるとお聞きしました。市内量販店のレジ辺りで見えていますと、マイバッグをお持ちの方ももちろん増えてきました。しかし、ポケットから以前使ったものでしょうか、プラスチック製のレジ袋を出して、それに商品を入れているのも見かけました。また、有料化になってから、ホームセンター等の量販店で、プラスチック製の枚数を重ねてセットで売っている袋が売れているというのもお聞きしています。プラスチックごみ削減とこのようなことが逆行するのではないかと思います。

テレビ報道があったということで、住民の方からお伺いしました。それが今お手元に配付しております資料2になりますけれども、市のごみ袋を事業所、店舗などでの持ち手のあるレジ袋、もちろんポリエチレン製ということですが、として使用しているということで、恐らく資料2にありますように、令和2年6月27日とか7月1日とかに報道されたり、新聞に掲載されたりしたんだと思います。ちょっと私、それは見ていないんですけれども、ホームページからプリントさせていただきました。

埼玉県北本市の指定レジ袋の説明でございます。この北本市は鴻巣市と吉見町と一緒に、吉見町にある中部環境センターでごみ袋の焼却をしているそうです。この2市1町が持ち手のあるレジ袋をごみ袋としても使用できるようにしていて、市内の事業所で使われていると。レジで買ったときにごみ袋でありレジ袋ということで、これに入れてお客さんは持って帰って、またこれをごみ袋として指定のところに出しているというようなことでもございました。7月からここも始めたので、まだあんまり時間がたっていないけれども、環境課リサイクル班というところに電話をいたしましたら、大変市民に好評ということでした。事業所にこれを購入いただいて、各事業所が独自に価格を決めて

レジ袋として使用しているということで、マイナスの不評は全然なかったと担当課の方がお話ししてくださいました。

このサイズを見ますと、昨日、課長が持ってこられていましたけれども、私もちょっと持ってきてみましたが、本市と大して大きさは変わらないと思うんですね。向こうの高さは55センチメートル、本市は大体50センチメートルぐらいありますでしょうか、幅も大体30センチメートルと同じぐらいなんですね。ただ、北本市のほうはまちが75ミリメートルあるんです。香美市はまちはないんですかね、そこがちょっと違うだけで、これも同じポリエチレンでやっておりますので、有害ガスは発生しませんということをつくっています。もともと北本市の場合は取っ手がなかったとお聞きしました。なかったのを持ちにくくて、この機会に取っ手のあるごみ袋をつくられたんだと思いましたけれども、本市の場合は取っ手がありますので、これをそのまま事業所のほうにレジで使ってもらって、マイバッグを忘れた方が、お金は要と思いますけれども、何円かは事業所で決めてもらうことになりますけど、これは10枚で150円ですかね、この小のほうは税込みで。それで店舗に行ったら私たちは買うんですけども、でもちょっと忘れたときには3円、5円で普通のプラスチックの買物袋を買うのではなくて、これを1枚でも買ったなら、それに買物したものをに入れて持って帰って、またこれを使ってごみに出せるというようなことになるので、そういう意味では北本市の担当課の方は非常に好評で良かったとおっしゃっていました。そういうふうだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 利用者に利点があるということ、新しい取組としてメディアで取り上げられて、こういう形になっておりますが、実際のところ、全国の市町村によってごみの収集は全てシステムが違います。北本市は3市町村のシステムの中でできたことだと、いろいろ調べさせてもらって分かったことですが、北本市では、ごみ袋製造業者に指定ごみ袋の製造許可を与えて、それぞれ個々に直接注文を受け、販売店等におろす形をその事業者がとっております。そして、市としては香美市みたいに手数料等をとっておらず、今回販売している分もただ袋代、従前だったら多分10枚セットで同じような半透明で赤字という形であったらしいですが、ただ、一方香美市では、可燃ごみ、資源ごみもそうですが、1枚について大が26円、中は20円、小が15円と条例等に定めて手数料をとって、ごみ袋を購入することで処理にかかる費用の一部を皆さんに負担してもらおう形をとっております。そこは全然違うところなので、実際、ほかの袋も売っておりますが処理費が含まれておりません。販売店で売っているのは、ただ袋代だけというような形であります。市内の量販店ではレジ袋を3～5円等で、現在有料で出しておりますが、市が使っている指定袋で一番安い可燃の小でも、1枚当たりの製造単価6円弱で業者から入ってきております。処理費を含めず1枚につき5円以下で提供することは、ちょっと香美市のシステムの中では難しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） お聞きしましたときに、なかなかいいアイデアかなと思ったところなんですけれども、結局小を1枚当たり6円の単価でしているの、それを10枚150円では採算はとれませんわね、分かりました。

次の質問に行きたいと思います。④に行きます。

市内事業所、店舗等との連携はできていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

昨年事業所連携を取っていきたくておりましたが、現在のところできておりませんというお答えです。現在、事業所ごみ制度の周知等は商工会を通じて各加入事業者の方にお願ひするような形でちょっと進めております。それに合わせて今後の課題として、連携しているいろんなことができないかなと今現在考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 連携が今後できるかなということで、ぜひ市内の事業所、店舗さんとは連携をしていってほしいなと思うところですが、昨年12月に経済産業省、環境省から連名で、プラスチック製買物袋のガイドラインが担当課にも届いていると思うんですけれども、それを見ましたところ、その中に価格設定の選考事例については以下のおりというページがありまして、レジ袋削減推進協定を締結しているというようなことが書かれてありました。市内のスーパーマーケットやホームセンター、この例では百貨店とかもありますけれども、やはり連携することはすごく大事かなと思います。プラスチック製品というのは、入口としてレジ袋を有料化したんだと思うんですけれども、様々な商品にプラスチックは使われていますよね。それをやっぱり消費者と製造者、そして、それを仕入れて販売している事業者とが一緒に連携して、この問題を考えていかないといけないなというふうに思ったところなんです。連携することによっていろんな協議ができてくる、それぞれの立場でこうしたらいい、ああしたらいいという協議をする中で、じゃあ、香美市としてはどういう形にしようかというところが見えてくると思うんです。そのあたりを再度お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

確かに連携は大事でありまして、今回のプラスチックごみの削減の啓発等で、ポスター等を市役所ロビーとか支所とかの公共機関に貼っていますが、実際のところ、利用者の方にしか目につかないという。あと、広報等もありますけど、協力を頂いて量販店等にポスター等を、身近に皆さんが出向くところへ貼らせていただいて、例えばレジの袋に詰めるところとかへ掲示して、とにかく目につくところへできたら貼ってほしいな

という考えもあります。そこら辺の形で協力をお願いして、啓発に努めていければと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 国がこういうことを始めて、そして、各自治体窓口の担当課がチラシをつくったりとか、ポスターをつくったりとか、本当に御尽力されているので、でも、それを事業所に、じゃあ、このポスターをこの事業所で3枚貼ってくださいとかいうふうに言って、その事業所がどこに貼ろうかと考えてくれたりといった連携ができていくのが、結局担当課だけでいろいろするのは本当に大変かなと思うんです。協力を得られる団体をつくっていくことが本当に大事かなというふうに思っています。

⑤に移ります。

香美市地球温暖化対策地域協議会の活動状況と今後の予定をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

例年であれば、地球温暖化対策地域協議会を年2回、1回目が8月という形で実施しておりました。ただ、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から少し開催を見合わせている状況であります。今年事業を実施していくに当たり協議会で協議、検討等が必要であるために、感染予防策を徹底した上で早急に開催したいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その地球温暖化対策地域協議会は、9月の広報にありましたけれど、CO2CO2（コツコツ）電気削減コンテストなんかをずっとされていますよね。昨日の同僚議員の御答弁の中にありましたけれども、10月には食品ロスの削減と3Rの推進も予定されているということで、やっぱり今回のごみ袋有料化をきっかけに、プラスチック全部の削減を目指して、環境問題の啓発をしていくということをお伺いしたところでございます。それを私としては地球温暖化対策地域協議会というのがありますので、そこで発展させていくといいますか、そこを核に香美市の担当課が事務局的な役割をするのでしょうか、そこでの発展といいますか、協議をしていただきたいと思っております。

⑥に移ります。

地球温暖化対策地域協議会に、今回のレジ袋有料化を契機に、市民への啓発活動や調査等を提案し、協議会活動の活発化していただきたいと思います。いかがでしょうか。

お手元に資料3があると思っておりますけれども、これは「プラスチック・フリー生活」NHKが出版してございまして、見た方もいらっしゃると思っておりますけれども、これの抜粋です。

269ページ、270ページをプリントしております。カナダ人の夫婦が出版した本を香北町に住んでいる服部雄一郎さんが翻訳して、日本での出版になっています。やはり市内でこういう本を出版されるごみの問題についても詳しい方もいらっしゃいますので、ぜひ地球温暖化対策地域協議会の議論活発化に、こういう人たちも来ていただいてお話を聞くとか、そんなことも含めて活発化を願うものですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

確かに昨年から御紹介いただいて、僕のほうも講演を聞いたり、先日、企業等人権啓発連絡会で講演会を中央公民館でしていただきまして、僕と担当が出席して聞かせていただきました。

今回のレジ袋有料化を契機に地球温暖化問題への関心が高まっている中で、今まで以上に市民の皆さんの意見を取り入れ、実際、先ほどもありましたがアンケート調査等を行いながら、先ほどのレジ袋の指定袋にする件とか他市町村の新たな取組等を調べて研究し、市で協議をするなど、あと、協議会から新しい提案等をいろいろ出してもらおうと。先ほどおっしゃっていました方は、ごみゼロを目指して僕らと同じように指導していた方ですので、そういう方の意見等を取り入れながら、形式だけの協議会運営にならんような形で、今後生かして取り組んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私、このごみの減量問題、そして温暖化対策は、今まで同僚議員も何度かこういった質問をされていると思います。やはり今の環境が良くないということは皆さん多分御存じであると思うし、それをみんなで考えていかなければならないときになっているんだと思います。香美市民がどうやったらごみ減量に意識を持って取り組むことができるか、温暖化対策について住民みんながそれぞれ動くことができるかということ、香美市が事務局として担いながら啓発活動していってほしいなと思うところですが、そこで、こういった問題につきまして市長の見解を伺いたいと思うところです。環境の問題は非常に多岐にわたると思うんです。ごみの問題、そして、自然エネルギー利用の中での環境、例えば太陽光発電が来るとその環境がどうなるのかとか、環境問題がすごい多岐にわたっている中で、香美市として温暖化対策、ごみの問題、いろんなことを考えていかなければならないと思うんですが、そのあたりの市長の見解をぜひ伺いたいと思います。お願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 環境問題のお尋ねについてお答えしたいと思います。

この環境問題に関しての意識というのは、本当にもう大変な落差があるなと思います。一生懸命環境のことに携わっておられる、あるいは、家庭でも一生懸命環境に関わってやっておられる方もたくさんおられますけれども、一方で、昨日もありましたけれども、

道路へポイ捨てをする人もいますし、道路のそばには本当にごみ捨て場に代わるようなことをやって平気な方もおられます。それぞれ家から出てくるごみの量も随分違ってきています。

そういう中で、私たちは3つの自治体で清掃の一部事務組合を維持していますけれども、毎年、毎年ごみの減量化を進めているところは、やっぱり効果が出てきているんですよね。そうでないところは、やはり人口は減りながらごみが増えているというような状況があります。町として考えたときに、やっぱり頑張っている町は輝いているというふうに思いますし、そうでない町は少し残念だなということになるろうかと思います。やはり町への誇りが、この環境問題ともすごく関わっているというふうに思います。

そういう点では、今、香美市では環境問題を中心に、子供たちが小さいときから勉強しています。この子供たちは、本当に大人たちが横で聞いていて恥ずかしいぐらい知識がもう豊かになっています。こういう子供たちが大きく成長して、町に誇りを持つような状況になれば、今お話ししているような残念な状況というのは、少なくなっていくんだらうというふうに思います。そういう点で大変気の長い話になるかもしれませんが、これは着実にそういう優れた子供たちを育て、そして、自分たちも成長していくという、本当に勉強していく中でやっていかなければならないので、環境問題に関心を持っていつも質問してくださる方に対しても頑張ってくださいと、もう気長くやってくださいというふうに申し上げております。共に一喜一憂しないで、しっかりもう後ろへ下がらない気持ちで頑張ってくださいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は9月10日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時33分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 4 号)

令 和 2 年 9 月 1 0 日 木 曜 日

令和2年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和2年9月1日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月10日木曜日（審議期間第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長兼選挙管理委員会書記長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和2年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第10日目 日程第4号)

令和2年9月10日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 3番 久 保 和 昭

② 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、議会運営委員会委員長より報告があります。議会運営委員会委員長、利根健二君、報告をお願いします。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） 初日に皆様のお手元にお配りしました、議会運営委員会の協議結果報告書に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思いません。お手元に多分ないと思いますが、2点目の請願・陳情、発議、意見書案等の議案についてでございますが、請願1件、意見書案8件は、会派代表者会議において調整しと書いておりましたが、議会運営委員会の協議の中では、請願につきましては議長より直接、産業建設常任委員会に付託される予定という協議が行われておりました。そこで、本文中の「請願1件」のところを「請願1件は、産業建設常任委員会に付託される予定」というように変更をよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 3番、市民クラブ、久保和昭です。議長より許可を頂きましたので、通告書に従い一般質問をします。質問は一問一答方式です。

質問に入る前に、通告書の訂正をお願いします。通告書19ページをお願いします。字句の訂正でございます。③香北町のと書いてありまして、途中で法務局へ「送付」とありますが、これを「送致」という字に変更をお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。1、地籍調査事業の実施状況についてであります。

国土調査に基づき、香北町地域は昭和63年度、物部町地域は平成10年度、土佐山田地域は平成13年度より地籍調査の事業を開始してきました。この事業は、財政支援が良く調査に要する経費は国が50%を負担し、残りを県と市で25%ずつ負担となっていますが、市の負担の8割は特別交付税が交付されるので、実質負担は5%となっている優良補助事業でございます。実施経歴が30年を超えた現在において、事業に対する課題、疑問が挙げられています。今後、超長期の事業継続をしていく上での課題解決策を伺います。

まず、(1)事業推進30年間の振り返りといたしまして、①現在における調査区域ごとの対象面積と実施面積、進捗率及び成果実績(認証・登記)の状況をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。お答えいたします。

まず最初に、資料がありますので御確認をお願い申し上げます。

資料の最後から2行目、注意書きのところになりますが、令和元年度末の概数で単位は「km²」となっていますが、「km²」に訂正をお願い申し上げます。

一番上の表は調査済面積及び推進状況で、対象面積と調査実施面積という形です。市全体として約33%の進捗状況となっております。

次に、二つ目の表になりますが、認証済面積及び未認証面積対比状況で、県・国の認証を受けた面積比率となっております。市全体としまして調査実施面積の95%となります。

三つ目の表となりますが、法務局送致面積の登記面積及び未登記面積対比状況となっております。調査実施面積と登記済面積の比率が88%強、89%弱となっております。参考までに、備考のところになりますが、認証を受けてまだ法務局に行っていない未登記部分の比率が93%となっております。一応、調査を開始してから事業が終わるまで、法務局へ送致、登記が済むまでに約3年から5年の年数がかかっております。事業のほうは大体3年間を目安しておりますが、やはり多少遅れたりいろいろ問題があって訂正という形です。そのために、各地区になりますが、特に物部地区とか山田地区は分母の調査面積が小さいため、5%前後のばらつきが多々あります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 詳しい資料をどうもありがとうございます。資料について若干気になる部分を質問したいと思います。

まず、香北町地域が昭和63年から約30年越して推進されておりますので、77%で残り23%という比率となっております。これは30年間の進捗状況としてよろしい数字なのか遅れておるのか、進捗状況をお願いします。

それと、物部町地域におきましては対象面積が174平方キロメートルという中で、実施がまだ16%という数字となっております。これから超長期にわたりまして事業を推進していくわけですが、物部町は特に山林が多いもので、進捗を早くするような手だては考えておられないかを伺います。

それと、調査が終わりまして、国の認証を受けて、その後法務局で登記をするという運びになろうと思いますが、事業が終わって認証までの作業を経て登記になるわけですが、全体で3年から5年という認識でよろしいでしょうか。

それと、事業が終わって認証面積と登記面積の進捗が若干違いますが、この部分の見解を。

長すぎましたかね。

○議長（比与森光俊君） 一問一答でお願いします。

○3番（久保和昭君） ということで、この表に関する質問をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ちょっと整理がつかなくなって申し訳ありませんが、ま

ず最初に、香北地区の進捗についての見解やと思いますが、昭和63年から始まっておりますので、当初、旧香北町時代にどれほどあの事業ベースやったかというのが、ちょっと分からんところがありますが、よく進んでいるなという認識を持っております。ただ、残っておる地区の関係上、今後どのように進めていったらええのかは今後の課題という認識でおります。

続きまして、認証を受けての未登記、法務局へ送致までの期間が3年から5年というのは、やはり地籍調査自体が、1年目に現地調査へ行って、2年目に個人分のもう一遍再確認、3年目で認証なりその他の処理という形の中で、筆界未定とか境界が確定しない部分が出てきますが、やはりできる限りその部分の解決を、その3年間でするような形をとっておるため時間がかかり、3年から5年の進捗状況で進んでおります。また、認証を受けてから法務局へ送致までの間も多少の時間がかかるということは、やはり筆界未定地区を解決したり、その他新たな協議部分が、どうしても筆数がかなりの地区の中で出てきますので、そこら辺の調整に時間が要しゆう形です。大体そんなところでいいですかね、抜けちよつたらまた言ってください。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） おおむね分かりましたけれども、抜けておる部分は、今度また建設課のほうへ行って直接お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、②です。

残事業の進捗及び難易度等を勘案しまして、今後おおむねどれぐらいの事業年数を必要とするかをお伺ひします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

先ほど一番上の表となりますが、全体進捗率としまして、現在約33%という形となっております。今現在の事業費ベースでいきますと、年間1億円程度の事業で推移しております。1億円の事業に対しまして、進捗率が約1%弱になります。今後、人員、予算規模、現地調査等の難易度にもよりますが、そこからは主観的な話になりますが、あと優に100年はかかるのではないかという認識でおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 今後100年、結構長いですね、1世紀に及ぶ長大な事業になろうかというところがございます。

続きまして、③の質問に移らせていただきます。

香北町の一部調査済み区域で、長期間にわたって調査成果が法務局へ送致されていないということをお聞きしました。該当する市民の人より、今まで十分な説明もなく問題を先送りにされて、調査終了から15年以上たったということです。経過説明と今後のめどについて聞きたいという声がありました。このことにつきまして、市はどのような

対応で説明責任を果たしていくのか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 合併前の案件としまして、遅延箇所が10か所程度ありました。現在、難題地区の3地区が遅延状態となっています。ただ、合併前の事案でありまして、今までみたいに先送りするものではないため、本年度より現行予算範囲内となりますが、遅延地区の再調査に着手しました。再調査地区には経過等の説明及び実施行程などの説明を行い、実施することとしています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 遅延地区が3地区残っておるといってお答えですが、よろしかったらその3地区の測量とか委託といいますか、調査済み年度をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 平成8年度調査の香北町美良布、下野尻及び太郎丸の一部の地区。続きまして、平成9年調査を行った香北町橋川野、太郎丸及び萩野の一部。続いて、平成17年度調査を行いました物部町大栃及び仙頭の一部の3地区となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 分かりました。行政不信にならないように、該当者、該当地区に誠意ある対応策を求めます。

④に移ります。

主要な施策の成果説明書で、地権者の理解が得られない等の理由により、土地の境界がなかなか決まらず、いわゆる筆界未定地で、その後の処理に時間を要する場合が多くあることから、よりきめ細やかな制度の周知等によって地籍調査事業に対する理解を深め、処理が円滑に進むよう改善を図っていくことが必要としております。課題解決に至ったのかどうか、見解を問います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 筆界未定の多くは、相続人が存在しない土地や地権者間の意見相違によるもの、他県ではありますが、大規模な災害などにより筆界特定ができないなどの理由によるものとなっています。今後も、今まで以上に事業に対する理解を深める、細やかな周知等を行っていくべきと考えています。周知等に関しましては、高知県国土調査推進協議会などによる住民などへの配布用冊子、このような冊子となります。それと併せまして、公共機関の中刷りポスター、このような形。それと新聞広告を10月に出してくれております。また、市においても広報による説明を不定期ではありますが何年かに一回行っていますし、この地区が終了しました、この地区の閲覧がありますということを随時載せています。それと併せまして、内容等にもよりますが、法務

局へ送致ぎりぎりまでの訂正処理は担当のほうで行っています。ただし内容にもよりますが、当然筆界未定の解消について担当も努力しておりますし、地域、地主の方との協議も行っています。筆界未定事項が解消されれば早急に訂正などを行うようにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 境界未定地の解消は、地籍調査事業の際の事業課題ですので、法務局への送致までの間に粘り強く取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、問題（2）に変わりました。課題解決に向けた今後の取組についてお尋ねします。主要な施策の成果説明書の中に、地権者の高齢化、人口減少の進展、所有者不明土地の増加等により、調査を進める上での困難性が増大し、調査をめぐる社会経済情勢は厳しくなりつつあると。このような情勢下、今後地域調査をより一層推進していくために、国・県や関係機関と綿密な緊密な連携を図ることが不可欠であるという課題解決策を挙げております。そこでお尋ねいたします。

①です。

関係機関とは具体的にどんな機関で、どんな緊密な連携を図った結果、どんな成果があったのかを伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 高知県とは、当然、事業進捗、その他予算等の関係もありますので随時協議をしております。また、そのほかとしまして、全国国土調査協会、高知県国土調査推進協議会などで、協議会主催の各種研修への参加、測量成果の精度確保のための成果検定の依頼や、各自治体の課題や難題解決に向けた取組の共有化などの成果があります。また、各自治体の所有不明者の搜索方法に、未閲覧者、相手にしてくれない、対応してくれない方々への対応方法、相続放棄地の取扱い方法、認証請求指摘事項等の実務上の課題や対処方法などの共有も図れています。また、当市におきまして境界画定作業は地元森林組合による施工となっております。山のことは専門の森林組合ということで、地籍調査以外も含め、今後の山の問題などについて相談できる体制というのが、関係者、地権者等に喜んでもらっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 分かりました。引き続きよろしく申し上げます。

続きまして、（3）課題解決に向けた新しい取組についてです。

先ほども申しましたが、物部町の調査区のほとんどが林地、香美市の森林率が87.6%であります。事業年度がおおむね100年かかると答弁されています。将来において、林業低迷とか持ち主の世代交代で、土地の境界が分からなくなるものが出てこようかと思えます。必ずそういった社会問題が発生すると思えます。境界未定地が増加

して調査困難とならないよう、今から先行して森林環境譲与税で実施しております林地境界明確化事業が、地籍調査事業に有効利用できないのかお尋ねします。

①です。

まず、現在の森林境界明確化事業と林地地籍調査事業の事業費単価を伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 森林境界明確化事業と地籍調査業務は同一の積算基準書及び積算単価を用いています。ただし、事業に必要なとなる工程、数量、用いる工法等が異なるため、積算方法は異なります。森林境界明確化事業については、G N S S法、G P Sを使った簡易測量という認識でおります。あと、法定外公共物等の筆界がなし、区域内の賛同者のみによるもので、単年度による施工となっております。地籍調査業務につきましては、T S法、トータルステーションによる測量を行っています。トータルステーションによって併合することにより、誤差を修正するような方法です。法定外公共物の筆界があり、区域全体で行っております。先ほども述べましたが、3年から5か年程度の事業で進んでおります。現場条件にもよりますし、地籍調査業務には訂正等の作業もあることから、一律の比較がどうかの問題はありますが、森林境界明確化事業はヘクタール当たり約15万円、地籍調査業務は約35万円となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 森林境界明確化事業は約15万円、地籍調査事業は約35万円、ヘクタール当たり20万円の差額があります。これを踏まえまして、②です。

森林境界図を15万円で実施されているとお伺いしましたが、精度を上げて地籍調査測量図に、20万円の開きがあつて35万円必要という答弁をいただきましたが、その地籍調査測量図に座標変換できないか。また、できないとすれば、地籍調査測量図の精度を下げて折衷案がないか、見解を問います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 森林境界明確化事業と地籍調査業務とは事業目的が違うことから、前段でも述べましたが、事業内容も大きく違います。国土調査以外の測量及び調査によって作成された地籍図及び地籍簿を、国土調査の成果とするためには、国土調査同様の政令に定められた手続を経なければならず、その精度も国土調査と同等以上の精度が必要となります。これらの手続を経ないと、国土調査の成果とすることは当然できません。なお、国土調査の成果は、国土交通大臣により政令で定める精度を満たしている旨の認証を受けなければなりません。したがって、政令で定める範囲を超えて精度を下げることは当然できません。あくまでも個人の貴重な財産である大事な土地のあかしを法務局へ送付するわけですので、最低限ある程度の精度は当然必要だと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 地籍調査測量図の精度は政令で定めていますので、折衷案がないというお答えだと解釈しております。となれば、現在の森林環境譲与税を活用した森林境界明確化事業の精度を上げて、将来、地籍調査が入るときにはその図面を使えるよう、精度を上げることはできないかということです。筆界未定とならないように、この森林境界明確化事業を変換できるような事業推進はできないか伺います。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、間伐や人材の育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に限定されております。このため、現在実施しております森林境界明確化につきましては、同じ所有者であれば外周のみの測量であったり、それから同じ歩掛は使っていますが、境界の成果を残すために必要な部分しかできていない状況です。そのため、地籍調査の成果として使えるような精度に上げるための測量はできないと考えております。ただ、現場にはプラスチック杭を残しますし、番号を振ったプラスチック杭の配置を地図で残したりもしますので、次入られる地籍調査の参考程度にはなると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 今のお答えに関連しまして、森林環境譲与税は令和2年度から1億円を超えて譲与され、令和6年度以降につきましては1億6,000万円譲与される見込みという説明を以前受けております。森林環境譲与税は一般財源でありますので、小規模な林業を営まれている人たちを守る観点からも、この事業の拡大を求めます。見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

地籍調査のほうにお金を使えないかという御質問と考えてよろしいでしょうか。地籍調査の重要性は市としても認識しております。林野庁や県との話の際には市長にも、経済対策も必要ですけど、中山間地域においては境界画定が大事であるということも訴えてはいただいておりますけど、現段階で森林環境譲与税を使うことは困難であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 今後の課題といたしますか、どこか頭の片隅へ置いていただければありがたいと思います

これで私の全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 久保和昭君の質問が終わりました。

暫時、準備のため休憩します。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時36分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 5番、日本共産党の笹岡 優です。一般質問の最後です。憲法を順守し、住民こそ主人公の立場で一問一答方式で質問しますので、よろしくお願ひします。

1番目です。

核兵器廃絶、平和への取組についてお聞きします。

非核宣言都市香美市として、法光院市長を先頭にロビーでの展示やヒバクシャ署名など、核兵器をなくし、平和を求める取組に御努力いただいていますことに心より感謝申し上げます。敬意を表します。

2020年の今年は被爆から75年がたちました。2017年にノーベル平和賞を受賞したICAN代表の言葉ですが、サーロー節子さんがこういう投稿を行っています。

「みなさんは、日本が核兵器の悲惨さを体験した国であり、過去の戦争の反省から武力を放棄した国であることを忘れないでください。その歴史に照らせば日本こそ核兵器禁止条約に入り、リードすべき国なのです。いま、コロナ危機の中で、たくさんの人たちが人の命や私たちの住む地球を護る大切さ、社会正義や世界が連帯することの大切さを痛感しています。核兵器のない世界を実現するために、いまが行動するときです。」。

そして今、核兵器のあらゆる活動を禁止する核兵器禁止条約が発効される瞬間を迎えています。非核宣言都市香美市として、今、行動が求められているのではないのでしょうか。発効までカウントダウンに入りました。今日ここに持ってきました地図ですが、このマークを貼っているところが今回批准している国々です。今44か国ですので、あと6か国で発効されます。ぜひ、本当に大きな転換点です。長崎原爆の日、平和祈念式典で田上富久長崎市長は「日本政府と国会議員に訴えます。核兵器の怖さを体験した国として、一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を実現するとともに、北東アジア非核兵器地帯の構築を検討してください。「戦争をしない」という決意を込めた日本国憲法の平和の理念を永久に堅持してください。」と訴えています。まさに、戦後の原点とも言える訴えに、政治に携わる為政者自身が重く受け止めなければなりません。本市は2006年5月25日に非核平和宣言し、日本非核宣言自治体協議会に加入し、2010年1月1日に平和首長会議に加盟しており、この訴えに応じて行動することが特別に重要になっているのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえまして、①の質問に入ります。

本市として、コロナ禍で苦しむ子供たち、孫たち世代の未来への大きなメッセージとしても、広島市、長崎市に連帯し、政府に批准を求める具体的な行動をとるときではないでしょうか。ぜひ、積極的な答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

香美市が加盟しています日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議の団体で行う具体的な行動が、政府に核兵器禁止条約の署名批准を強く求めることにつながっていくものと考えております。また、香美市では平和首長会議の行動計画に掲げられている様々な取組の中で、原爆ポスター展の開催であったり、今年はヒバクシャ国際署名の取組を併せて行うなど、できることを行っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） その一つ一つの取組が核兵器保有国を追い詰めていますので、ぜひお願いします。

そこで、国連事務次長が日本人の方なんです。軍縮担当事務次長・上級代表を務める中満 泉さんが、8月11日に日本記者クラブで講演を行っています。条約を批准したのは、9日までに計44か国・地域となり、あと6か国・地域が加われば90日後に条約が発効される。中満氏は条約に参加していない日本に対し、扉を閉めずに条約をフォローしてほしいと訴え、批准しない場合でもオブザーバーとして参加するように、日本の政府に対して呼びかけています。中満氏は米国や中国、ロシアとの対立激化を念頭に軍拡競争が始まりつつあると警告し、世界の安全保障環境が悪化しているからこそ、核軍縮を進める必要性のあることを強調しています。今、非核宣言自治体協議会に加わる市長たちが、本当にインターネットで核兵器禁止の呼びかけを、市長自身がメッセージをパネルに書いてそれをネットに配信して、核兵器廃絶のことをずっと訴えてきています。ぜひ、香美市としても書簡を送るとか、ネット配信等でアピールできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 先ほど、笹岡議員が言われましたホームページは自分も見ましたけれども、その中では11分の動画というか配信の中で、各首長が一言メッセージを書いたパネルを手に持った写真が、一つの自治体で3秒から4秒程度で次々に流れるというものでした。ですので、200か所ぐらいの自治体の方が参加されているのかなと思ったところです。高知県内では高知市長が参加されておりました。本市としてもこういった取組が今後される場合は、様々な取組の中の一つとして検討してみたいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 　　ぜひお願いします。

北東アジアの状況について少し触れさせていただきたいと思います（スクリーンを示しながら説明）。これが同じ内容ですけど、今、世界の核兵器の状況でして、ロシアとアメリカが断トツに核兵器が多いです。中国が少ないんです。それも踏まえて今の状況を伝えたいと思います。

今、北東アジアの状況は大変緊迫した状態にあります。被爆から75年も経て核の脅威、軍事的な衝突の危険性が高まっていることは、戦後のアプローチの在り方を含めてしっかり熟慮、検討しないと未来は開けてこないんじゃないでしょうか。中国、私たちの党も今年1月に党大会を開き、今日の中国の国際政治における動向について、新しい大国主義、覇権主義の誤りを一層深刻にする行動をとっていることを明確にし、4つの点を挙げました。1番目が、核兵器廃絶に逆行する変質が起こっている。2番目が、東シナ海、南シナ海での覇権主義の行動。3番目に、国際会議での民主的な運営を踏みにじる横暴な言動。4番目に、香港やウイグル自治区などへの人権侵害など、ここにありますとおり、中国はロシアとアメリカに追い付け追い越せという方向に動いているんじゃないでしょうか。明らかに中国は急速に核兵器の増強に向かっていきます。ロシアのプーチン大統領は、2036年まで続投可能な憲法改正を行い、ミサイル攻撃には核兵器を使うことを豪語します。北朝鮮は、核実験や核兵器の準備を再開しました。このように、北東アジアを取り巻く状況は、中満国連事務次長が指摘する、米国や中国、ロシアとの対立激化を生む指導者の本当に危うい言動で、大変危険な状態になっているんじゃないでしょうか。日韓関係も最悪になっています。長崎市長が求める北東アジア、非核兵器地帯の構築を進め、平和の取組を前進させるためには、軍事的な議論や対立ではなく、争いを武力衝突、戦争にしない冷静な議論と対応が必要ではないでしょうか。そのときに、核兵器禁止条約は大きな力を発揮します。

そこで、一つの提案なんですけど、核のある世界、誰もが敗者です。核保有国も非保有国もその脅威におびえ続ける世界に未来はありません。アメリカ大統領などは行動するたびに核のボタンをずっと持ち続けています。世界が今、地球が悲鳴を上げています。本当にこの核戦争となれば、人類は終わりです。非核宣言都市香美市、この内容を広報等で広めて、核兵器禁止条約が発効された時点で、香美市在住の被爆者の方々、以前、高知県代表の方も香美市に住まれています。連帯として本市としてもアピールを配信できないでしょうか。市民の一つ一つの声が核兵器廃絶を後押しします。あのヒバクシャ署名が世界を動かし、この核兵器禁止条約をつくることにつながったこともありますので、ぜひ検討していただきたいし、所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 　　総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 　　笹岡議員の御提案いただきましたことも含めまして、他市町村の取組も参考にしながら、香美市としてできることを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ、もう年内に発効されますので、よろしく願います。
また新しい情勢を入れますので。

②に移ります。

今の日本の現状は、戦後75年を経ても戦前の呪縛から解放されていないし、隣国との関係で新たな憎しみや排除、侮辱を含めた偏見や差別が強まっていることを大変私は危惧しています。テレビの報道からするとそういう方向です。隣国との関係、それでは両国の国民は本当に幸せになれないのではないかと思います。そこで、今回の質問をさせていただきます。

本市には、隣国をふるさととする市民がたくさん暮らしています。これには歴史的な事実があります。戦前の日清戦争、その後の韓国併合、ちょうど今年が併合から110年です。第二次世界大戦によって38度線で南北に分断されました。あの戦争によって分断されたんです。そして、朝鮮戦争がそれから5年後に起こり、そして今休戦状態です。今こそ、隣国との歴史的な関係を明らかにし、北東アジアの非核化へ、香港問題などを含め生きたテーマを教材に、ネット環境も生かして、ぜひ、平和教育、人権教育としての教育に取り組むことはできないでしょうか。見解をお聞きます。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

笹岡議員の言われるとおり、最近の日本や日本を取り巻く情勢は、大変心配をされるところです。私たちは常に国際的な視野を持ち、平和な社会を築いていかなければならないと思っています。学校教育においては、社会科の地理、歴史、公民的分野を中心に、グローバル化する国際社会に主体的に関わる資質、能力の基礎を育成することを目指して取り組んでいます。生涯学習においては、様々な人権教育事業の中でテーマを持つての学習機会を設けています。今後も、平和教育、人権教育は大切に進めていきます。国際情勢の現状に関心を持ち、広い視野で情報を取り入れて考えることはとても大切だと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ、よろしく願います。

終戦75年、全国戦没者追悼式で、遺族で最高齢の長屋昭次さんの言葉が忘れられませのでちょっと紹介しますと、「戦争は絶対やっていけないことです。」と静かな口調で訴えて、「政治に携わっている方々は、私たち（戦争体験者）とは異質な考えを持っていると思う。間違った方向にいかないよう、常に念願している。私たちの声をもっと聞いてほしい。」と言っています。ところが今、戦争を語る方々が本当にもう高齢で少なくなっています。私が調べましたら、高知平野、香長平野は本土決戦の陣地があり、

香美市の新改に司令部がありました。戦争末期に高知県の海岸には海上特攻隊、震洋艇と魚雷艇があり、海中特攻隊の回天があり、日章の空港には神風特別攻撃隊菊水部隊の白菊隊が沖縄戦へ参加し、練習機で52人が特攻して戦死しています。もし戦争が長引いて、戦場になって本土決戦になっていたら、私自身も生まれていない可能性があるという地域で暮らしている、75年前の歴史があることをしっかりつかむ必要があります。戦前の問題が、今の子供たちにまた隣国との関係で憎しみを含めて引きずり、その呪縛から逃れられないというのは本当に残念だと思いますので、私たちの時代で本当に終わらせていかなければならないし、未来志向に次は行かなければいけないと思います。そのためにも、先日、教育長からお借りしまして、中学の教科書を読ませていただきましたが、日本の教育では過去から現在にくるために時間切れとなって、現代史や近代史が、私もそうですが本当に弱い。あまり学校で教えられていないというか。現在から過去に戻れば自分の両親、お父さんお母さんが生まれた時代、そしてじいちゃんばあちゃんの時代とつながって、自分の立つ位置が分かります。それがないために、隣国との関係で何をしたのか、自分自身も分かっていない。先にも明らかにしたとおり、朝鮮半島での歴史的な事実と第二次世界大戦での負の遺産をしっかりつかんでこそ、隣国との関係が築けるのではないのでしょうか。戦争責任は終わっていない。朝鮮戦争は終わっていない。休戦状態が北東アジアの非核化、平和の構築の大きな壁、障壁となっています。そのときに、日本政府の核抑止力論と敵基地攻撃能力議論は、コロナ禍では無力だし、逆に北東アジアの緊張を高め、冷静な議論を深める上で有害だと思います。

琉球新報の島洋子編集局次長からの投稿がありまして、今、政府は沖縄県宮古島と石垣島に、陸上自衛隊の地対艦ミサイルを配備する準備を進めています。なぜ沖縄なのか分かりませんが、皆さんのお手元の資料に、元内閣官房副長官補の柳澤協二さんの平和新聞の中身を掲載しています。敵基地攻撃能力で抑止力が高まるかということで、ミサイルからの安全は戦争を起こさないことと書いています。そして、下のほうに、先ほど言ったアメリカと中国の戦争予防のことについて書いています。下から3段目の後ろのほうですが、「日本が「敵基地攻撃能力」を持てば、相手は日本が攻撃してくる前に攻撃しようとするでしょう。「抑止のため」と言って軍事力を増強したら、かえって戦争のリスクを高めてしまうことがあるのです。これを「安全保障のジレンマ」と言います。」、そして下から2段目の最後に、「米中の戦争で被害を受けるのは、米国本土ではなく日本なのです。」アメリカにとって隣国は遠い国かもしれませんが、日本にとっては近い国です。そして、「いま日本に必要なのは、「敵基地攻撃能力」の保有でも米軍との軍事的な一体化でもなく、米中対立のなかで両大国が「安全保障のジレンマ」に陥って最後の一線を超えることがないように仲介外交をすることです。米国との軍事的な一体化を進めれば、中国に敵対的なメッセージを送るだけで、仲介外交の余地はますますなくなります。」と書いています。

そこで伺います。軍事的なアプローチでは最大の人権侵害である戦争につながります。

絶対に駄目だと思います。先日も中学校の女子生徒と話す機会がありまして、アイドルを聞きましたら今はジャニーズじゃないんですね、韓流スターなんです。ですから、私も冬のソナタにはまりましたけど、日本の女性も結構韓国のドラマにはまっている方もいると思うんですが、まさに市民レベルでのアプローチ、国じゃなしに市民のアプローチが今、本当に大切だと思います。共同と連帯を育むことが、また、隣近所、隣国との歴史的な環境を事実に基づいて認識し、相手をリスペクトする教育が、今、一番必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

お話をお聞きしておりまして、自分たちの子供時代に、歴史の学習が現代史とか近代史のところまで行きつかなかったことは、本当に古い昔の時代ですけれども経験しておりまして、本当に大事なところの学習が独学になったということが、多分、私たち世代の者にはよくあると思って聞かせていただきました。現在の社会科の教科書では、平成時代まで学習するようになっていきます。ですから、先生方は年間計画に基づいて、学習がきちっと最後まで行きつくようにやっていますので、その辺りは随分前とは違ってきています。

先ほどちょっとお話を頂きました社会の状況だとか動きにつきましては、正確に知ることが本当に大切だと思っています。そのために、学校で言えば教員は新聞記事やそのほか様々な資料を子供たちに提供しています。一例としてお話すれば、鏡野中学校の図書館のすぐ北側に掲示板を学校が作ったんですけれど、そこに毎日その日の新聞記事を先生が貼って、コメントも書いたりしながら、子供たちが今の状況をしっかり知ることが大事だということで提示もしています。そういうような子供たちへの取組であったり、一般社会人の方については、図書館の掲示であったり、いろんな平和の展示であったりというところなどで、学習の提示をしてきたいというふうに思うところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 鏡野中学校、すごいですね。本当にそういうのが大事だと思います。憲法は、国民、人々の側が政治を行う人、為政者、政治に携わる者に対して出した注文書です。その注文書の最大の注文は「戦争するな」ですので、ぜひよろしくお願ひします。やなせたかしさんが、朴ノ木公園の朴の木という木がまな板になる木ということで、碑に書いています。刃物を傷めないため、自分はこういう人生を歩みたいということが書いていると見ましたが、まさにそうなれば本当に戦争がなくなっていくと思います。

大きな2番目に移りたいと思います。

東日本大震災が発生して明日でちょうど9年半になります、3月11日でしたので。私も2011年5月に福島県南相馬市でずっと避難者の支援活動をやってきました、南

相馬市の学校給食センターを支える学校主任栄養士の鈴木さんと一緒に、高知県から食材を送ってきた経験があるんですが、今日も高知新聞に福島県の実態として出ていました。本当に今でも苦しんでいる実態がここに載っています。汚染水の問題も含めて、差別と偏見で自分自身が結婚するときに、生まれてくる子供についても本当に心配しています。これがずっと福島県にはあります、放射能を測るモニタリング（以降、資料を示しながら説明）。そしてこれが富岡町の学校です。こういう状態です。一番近いですね。これが除染ごみです。これが今、どっさりもう福島県にたくさん積まれています。この処分も大変です。そして、これが「原子力は明るい未来のエネルギー」という標語をつくった、富岡町のこの当時の小学生だった方が、これをもう永久に残してくれと、自分の間違いを。看板撤去絶対反対と掲げたんです。負の遺産として、こういう形で残しています。私自身も伊方原発も見てきましたが、ぜひそれを踏まえてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

核の平和利用として進められてきた原発は大きな岐路にあります。福島県の現状から学ぶ必要があります。深刻な汚染水の処理、海に放流すれば黒潮と親潮がぶつかる地域がちょうど福島県の原発の前なんです。かつおの大きな漁場です。すごいところなんです。深刻な状態になります。高知県の漁業にも看過できない深刻な問題となります。そして、核のごみの処理も本当にできていません。ですから今大切なことは、伊方原発の状態も含めて考える必要があります。

そこでお聞きします。家族も仕事もふるさとを奪った福島県の原発の教訓からも、伊方原発の廃炉を求める声を上げるときではないでしょうか。今、伊方原発をまだ続ける方向に電力会社は動いています。大変残念なことです。それはやっぱり電力会社にとっても未来がないと思いますので、ぜひ、積極的な御答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 伊方原発の廃炉に関する質問についてお答えいたしたいと思います。

伊方原発の廃炉について、声を上げるべきではないかという御質問でございますけれども、しっかりと適切に対応できるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） よろしく申し上げます。

若干触れておきますが、私自身も伊方原発の中に入ってまいりました。伊方原発のあるところは、日本の原発の中で一番厳しいところに造っているのではないかという、佐田岬半島ですので、こんな地形になるということは、もう地殻変動があったというところですので、そこにあるわけです。こういう半島の麓にあります（以降、資料を示しながら説明）。そして、これが燃料を冷やしている使用済み燃料のプールです。ここがもういっぱいになってきていまして、間隔を詰めて今置いています。地震の時にそれがぶ

つかるんじゃないかという心配もされています。それから、ここが核の溶融炉です。そしてこれぐらい密のところですので大変狭いです。こういう状態ですので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして今、この伊方原発3号機も含めて、ここに空から来るテロ対策まで四国電力は求められていまして、また莫大なお金が必要なんじゃないかということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大きな3番目に移りたいと思ひます。

政党助成制度と政治と企業献金についてお聞きします。

コロナ禍の中で、今ほど政治の在り方が問われているときはないと思ひます。東京地検特捜部は公選法違反、買収の罪で河井夫妻を起訴し、そして裁判が始まりました。第二次安倍内閣以降で、政治と金の問題を中心に閣僚10人が辞任しています。この事実は議会制民主主義にとって看過できない問題であります。ここに、私たちのバイブルであります議員必携があります。この議員必携の中に、地方自治体というのは本来、国から独立した地方公共団体の判断と責任でやると書いてあるわけですので、今こそ政治のゆがみ、国からの独立を覆す原因になっているシステムに問題があれば、今こそそれを明らかにし、必要ならば改定したいと思ひます。

そこでお伺ひします。①です。

1995年から企業、労働組合、団体などからの政治団体への政治献金を制限するため、政党助成制度がつけられました。この政党助成制度における政党交付金は、何に使ってもいいし領収書も必要ない、残ったらため込んでもいいのでしょうか。お願ひします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 市の立場では法律に書かれていることしかお答えできませんので、笹岡議員は御存じのことばかりだとは思ひますが、答弁させていただきます。

政党助成金につきましては、政党助成法第4条第1項により、用途の制限はございませんが、同条第2項により税金その他の貴重な財源であることに留意し、国民の信頼にもとることのないよう、適切に使用するものと定められております。なお、領収書につきましては、同法第15条第2項により、1件5万円以上の政党助成金による支出を行った場合は、社会慣習その他の事情によって徴しがたい場合を除き、徴する必要があります。また、交付された政党助成金につきましては、特定の目的のために政党基金または政党支部基金として積立てを行うことができるとされております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） さっき言いましたように、基本的に徴しがたいということはずごくありますけど、領収書が要らないということですけど、国民の税金ですので基金に積込んでも構んということですね。

②で聞きます。

領収書について、事情により徴してとありますが、政党本部に支給されてから総務省への報告は中央本部にしますので、各政党支部に下ろされた政党交付金の使途は、かなり透明性が求められるのではないのでしょうか。国民は確定申告など極めて厳しい会計処理を義務付けられています。このような税金、公金の公費の使い方として大きな弱点、問題があるのではないのでしょうか。公金を扱う地方自治体の関係者として感想、私見でも構いませんが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 市の立場から、国が定めた政党助成制度の問題点について言及することは差し控えたいと思いますが、政党助成法は昨年までに15度の改正が行われており、その時々が生じた問題点を逐一解消しているものと考えております。仮に公費の使い方として大きな問題点があるという議論が持ち上がった場合には、国会等の場で議論が行われ、必要な改革が行われるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ③です。

以前は企業から献金を受けるのは政党中央本部だったと思うんです。それが今、地方の各政党支部まで可能になったのではないのでしょうか。そのお金が個人の後援会に回るといふか、企業献金は違法なんではないのでしょうか。個人の後援会に行くのは違法やけど、各支部は可能なのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 企業献金を受けることができるのは、政治資金規正法第21条第1項において、政党及び政党のために資金を援助することを目的とした政治資金団体とされており、政党の中央本部、そして一部の例外はありますが、政党支部においても企業献金を受けることができるものと考えております。なお、個人の後援会につきましては先ほど申し上げた対象からは外れるため、個人の後援会に対する企業献金は違法であるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 地方の支部を含めてになれば、これはなかなか今後大きな問題を含んでくるかもしれません。ただし書で、政党助成金は見直しをするというのが義務付けられているという話を聞いたんですが、それは何か調べていただいていますでしょうか、あればお願いしますが、そしたら構いません。

④へ行きます。

政党から議員後援会に寄附することは合法なのではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 政党から議員後援会に対する寄

附につきましては、政治資金規正法第21条第2項において、先ほど申し上げた同条第1項の規定で政治団体がする寄附については適用しない旨が明記されておりますので、議員がおっしゃる事例は合法であるものと考えます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ⑤に行きます。

今回の広島選挙区での問題ですが、国会議員や県議会議員などが首長や市町村議会議員に現金を渡すことは合法なのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 国会議員や県議会議員などの公職の候補者は、公職選挙法第199条の2第1項により、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、現金受渡しを含む寄附をすることはできません。よって、議員がおっしゃる事例は違法であるものと考えます。ただし、この寄附につきましては同項ただし書により、一定の期間を除き政治団体、例えば受け手である首長や市議会議員の後援会への寄附という形であれば、政治資金規正法第22条により、1政治団体につき年間150万円までの範囲で受け取ることは合法となりますので、申し添えさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ⑥と関連しますが、そしたら政治資金として受け取った場合は、政治資金としての扱いをせんといかん、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 先ほど申し上げましたとおり、選挙区内にある者に対し、個人的に現金を渡すことは違法であるものと考えますが、政治団体への寄附ということで政治資金収支報告書への記載が適切に行われるということであれば、政治資金規正法に即した取扱いになるものと考えます。ただし、公職の候補者及び後援団体による寄附行為は、公職選挙法第199条の2及び同法第199条の5により、任期満了の日前90日に当たる日から選挙期日までの間は禁止されておりますので、申し添えさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 任期から3か月規定ということですね。

⑦です。

憲法の前文に明記するように、公正・公平な選挙で選ばれた国会議員、地方議員によってこそ議会制民主主義が育まれ発展するのではないのでしょうか。政党助成金や企業献金の在り方に透明性を担保しないと、民主主義の根幹を崩すことになるのではないかと思います。見解はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 政党助成制度や企業献金を含む

政治資金制度につきましては、一步運用を誤るとたちまち民主主義の根幹を揺るがす元になるものと考えております。しかしながら現在、それぞれの制度を利用した政治団体は、使途報告、収支報告を政党助成法、政治資金規正法で定められた国・県の関係機関に提出することとされており、いずれの報告も官報、ホームページを通じて広く公開されておりますので、一定の透明性を担保しているものと考えております。また、仮に制度に大きな問題点があるという議論が持ち上がった場合には、②の御質問に対する答弁と重なりますが、国会の場などで議論が行われ、抜本的な改革が行われるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 憲法の中に地方自治がうたわれました。戦前にはなかったんです。地方自治というのは中央政府に権力が集中しすぎるのを排除するということで行われました。それがお金によって、今回のような法務大臣をやっていた方がなったということで、深く受け止める必要があると思います。

次に移りたいと思います。大きい4番目です。

○議長（比与森光俊君） 暫時、午前10時35分まで休憩します。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 4番目の質問に入ります。

新型コロナ対策についてお伺いします。

スクリーンを見てください。

これまではこのルートでしかPCR検査ができませんでした。今ここに検査協力医療機関、そして疑い患者受入協力医療機関等がつけられて、県は昨日の答弁でもありましたが、89協力医療機関を今日発表します。そして知事は100機関、将来は300機関にしたいということで準備を進めています。その点を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症患者の医療提供についての内容で、県の検査協力医療機関、疑い患者受入協力医療機関を抜本的に増やす方向ですが、最新情報を含めてお聞きします。感染を抑えるためにPCR検査の抜本的な拡充が必要です。昨日の同僚議員の質問にもありましたが、中央東保健所との連携を含めて、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） PCR検査については、県は検査協力医療機関体制の整備を進めておまして、保健所で医師会を対象に検査協力医療機関について

の説明会開催などが行われています。先日の答弁でも申し上げましたが、先ほど県のホームページに県内の検査協力医療機関についての発表があったようです。それで確認してみましたら、受診する場合には必ず電話予約をして受診ということで、県のホームページに出ておりました。香美市内の医療機関については公表されておりました。中央東福祉保健所管内では大豊町、本山町、土佐町の発表はされております。また、高知市とか安芸市のほう、それから中央西福祉保健所管内、土佐市、いの町、佐川町などの発表、須崎福祉保健所とか幡多福祉保健所のほうでは協力医療機関の発表がありましたが、再度になりますが、香美市内とか南国市、香南市辺りの医療機関発表はされておりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうですか。これからまだ増えていく状況がありますので、先日、医師会会長の話を聞きよったら、お医者さんも年齢が高いことが心配と言っていましたけど。この前、中央東福祉保健所のほうで発表しています、これすごくいいと思いますけど「新型コロナウイルス感染防止の基本的な考え方」、これ頂いていますよね。感染者がマスクをしていない場合に、マスクをした方々にどれくらいうつる確率があるかは70%、そして、感染者がマスクをしちよって、マスクをしていない方にうつる場合は5%と、そして、両方マスクしちよったら1.5%しか感染しないということで、こういう本当に新しい生活様式でちゃんと徹底していくことが必要かと。今日何かマスクをつけるついで飛行機まで止めたらしいですが。2020年6月16日に中央東保健所が発表した、この新型コロナウイルス感染防止の基本的な考え方を生かす必要があるんじゃないでしょうか。ウイズコロナ対応として今後ウイルスが伝播、広く伝えることを止めていかなければなりませんので、一つ目が、人が運ぶ、媒体の運び屋自身をどうやるかということですので、飛沫の問題、手の接触の関係も含めて、二つ目は、空気のごみやほこり等で飛ぶ問題もあるわけですけど、マスクが有効ですので、そこをどうしていくかということがあります。日本の場合は伝播しにくい生活文化を持っている国やと思うんです。もともと清潔な文化の歴史があります。一つ目に、雨が多いために靴を玄関で脱ぐ。二つ目に、雨が多いということは水が豊富ですので神社へ行っても手を清める、昔から手を洗う習慣が身につけている文化があります。そして、三つ目に、日本語の発音は英語や中国語に比べて飛沫を飛ばしにくい。特に饒舌よりも寡黙といいますか、相手の目をそらして話す昔からの習慣もありますので、ぜひそういうのを含めて日本文化を生かす。香美市の場合は森林面積が広いですので、このコロナ禍では物部町を含めて最高の魅力を持った町ではないかと思うんです。そういう意味も含めて生かす必要があると思います。そこでお聞きします。うつしにくくすることは、ウイルスの側からすれば存亡の危機を迎えるわけですので、職員全体、全庁を挙げて英知と工夫を持ち出して、ウイズコロナの知恵出しが今要るんじゃないかと思います。その内容を市民に

も発信していただきたいと思いますので、その点はどうか。お願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 香美市ではまだ災対本部も開いておりますし、その中での情報共有、検討なども行っていきたいと思います。それから、県の福祉保健所、医師会等の情報にも留意しつつ、今後も注視していきたいと思っています。情報については、市民の方に適切な時期に発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 情報がないことはすごく不安になりますし、ネットを含めて間違った情報もありますので。今回、ここは検体を取ったら県外に送るという認識でいいんですね、検査も検査機関に送ってやるということ。

そしたら5番目に移りたいと思います。

②の資料にも示していますが、これは私たち議員団が作りました、香美市介護施設の介護サービスの中身です。二重丸をつけているところは、こういうサービスをやっているという表でして、ぜひ生かしていただきたいと思います。そこで、香南香美老人ホーム組合の現状について調査をしました。そこは一部事務組合ですが、平均年齢46歳で年収が385万2,000円、月額に換算しますと23万4,327円でした。一部事務組合ですから公務員に準ずる給与体系なのですが、本当に低いです。そして先日も高知新聞の求人広告Q b oの中に、香美市も関係する地域の介護施設の急募がありまして、その中身を見ますと、介護福祉士募集で給与とその他手当を含めて16万6,100円ということでした。これは本当に最低賃金の低さなんです。コロナ禍で明らかになってきたのは、社会を支える必要不可欠な従事者への労働条件向上は不可欠だと思います。元気に年を重ねるが最高の幸せ、ぜいたくではないでしょうか。しかし、年を重ねるたびに人間はどうしても故障が生まれてきます。また、交通事故や病気などで体等が不自由になり、支援が必要になります。そのときに人間としての尊厳を守り、生きる権利として社会が支えていく仕組みやシステムがどうしても必要ではないでしょうか。そこで伺いますが、本来なら公として運営すべき分野の介護サービスを明確にして調査し、必要な支援策を講じる時ではないでしょうか。見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護保険制度は公だけでは運営が難しくなりまして、民間の力が必要ということで平成12年4月から始まっております。その創設の狙いの一つは、老後最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みとして創設することでした。利用に当たりましては、介護サービスに従事されている方々に支えられていると言っても過言ではないと思います。また、このコロナ禍の中、尽力されていることには敬意を表したいと思っています。香美市のほうでもいろんな事業者さんやケアマネジャーさんたちとも連携を取っておりまして、いろいろな情報を収集している

ところですが、また、今後も情報収集をしながら必要な検討は進めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） お手元の③の資料を見てください。これが介護保険制度の仕組みなんです。左上にあります大きさが、全体で要っている介護保険のお金、そのうちの公費は上側で県と国と市町村が負担しています。半分が受益者負担です、第1号被保険者、第2号被保険者。国民健康保険との違いは、保険料の中に国民健康保険の場合は支援制度があって支えています。ところが介護保険の場合は全然一切ありませんので、この四角の大きさが大きくなったら介護保険料が上がります。現在のこの大きさが介護保険で、半分が受益者負担、保険料になります。それがこうなってしまったら介護サービス上がるわけです。上がらないためにはどうするかと言えば、結局介護サービスから外すしかないということで、要支援の介護1、2が外されてきて、サービスを落としていくしかなくなっている、もう制度の仕組み上そうになっているんじゃないでしょうか。介護というのは本当に人件費です。ですからこれがシステム上起こっています。以前は国の公的な責任で措置費でやっていました。措置基準もあってやっていました。先ほど触れましたが、命あるものは確実に老いを迎えますし、健常者も事故や病気で介護が必要になるかもしれません。介護保険制度システム上の弱点を乗り越える仕組みが必要です。この社会を支える必要不可欠な従事者の労働環境は、子供たちの未来を保障する教育環境などと同じように向上させる必要があります。人間を扱う仕事です。ぜひ、アンテナを広げていただいて、保育所からいろんなものを含めて民間施設給与給付費等があるんです。そういうものの内容等を研究していただけないでしょうか。よろしく御答弁お願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） その課題につきましては、国のほうで従来の処遇改善加算に加え、まだ私も勉強中ですが、2019年10月から新しい制度である特定処遇改善加算というものができております。その中では、経験や技能のある職員への処遇改善ができるようです。そこへお金がくるようになっております。新しいことはそれしか今ありませんが、いずれにしても介護サービスに従事されている方々の処遇改善については、国全体として取り組むべきと考えております。また、市としましては、いろいろな情報収集をしながら必要な検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここにこういう資料があります（資料を示しながら説明）。総務省が出しているグラフで、オレンジの部分が家計部門です。日本のGDPが家計部門が大きくなっています。ですから、社会的に低い介護サービス職の方々の労働条件を上げるということが、結局消費喚起につながって、アフターコロナ対策としても大きく

有効なわけです。介護は女性の従事者が多いことから、介護はジェンダー平等、女性の地位向上にも貢献することになります。今のままでいったら、結局労働条件が悪いから人材が確保できない。ますますここが困難な部門になっていくわけですので、その観点でぜひ議論いただきたい。そこでお願いですが、第8期の介護保険事業計画策定委員会がこれから行われます。そこにぜひこういう問題を反映させていただいて、これをどうやって社会的に支えるかということは今議論していくときじゃないかと思います。それがコロナ禍の今突きつけられている私たちの問題意識ですので、そこをやるのがウイズコロナのときに本当に大きな力になりますのでお願いしたいし、私は物部町の未来もここにあるんじゃないかと一つは思っているんです。安らぎのまち物部町、安心・安全なまちということも含めてできないか。介護の関係等はGDPを2.5倍引き上げるといふ試算もありますので、ぜひ研究いただきたいと思います。その第8期の計画に反映させるというか、意見を上げることをお願いできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 様々な視点から提案も頂いたと思いますが、第8期の策定委員会について課題として取り上げるかどうか、課内でも検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いします。

6番目に移ります。

公共施設の総合管理についてお伺いします。

本市の公共施設を持続的運営として担保するため、維持管理や長寿命化の基本方針として公共施設等総合管理計画と公共施設個別施設計画が策定されています。大変、積極的な取組だと思えます。事後の何か起こってからやるのではなしに予防、これは極めて重要な視点だと思えます。

そこで伺います。①です。

事後保全から予防保全へ移行するためには、主要施設を有機的に管理するシステムづくりが必要ではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えいたします。

令和2年度に公共施設日常点検マニュアルを作成するとともに、長寿命化を図るため各担当職員のメンテナンスに関する知識の習得が必要でございます。定期的なメンテナンスが必要な箇所や点検の内容等について、知識を深められるよう本年度に職員研修を計画しております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そこで提案なんですけど、当然、庁舎内でヒアリングなどやり

ますが、一つ目は、各施設の特長や住民ニーズの強さの把握が要るんじゃないかと思
います。二つ目が、数字では表すことができない環境の変化などの定性的、様子や変化な
どのデータも加味する必要があります。そういうことを加味してこそ実効性の高い個別
施設計画になるんじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

御提案いただきました先ほどの点につきましては、ごもっともでございまして、前提
として取り組まないといけないことは、まず施設を廃止せずに大規模改修や建替え等を
続けますと、今後40年間で391億2,000万円、年平均で9億8,000万円の工
事請負費、修繕費等が必要となります。このことから、まず必要とされることは施設の
廃止と統廃合と考えております。これを進めない限り、住民ニーズに応え、本当に必要
とされる施設の修繕や改修、建替えを行う財源が確保できないと考えております。その
上で、先ほど申しました公共施設日常点検マニュアルに沿った点検を、定期的に行って
いくことが肝要であると考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） もともと合併する前に造った施設があるわけですし、それを
全部今維持しているわけですのでね。

そこでもう一点、参考として提案します。会社には資産管理をする専門のセクション
があるんです。そこが自治体との違いです。会社の場合は、資産の管理をし減価償却等
もやらないといかんで。そこで1番目、公共施設専用の評価システムづくり、施設ご
とに運営方針の指針が必要ではないでしょうか。2番目が、公共施設マネジメントの重
要性を伝える職員研修の必要性。そして3番目が、目的や基準、批評を共有してもら
うために品質面、財務面、機能面における課題を網羅する調査シートの作成が必要では
ないでしょうか。そして4番目が、利用者が減っている施設について、施設が果たす機能
や役割を総合的に吟味する必要があるのではないのでしょうか。提案としてこの4点はど
うでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 最初にお答えしました中に、公共施設日常点検マニ
ュアルというのがございまして、これを本年度に作成する予定であるということ
を述べさせていただきましたが、この中で日々どういった形でそれぞれの箇所
を点検していくかなどを決める、それから点検シート、チェックリストとい
いますか、そういったところできちっと管理していくということでござい
ますので、一応その辺につきましては網羅した形で取り組んでまいりたい
と思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 土佐山田スタジアムも本当にあれどうかなと感
じていますけ

ど。

②に移ります。

さきの議会での電気調達見直しについて、積極的な提案だったと思いますし、今後必要な視点だと思います。そこで、主要な施設は長期的な一括契約となっていると聞きました。違約金が心配だということですが、それ以外の施設があるんじゃないでしょうか。電力会社との施設単位での入札を精査して、施設ごとの経費削減に積極的に取り組む必要性はないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

管財課で大手電力事業者と契約している香美市所有の34施設につきまして、現在、料金契約の見直し交渉を進めております。以前、笹岡議員から頂きました高知県が所有する施設での電気料金低減率の平均値と、香美市が行っておりますコミッションングの効果と、新料金プラン及び契約解除による違約金の返還を総額で比較しますと、大手電力事業者と料金プランの見直しによる再契約が良いとの方向性に現在のところなっております。それで現在の34施設以外につきましては、各担当課において有利な方法について検討すべきと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、四国電力の関係でまた一定もう少し縮小されるという認識でえいわけですね、ぜひお願いします。

環境上下水道課とか教育委員会の施設も入っているんですか、34施設というのは。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 全部が入っておるわけではございません。一部、教育委員会会計の施設も入っていないものがございます。また、環境上下水道課の所有しております水道施設で入っていないものもございますが、電力消費量大きいものと小さいものがそれぞれございますので、中心に行うのは大きい電力を使う施設になってきますので、そこらについてはまた各担当課から相談があれば柔軟に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私たち議会の議員控室に自治体通信というのがありまして、その中に防衛相医科大の施設も見直しで30%削減できたと載っていましたので、ぜひ研究していただきたいと思います。

次に③です。

鏡野中学校の屋内体育館の老朽化におきまして、学校施設の個別計画はもうつくっているということですが、スクリーンに出していますけど、これ鏡野中学校周辺の急傾斜

のところなんです。これは平成16年に県が防災マップをつくって、それから今回つくったがは、鏡野中学校の周りが全部急傾斜危険地域になっています。これも踏まえて今後、学校施設計画はどうなっているんでしょうか、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

学校教育施設の個別施設計画につきましては、昨年度策定いたしました学校施設長寿命化計画を基に、鏡野中学校の体育館も含めて必要性の高い施設から順次改修等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） このことはぜひ考慮する必要があると思います。そこはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 後ほどのがとちょっとダブるところがありますが、土砂災害危険箇所は警戒避難体制を構築し、土砂災害による被害を防止するため、昭和41年度より県が調査したものです。なお、土砂災害危険地区とは、土石流、危険溪流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称となります。土砂災害のあくまでも危険区域、地図上に載せて危険を知らせるものという形ですので、法的手段もありませんし、効力もないところになります。一応危険を知らせると。地域におきまして形状の変化、その他があれば、県や関係機関、私どもも含めまして出向き、何らかの処置、まあ個人の施設、個人の財産をつつくようになりますので、そちらの同意があればやることになっております。その地図の説明という形で聞いてもらえればいいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 教育施設を使っている方々は教職員ですので、県費職員と言ったら分かりやすいですけど、縦割りですらうですね。県の職員が教員として使っていますので、教育施設の管理というのは今後よく考えないといかんし、やっぱり災害のときの避難所になっていますので、子供たちの安全を含めてよく吟味していただきたいと思います。

次にいきたいと思います。7番目の問題です。

災害に強いまちづくりについて伺います。地球温暖化などによる異常気象で災害の脅威が強まっています。政治の原点は市民の生命と財産を守ることであり、想像力を働かし不測の事態を予期して対策することが大事と考えています。そこで、これが土佐山田町の中心街です（スクリーンを示しながら説明）。ここにありますとおり、中心街に青い線が引いている道が大体狭い道でして、この赤い線が新町西町線で南北道の問題になります。

①です。

土佐山田町の地震火災対策を重点的に推進するために、地区の防火用水施設の設置を含む類焼対策はどうなっているのでしょうか。ここにあります丸が全部貯水槽です。そして山田小学校のプールです。ところが東本町1丁目、2丁目にはないですから、幾つか弱点があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えいたします。

地震火災対策の重点推進地域内には、お示しのとおり6基の防火水槽、うちプールが一つあります。その地図の中にはございませんけれども、東本町2丁目の郵便局にも1基の防火水槽があります。その囲まれておるエリアの周辺に10基の防火水槽、うち一つは山田高等学校のプールがございます。地震のために消火栓が使用できないことも想定されますので、今後も防火水槽の設置を積極的に進めていきたいとは考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 主に重点地区を含む市街化区域内の家屋の建替え等のときなどとなりますが、建築基準法第42条等により、既存道路中心線から2メートルの後退を義務付けることで、両サイドで将来4メートルの空き地、道路を保つことにより、延焼を防ぐものとしています。また、将来、4メートル幅員の道路となることから、救急車、消防車両などの緊急車両の通行が確保されることにより、併せ建築基準法第22条の指定区域となっていることから、火災を想定した火の粉による延焼を防止するための構造、屋根や外壁などになりますが、防火基準に適合する材料及び構造となっています。なお、地震火災対策は出火防止対策、延焼防止対策、避難対策など、ハードとソフトが一体で考えることが重要で、行政だけではなく、個人、地域が協同で取り組む課題です。ハードルが高いですが、今も一部支援などはしておりますが、高い建替えを促進させる施策等も今以上のものが必要ではないかとは考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） あと防火水槽を何基ぐらい予定しているのか、この状態の中でもし検討していればお願いします。

先ほど言った、建築基準法第22条の通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災発生を防止するための構造物というのは、エリアとしてどれくらいあるか分かればお願いします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） まずは貯水槽の予定についてお答えいたします。具体的な数については現在検討しておりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、周辺に10か所の貯水槽が現在あります。その距離も一番遠いところでも150メートル程度、

直近にあるところでは15メートル程度のエリアにありますので、そのエリア内での火災ということになれば、この貯水槽で一定の対処はできるものと考えております。ただし、笹岡議員のおっしゃられましたとおり、一部、消火栓に偏っているような地域がありますので、そこら辺に関しては今後積極的に設置を進めていきたいと考えております。

それと、第22条の関係でありますけれども、これはエリアとしては定められておりますが、どの程度がそれに合致しておるかはつかめておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建築基準法第22条の指定区域についてですが、旧山田町、前の前の合併のときの区域です。当時から火災が多い地区と山田町史等にも載っております。囲いが東面と北面にあるという形が多いところで、その区間がそのまま第22条区域という形になっています。その中でどれぐらいの区間なっちゃうかは、現地調査自体はできていませんが、大体のところをこのように（資料を示しながら説明）木造建築の昭和55年以前、昭和56年以降という形で拾ってみますと、やっぱり3分の2が昭和55年以前の耐震基準がないところで、それ以降が3分の1ぐらいという中で、区域以外でも火災保険みたいな対応があって、新しく建築基準を確認しますと、当然、屋根、壁はある程度防火基準の通った材質になっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 3分の2以上が大体対応という話？以下かどっちかちょっと聞き取れなかったのですが、新しく建替えの場合は保険の関係もあるから網羅しているという認識でいいんでしょうか、ちょっともう一回そこを詳しく。

それからもう一つ聞きたいのが、ここに書いています青いところです。狭いという認識を私も持っているんですが、これをセットバックで4メートルにしようという話ですが、建替えの促進で何か良い私見でもありましたらお願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地図上でちょっと拾って、笹岡議員に負けんばあ資料を持ってこないかと思ひまして見にくいですが、建設課はあんなんがないので、こういう形で拾ってみた経過はありますが（資料を示しながら説明）、赤が古い昭和55年以前の建物という形で残っています。それがやはり問題で、3分の2ぐらいあります。

それと道に関してです。セットバックがいけば4メートルの道になるということですが、4メートルでも今の基準、消防車両、皆様方が乗りゆう普通車にしても狭いと感じます。行き違いができる道ではないため、もうちょっと広い道がまちづくり上で言えば必要です。それをどうすればいいかとなれば、今現在、香美市の補助金の中で新築、リフォーム、旧家屋の取壊し等、それと子育て支援の住宅支援、それと併せて香美 i n g WOOD事業とか、この区域だけでなく香美市全体という形にはなっていますが、そう

いうものの促進。その他何かできればというのが各課で協議となりますが、やはり予算の問題もあるため、所管も入るのできついのかと思いますし、最終的には民意、地元の協力、それと予算的措置があれば区画整理事業しかないのかと思います。そこでできますと、まちづくりの中心であります命の道が当然できるものと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 空き家の問題もありますし、香美市の土佐山田町なんかも住宅に対する需要が高いんじゃないかと。特に、地震とか津波問題も含めて香美市に移ってきたいという流れがあるんじゃないかと思いますが、もし可能であれば定住推進課のほうで、そういう需要が高ければ、空き家も含めて結構この辺もセットバックが可能になる地域も生まれてきているんじゃないかと思いますが、それに何か意見がありましたら。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

土佐山田町の中心街におきまして、空き家の需要というのはあまり聞いたことはございませんが、香北町とか物部町のほうには空き家もございますので、そちらの空き家バンクについては進めているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

豪雨時に土佐山田町の中心街に悪水を運んでくることがあります。佐岡からの用水路は、1998年（平成10年）の豪雨で商店街通りをすさまじい勢いで流れる川状態になりました。それを受けて対策プロジェクトを設置し、県と市、雪ヶ峰東側で転倒堰工事を行って、物部川に排水するようにしました。なぜかと言えば、山に用水路をつくっていますので、山からくる水を全部受けて鏡野中学校のところに運んで、農協を通して今のダイソーのところの水浸しになって、その水が商店街をずっと流れていました。そして、鏡野川はこれまでに具体的な対策を講じていないのではないのでしょうか。この二つの用水路の豪雨対策は今後どのように進めていくのでしょうか。お願いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

御質問の用水路は、それぞれ杉田ダム土地改良区、鏡野川水路管理組合が維持管理する用水路です。豪雨時には、水路管理者により取水口で取水する水量を調整することや、各所に設置されました洪水吐施設といったゲートを操作して、市街地に流入する水量を制限する対策を講じております。今後も水路管理としては、先ほどの豪雨時対策のほか、水路管理者による水路のしゅんせつ、ごみの除去等を行い、引き続き適正に管理を行っていくよう考えています。なお、近年では異常気象などによる集中豪雨や局地的豪雨な

どが発生し、水路機能の想定を超えるような事態が起こるかもしれません。豪雨時などは気象情報等に留意し、用水路の周辺に近づかないなどの自己防衛にも心がけていただくことも大切であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 土佐山田町は前からこの排水問題は大変でありますので、庁舎内で連携してプロジェクトチーム等での総合的な検討が必要じゃないでしょうか。

それと、もう一つは、今高齢化が進んでいますので、用水路を管理している方々も高齢ですので、どこを流れているかという配置図等の図面を担保する必要があるんじゃないかと思いますが、その2点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 土佐山田地区のまちづくりにおきまして、やはり排水問題、浸水問題が課題ということは皆が認識しております。その中で、あけぼの街道ができたことにより、ある程度の下水处理ができたこともあります。いまだに浸かるところが多々あるため、庁舎内におきましてもある程度風通しが良くなってきて、いろいろ話せるようになったということもありまして、平成27年ぐらいから当時の上下水道課長、退職されました安井課長と私のほうでいろいろ協議をし始めました。ただ、二人で話しますと、やっぱり行きつくところにいろいろ問題ができてくるがですけど、そのことを私たちの代で済む話ではないので、技術屋として後へ残して検討していくという形の中でやっていますので、平成28年に私的な集まりで土佐山田地区浸水対策プロジェクト会議というのを立ち上げております。その中で、年に2、3回になります。問題点を抽出しまして、今後の検討課題として各課でできることを持ち帰って、各課で予算要求して現地ですていく形としております。技術屋が中心の集まりですので、必ず現地へ行って、高さ等の確認、どうもっていったらいいのかを皆で話すようにしています。決して会議室ですることではなく、事件は現場で起こっておるということもありますので、現場へ行くようにしています。また、農業用水がやはりネックで、農業用水に排水が入り迷惑をかけようということもありますので、農林課のほうにも入っていただいてシステムを構築し、現在も年に2、3回の会議をして進めております。

それと、排水対策の地図ですが、各課で用水路網の地図は現地へ運ぶことで把握はしておりますが、公表できるだけの物は作っておりません。今後、どのような形で公表できるかが課題とは考えますが、ただ、末端部分につきましてはどちらへ流れようか分からない、高さの関係がおかしいというところもあって、なかなか公表までいっていないというのが事実でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 真ん中のところがまだ浸るという話も聞きましたが、ぜひ検

討していただいて、総合的な検討ができればと思います。

③に移ります。

決壊した場合、浸水想定区域に民家や公共施設があり、人的な被害のおそれがある防災重点ため池が、本市にある39か所中23か所が位置づけられています。今後の耐震対策も含めてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） ため池は通常、築造年代は大半が江戸時代となっております。非常に古く、管理についても不透明なところが多く、近年、異常気象や地震などにより多くのため池が決壊し、甚大な被害が生じたことにより、平成30年11月に防災重点ため池を県にて公表しており、香美市においても防災重点ため池として23か所公表しています。その中で緊急順位を定め、関係者や地域の同意後となりますが、ため池の諸元、貯水量、堤体高等を調査及び情報整理を行い、耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、また廃止対策などの防災工事を計画しています。香美市においても本年度より県営で随時調査に行っています。老朽し危険なため池については、改修などのハード対策がとればいいのですが、時間と莫大な費用、また未知の断層などの想定外の事態も考えなければならないため、全ての防災重点ため池の対応は無理となります。そのため、現在、人的被害を与えるおそれの高い防災重点ため池について、ハザードマップを作成しています。ハザードマップを作成することにより、浸水想定区域、到着時間、避難所等への状況に応じた避難、ため池以外の災害との関係などが把握でき、ハード整備の追い付かないところをソフト対策にて補えればと考えています。ただし、作っても住民の皆様がどう利用・活用するかが課題であるため、今後、関係機関及び防災担当部署などとの連携が重要であるとも考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ④に移りたいと思います。

気候変動と気候の危機、そして激甚豪雨、激甚気候について、環境省が「2100年の未来の天気予報」というのを発行しています。偏西風がブロックされるブロッキングが起こっていると、線状降水帯が発生しやすくなっているということで、香美市も直撃するリスクが高まっているんじゃないでしょうか。そこで伺います。2006年に合併して14年たちましたが、一体の香美市をつくるためにも防災面からも、香美市を走っています国道195号の、杉田ダムから橋川野南側のり面の対策が必要ではないでしょうか。また、途中で止まっている、通告では通学路となっていますが、歩道も必要ではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国道195号であるため、道路管理者である県土木事務所を確認を行いました。市から毎年のように冠水及び倒木等対策について要望のある箇

所で、現在、排水路対策については一定処理を完了しています。また、のり面対策については防災総点検の危険箇所について、用地等の協力が得られた箇所から予算範囲内にて実施していくとのこと。

また、通学路ではない歩道についてですが、一部切れて中がないような形になっておりますが、結局、利用者がいないからできていないという認識であります。今後、用地、その他の協力があれば県のほうでも検討はしますし、利用者等の推移を見まして事業に上げていくことは可能ということ。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 災害時にあそこが遮断されますと、この間もそうですが、物部町の別府の奥もずっと遮断していますので、香北・物部地区が孤立する危険性を持っています。これからの雨の降り方も含めて、線状降水帯が2018年7月豪雨もそうですが、あそこに止まってしまうという地域じゃないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

⑤に移ります。

スクリーンにあります。アンパンマンミュージアム東側の川上谷川豪雨対策と、裏側の急傾斜地崩壊危険箇所の対策についての見解を聞きたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほど少し述べましたが、当箇所については土砂災害危険区域、先ほども言いました三つの箇所として、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が高知県土砂災害危険箇所マップ及び市の防災マップ等で公表し、危険喚起を行っています。土砂災害区域については警戒避難体制を構築し、土砂災害による被害を防止するため、昭和41年より調査を開始したものです。2万5,000分の1の地図上で土砂災害のおそれのある箇所を図上から調査、想定した箇所で、法的な位置づけはありません。なお、当箇所、渓流部についてですが、平成2年に砂防指定され、県にて堰堤及び流路工整備を行っています。砂防指定以外の河川施設については、市において災害復旧等を行い、砂防施設については定期的に県が確認を行っており、市においても隣接林道点検もあることから降雨時の調査は行っており、現在、被害等の兆候はありません。今後、兆候などがあれば県土木とも協議し、現地確認は行っていきたく思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 香北町にとって、また香美市にとってもシンボルのアンパンマンミュージアムですので、ここが影響を受けるということは、まあ日本の場合には何か災害が起こったら対策をやるけど、これからはそれでいいのかも含めて、香美市の財産としても議論するべきことが必要ではないでしょうか。ぜひ香北支所も含めてこの問題

を協議していったって、今の自然災害が起こることも検討に上げていただけんかと思えますけど、支所長なんか意見がありましたら。

○議長（比与森光俊君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

この問題につきましては、住民からもまだ全然話ありませんでしたが、もちろんアンパンマンミュージアム周辺についてはやはり大事な場所ですので、支所としても環境整備とかいろいろしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 平成16年の防災マップから、今回の防災マップは後ろの木が広がっています。ぜひ、検討いただきたいと思えます。

次に、⑥の問題です。スクリーンをお願いします。

これが平成16年の防災マップ、大栃の町です。これが旧の支所です。大栃の中心街です。それが次の最近の防災マップで赤いところが危険警告、本当に危ないところですから、これを見ていただければ分かるとおおり、大栃の町も大変危険な状態が広がってきているんじゃないでしょうか。大栃の町、物部町の再生のためにも、そういう特別警戒区域になっていますので。そこで質問します。旧の防災マップは平成16年で新しい防災マップは昨年ですが、特別警戒区域も明確にされ、大栃の町全体に広がる深刻な位置づけと受け止めるべきではないでしょうか。地域の存続にも関わる、旧物部支所や中心街の裏山の急傾斜地崩壊危険箇所の対策は急務ではないでしょうか。見解をお聞きます。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当箇所につきましても、先ほどと同じになりますが、防災マップ等により公表し、危険喚起を行っている箇所となります。現在のところ、山腹崩壊等の兆候は見られていません。今後も兆候などがあれば県土木事務所、関係機関と協議し、現地調査は行っていかなければならない地区と認識しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今後の町をアピールしていくためにもここはよく検討する必要がありますので、近藤支所長も何か意見がありましたらお願いします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 笹岡議員の質問にお答えいたします。

現在、自分もこの質問をいただいて、近隣の方にも後ろのほう大丈夫やろうかねとかいうことでいろいろ聞きました。現在のところ山腹崩壊の前兆はないので、今後、前兆などがあれば県と土木事務所、建設課、物部支所等で連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今動き出した、この前言った保育や小学校、中学校の活性化検討委員会等でも情報提示が必要かもしれませんので、ぜひ検討してください。

最後の8番目の質問に移りたいと思います。

物部川の治水対策です。

2018年7月豪雨に対する治水対策では、特に前高知河川国道事務所所長には大変お世話になりまして、先頭を切って御尽力いただきました。協力に本当に感謝したいと思います。その成果を7月29日に物部川流域に関係する日本共産党の県議会議員、市議会議員と国政対策責任者で、国土交通省高知河川国道事務所から防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策の取組や監視カメラ、また、平成30年7月豪雨災害復旧工事などの概要を丁寧に説明いただきました。そのときには、井上建設課長をはじめ3市の担当課長も同席いただき、説明もいただきましてありがとうございました。その調査を踏まえて伺います。国土交通省が8月6日、物部川の水害対策強化として、流域治水協議会を設置したとの発表がありましたが、その役割と今後の取組についてどう展開されていくのでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在まで、あらゆる部門で部門別に様々な組織、協議会があり、その部門にて最善の策を検討してきていると思いますが、横のつながりとかがなく、私も治水担当課としては苦慮していました。近年、気候変動等による水災害リスク増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけではなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、流域治水対策を主体的に取り組む社会を構築する必要があることから、国土交通省にて水害対応の強化と水害軽減における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築し、対策を実施するために、県や流域自治体とともに物部川流域治水協議会を8月6日に設立しました。現在、当協議会にて今後連携して取り組むべき対策として、堤防強化、河道掘削、集水域の整備、ダムの在り方、情報提供（避難の在り方）、長期浸水対策などを主な観点とし、今後、議論・検討を行い、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを本年度中に策定となっています。この中で、懸案であります永瀬ダムの恒久的な対策も一部検討ができればというふうな形で考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） NHKの防災アプリを見てみると、物部川の水位がすぐ分かるような状態になっていますのでごくあれですが、そこで、物部川改修期成同盟会との関係はどうなっていくのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 物部川改修期成同盟会につきましては、流域3市、高知市がない3市で構成し、地域でやるような形のものとなっています。地域の川を守るためにどうしたらいいかという検討をすべき会で、内容的に先ほどの流域治水協議会との違いはといいますと、物部川改修期成同盟会はやはり3市が主体となっています。今度の流域治水協議会につきましては、メインが国と県、河川管理者が主体となっており、幅広く検討するという形になってきております。私が会議へ出て感じたことは、全体的な想定の中で、今まで管理者が先頭を切っていくということはなかなかなかったものが、管理者が考えてくれて、その中で意見を聞いてやっていくというふうな形です。ただし、ソフト事業も入って来たりしますので、治水担当課、物部川改修期成同盟会の一員としましては、ハード面的なところを国・県へ要望して行って、その中でいけたらいいのかなという認識でもありますが、ただ、ハードだけ先走ってもいけませんし、ソフトとハードが一緒に進むような形態をとっていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、これから流域治水協議会が大きな役割を果たしていくと、管理者や国・県が主体になって、市町村3市も結びついていくという認識でいいのでしょうか。

そこで、流域治水プロジェクトということ为先ほど言われましたが、それはどういう感じの構想イメージを持っているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今現在、前回流域治水協議会を行った中で、取り組まなければならない五つの観点を言いました。その部分を一応取りまとめて、南国土佐のものづくり物流拠点と暮らしを守る治水対策という形で、現在まだ案の段階ですが、まとめて提言といいますか、今後動きとして予算要望の資料という認識をしていますが、そういう形の中でプロジェクトとして整理していこうということやと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） スクリーンで、この間物部川の工事をしていただいたところを含めて入れています。ここが一番引き堤も含めてやったわけですし、ここにカメラもすえてかなり情報、推計等が出ていますので、改修されてきていますが。現在の豪雨強度で、担当課長の認識として100年に1回に耐え得るという国土交通省の改修等についての認識はどうでしょうか、豪雨強度としての対応は。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 豪雨強度は治水安全度という形で河川ではするみたいですが、下ノ村の引き堤によっておおむね20分の1の治水安全度が確保されているということです。引き堤によって毎秒3,700立方メートルが流れる量となっております。

ています。ただ、運用によりまして、今話がよく出てきます事前放流により、ある程度溜まる量の確保等の運用での検討というのは明らかにしてもらわないと、下には影響が多いダムだと認識しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この前も事前放流をやっていただいて本当にありがたいですが、さきにも紹介しましたが、議員のバイブルとしゅう議員必携で、活性化の方策というのが提案されていまして、今日の地方自治は、国際化等の進展と環境や人権問題など主要自治の区域を越えたグローバルな課題まで、深刻な影響を受けているということ指摘されています。今回のコロナ禍はそのことを一層鮮明にしたのではないのでしょうか。今こそグローバルな視点でローカルに生きるという、これからも一層執行部と議会が有機的に機能してウイズコロナ、アフターコロナを乗り越えていく、私自身もこのことを努力することを申し上げまして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

次の会議は9月11日、午前9時から開会します。

（午前 11時46分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 5 号)

令 和 2 年 9 月 1 1 日 金 曜 日

令和2年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和2年9月1日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日金曜日（審議期間第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 76号 令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 85号 令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86号 令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87号 令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 90号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 92号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 93号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 94号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 96号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 97号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 98号 香美市まちづくり計画の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和2年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第11日目 日程第5号)

令和2年9月11日(金) 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1 | 議案第 | 76号 | 令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第 | 77号 | 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第 | 78号 | 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第 | 79号 | 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第 | 80号 | 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 81号 | 令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 82号 | 令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 83号 | 令和元年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 84号 | 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 | 85号 | 令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 | 86号 | 令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 | 87号 | 令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第 | 89号 | 令和2年度香美市一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第14 | 議案第 | 90号 | 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第 | 91号 | 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |

号)

日程第16 議案第 92号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第2号）

日程第17 議案第 93号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正
予算（第1号）

日程第18 議案第 94号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第 95号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第 96号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第 97号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第22 議案第 98号 香美市まちづくり計画の変更について

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

初めに、14番、大岸眞弓さんから発言を求められておりますので、これを許可します。自席でお願いします。14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お時間をいただきまして済みません。私の初日の一般質問で、教員の多忙化解消のところでアンケート結果に関する質問があったのですが、そのときの私の再質問で、順位を間違えて紹介してしまいましたので訂正させていただきたいと思います。

3位が「定時退校日・学校閉庁日・最終退勤時間の設定」と申しましたけれど、「行事の削減や精選」が3位となっております。これ誤りでしたので、そのように訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比与森光俊君） ただいま、14番、大岸眞弓さんから、一昨日の一般質問での発言の一部訂正の申し出がありました。会議規則第65条の規定によりこれを許可いたします。

日程第1、議案第76号、令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第77号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第78号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第79号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第80号、令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第6、議案第81号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第7、議案第82号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第8、議案第83号、令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第9、議案第84号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第10、議案第85号、令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第11、議案第86号、令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第12、議案第87号、令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第13、議案第89号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第14、議案第90号、令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第91号、令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第92号、令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第93号、令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第94号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第95号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第96号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第97号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第98号、香美市まちづくり計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第76号から日程第22、議案第98号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所

管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は、９月１７日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、９月１７日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

御報告いたします。請願第１号につきましては、昨日紹介議員でありました舟谷千幸議員から取り下げの申し出がありましたので、これを許可いたします。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 ９時０９分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 (第 6 号)

令 和 2 年 9 月 1 8 日 金 曜 日

令和2年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和2年9月1日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月18日金曜日（審議期間第18日） 午前 9時29分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	横山和彦
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	農林課長	川島進
企画財政課長	佐竹教人	農林課参事	澤田修一
会計管理者兼会計課長	萩野貴子	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 76号 令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 84号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 85号 令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86号 令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87号 令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 90号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 92号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 93号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 94号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 96号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 97号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 98号 香美市まちづくり計画の変更について
 議案第 99号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）

議員提出議案の題目

- 意見書案第 9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
 意見書案第10号 新型コロナ感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）を求める意見書の提出について
 意見書案第11号 少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書の提出について
 意見書案第12号 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて、利用者負担増とする特例措置の撤回を求める意見書の提出について
 意見書案第13号 国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書の提出について
 意見書案第14号 消費税減税を求める意見書の提出について
 意見書案第15号 種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書の提出について
 意見書案第16号 妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書の提出について

議事日程

令和2年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

（審議期間第18日目 日程第6号）

令和2年9月18日（金） 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第 76号 令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
 日程第2 議案第 77号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第3 議案第 78号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第4 議案第 79号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第5 議案第 80号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第6 議案第 81号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
 日程第7 議案第 82号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

- 日程第8 議案第 83号 令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 84号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 85号 令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 86号 令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 87号 令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 89号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第 90号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 91号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第 92号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 93号 令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 94号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 95号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 96号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 97号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 98号 香美市まちづくり計画の変更について
- 日程第23 議案第 99号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第24 意見書案第 9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第10号 新型コロナ感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）を求める意見書の提出について
- 日程第26 意見書案第11号 少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書の提出について

- 日程第27 意見書案第12号 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の取扱いについて、利用者負担増とする特例
措置の撤回を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第13号 国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援
金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見
書の提出について
- 日程第29 意見書案第14号 消費税減税を求める意見書の提出について
- 日程第30 意見書案第15号 種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書の提出につ
いて
- 日程第31 意見書案第16号 妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書の提出につ
いて

日程第32 議員派遣の件

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時29分 開議)

○議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議の日程につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議の結果につきましては、議会運営委員会委員長、利根健二君より協議結果報告書が提出されております。御覧いただきまして、御確認をよろしくお願いいたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第76号、令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、議案第98号、香美市まちづくり計画の変更についてまで、以上22件を一括議題とします。

初めに、9月11日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生常任委員会の審査結果につきましては、お手元に配付した委員長報告書のとおりであります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第76号から議案第87号までについては、予算決算常任委員会委員長から休会中の審査とする旨の報告がありました。

お諮りします。予算決算常任委員会委員長報告のとおり、休会中の審査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第87号までの各案件は、休会中の審査とすることに決定しました。

これから、議案第89号から議案第98号までの10件を一括して採決いたします。

以上10議案に対する委員長の報告は可決であります。10議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第89号ほか9件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第23、議案第99号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）から日程第31、意見書案第16号、妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書の提出についてまでの9件は、追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、日程第23、議案第99号から日程第31、意見書案第16号までの9件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第23、議案第99号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第99号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）について、説明をいたします。

令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億1,216万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月18日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、7月の大雨により不足が見込まれている農業用施設災害復旧事業費の追加のほか、地方債の補正を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書11ページから13ページまでと、款項目節の内訳14ページから15ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

次に、10ページの「第2表 地方債補正」につきましては、農林水産業施設災害復旧事業の変更でありまして、限度額の総額を24億5,912万8,000円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。細部説明書の2ページでちょっと伺います。

農業用施設が追加補正で出てるんですけど、それは今までの分の件数に追加されているのか、全部の件数と、それから農地の分は今回初めて指定があったと思うんですけれ

ども、その場所、何件かということも含めてお伺いします。

それと、市債内訳の裏面になりますけれども、説明のところに農地の分では分担金がちょっと書かれていなかったもので、そこは24万円が発生するのではないかと思ったので、そのあたりをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

7月豪雨におきましての被災という形になります。農地農業用施設災害ですので、主に農地、田んぼ、畦畔、山留めとかのつえた部分がメインとなり、ちょっと調査が遅れたということで、今回追加という形となりました。それと、8月25日に内閣府により7月豪雨が全国的な激甚指定という形になった関係で、農地災害の小額災害等が使えることが確定しましたので、今回計上しました。また、一部、農地災害、農業用災害におきまして、早急にかかればならないという形での補正です。

全体件数となりますが、単独災害としまして11件、小額災害としまして3件の14件を計上し、予算不足が生じたという形となります。そのうちの小額災害3件が農地となりますが、場所は、土佐山田地区の楠目が2件、町田地区が1件で、畦畔及び前の谷側と山側のつえた土砂取り除き程度となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 細部説明書4ページの現年補助災害の分担金が抜けているのではないかと御指摘でございます。議員御指摘のとおり、分担金といたしましては24万円が相当するというところでございますが、起債の計算上関係がないために、今回省かせていただいておりますが、なお分かりやすい表記に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第99号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、意見書案第9号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財

政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、意見書案第10号、新型コロナウイルス感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第10号、新型コロナウイルス感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

この問題を考えるときに大切な視点は、新型コロナウイルス感染症が広がる以前から、政府による医療報酬額の抑制によって、医療機関は慢性的に財政基盤が脆弱になっていたことです。その状態に加え、新型コロナウイルス感染症患者が激増したため、5月1日に日本医師会・四病院団体協議会が新型コロナウイルス感染症における診療体制に関する要望書を提出し、5月18日には日本医師会が第2次補正予算に向けた医療機関等の支援についてとして、新型コロナウイルス感染症を受け入れている医療機関への支援を極めて具体的に提案・要望してきました。

今回の意見書も8月11日に与党・野党の超党派で、中谷 元衆議院議員が共同代表を務めるコロナと闘う病院を支援する議員連盟が、新型コロナウイルス感染者を受け入れている医療機関への損失補填100%を含む政策提言を、政府に申し出たことを後押しするも

のとなっており、予備費の即時活用により医療機関の運営費を確保し医療崩壊を防ぐ、病床確保支援により万全の体制を期する、全国民総検査体制の確立により感染拡大の防止を積極的に推進する力となるものです。

コロナ禍で明らかになったのは、最前線で自らも感染するリスクを抱えながらも、必死に生命をつなぐ医療機関の必要不可欠な役割ではないでしょうか。政府は第2次補正予算の10兆円の一部を重点医療機関、協力医療機関などに病床確保料として支援する方向は出てきていますが、この間の損失を補うには至っていません。小規模医療機関は対象から外れるなど、医療崩壊の危機を脱する状況にはなっていません。

今後、新型コロナ対策が長期化する中で、香美郡医師会に加盟する医療機関も、協力医療機関としてPCR検査など新型コロナ対策に加わってくることが考えられます。コロナ感染者を受け入れている医療機関への損失補填100%を制度化することは不可欠だと考えます。

以上を述べまして、安心・安全のまちづくりのベースである医療機関を守る対策である本意見書案への賛成討論とします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

次に、日程第26、意見書案第11号、少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、意見書案第12号、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービ

ス事業所の人員基準等の取扱いについて、利用者負担増とする特例措置の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 提出者にお尋ねいたします。

私は、介護サービス事業というのは、あくまでもサービスを提供するサービス業であるという認識をしております。サービス業であれば、提供するサービスの内容に違いがあることで、競争の原理が働いているんだろうとっております。利用者とその家族の方は、事業所を選択する自由があると、選択肢がいろいろあるようになってくると思っております。介護度によって受けるサービスの内容には限度額が設定されておりますので、これをオーバーすれば、当然、オーバー分は全額が自己負担ということになるかと思っております。

ただし、ケアマネジャーさんがおいでますから、制度は熟知しているはずでございます。本人と、本人というのは利用者さんですが、家族と相談しながら、サービスの内容について設計していくということで、限度額をオーバーするようであれば、その時点で分かってくるはずなんですね。ですから、ほとんどのケースで限度額をオーバーすることはないんだろうとっておりますけれども、香美市内での利用者の方で、実際限度額をオーバーしてサービスを受けているという方が何人おられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 何人かというのはちょっと調査できておりませんが、何人かのケアマネジャーさんにお聞きしたときには、そういう方がおいでというお話を聞いております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、意見書案第13号、国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書の提出についてを

議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。日本共産党を代表して、意見書案第13号、国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

新型コロナ感染拡大を受け緊急事態宣言が発令され、自粛要請、休業要請が行われました。これにより多数の事業者は経済的損失を被り、事業継続が危ぶまれる状況に追い込まれました。政府は当初、損失補填は行わないとしてきましたが、自粛と補償は一体であるとの世論に押され、持続化給付金を第1次補正予算で成立させました。しかし、問題は、この給付金が課税対象とされていることです。

経済産業省の持続化給付金に関するQ&Aでは、持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、用途に制約のない資金を給付するものです。これは税務上益金に算入されるものですが、損失のほうが多ければ課税所得は生じず、結果的に課税対象とはなりませんと記載されております。条文の解釈も検討せず、経費のほうが多ければ税金はかかりませんという説明だけで、課税対象扱いとしています。つまり、所得税では収入金額として、法人税では益金算入するということです。裏を返せば、いつでも差押え可能な債権となるということです。一律10万円の特別定額給付金は非課税、差押え禁止財産としているにもかかわらずです。

政府は緊急事態宣言を発令し、自粛要請、休業要請を国民、事業者にお願いしました。国民、事業者はお願いされたのです。それにより大きな影響を受けた事業者に対して、その経済的ダメージを和らげ、中小企業、事業者の事業継続、すなわち生存権を保障するための国から給付されたものが持続化給付金です。つまり、持続化給付金は見舞金のような性質を有するのではないのでしょうか。事業所得における見舞金の取扱いは、国税庁の見解では課税対象とはなりません。また、県の休業協力金、市の持続化給付金等についても同様のことが言えるのではないのでしょうか。

国の持続化給付金を申請したある法人事業者は、200万円が支給されて事業をつなげた。経費も削減して何とか踏ん張っているのに、200万円の益金算入で60万円の税金が発生すると税理士に言われた。来年度払えるかどうか不安だとのことでした。また、ある個人事業主は、事業存続のため、従業員に休んでもらい、テイクアウトをした

りして努力してきた。国の持続化給付金、県の休業協力金を申請して給付となったが、課税対象となるとのことでショックだと述べられていました。

今、コロナ禍の下で政治に求められているのは、明日が見えず苦しむ事業者をこれ以上苦悩させることなく、従来の狭い解釈からの課税にこだわらず、少しでも業者の不安を取り除くことに力を注ぐべきではないでしょうか。政府には思い切って解釈を転換し、国の持続化給付金等や地方自治体の給付金、支援金等に対しては課税対象外とするので商売に集中してください、そして、このコロナ危機を一緒に乗り越えましょうというメッセージを届けていただきたいと要望いたします。

以上を申し上げ、本意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第13号は、否決されました。

次に、日程第29、意見書案第14号、消費税減税を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表しまして、意見書案第14号、消費税減税を求める意見書案に賛成の立場で討論をします。

さきの一般質問でも総務省が示すこういう図を皆さんに示してまいりました（資料を示しながら説明）。このオレンジの部分が家計部門です。GDPは家計部門によって上がるか下がるかになります。ここが企業部門。こちらが公的なお金です。オレンジが家計部門であります。以上の点を踏まえて、日本のGDP、国内総生産の中で、企業部門は約17%に対し、家計部門は約60%を占めており、企業部門の3.5倍の経済波及効果をもたらします。今、リーマンショック時を超える戦後最悪のGDP下落の中で、

アフターコロナを考えたときに、購買力を喚起する施策として、どうしても必要ではないでしょうか。市民は、先行き不透明な中で、家計に占める食料費の割合であるエンゲル係数は2015年から上昇していますし、野菜など食料品自体の値上がりもあり、不必要な支出を控えていることが大きな要因ではないでしょうか。

消費税が導入されたのは1989年、平成元年でした。そのときに日本の借金は161兆円だったものが、現在では1,000兆円以上跳ね上がり、1985年、昭和60年からの電電公社や国鉄、郵政などの三公社五現業が民営化されました。労働者派遣法が導入されました。雇用環境が大きく後退したことも反映して、給与やボーナスなど個人の所得、可処分所得が減り続けてきたことを直視する必要があります。その反動として国税が落ち込み、慢性的な財源不足に陥り、赤字を補うため借金を重ね、地方自治体の財源である地方交付税交付金の財源が確保されない深刻な事態を招いています。

今必要なことは、新型コロナの被害は深刻な広がりや長期化が予想されており、その収束のめども立っていない中で、どう効果的な景気対策を行うかが問われています。今、政府も消費税10%増税時点で景気が後退していたことを認め、与党の中からも減税の声が上がっており、消費税の減税が最も効果的な経済対策になると思います。税の鉄則である応能負担の原則を担保し、税金の取り方、使い方を市民目線で民主的に進める必要性を訴えて、消費税減税を求める意見書案に賛成の討論とします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第14号は、否決されました。

日程第30、意見書案第15号、種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） ないようですので、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君）

1 3 番、山崎龍太郎です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第 1 5 号、種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

現在継続審議となっている種苗法改正案は、改正の目的をシャインマスカットやイチゴなどのブランド品が海外に持ち出され、経済的損失を受けているからと説明しています。しかし、農家の自家増殖と海外流出を結びつけるのは無理があります。なぜなら、種苗は誰でも持ち出しできることから、農林水産省自身が、種苗などの国外への持ち出しを物理的に阻止するのは困難であり、海外で品種登録することが唯一の対策だと認めているからです。まず、法改正の根拠が曖昧だと言わざるを得ません。

もともと 1 9 7 8 年に制定された現行の種苗法は、国や自治体、民間企業などが開発した新品種について、開発者の権利、育成者権を保護するためにできた法律です。米や野菜など全ての農作物において、登録品種は自家採取した種を勝手に販売し譲渡することは禁じて、育成者権を保護しています。一方で、農家の育種技術の果たす役割、利用実態も踏まえ、自家増殖も認めるという日本の農業に適合した法律となっています。それを変えれば農家に不利益となり、バランスを欠くこととなります。

政府の法改正の狙いは、種苗の開発者の権利を特許と同じ扱いにし、登録品種の種子を全て農家に購入させることにして、民間企業のビジネスチャンスを拡大することにあるのではないのでしょうか。

もう一つの懸念は、自家増殖を許諾性とする登録品種を省令で徐々に増やしてきていることです。2 0 0 6 年に 8 2 種類だった登録品種が、種子法が廃止された 2 0 1 7 年には 2 8 9 種類、2 0 1 8 年には 3 5 6 種類、2 0 1 9 年には 3 9 6 種類となっています。また、登録品種は全体の 1 割でしかなく、ほとんどが一般品種だから問題ないとしていますが、地域ごと、品種ごとで見する必要があります。私たちに身近な北海道のバレイショや茨城県のアスパラガス、栃木県のイチゴ、香川県のキウイフルーツ、群馬県のレタスほか 2 2 品種の重点作物で、登録品種が高い割合を占めています。千葉県のスツマイモなども登録品種で、生産に必要な種苗の量を確保するため、あるいは、種苗購入費を節約するため自家増殖をしているのです。このような産地や品種において自家増殖が有料の許諾性となれば、農家の負担の増大、ひいては野菜価格の高騰を招き、消費者にも跳ね返ることとなります。

そして、何よりも懸念されるのは食の安全性です。現在、世界の種子市場を席卷するモンサントや住友化学などの企業は、農薬、化学肥料とセットで種子のビジネス展開をしており、遺伝子組み換え、ゲノム編集の種苗にも取り組んでいます。ゲノム編集食品は日本では昨年の夏許可されました。表示義務がありませんので、消費者は選べません。種子法廃止や種苗法の改正で、ますますこうした農作物の流通が促進されることを懸念します。

種苗法の立法に携わった元農林水産省種苗課長の松延洋平氏は、品種改良は農家の自家増殖と育種なしに発展し得なかった。農家の自家増殖を原則禁止にすれば、農家育種は崩れ、結果的に日本の育種力の低下につながると改正案に懸念を示し、国際競争力のある農業の発展は、農家の営みと努力を生かしてこそ可能だと述べています。

種子、種苗は公共の財産であり、命の源です。自国でしっかり守るべきものであること、そのために小規模農家を存続させる必要があることを申し上げ、本意見書案に賛成の討論とします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第15号は、否決されました。

次に、日程第31、意見書案第16号、妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 提出者にお伺いするのですが、この意見書案につきましては、昨年10月に高知県議会本会議におきまして、日本共産党の県議から一般質問されたところから来てるんだろうとは思っておりますけれども、この一般質問を受けて、県では、県下の全市町村に意向調査をしております。その意向調査というのは、この制度についてどうするんですかということなんですが、ほとんどの市町村が実際ノーという答えを出しています。それは恐らくは財源の問題があるかと思えます。特に高知市なんかは乳幼児医療費拡充の優先度が高いということで、明確に拒否をしているというふうにも聞いております。つまり、県が導入しようとしても、市町村の反対が強いということで、現在まで導入はされていないという経過があるようです。

全国的に見れば、この意見書案には記載されておられませんけれども、事業実施主体が都道府県の場合と市町村の場合の2種類あるようでして、都道府県が実施主体になっているほうが圧倒的に多いようですけれども、この案を見る限り、どちらが事業実施主体になるべきなのかということが記載されておられません。やっぱり補助制度になるわけですから、そこが明確でないと県もなかなか対応しづらいのではないかと感じておりますが、提出者の方はどちらを考えているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 昨年の県議会での質問のこともありますが、私と

しましては、まず県のほうにこういった妊産婦医療費助成制度を創設していただきたい。それに伴って、助成制度でありますので、市町村がそれに手挙げをするかどうか、また市町村の状況にもよるとは思いますけれども、まずは県にという思いで提出いたしました。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会議に付されました事件は全て議了しました。

それでは、9月定例会議終了に当たり一言御挨拶申し上げます。

本定例会議では、追加議案第99号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）など議案24件、報告2件、意見書案8件について、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。そして、令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど12件が、休会中の審査となったところであります。10月30日開会の決算認定臨時会議までに審査を終えるようお願いいたします。

一般質問では、13人の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問がなされました。執行部におかれましては、しっかり精査されまして、市政運営に生かしていただきたく思います。

9月1日に開会しました頃には日中の暑さはまだまだ厳しいものがありましたが、そ

の暑さも少しは和らいできたように思います。新型コロナウイルス感染症には今後とも注意しなければならない状況にあります。対策には十分留意され、議員活動に取り組まれるようお願いいたします。

2年前、多くの同僚議員の推挙をいただきまして議長に就任、本日まで御不満な点多々あったかとは思いますが、私なりにこの重責を果たしてまいりました。議員各位、市長をはじめ執行部の皆様に対しまして衷心より感謝とお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に臨みまして一言御挨拶を申し上げます。

9月1日に開催されました令和2年香美市議会定例会9月定例会議も、比与森議長の円滑なる議会運営によりまして、本日閉会の運びとなりました。

比与森議長におかれましては、この2年間、すばらしい議長として議会運営に努めてまいられました。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。

また、本定例会議に御提案申し上げました全ての議案につきまして、適切に御決定を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、この会期中に7年8か月の長期政権を維持されてこられました安倍首相が、体調を理由に急遽退かれることとなり、安倍政権を支えてきた菅官房長官が圧倒的な支持を受けて自民党総裁となり、そして首相となり、菅政権が誕生いたしました。菅新首相は就任の会見では、コロナ対策、また経済対策、改革推進などを重視していることを表明しました。地方自治体の側から見ましても、必要な、重要な課題であると思うところがあります。これらについて積極的に実施をしていただいて、成果を出してほしいと期待するものであります。

本定例会議一般質問では、コロナ関連、高速ブロードバンド、福祉、教育、地域経済支援などについて多くの議員の皆様が質問に立たれました。コロナ関連では6人の方が質問されました。市としましては、国・県の応援をいただき、感染予防について一層の徹底を図るとともに、切実な地域経済の回復、暮らしを守るための施策を効果的に進めたいと考えており、同時に、新しい生活スタイル、新しい社会経済活動スタイルについても定着できるよう、施策を急がなければならないと考えております。

また、地方創生、地域再生については、都市重視から地方重視に切り替えるぐらいの国の思い切った支援・応援が必要であります。地方活性化、香美市、地域を元気にするために、新しい政府、国に対しても引き続き地方の実情を訴え、要望してまいる所存であります。議会の皆様方におかれましても、御理解、御支援をよろしくをお願いいたします。

終わりに、議員各位の御健勝と今後一層の御活躍を心より御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） ありがとうございます。

以上をもちまして、9月定例会議を終了し、令和2年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時17分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和2年香美市議会定例会9月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等	
	8月27日(木)		議会運営委員会
第1日	9月1日(火)	本会議	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明・議案第88号
			全員協議会
第2日	2日(水)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】 議案精査のため
第3日	3日(木)	休 会	〃
第4日	4日(金)	休 会	〃
第5日	5日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第6日	6日(日)	休 会	〃
第7日	7日(月)	休 会	議案精査のため
第8日	8日(火)	本会議	一般質問①
第9日	9日(水)	本会議	一般質問②・協働参画調査研究特別委員会
第10日	10日(木)	本会議	一般質問③・会派代表者会議
第11日	11日(金)	本会議	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会・ 教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会
第12日	12日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第13日	13日(日)	休 会	〃
第14日	14日(月)	休 会	議案審査整理のため
第15日	15日(火)	休 会	〃
第16日	16日(水)	休 会	〃
第17日	17日(木)	休 会	〃
第18日	18日(金)		議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

9月11日(金)	予算決算常任委員会	議案第76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・89・90・91・92・93号
	総務常任委員会	議案第94・95・98号
	教育厚生常任委員会	議案第96・97号
	産業建設常任委員会	請願第1号

決算審査

9月30日(水)	総務分科会	議案第76号
10月1日(木)	教育厚生分科会	議案第76・81・82・83・84・85号
10月2日(金)	産業建設分科会	議案第76・77・78・79・80・86・87号
10月20日(火)	予算決算常任委員会	議案第76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87号

臨時会議

10月30日(金)	決算認定臨時会議	議案第76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87号
-----------	----------	---

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第76号	令和元年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第77号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第78号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第79号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第80号	令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第81号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第82号	令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第83号	令和元年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第84号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第85号	令和元年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第86号	令和元年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第87号	令和元年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第89号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第90号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第91号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第92号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第93号	令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第94号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第95号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第96号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第97号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第98号	香美市まちづくり計画の変更について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

意見書案第9号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和2年9月18日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 島 岡 信 彦

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直
面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、
地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財
政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不
足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記
事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。新型コロナウイルス感染症に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者に対し、緊急経済対策として講じる特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであるが、本来、国が直接対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
総務大臣	武田良太殿
財務大臣	麻生太郎殿
経済産業大臣	梶山弘志殿

経済再生担当大臣 西村 康稔 殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本 哲志 殿

高知県香美市議会議長 比与 森光 俊

意見書案第10号

新型コロナウイルス感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和2年9月18日提出

香美市議会議長 比与森光俊 殿

提出者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 依光 美代子

新型コロナウイルス感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症患者の診断・治療をするにあたっては、一般患者の制限や手術等の制限をせざるを得ない状況にあるため、経営に与える影響が非常に大きくなっています。

元々、多くの医療機関が脆弱な財務基盤となっている中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、多大な損失がでたことで債務超過に陥っている医療機関も出ています。

この間の政府系の金融機関等での一時的な資金繰りは手厚いのですが、借り入れはこの損失を補うことで消失しており、極めて厳しい状況に直面してきています。

医療機関が継続して運営を続けていくためには、特に人件費を含む運営費の確保を含めて、新型コロナで陥った債務超過を解消し、健全な資金調達が可能な状況にする

ことが不可欠です。

よって、政府におかれては、新型コロナ感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）をするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

意見書案第 1 1 号

少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 村 田 珠 美

賛成者 〃 山 崎 晃 子

少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一律に 3 月の臨時休校が要請され、4 月 7 日の緊急事態宣言によって、本市でも臨時休校が延長されました。5 月 2 5 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、学校においては概ね授業が再開されています。

しかしながら、公立小・中学校の普通教室の平均面積は 6 4 平方メートルであり、現在の 4 0 人学級では、感染予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっています。子どもたちのいのちと健康を守り、安心して学習できる教室での社会的距離を確保することが必要です。

7 月 2 日、全国知事会は、全国市長会、全国町村会と連名で、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表しました。子どもたちの学びを保障するためには、「少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が

ぜひとも必要」と強調しています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、今後予想される感染症の再拡大があっても必要な教育活動を継続し、子どもたちの学習権を保障することが最重要だと考えます。

よって、政府におかれては、少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

意見書案第12号

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて、利用者負担増とする特例措置の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和2年9月18日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 晃 子

賛成者 〃 小 松 紀 夫

賛成者 〃 依 光 美代子

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて、利用者負担増とする特例措置の撤回を求める意見書（案）

厚生労働省は6月、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」と題した通知を出しました。

この通知の内容は、「コロナ感染症の影響で利用者が減り減収となった事業所や感染症防止対策に取り組んでいる事業者は、デイサービスやショートステイの利用者の同意があれば、実際の利用料に上乗せして介護報酬を算定してかまわない」というものです。

このことをめぐり、利用者や介護施設などから「戸惑いと怒りの声」が上がっています。

6月25日に開催された「社会保障審議会介護給付費・分科会」の中でも、「認知症の人と家族の会」の鎌田理事は、「コロナ禍で大変な中、利用者の安全や健康を守る

ために頑張っていたいただいている事業所に感謝しておりますが、だからと言って、実際に利用していないサービスの分まで利用者負担にしろというのは理不尽なやり方です。また、それによって限度額を超えてしまった人は、その分を全額自己負担しなければいけません。そして、同意した利用者だけが負担増となって、同意しない人との不公平が生じます」と指摘しています。

今回、介護事業所が運営上大きな困難に直面せざるを得なかったのは、ひとえに新型コロナウイルス感染症の蔓延によるものであり、事業所の責任でも、利用者・家族の責任でもありません。不可抗力による事態を利用者負担で解消しようとする措置は、利用者と事業所の信頼関係を損なうだけでなく、介護保険制度への国民の信頼を揺るがすものであり、国の責任を放棄するものと言わざるを得ません。

よって、政府におかれては、直ちに今回の特例措置を撤回し、介護事業所の減収や感染対策にかかる経費等については、国の責任において公費で補填することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

意見書案第13号

国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和2年9月18日提出

香美市議会議長 比与森光俊 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 〃 笹岡 優

賛成者 〃 山崎 晃子

国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書（案）

コロナ危機に対し国は、中小企業・小規模事業者への救済策の一つとして、今回の感染症拡大の影響を受け、売上が半減した事業者の事業継続を支援するため「持続化給付金」という形で、法人事業者に対し200万円、個人事業者に対し100万円を上限に給付を行っています。あわせて、家賃支援給付金も法人事業者に対して600万円、個人事業者に対して300万円を上限に給付を行っております。

また、自治体においても給付金や支援金を支給し事業者支援を行っております。

しかし、現行の税制度では、国や自治体が事業者に給付する「給付金・支援金」は課税対象となるため、事業者の実質的な受取金額に影響が出てきます。

事業収入の減少を理由に、事業継続を支援するための給付金・支援金であることから、税法上は「収益補償金」もしくは「経費補償金」として課税の対象となります。

しかしながら、今回のコロナ禍における「給付金・支援金」にあつては、緊急時における特例的な救済策であることを念頭に置き、課税対象としないよう措置すべきと考えます。

よつて、国におかれては、事業者が「給付金」「支援金」を満額、事業継続に使えるよう、「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
財務大臣	麻生太郎殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

意見書案第14号

消費税減税を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和2年9月18日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

賛成者 " 大 岸 眞 弓

消費税減税を求める意見書（案）

内閣府が8月17日に発表した2020年4月～6月期の国内総生産（GDP）は前期比7.8%減、年率換算で27.8%もの減となり、リーマンショック時を超える戦後最悪の下落となりました。雇用者報酬がマイナス3.7%となり、とりわけ家計消費が30%以上も落ち込んだことがGDPを大きく押し下げた原因となりました。

GDPのマイナス成長は、昨年10月～12月期から3期連続であり、昨年10月の消費税10%増税の影響の上に、今回の新型コロナウイルスの感染拡大が、重大な追い討ちをかけたことは明らかです。

中小事業者は増税による売り上げの減少に加え、コロナ危機での自粛の影響をもろに受け、その多くが、このまま事業を続けられるかどうかの瀬戸際に立たされています。県民所得が全国最低クラスの本県にとって、消費税増税とコロナ危機の影響はより深刻です。

よって政府におかれては、消費税減税に踏み出すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
経済再生大臣	西村康稔殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

意見書案第15号

種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和2年9月18日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 山 崎 晃 子

種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書（案）

農林水産省は今年の3月に種苗法の一部を改正する法案を国会に上程し、現在継続審議となっています。改正の主な内容は、原則自由であった農家の自家増殖を一律に禁止して「許諾制」とすることが主なものとなっています。

政府は2018年に種子法を廃止し、都道府県がコメ、麦、大豆などの主要作物の種子の生産・普及に責任を持つ体制を終わらせました。その前年度には農業競争力強化支援法で、公的機関の持つ種子生産に関する知見を、民間企業に提供することが義務づけられています。

一連の流れは、それまで国民共有の財産として、国の責任で保護育成してきた種子・種苗を、外資系も含む民間企業の支配と独占に道を開くものではないでしょうか。

加えて、今回の種苗法改正案のように農家の自家採取・増殖が一律に禁止され、有料の許可制になれば、農家の経済的負担の増大はまぬがれません。

自家増殖の許諾制は登録品種のみで、ほとんどが一般品種なので、影響はないと言っていますが、地域別、品種別に見れば、登録品種を使用している農家は各県にあり、その中で野菜や花卉は自家増殖している農家が多いことが2015年の農水省の実態調査で明らかになっています。

自家増殖一律禁止の影響は決して小さいものではなく、消費者にとっても農産品価格の高騰や、食の安全性が脅かされる懸念がぬぐえない法改正です。

新型コロナウイルスの蔓延は、食料のグローバル化が脆弱であることを顕在化させました。いま世界では自然に優しく、生物多様性を守る家族農業の役割が見直されています。

食料自給率が著しく低い日本において、食料の安全保障を確かなものにするためには、主要作物の種子は公的な供給体制を維持し、在来品種については地域の共有財産と位置付けて保護、育成し、持続可能な農業にしていくことが必要ではないでしょうか。

よって、政府におかれては、種苗法改正案は取り下げられるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
外務大臣	茂木敏充殿
農林水産大臣	野上浩太郎殿
内閣官房長官	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 比与森光俊

意見書案第16号

妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

令和2年9月18日提出

香美市議会議長 比 与 森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 山 崎 晃 子

妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書（案）

2016年、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援」の方針が決定され「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

2018年12月8日には参議院本会議で「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で成立し、すべての妊婦と子どもに、妊娠期から成人期まで切れ目ない医療・教育・福祉を提供する重要性が明記され、国や地方公共団体、関係機関には必要な施策を実施する責務があるとされました。

周産期医療の充実は、早期発見、早期治療が求められます。しかし、低出生体重児や早産、未受診のハイリスク出産が大きな課題となっている現実があります。切れ目のない医療が提供されるためには、全国すべての自治体で実施されている「乳幼児医療費助成制度」と同様の「妊産婦医療費助成制度」が求められます。

すでに13道県156市町村で行われているこの制度の創設は、「少子化先進県といえる高知県において、安心・安全な妊娠・出産の確立は絶対的に必要なものであり、

妊産婦の健康保持に医療費助成の制度は極めて有力な制度となり得ます」と、高知県産婦人科医会の見解にあるとおりです。

成育基本法の趣旨の実現と少子化対策の充実のために、高知県においても「妊産婦医療費助成制度」が創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 殿

高知県香美市議会議長 比 与 森 光 俊

令和2年香美市議会定例会9月定例会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第88号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第5号）	原案可決	2. 9. 1
議案第89号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第6号）	原案可決	2. 9. 18
議案第90号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	2. 9. 18
議案第91号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	2. 9. 18
議案第92号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	2. 9. 18
議案第93号	令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	2. 9. 18
議案第94号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 9. 18
議案第95号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 9. 18
議案第96号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 9. 18
議案第97号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 9. 18
議案第98号	香美市まちづくり計画の変更について	原案可決	2. 9. 18
議案第99号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第7号）	原案可決	2. 9. 18
意見書案第9号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	原案可決	2. 9. 18
意見書案第10号	新型コロナ感染者を受入れている医療機関への損失補填（100%）を求める意見書の提出について	原案否決	2. 9. 18
意見書案第11号	少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書の提出について	原案可決	2. 9. 18
意見書案第12号	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて、利用者負担増とする特例措置の撤回を求める意見書の提出について	原案可決	2. 9. 18
意見書案第13号	国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書の提出について	原案否決	2. 9. 18

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
意 見 書 案 第 14 号	消 費 税 減 額 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て	原 案 否 決	2. 9. 18
意 見 書 案 第 15 号	種 苗 法 改 正 案 を 取 り 下 げ る よ う 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て	原 案 否 決	2. 9. 18
意 見 書 案 第 16 号	妊 産 婦 医 療 費 助 成 制 度 の 創 設 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て	原 案 可 決	2. 9. 18